

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成28年6月24日

【計算期間】 第18期（自平成26年4月1日至平成26年9月30日）

【発行者名】 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人

【代表者の役職氏名】 執行役員 南 修

【本店の所在の場所】 東京都港区南青山三丁目1番31号

【事務連絡者氏名】 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社
管理部長 磯 浩一

【連絡場所】 東京都港区南青山三丁目1番31号

【電話番号】 03-5770-8973（代表）

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）

1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成26年12月25日提出の有価証券報告書の記載事項のうち、投資法人債に係る一般事務受託者である株式会社三菱東京UFJ銀行の事業の内容の記載内容について、同有価証券報告書の提出後に本投資法人の資産運用会社である積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社が改めて記載内容の確認を行ったところ、確認漏れによる誤記が発見されたことから、これを訂正するため、有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

第二部 投資法人の詳細情報

第4 関係法人の状況

2 その他の関係法人の概況

B. 投資法人債に係る一般事務受託者

3【訂正箇所】

下線部_____は訂正部分を示しております。

<訂正前>

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(中略)

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(後略)

<訂正後>

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

(中略)

③事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

(後略)

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成26年12月25日
【計算期間】	第18期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）
【発行者名】	積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 南 修
【本店の所在の場所】	東京都港区南青山三丁目1番31号
【事務連絡者氏名】	積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 管理部長 浅本 誠
【連絡場所】	東京都港区南青山三丁目1番31号
【電話番号】	03-5770-8973（代表）
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 （東京都中央区日本橋兜町2番1号）

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【投資法人の概況】

(1)【主要な経営指標等の推移】

① 主要な経営指標等の推移

期 決算年月	単位	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
		平成22年3月	平成22年9月	平成23年3月	平成23年9月	平成24年3月
営業収益 (注1)	百万円	3,402	3,334	3,462	3,533	3,705
(うち賃貸事業収入)	百万円	(3,402)	(3,334)	(3,462)	(3,533)	(3,645)
営業費用	百万円	1,714	1,757	1,806	1,911	2,104
(うち賃貸事業費用)	百万円	(1,383)	(1,401)	(1,487)	(1,564)	(1,550)
営業利益	百万円	1,688	1,576	1,655	1,622	1,600
経常利益	百万円	1,053	956	1,144	1,156	1,165
当期純利益 (a)	百万円	1,052	938	1,126	1,155	1,164
総資産額 (b)	百万円	104,750	104,422	107,352	109,664	112,800
純資産額 (c)	百万円	49,756	51,462	51,650	51,679	51,687
出資総額	百万円	48,704	50,523	50,523	50,523	50,523
発行済投資口総数 (d)	口	104,670	115,070	115,070	115,070	115,070
1口当たり純資産額 (c)/(d)	円	475,363	447,227	448,860	449,112	449,183
分配総額 (e)	百万円	1,052	938	1,126	1,155	1,164
1口当たり当期純利益 (注2)	円	10,052	8,164	9,793	10,045	10,117
1口当たり分配金額 (e)/(d)	円	10,052	8,160	9,793	10,045	10,117
(うち1口当たり利益分配金)	円	(10,052)	(8,160)	(9,793)	(10,045)	(10,117)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注3)	%	1.0 (2.0)	0.9 (1.8)	1.1 (2.2)	1.1 (2.1)	1.0 (2.1)
自己資本利益率 (注3)	%	2.1 (4.2)	1.9 (3.7)	2.2 (4.4)	2.2 (4.5)	2.3 (4.5)
自己資本比率 (c)/(b)	%	47.5	49.3	48.1	47.1	45.8
配当性向 (注4)	%	100.0	99.9	100.0	100.0	100.0

[その他参考情報]

投資物件数 (注5)	件	53	53	57	58	60
総賃貸可能面積	m ²	263,196.48	262,169.15	272,273.12	276,314.61	237,289.73
期末稼働率 (注5)	%	96.6	96.9	96.6	97.3	98.3
当期減価償却費	百万円	611	612	649	672	695
当期資本的支出額	百万円	44	29	346	49	30
賃貸NOI (Net Operating Income) (注3)	百万円	2,631	2,545	2,625	2,641	2,789
FFO (Funds from Operation) (注3)	百万円	1,664	1,552	1,777	1,828	1,986
1口当たりFFO (注3)	円	15,903	13,496	15,445	15,890	17,265
有利子負債総額 (注3)	百万円	51,208	49,229	51,874	54,032	58,073
LTV (Loan to Value) (注3)	%	48.9	47.1	48.3	49.3	51.5
有利子負債比率 (注3)	%	51.3	49.4	50.7	51.7	53.5
DSCR (Debt Service Coverage Ratio) (注3)	倍	3.9	3.7	4.3	4.5	4.7

期 決算年月	単位	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
		平成24年9月	平成25年3月	平成25年9月	平成26年3月	平成26年9月
営業収益 (注1)	百万円	3,567	4,038	4,688	4,952	5,591
(うち賃貸事業収入)	百万円	(3,562)	(4,032)	(4,683)	(4,917)	(5,591)
営業費用	百万円	1,903	2,130	2,508	2,710	3,127
(うち賃貸事業費用)	百万円	(1,528)	(1,745)	(2,066)	(2,233)	(2,560)
営業利益	百万円	1,663	1,908	2,179	2,242	2,463
経常利益	百万円	1,193	1,435	1,684	1,767	1,952
当期純利益 (a)	百万円	1,191	1,433	1,681	1,765	1,950
総資産額 (b)	百万円	114,174	133,843	148,871	156,878	176,892
純資産額 (c)	百万円	51,714	59,188	69,976	70,059	81,010
出資総額	百万円	50,523	57,755	68,294	68,294	79,059
発行済投資口総数 (d)	口	115,070	137,070	159,605	159,605	915,240
1口当たり純資産額 (c)/(d)	円	449,417	431,813	(注6) 87,686	(注6) 87,791	(注6) 88,512
分配総額 (e)	百万円	1,191	1,433	1,681	1,765	1,950
1口当たり当期純利益 (注2)	円	10,350	10,475	(注6) 2,144	(注6) 2,212	(注6) 2,163
1口当たり分配金額 (e)/(d)	円	10,351	10,459	10,537	11,062	2,131
(うち1口当たり利益分配金)	円	(10,351)	(10,459)	(10,537)	(11,062)	(2,131)
(うち1口当たり利益超過分配金)	円	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)
総資産経常利益率 (注3)	%	1.1(2.1)	1.2(2.3)	1.2(2.4)	1.2(2.3)	1.2(2.3)
自己資本利益率 (注3)	%	2.3(4.6)	2.6(5.2)	2.6(5.2)	2.5(5.1)	2.6(5.2)
自己資本比率 (c)/(b)	%	45.3	44.2	47.0	44.7	45.8
配当性向 (注4)	%	100.0	100.0	99.9	100.0	99.9

[その他参考情報]

投資物件数 (注5)	件	66	77	89	95	99
総賃貸可能面積	m ²	259,178.31	295,116.85	301,179.47	318,602.26	357,494.91
期末稼働率 (注5)	%	97.7	97.7	97.1	97.5	97.1
当期減価償却費	百万円	727	853	1,018	1,073	1,252
当期資本的支出額	百万円	51	23	17	86	68
賃貸NOI (Net Operating Income) (注3)	百万円	2,761	3,141	3,636	3,757	4,283
F F O (Funds from Operation) (注3)	百万円	1,918	2,288	2,709	2,804	3,204
1口当たりF F O (注3)	円	16,674	16,692	16,978	17,571	3,500
有利子負債総額 (注3)	百万円	59,503	71,434	75,975	83,768	92,459
L T V (Loan to Value) (注3)	%	52.1	53.4	51.0	53.4	52.3
有利子負債比率 (注3)	%	54.1	55.3	52.7	55.1	53.9
D S C R (Debt Service Coverage Ratio) (注3)	倍	5.4	6.1	6.8	7.8	8.3

(注1) 営業収益等には、消費税等は含まれていません。

(注2) 1口当たり当期純利益は、当期純利益を日数による加重平均投資口数で除することにより算定しています。

(注3) 記載した指標は以下の方法により算定しています。また、運用日数により年換算した数値を()内に併記しています。

総資産経常利益率	経常利益／平均総資産額 平均総資産額＝(期首総資産額＋期末総資産額)÷2
自己資本利益率	当期純利益／平均純資産額 平均純資産額＝(期首純資産額＋期末純資産額)÷2
賃貸NOI	当期賃貸事業利益(賃貸事業収入－賃貸事業費用)＋当期減価償却費
FFO	当期純利益－不動産等売却益＋不動産等売却損＋当期減価償却費
1口当たりFFO	(当期純利益－不動産等売却益＋不動産等売却損＋当期減価償却費)／発行済投資口総数
有利子負債総額	借入金＋投資法人債＋有利子の敷金及び保証金
LTV	期末有利子負債総額／期末総資産額
有利子負債比率	期末有利子負債総額／(期末有利子負債総額＋出資総額)
DSCR	(当期純利益＋有利子負債にかかる当期元金分割返済額＋支払利息(投資法人債利息を含む)＋当期減価償却費)／(有利子負債にかかる当期元金分割返済額＋支払利息(投資法人債利息を含む))

(注4) 配当性向については、以下の方法により算定しており、記載未滿の桁数を切捨てにより表示しています。

第9期～第14期、 第17期	1口当たり分配金額(利益超過分配金は含まない)／1口当たり当期純利益
第15期～第16期、 第18期	分配総額／当期純利益

(注5) 投資物件数は、社会通念上、一体と認められる単位で記載しています。また、期末稼働率は決算日時点における総賃貸可能面積に占める賃貸面積の割合を記載しています。

(注6) 平成26年3月31日を分割の基準日とし、平成26年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行いました。1口当たり純資産額及び1口当たり当期純利益については、第16期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

② 運用状況

(イ) 当期の概況

A. 投資法人の運用の基本方針

積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、住宅産業のリーディングカンパニーである積水ハウス株式会社（以下「積水ハウス」といいます。）をメインスポンサーとする投資法人です。

本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）に基づき、平成17年4月20日に設立され、同年7月28日に株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）不動産投資信託証券市場（J-R E I T市場）に上場（銘柄コード8973）しました。その後、平成22年3月に本投資法人の新たなスポンサーとして積水ハウス及び株式会社スプリング・インベストメント（以下「スプリング・インベストメント」といい、積水ハウスと併せ、以下「スポンサー」と総称します。）が選定され、両社を本投資法人の共同スポンサーとする協働体制が確立されました。

その後、本投資法人は、平成26年6月11日に開催された第6回投資主総会（以下「本投資主総会」といいます。）において、これまで補完的投資対象と位置付けていた「商業施設等」を投資対象から除外し、主たる用途（注1）が「住居」である不動産関連資産のみを投資対象とするべく本投資法人の規約（以下「規約」といいます。）の一部変更を行うとともに、当該投資対象の変更を強く訴求するため、本投資法人の商号を「積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人」に変更しました。

本投資法人は、積水ハウスグループ（注2）が開発する賃貸住宅の取得を中心に、投資主利益の最大化にフォーカスした資産規模の拡大を進め、財務基盤の強化も図ることにより、住宅系リートにおけるリーディングカンパニーを目指しています。

また、上記規約の一部変更を受け、本投資法人が資産の運用を委託する積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社（以下「資産運用会社」といいます。）の社内規程である運用ガイドラインの一部変更も実施しており、変更後における運用ガイドラインの概要は、以下のとおりです。

<運用ガイドラインの概要>

- ・主たる用途（注1）が住居である不動産関連資産に投資を行います。
- ・東京圏主要都市部（注3）を重点投資エリアとし、東京圏その他都市部（注3）及び全国主要都市（注3）にも分散投資を行います。
- ・シングル・コンパクトタイプ（注4）を中心に、幅広い住居タイプへ投資を行います。

（注1）「主たる用途」とは、当該不動産関連資産の総専有面積のうち過半を占める用途をいいます。以下同じです。

（注2）「積水ハウスグループ」とは、積水ハウスとその子会社174社及び関連会社19社で構成される企業集団をいいます。また、「積和不動産各社」とは、積水ハウスが100%出資し、全国に展開する積水ハウスグループの不動産部門の中核企業である積和不動産株式会社、積和不動産関東株式会社、積和不動産東北株式会社、積和不動産中部株式会社、積和不動産関西株式会社、積和不動産中国株式会社及び積和不動産九州株式会社（以下、それぞれ、「積和不動産」、「積和不動産関東」、「積和不動産東北」、「積和不動産中部」、「積和不動産関西」、「積和不動産中国」及び「積和不動産九州」といいます。）の7社をいいます。以下同じです（平成26年1月末日現在）。

（注3）「東京圏主要都市部」、「東京圏その他都市部」及び「全国主要都市」の具体的なエリアについては、後記「2 投資方針（1）投資方針 ② ポートフォリオ構築方針（ロ）投資地域」をご参照下さい。

（注4）「シングル」及び「コンパクト」を含む住居タイプの詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ④ 運用方針 E. 投資基準（ii）住居タイプ」をご参照下さい。

なお、本書の日付現在において本投資法人が保有する商業施設については、当面安定的な運用に努めるものとしませんが、時機を見て売却の判断を行うことを検討します。

上記変更内容を含む本投資法人のポートフォリオ構築方針の詳細については、後記「2 投資方針（1）投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

また、本投資法人は、平成26年1月より「少額投資非課税制度（N I S A）」が開始されたことを踏まえ、投資口の投資単位当たりの金額を引き下げ、個人投資家の皆様がより投資しやすい環境を整えることを目的として、平成26年3月31日を基準日とし、平成26年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合をもって分割しました。

B. 運用環境

当期における日本の景気は、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動などの影響から生産面を中心に弱めの動きがみられ、また、ウクライナや中東情勢の緊迫といった海外要因や国内の天候不順などもあり、持ち直しの動きに足踏みがみられる場面もありましたが、企業の業況感は総じて良好な水準を維持しており、雇用・所得環境の着実な改善が続く中で、緩やかに回復していると考えられます。

こうした環境のなか、東証REIT指数は、国内外の株式市場や長期金利の変動の影響を受け、一時的に下落した局面はあるものの、日本銀行によるJ-REIT投資口の取得や長期金利の低下によるJ-REITの配当利回りの高さが評価され、月間ベースでは平成26年9月まで6か月連続で上昇するなど、堅調に推移しています。

地価動向については、平成26年7月1日時点の都道府県地価調査によると、全国平均では、住宅地・商業地ともに下落しているものの、下落率の縮小傾向は継続しており、三大都市圏(東京圏・大阪圏・名古屋圏)平均では、住宅地が上昇に転換し、商業地においては上昇率が拡大しています。また、三大都市圏では、住宅地の2分の1弱、商業地の3分の2強の地点で上昇しており、オフィスビル市況が回復傾向にある他、再開発事業の進展や不動産投資の増加などを要因とした回復がみられます。

賃貸住宅の需要動向については、東京圏や政令指定都市などの一部の大都市において、他地域からの人口流入により若年者を中核とした単身世帯が増加しているとともに、車離れ・マイホーム離れといったマインドの変化や生活スタイルの多様化が進んだことにより、引き続き若年層を中心とした持家志向が低下しているなかで、賃貸住宅への潜在需要は底堅く、立地や品質に優れた賃貸マンションは安定した稼働がみられます。

他方、賃貸住宅の供給動向については、国土交通省の建築着工統計調査報告(平成26年10月分)によると、住宅着工戸数は、前年同月比8か月連続の減少となるなど、依然低位で推移していることから、賃貸住宅市場における需給関係は引き続き概ね良好な状況にあると考えられます。

また、日本銀行の金融経済月報(2014年11月)によると、個人消費は、駆け込み需要の反動の影響は全体として和らいできており、基調的に底堅く推移していると考えられ、個人消費の動向の影響を受ける傾向にある店舗賃料に関しては、全体的に横ばいで推移しているものと考えられます。例えば、全国百貨店売上高は、4月に大幅な減少となった後、5月以降は持ち直し、8月以降は改善が明確になりつつあり、全国スーパーの売上も同様に、4月に大きく減少となったあと、5月以降は緩やかな持ち直し傾向にあります。更に、コンビニエンスストア売上高については、駆け込み需要に伴う振れは比較的小さく、緩やかな増加傾向を続けており、銀座や表参道、新宿などのエリアでは一部の高額な賃料での出店事例が賃料上昇を牽引する傾向などもみられます。

C. 運用実績

(i) 資産規模の拡大に向けた諸施策

a. 資産規模の推移

当期は、平成26年3月期末に保有していた95物件、取得価格（但し、取得諸経費、固定資産税、都市計画税、消費税及び地方消費税を除きます。以下同じです。）の合計151,744百万円で運用を開始し、平成26年5月に住居4物件（取得価格の合計19,355百万円）を取得しました。その結果、当期末における本投資法人の保有資産は99物件（住居91物件、商業施設8物件）、取得価格の合計は171,099百万円（住居153,562百万円、商業施設17,536百万円）となりました。

なお、当期中に取得した物件は、以下のとおりです。

<新規取得物件>

物件番号	物件名称	所在地	取得価格 (百万円)	取得日
住居-94	エスティメゾン錦糸町Ⅱ	東京都墨田区江東橋	6,720	平成26年5月1日
住居-95	エスティメゾン大島	東京都江東区大島	7,120	平成26年5月1日
住居-96	プライムメゾン富士見台	愛知県名古屋市千種区富士見台	1,755	平成26年5月1日
住居-97	エスティメゾン鶴舞	愛知県名古屋市中区千代田	3,760	平成26年5月1日

b. 多様な物件取得ルート・取得手法の活用

本投資法人は、物件取得手法の多様化の一環として、平成25年3月に合同会社AQUA2から住居2物件の取得に係る優先交渉権を獲得していましたが、平成26年5月にその優先交渉権を行使することにより2物件、同じく平成26年5月に積水ハウスから「プライムメゾン」シリーズ1物件、積和不動産中部から住居1物件を取得しており、これまでの活動によって構築してきた多様な物件取得ルート・物件取得手法を活用し、物件取得を実施しました。

c. 2期連続の公募増資を実施

本投資法人は、平成26年4月に公募増資を実施し、当該公募増資による調達資金、借入金並びに自己資金により、平成26年5月に前述の住居4物件を新規に取得しました。更に、平成26年10月（第19期）には2期連続となる公募増資を実施し、当該公募増資による調達資金、借入金並びに自己資金により、積水ハウスから「プライムメゾン」シリーズ7物件、積和不動産から「マスト」シリーズ1物件の取得を決定しており、そのうち7物件の取得は平成26年11月に完了しました。残る1物件については、平成27年1月に取得する予定です。当該公募増資及び物件取得の詳細については、後記「(ロ) 次期の見通し C. 決算後に生じた重要な事実」をご参照下さい。

d. ポートフォリオの状況

平成26年9月末日（第18期末）現在及び本書の日付（平成26年12月25日）現在の保有資産の用途別投資比率、地域別（住居のみ）及び築年数別のポートフォリオ分散状況並びに用途別平均築年数の概要は、以下のとおりです。なお、取得価格については、百万円未満を切り捨てており、また、投資比率については、小数第二位を四捨五入しています。したがって、下記に記載の各投資比率の合計が100%とならない場合があります。

<用途別投資比率>

用途区分	平成26年9月末日 (第18期末) 現在		本書の日付現在	
	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
住居	153,562	89.8	165,962	91.0
その他信託不動産(商業施設)	17,536	10.2	16,493	9.0
ポートフォリオ合計	171,099	100.0	182,456	100.0

<地域別分散状況(住居のみ)>

投資エリア区分 (注1)	平成26年9月末日 (第18期末) 現在		本書の日付現在	
	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
東京圏主要都市部 (重点投資エリア)	108,392	70.6	113,462	68.4
東京圏その他都市部	5,268	3.4	5,268	3.2
全国主要都市	39,902	26.0	47,232	28.5
ポートフォリオ合計	153,562	100.0	165,962	100.0

(注1) 「投資エリア区分」欄に記載されている「東京圏主要都市部(重点投資エリア)」とは、東京都23区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、神奈川県横浜市及び川崎市を、「東京圏その他都市部」とは、上記以外の東京都全域(但し、島しょ部を除きます。)、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「全国主要都市」とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及びその通勤圏(中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部)及び上記以外の政令指定都市等をいいます。

(注2) ポートフォリオ全体では、平成26年9月末日(第18期末)現在において、東京圏主要都市部(重点投資エリア)、東京圏その他都市部及び全国主要都市への投資比率は、それぞれ66.0%、4.9%及び29.1%、本書の日付現在においては、それぞれ64.1%、4.6%及び31.3%となっています。

<築年数別分散状況>

築年数区分	平成26年9月末日 (第18期末) 現在		本書の日付現在	
	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%)
5年未満	17,119	10.3	18,718	10.5
5年以上10年未満	118,177	71.0	127,235	71.6
10年以上	31,106	18.7	31,806	17.9
合計	166,402	100.0	177,759	100.0

(注) 築年数別分散状況には、貸地であるりんくう羽倉崎プラザを含めていません。

<用途別平均築年数>

用途区分	平成26年9月末日 (第18期末) 現在	本書の日付現在
住居	7.9年	7.8年
その他信託不動産 (商業施設)	12.5年	13.0年
全体	8.2年	8.1年

(注) 平均築年数は取得価格に基づき算出される投資比率で加重平均して算出し、小数第二位以下を切り捨てています。

なお、平均築年数の算出にあたり、貸地であるりんくう羽倉崎プラザは含めていません。

(ii) リーシング活動の展開、物件価値向上諸施策の実施

当期において本投資法人は、住居について、不動産の立地、住居タイプ及びテナントの分類に応じた周辺賃貸市場動向に留意しつつリーシング活動を行うとともに、物件価値やテナント満足度の向上を目指して諸施策を実施しました。具体的には、リーシングの妨げになる専有部・共用部の老朽化・陳腐化に対する適切な時期のリフォーム、リノベーションの実施や共用部における電気料金の削減を企図したLED照明の導入等により物件価値向上・コスト削減のための施策を実施しました。その結果、住居全体の稼働率は当期末現在96.3%となりました。

また、商業施設については、前期以前より空区画のあったb-toss池袋のリーシングにプロパティ・マネジメント会社との協働のもと注力した結果、リーシングが完了し、商業施設全体の稼働率は当期末現在99.9%となりました。

これらの結果、ポートフォリオ全体の稼働率は当期末現在97.1%となっています。

D. 資金調達概要

当期において本投資法人は、物件取得資金に充当するため、平成26年5月に短期借入金8,700百万円（借入期間：約10か月）を新規に借入れました。平成26年8月には、返済期日の到来した借入金（総額12,809百万円）の借換え資金として、借入期間約8年で5,400百万円を、借入期間約7年で4,400百万円を借入れるとともに、償還期間10年の投資法人債3,000百万円を発行し、借入期間の長期化及び返済期日の分散化を図りました。この投資法人債は、良好な金融環境を捉え、平成26年2月に発行した同年限の投資法人債と比べて0.198ポイント低い適用金利での発行となりました。更に、長期借入れについては、金利上昇リスクをヘッジするため金利スワップ契約を締結することにより実質的に支払金利を固定化しています。

これらの結果、当期末の本投資法人の有利子負債残高は92,459百万円（短期借入金8,700百万円、長期借入金69,259百万円（うち1年内返済予定の長期借入金6,650百万円）、投資法人債14,500百万円）となっています。

また、本投資法人は、このような取組みの結果として構築された安定的な財務基盤を背景に、本書の日付現在において、以下の信用格付を取得しています。

信用格付業者	発行体格付
株式会社日本格付研究所 (JCR)	長期発行体格付 AA- (安定的)
株式会社格付投資情報センター (R&I)	発行体格付 A+ (安定的)

E. 業績及び分配の概要

上記のような運用の結果、当期の実績として、営業収益は5,591百万円、管理業務費、水道光熱費、資産運用報酬等の営業費用を控除した営業利益は2,463百万円となり、経常利益は1,952百万円、当期純利益は1,950百万円を計上しました。分配金については、税制の特例（租税特別措置法（昭和32年法律第26号、その後の改正を含みます。以下「租税特別措置法」といいます。）第67条の15）の適用により、利益分配金の最大額が損金算入されることを企図して、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期未処分利益の全額を分配することとし、この結果、投資口1口当たりの分配金は2,131円となりました。

(ロ) 次期の見通し

A. 投資環境

日本銀行の経済・物価情勢の展望(平成26年10月)によると、日本経済の先行きについては、国内需要が堅調さを維持する中で、輸出も緩やかながら増加していくと見込まれ、家計部門、企業部門ともに所得から支出への前向きな循環メカニズムは持続すると考えられます。平成26年度下期については、個人消費を中心に、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動の影響がしばらく残るものの、雇用・所得環境の着実な改善が続く中で、底堅く推移していくと考えられます。但し、新興国経済の先行きや欧州債務問題、米国経済の回復ペースなどの海外経済の動向や、消費税率引き上げの影響、企業・家計の中長期的な成長期待の変化、財政の中長期的な持続可能性に対する信認等によっては、今後の見通しに一定の上振れ又は下振れが生じる可能性があり、これらの動向を注視していく必要があると考えています。

不動産取引市場においては、取引参加者の多様化による取得競争や賃料の上昇局面のなかで、金融緩和政策に依拠した不動産価格の上昇が、日本銀行が平成26年10月31日に公表した「量的・質的金融緩和」の拡大や年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）が同日に公表した中期計画の変更により、今後も継続するものと考えられます。一方で良質な賃貸住宅をはじめとする新規物件等の供給は、建設コストの上昇や用地取得の激化などを主因とし、中期的に低位で推移していくものとみられ、当面は期待投資利回りの低下傾向が継続するものと考えられます。本投資法人としては、資産運用の環境について、景気・金利の動向、需給バランスの動向、国内外投資家の動向を慎重に見極めながら資産の運用を行います。

B. 今後の運用方針及び対処すべき課題

(i) 外部成長戦略

本投資法人は、メインスポンサーである積水ハウスを中核企業とする積水ハウスグループが企画・開発する高品質な賃貸住宅を基軸としたポートフォリオを構築し、投資主利益の最大化を目指します。

その中で本投資法人は、「東京圏主要都市部」を重点的な投資エリア、かつ、ポートフォリオの中核を担うエリアと位置付けるとともに、「東京圏その他都市部」を東京圏の住居ポートフォリオのリスク分散効果をもたらすエリアと位置付けています。更に、東京圏へのポートフォリオの一極集中リスクを軽減するために、積水ハウスグループの全国ネットワークを最大限活用し、主要大都市圏をはじめとする「全国主要都市」に所在する物件についても、安定的な賃貸需要が見込める厳選した物件の取得を検討し、一定の分散投資を図ります。投資対象とする住居タイプについては、相対的に高い賃貸需要と収益性が見込まれるシングル・コンパクトタイプを主な住居タイプとする物件に加え、エリア特性を勘案し、安定的な収益性が見込まれるファミリータイプを主な住居タイプとする物件を主たる投資対象とします。また、ラージタイプを主な住居タイプとする物件については、立地環境等を慎重に分析の上、厳選して投資を行います。

更に、物件取得ルートについては、積水ハウスグループの物件供給力の活用に加え、共同スポンサーであるスプリング・インベストメントからの物件情報の活用及び資産運用会社独自の物件情報収集による外部からの物件取得にも努め、着実に取得機会の拡大・多様化を図るとともに、良質な賃貸住宅を中心とした資産規模拡大による収益性の向上を目指していきます。

また、既存商業施設については、積水ハウスの協力も得ながら安定運用に努めるとともに、原則として売却することを検討します。

(ii) 内部成長戦略

本投資法人は、保有物件のキャッシュ・フローを向上させるための諸施策を引き続き実施します。住居物件においては、館内リノベーション及び室内リフォーム工事により物件の競争力の向上を図るとともに、プロパティ・マネジメント会社との更なる連携強化により空室期間の短縮及び契約更新率の維持・向上を図ります。

具体的には、積水ハウスグループとのシナジーにより、稼働率の向上及び運営・管理の効率化を図るべく、本投資法人が積水ハウスグループより取得する物件については、原則として、積和不動産グループのうち当該物件の所在地を営業地域とする会社にプロパティ・マネジメント業務を委託します。ま

た、これまで既存の住居物件に係るプロパティ・マネジメント会社についても、順次、積和不動産グループ（注）に集約してきたことで、全国で54.2万室の賃貸管理実績（平成26年10月末日現在）に裏付けられたプロパティ・マネジメント業務のノウハウ及び全国ネットワークを活用したテナント募集、効率的な一括管理により、中長期的なパフォーマンスの維持・向上を目指します。更に、本投資法人では、原則として積水ハウスグループ以外から取得した住居物件について、物件名称のブランドを「エステイメゾン」に統一し、ブランドの確立を図るとともに、積水ハウスの賃貸住宅ブランド「プライムメゾン」及び積和不動産グループの賃貸住宅ブランド「マスト」シリーズと併せて本投資法人の総合的なブランド戦略を推進し、その品質性を訴求していきます。

（注）積水ハウスが100%出資し、全国に展開する積和不動産各社が中核となり、その子会社及び関連会社で構成される企業集団をいいます。

[本投資法人の主要ブランド説明]

ブランド名	Prime Maison (プライムメゾン)	Esty Maison (エステイメゾン)	MASTシリーズ (マスト)
ロゴタイプ			
ブランド説明	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">積水ハウス ブランド</div> <p>積水ハウスがそのノウハウを活用して企画・開発又はその価値を認めて投資する高品質な都市型賃貸マンション</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">本投資法人独自 ブランド</div> <p>原則として、本投資法人が積水ハウスグループ以外から取得した高品質な都市型賃貸マンション</p>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">積和不動産グループ ブランド</div> <p>原則として、積水ハウスグループである積和不動産各社が企画・開発した高品質な賃貸住宅</p>

一方、商業施設については、景気や周辺競合環境の変化が収益に影響を及ぼす特性を有することから、その変化にいち早く対処するため、日常からテナントと密なコミュニケーションを取り合い、生じ得る問題に速やかに対応していきます。また、必要に応じた物件のリニューアル等による施設の価値向上を図るとともに、リーシング活動の更なる強化を図ります。

(iii) 財務戦略等

本投資法人が保有する資産総額に対して借入金、投資法人債並びに有利子の敷金及び保証金の残高が占める割合（以下「LTV」又は「ローン・トゥー・バリュー比率」といいます。）については、資産運用会社の運用ガイドラインにおける上限は60%となっていますが、従前からの方針のとおり、当面の間、50%台前半を上限の目処とした保守的な水準を維持することを基本とします。なお、当期末現在において、52.3%であった本投資法人のLTVは、前述の公募増資等の実施により、本書の日付現在では、一定程度引下げられているものと見込まれます。本投資法人は、このLTVの引下げで創出された借入余力を有効に活用するとともに、資金調達手段の多様化を検討し、マーケット環境を注視しながら適切な手段による資金調達を行っていきます。

C. 決算後に生じた重要な事実

新投資口の発行

平成26年10月3日及び同年10月15日開催の役員会において、特定資産の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、以下のとおり新投資口の発行を決議し、公募による新投資口については平成26年10月22日、第三者割当による新投資口については、平成26年11月18日にそれぞれ払込が完了しました。

この結果、出資総額は88,925,149,945円、発行済投資口数の総数は1,018,110口となっています。

[公募による投資口の発行] (一般募集)

発行投資口数	: 97,970口
発行価格	: 1口当たり99,157円
発行価格の総額	: 9,714,411,290円
払込金額(発行価額)	: 1口当たり95,902円
払込金額(発行価額)の総額	: 9,395,518,940円
払込期日	: 平成26年10月22日
分配金起算日	: 平成26年10月1日

[第三者割当による投資口の発行]

発行投資口数	: 4,900口
払込金額(発行価額)	: 1口当たり95,902円
払込金額(発行価額)の総額	: 469,919,800円
払込期日	: 平成26年11月18日
分配金起算日	: 平成26年10月1日
割当先	: みずほ証券株式会社

(参考情報)

(i) 資産の譲渡

平成26年10月3日付で、以下の1物件を譲渡しました。

物件番号	物件名称	所在地	譲渡価格 (百万円)	譲渡日
商業-2	b-town神宮前II	東京都渋谷区神宮前	1,200	平成26年10月3日

(ii) 資産の取得

平成26年11月4日付で、以下の7物件を取得しました。

なお、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (へ) 個別信託不動産の概要」記載の基準に準じて記載しています。

[住居-98]物件名称：プライムメゾン森下

特定資産 (信託受益権) の概要						
所在地	(住所) 東京都江東区森下三丁目6番4					
	(地番) 東京都江東区森下三丁目19番5					
土地	所有形態	所有権			所有形態	所有権
	用途地域	商業地域			用途	共同住宅
	面積 (㎡)	461.60			延床面積 (㎡)	2,668.30
	容積率 (用途地域指定)	500%			構造・階数	RC、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%			建築時期	平成25年5月14日
取得価格 (百万円)		1,720				
前所有者		積水ハウス		前々所有者		—
信託受託者		三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社		積和不動産
特記事項						
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。						
地域・物件特性						
本物件は、都営地下鉄新宿線・大江戸線「森下」駅から徒歩約4分、都営地下鉄新宿線「菊川」駅から徒歩約5分、東京メトロ半蔵門線「清澄白河」駅から徒歩約10分の距離に位置するシングルタイプを中心とする築浅賃貸マンションです。本物件の所在する森下エリアは平成12年の都営地下鉄大江戸線開通による都心部アクセスの向上等もあり、職住近接を志向する都心通勤者や若年単身者等を中心とする賃貸住宅需要が強まっているエリアです。また、当該エリアは、地下鉄3路線が利用可能で、「森下」駅から「大手町」駅まで約14分と都心接近性に優れているほか、徒歩圏に小売店舗等が複数所在していることから、生活利便性にも優れており、住環境は良好な状況にあります。これら良好な都心接近性と生活利便性を背景に、今後も都心通勤者を中心とした堅調な需要が期待できるものと考えられます。						

[住居-99]物件名称：プライムメゾン品川

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区北品川一丁目3番16号 (地番) 東京都品川区北品川一丁目12番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	972.94		延床面積 (㎡)	2,693.31
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第一種住居地域：300%		構造・階数	R C、6 F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成26年2月18日
取得価格 (百万円)	1,680				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、それぞれ西側道路境界より20m以内の範囲（近隣商業地域）は400%・80%、西側道路境界線より20m超の範囲（第一種住居地域）は300%・60%ですが、このうち第一種住居地域に係る容積率は、前面道路幅員による容積率の制限を受け295.20%となっています。また、建蔽率については、防火地域内の耐火建築物による緩和及び角地による緩和により、近隣商業地域は100%、第一種住居地域は80%となっています。このように信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ313.01%及び83.40%となります。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、京浜急行本線「北品川」駅から徒歩約3分、JR各線及び京浜急行本線「品川」駅から徒歩約10分とターミナル駅である「品川」駅にも近接する、ワンルームタイプから2LDKタイプまでの住戸タイプを取り揃えた築浅の店舗付賃貸マンションです。「品川」駅からは「羽田空港」への接続も容易であるなど、都内各所及び地方都市へのアクセス性にも優れるため、交通利便性は良好です。更に、本物件西側至近の区道沿いとそれにつながる路地には多くの日用品店、飲食店等が立ち並ぶ「北品川本通り商店会」が存し、「品川」駅には複数の商業施設があるなど、生活利便性にも優れています。これらのことから、主な需要層としては交通利便性・生活利便性を志向する単身者、夫婦共働き世帯を中心とし、安定的な需要が見込まれます。</p>					

[住居-100]物件名称：プライムメゾン大通公園

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区大通西六丁目5番地2 (地番) 北海道札幌市中央区大通西六丁目5番2 他3筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	1,007.42		延床面積 (㎡)	11,090.88
	容積率 (用途地域指定)	800%		構造・階数	RC、18F / B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年12月15日
取得価格 (百万円)	2,660				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、札幌市営地下鉄東西線「大通」駅から徒歩約2分に位置する、ファミリータイプを中心にコンパクトタイプまで幅広い住戸タイプを取り揃えた店舗付高層賃貸マンションです。下層階を中心に家具付きの住戸が配され、上層階3層はプレミアム仕様となっているなど、ハイクラスな賃貸マンションとなっています。また、本物件の存するエリアは、札幌市中心部という立地でありながら、大通公園に沿接する等住宅用地としての需要が強まりつつあり、交通利便性と良好な生活環境を兼ね備えたエリアとなっています。これらのことから、主として都心への交通利便性を重視する通勤層の単身者又は少人数世帯向けの需要が考えられます。					

[住居-101]物件名称：プライムメゾン南2条

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区南二条西九丁目1番地1 (地番) 北海道札幌市中央区南二条西九丁目1番1 他2筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,085.66	延床面積 (㎡)	8,477.68
	容積率 (用途地域指定)	600%	構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期	平成21年11月30日
取得価格 (百万円)	1,470			
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産	
特記事項				
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。				
地域・物件特性				
本物件は、札幌市営地下鉄東西線「西11丁目」駅から徒歩約6分に位置する1LDKタイプを中心とする店舗付賃貸マンションです。最寄駅から札幌市営地下鉄南北線「さっぽろ」駅まで「大通」駅を経由して約7分と札幌市内中心部への接近性にも優れています。また、本物件の1階にはコンビニエンスストアが入居し、周辺には小売・飲食店舗等が充実するなど生活利便性にも優れています。これらのことから、主な入居者層としては交通便利性を重視する単身者や少人数世帯が考えられます。				

[住居-102]物件名称：プライムメゾン鴨々川

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 北海道札幌市中央区南七条西一丁目6番地1 (地番) 北海道札幌市中央区南七条西一丁目6番1 他1筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	754.61	延床面積 (㎡)	6,160.49
	容積率 (用途地域指定)	600%	構造・階数	R C、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期	平成21年10月30日
取得価格 (百万円)	970			
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産	
特記事項				
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。				
地域・物件特性				
本物件は、札幌市営地下鉄東豊線「豊水すすきの」駅から徒歩約2分、札幌市営地下鉄南北線「中島公園」駅から徒歩約8分に位置するワンルーム又は1LDKタイプを間取りとする高層賃貸マンションです。本物件は、2路線2駅が利用可能であり、最寄駅の一つである「豊水すすきの」駅から「さっぽろ」駅まで2駅、「大通」駅まで1駅であり札幌市中心部への接近性及び生活利便性に優れています。また、敷地周辺には鴨々川が流れ緑豊かな景観が形成されており、住宅地として利便性と居住性を兼ね備えています。これらのことから、主な需要層としては、札幌市中央部への交通利便性を重視する単身者又は少人数世帯が考えられます。				

(注) 本物件の住居部分の一部は、本書の日付現在、マスターリース会社である積和不動産から資産運用会社の利害関係人である積水ハウスに賃貸されています。

[住居-103]物件名称：プライムメゾンセントラルパーク

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 福岡県福岡市東区香椎照葉四丁目2番5 (地番) 福岡県福岡市東区香椎照葉四丁目23番30 他1筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	第二種住居地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	5,000.02	延床面積 (㎡)	10,249.72
	容積率 (用途地域指定)	300%	構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期	平成23年2月3日
取得価格 (百万円)	2,230			
前所有者	積水ハウス、 福岡商事株式会社	前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産九州	
特記事項				
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地緩和及び建築基準法第86条に規定する一団地認定により56%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地と隣地との間の境界が確定していませんが、前所有者の責任と負担において速やかに境界を確定することについて、前所有者と合意しています。</p>				
地域・物件特性				
<p>本物件は、福岡市「アイランドシティ」のほぼ中央に立地し、JR鹿児島本線「千早」駅までバス利用で約10分の距離に位置するファミリータイプの賃貸マンションです。最寄駅まで徒歩圏外ではあるものの、西鉄バス「照葉小中学校前」停留所まで徒歩約2分で、当該バス停からのバス利用で福岡の商業・ビジネスの中心である「博多」や「天神」エリアへのアクセスは容易であり、交通利便性は確保されています。また、本物件の存するエリアはデザイナーズマンションが建ち並ぶ新しい街並みが形成されており、小中連携教育校である「照葉小中学校」や保育園等も所在し、良好な住環境を志向するファミリー層を中心に堅調な需要が見込まれます。更に、大型ショッピングセンターである「イオンモール香椎浜」に近接し生活利便性も良好であるほか、アイランドシティ内において平成26年11月に「こども病院」が移転・開院しています。また「高度・多機能型リハビリテーション施設」等の高度専門医療機関、並びに、九州最大級の温浴施設の開業が予定されており、今後更に当該地域の商業集積が増していくことが期待されます。</p>				

(注) 本物件の土地の一部（地番：23番32）は貸地であり、かかる貸地上の建物（店舗）は借地人が所有しています。

[住居-104]物件名称：マストライフ八広

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都墨田区八広五丁目30番10号 (地番) 東京都墨田区八広五丁目54番		
土地	所有形態	所有権	
	用途地域	商業地域、準工業地域	
	面積 (㎡)	1, 228. 41	
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：400% 準工業地域：200%/200%	
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 準工業地域：60%/80%	
	建物	所有形態	所有権
		用途	共同住宅、店舗
		延床面積 (㎡)	4, 012. 49
		構造・階数	R C、13F
		建築時期	平成23年 1 月14日
取得価格 (百万円)	1, 670		
前所有者	積和不動産	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
特記事項			
1. 信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、南東側区道との道路境界線より20m以内（商業地域）は400%・80%、20m超30m以内（準工業地域）は200%・60%、30m超（準工業地域）は200%・80%となっており、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出するとそれぞれ、288. 91%・74. 10%となっています。			
地域・物件特性			
本物件は、京成電鉄押上線「八広」駅から徒歩約3分の距離に位置するシングル（1K）タイプを中心とする店舗付賃貸マンションです。最寄駅である「八広」駅からは都営地下鉄浅草線・京浜急行本線への乗入れにより、ターミナル駅である「品川」駅や「羽田空港」駅へもアクセスが容易であるなど、交通利便性は概ね良好です。また、駅前周辺には物販店舗が点在するほか、本物件の1階にはコンビニエンスストアが入居しています。これらを背景に、本物件の主な需要層としては都心居住の利便性を好む単身者や、駅接近性やゆったりした専有スペースを求める世帯の需要が考えられます。			

(注) 本物件の店舗部分を除く住居部分については、PM会社をマスターリース会社とするマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約をPM会社との間で締結しています。

(iii) 新規資産の取得の決定

平成26年10月3日付で、以下の1物件の取得（取得予定日：平成27年1月15日）を決定しました。

[住居-105]物件名称：プライムメゾン恵比寿

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都渋谷区恵比寿一丁目22番19号 (地番) 東京都渋谷区恵比寿一丁目20番1 他5筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	587.16		延床面積 (㎡)	3,798.12
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成26年6月5日
取得予定価格 (百万円)	3,585				
現所有者	積水ハウス		前所有者	-	
信託受託予定者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM予定会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR山手線・埼京線・湘南新宿ライン「恵比寿」駅から徒歩約4分、東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅から徒歩約7分の「恵比寿通り」沿いに立地する単身者又は少人数世帯向けの店舗付賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「恵比寿」駅は複数の路線が利用可能であり、ターミナル駅である「渋谷」、「新宿」、「品川」までそれぞれ約2分、約7分、約10分でアクセスが可能であり、交通利便性にも優れています。また、本物件の存する「恵比寿」エリアは東京23区内の高級住宅地の一つで周辺には著名な飲食店や物販店などが多いため、生活利便性も高いエリアとなっています。これらのことから、都心接近性・知名度を志向する単身者、都心通勤者又はDINKSが主な需要者として考えられます。					

(注) 本物件の住居部分の一部は、本書の日付現在、積和不動産から資産運用会社の利害関係人である積水ハウスに賃貸されています。

(iv) 資金の借入れ

不動産信託受益権の取得資金等に充当するため、以下のとおり資金の借入れを行いました。

借入先	借入日	借入金額 (百万円)	利率	固定/ 変動	返済期限	返済 方法	使途	摘要
株式会社みずほ銀行	平成26年	500	0.33273% (注)	変動	平成27年 8月31日	期限 一括	不動産 信託受益権 取得資金等	無担保 無保証
株式会社三井住友銀行	11月4日	500						
合計		1,000						

(注) 利率については、平成26年11月28日から平成26年12月30日までの期間に適用される利率を記載しています。

(2) 【投資法人の目的及び基本的性格】

① 投資法人の目的及び基本的性格

本投資法人は、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、資産の運用を行うことを基本方針としています（規約第26条）。

本投資法人は、その資産の運用を資産運用会社に全て委託しています。本投資法人と資産運用会社との間で平成17年4月21日に締結された資産運用委託契約（その後の変更契約を含み、以下「資産運用委託契約」といいます。）の規定に従い、資産運用会社は、本投資法人の運用資産にかかる運用の方針につき、その社内規程として運用ガイドラインを制定しています。

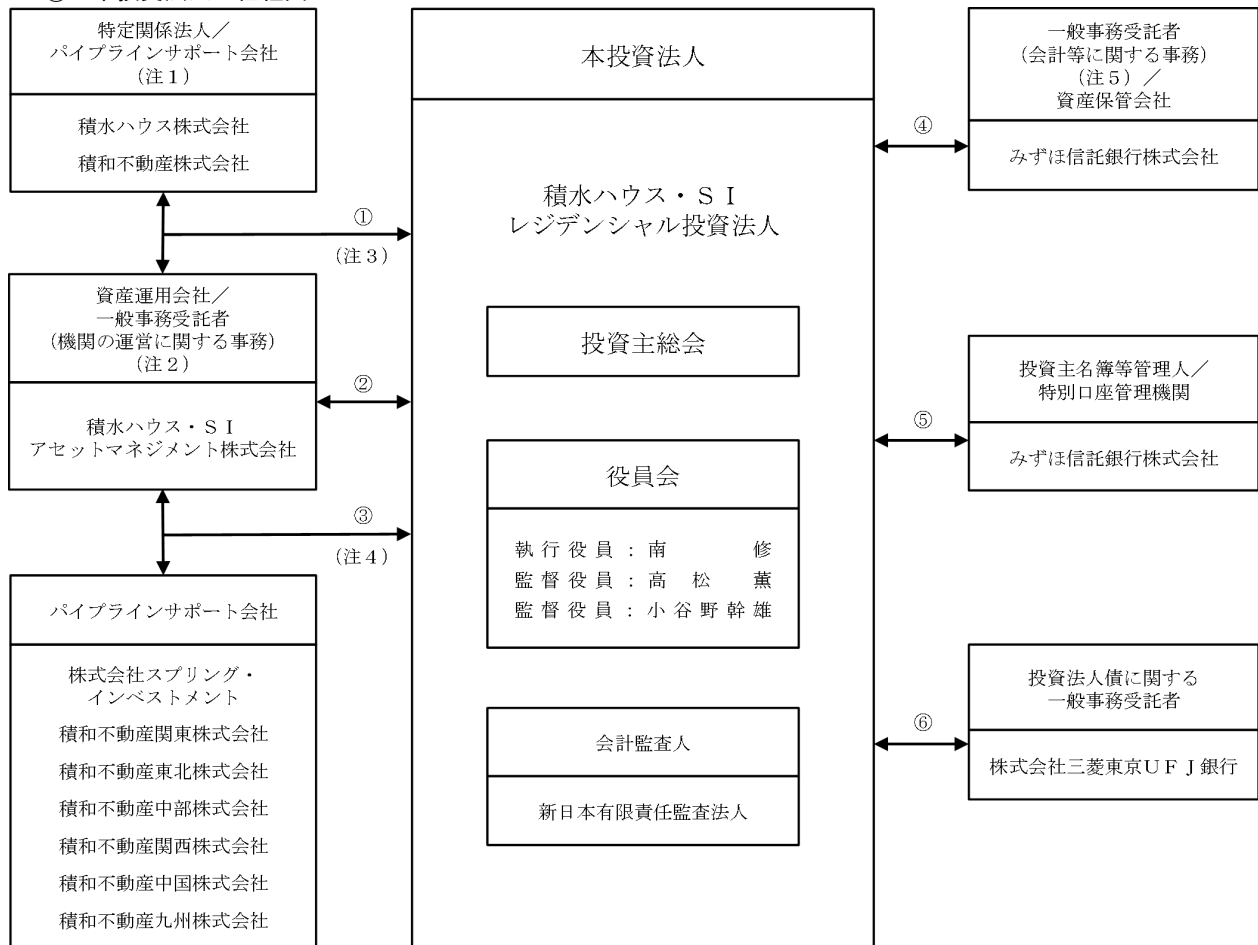
② 投資法人の特色

本投資法人は、投信法に基づき、資産を主として特定資産に対する投資として運用することを目的とします。本投資法人は、投資主の請求による払戻しが認められないクローズド・エンド型です。

(3) 【投資法人の仕組み】

本書の日付現在における本投資法人の仕組みは以下のとおりです。

① 本投資法人の仕組み図



番号	契約名
①	優先交渉権等に関する契約（注3）
②	資産運用委託契約／機関運営事務委託契約
③	物件情報優先提供に関する契約／優先交渉権等に関する契約／優先交渉権に関する契約（注4）
④	一般事務委託契約／資産保管業務委託契約
⑤	事務委託契約（投資口事務受託契約）／特別口座の管理に関する契約
⑥	財務代理契約

(注1) 本投資法人の特定関係法人（特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令（平成5年大蔵省令第22号。その後の改正を含みます。）第12条第3項に定める特定関係法人をいいます。）は、積水ハウス及び積和不動産です。積水ハウスは、資産運用会社の親会社（財務諸表等の用語、様式及び作成に関する規則（昭和38年大蔵省令第59号。その後の改正を含みます。）第8条第3項に規定する親会社をいいます。）であり、前記「1 投資法人の概況（1）主要な経営指標等の推移 ② 運用状況（ロ）次期の見通し C. 決算後に生じた重要な事実（参考情報）（iii）新規資産の取得の決定」に記載のプライムメゾン恵比寿を3,585百万円で譲渡する契約を締結しています。なお、積水ハウスとの間の取引の概要については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（4）利害関係人等との取引状況」をご参照下さい。積和不動産は、資産運用会社の利害関係人等（投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第201条第1項に規定する利害関係人等をいいます。）であって、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）第29条の3第3項第4号に該当する取引を行っている法人であり、平成26年9月末日（第18期末）現在において、本投資法人の保有資産39物件に係るプロパティ・マネジメント会社兼マスターリース会社です。なお、詳細については、後記「5 運用状況（2）投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの（二）賃貸借状況の概要」及び「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限（4）利害関係人等との取引状況」をご参照下さい。

- (注2) 機関の運営に関する事務とは、本投資法人の投資主総会の運営に関する事務（投資主総会招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書（又は委任状）の作成等の投資主名簿等管理人に委託された事務を除きます。）、本投資法人の役員会の運営に関する事務及びこれらに準ずる事務又は付随する業務をいいます。
- (注3) 本投資法人及び資産運用会社は、積水ハウス及び積和不動産との間でそれぞれ「優先交渉権等に関する契約」を締結し、(i)積水ハウス又は積和不動産が保有又は開発する不動産等のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与すること、並びに、(ii)売主等が保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス又は積和不動産が判断する場合、原則として、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることに合意しています。
- (注4) 本投資法人及び資産運用会社は、スプリング・インベストメントとの間で「物件情報優先提供に関する契約」を、積和不動産関東との間で「優先交渉権等に関する契約」を、積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国及び積和不動産九州との間でそれぞれ「優先交渉権に関する契約」を締結しています。
- (注5) 会計等に関する事務とは、計算に関する事務、会計帳簿の作成に関する事務、納税に関する事務及びこれらに準ずる事務又は付随する業務をいいます。

② 本投資法人及び本投資法人の関係法人の名称、運営上の役割及び関係業務の概要

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人	積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人	規約に基づき、投資主より募集した資金等を運用資産に投資することにより、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指して運用を行います。
資産運用会社／一般事務受託者（機関の運営に関する事務）	積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社	<p>資産運用会社は、平成17年4月21日付で本投資法人との間で資産運用委託契約を締結しており、同契約に基づき、本投資法人の定める規約及び資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行います。資産運用会社に委託された業務は①運用資産の運用にかかる業務、②本投資法人が行う資金調達にかかる業務、③運用資産の状況についての本投資法人への報告業務、④運用資産にかかる運営計画の策定業務及び⑤その他本投資法人が随時委託する上記①ないし④に付随し又は関連する業務です。</p> <p>また、一般事務受託者（機関の運営に関する事務）は、平成21年10月1日を効力発生日として、平成21年9月28日付で本投資法人との間で、機関運営事務委託契約書を締結し、同契約に基づき、①本投資法人の機関の運営に関する事務（投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人との間で締結した事務委託契約書（投資口事務受託契約書）において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）及び②その他上記①に準ずる業務又は付随する業務で、機関運営事務細則に定めるものを行います。</p>
一般事務受託者（会計等に関する事務）／資産保管会社	みずほ信託銀行株式会社	<p>一般事務受託者／資産保管会社は、平成17年4月21日付で本投資法人との間で一般事務委託契約及び資産保管業務委託契約（その後の変更契約を含み、以下「一般事務委託契約」及び「資産保管業務委託契約」といいます。）をそれぞれ締結しています。</p> <p>上記一般事務委託契約に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第5号及び第6号）として、①計算に関する事務、②会計帳簿の作成に関する事務、③納税に関する事務及び④その他上記①ないし③に準ずる業務又は付随する業務で、別途定めるものを行います。また、上記資産保管業務委託契約に基づき、投信法上の資産保管会社（投信法第208条）として、①投信法第208条第1項に基づく資産保管業務並びに②資産保管業務に付随する（イ）本投資法人名義の預金口座からの振込、（ロ）本投資法人名義の預金口座の開設及び解約並びに（ハ）その他上記（イ）及び（ロ）に準ずる業務を行います。</p>
投資主名簿等管理人／特別口座管理機関	みずほ信託銀行株式会社	平成20年12月30日付で、本投資法人との間で事務委託契約（投資口事務委託契約）及び特別口座の管理に関する契約を、それぞれ締結しています。上記事務委託契約（投資口事務委託契約）に基づき、投資主名簿等管理人は、事務委託契約（投資口事務委託契約）に基づき、投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号及び第3号）として、①投資主名簿等に関する事務、②募集投資口の発行に関する事務、③投資口の併合又は分割に関する事務、④投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書（又は委任状）の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務、⑤投資主に対して分配する金銭の計算及び支払に関する事務、⑥投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行及び事故届出の受理に関する事務、⑦委託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務、⑧法令、自主規制機関（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。以下「金融商品取引法」といいます。）に規定される金融商品取引所及び金融商品取引業協会を含みます。）の規則又は事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口にかかる

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資主名簿等管理人／ 特別口座管理機関	みずほ信託銀行 株式会社	<p>統計資料の作成に関する事務、⑨投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務、⑩総投資主通知等の受理に関する事務、⑪投資主名簿等管理人が管理する本投資法人の発行済投資口の総口数と振替機関（社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「振替法」といいます。）第2条第2項に定める振替機関をいいます。以下同じです。）より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合、⑫本投資法人の情報提供請求権（振替法第277条に定める請求をいいます。）行使にかかる取次ぎに関する事務、⑬振替機関からの個別投資主通知（振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。）の本投資法人への取次ぎに関する事務、⑭その他振替機関との情報の授受に関する事務、⑮上記①ないし⑭に掲げる委託事務にかかる印紙税等の代理納付、⑯上記①ないし⑮に掲げる委託事務に付随する事務、⑰上記①ないし⑯に掲げる事務のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事務を行います。</p> <p>また、上記特別口座の管理に関する契約に基づき、特別口座管理機関は、①振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務、②総投資主通知にかかる報告に関する事務、③新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務、④振替機関からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の振替機関に対する情報提供請求に関する事務、⑤振替口座簿への記載又は記録、質権にかかる記載又は記録、及び信託の受託者並びに信託財産にかかる記載又は記録に関する事務、⑥特別口座の開設及び廃止に関する事務、⑦加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の振替機関への届出に関する事務、⑧特別口座の加入者本人及び投資口質権者のために開設された他の口座並びに本投資法人の口座への振替手続に関する事務、⑨振替法第228条で準用される第133条第2項で定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事務、⑩加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務、⑪加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務、⑫上記①ないし⑪に掲げるもののほか、加入者等（投資主、投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下同じです。）による請求に関する事務、⑬上記①ないし⑫に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等にかかる情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務、⑭加入者等からの照会に対する応答に関する事務、⑮投資口の併合又は分割に関する事務、⑯上記①ないし⑮に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務並びに本投資法人及び特別口座管理機関が協議のうえ定める事項を行います。</p>

運営上の役割	名称	関係業務の概要
投資法人債に関する一般事務受託者	株式会社三菱東京UFJ銀行	平成25年2月22日付で第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、平成26年2月18日付で第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、平成26年8月8日付で第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、財務代理契約を本投資法人との間でそれぞれ締結しました。投信法上の一般事務受託者（投信法第117条第2号、第3号及び第6号のうち、投資法人債に関する事務。）として、同契約に基づき、第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）、第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）に関し、①発行代理人事務、②支払代理人事務、③投資法人債原簿関係事務、④投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を行います。
特定関係法人／パイプラインサポート会社	積水ハウス株式会社 積和不動産株式会社	積水ハウス及び積和不動産は、それぞれ、平成22年3月8日及び平成24年1月11日付で本投資法人及び資産運用会社との間で優先交渉権等に関する契約を締結し、(i)積水ハウス又は積和不動産が保有又は開発する不動産等のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与すること、並びに、(ii)売主等が保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積水ハウス又は積和不動産が判断する場合、原則として、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供するよう努めることに合意しています。 これらの詳細については、後記「2 投資方針 (1)投資方針 ②ポートフォリオ構築方針 (ハ) 積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産等とのパイプラインサポート契約について」をご参照下さい。

③ 上記以外の本投資法人の主な関係者

役割	名称	業務の概要
パイプラインサポート 会社	株式会社スプリング・ インベストメント 積和不動産関東 株式会社 積和不動産東北 株式会社 積和不動産中部 株式会社 積和不動産関西 株式会社 積和不動産中国 株式会社 積和不動産九州 株式会社	<p>スプリング・インベストメントは、平成22年3月8日付で本投資法人及び資産運用会社との間で物件情報優先提供契約を締結し、(i)スプリング・インベストメントが投資一任業務又は投資助言業務を受託し又は受託しようとしている顧客の物件のうち一定のものを、当該顧客のために売却しようとする場合、原則として、第三者に通知する前に、当該売却関連の情報を資産運用会社に提供すること、及び、(ii)売主等が運用若しくは保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものとスプリング・インベストメントが判断する場合、原則として、第三者に通知する前に当該売却関連情報を資産運用会社に提供しよう努めることに合意しています。</p> <p>積和不動産関東は、平成25年8月1日付で本投資法人及び資産運用会社との間で優先交渉権等に関する契約を締結し、(i)積和不動産関東が保有又は開発する不動産等のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与すること、並びに、(ii)売主等が保有し又は開発・保有を予定している一定の不動産等を売却しようとする旨の情報を当該売主等又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと積和不動産関東が判断する場合、原則として、当該売却関連情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることに合意しています。</p> <p>積和不動産中部、積和不動産関西及び積和不動産九州は、それぞれ平成24年1月11日付で、積和不動産東北及び積和不動産中国は、それぞれ平成26年7月31日付で本投資法人及び資産運用会社との間で優先交渉権に関する契約を締結し、積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国又は積和不動産九州が保有又は開発する不動産等のうち一定のものを売却しようとする場合、原則として、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること及び当該不動産等の売却について資産運用会社に優先交渉権を付与することに合意しています。</p> <p>これらの詳細については、後記「2 投資方針 (1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針 (ハ) 積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産等とのパイプラインサポート契約について」をご参照下さい。</p>

(4) 【投資法人の機構】

① 投資法人の統治に関する事項

(イ) 投資法人の機関の内容

本書の日付現在、本投資法人の執行役員は1名以上、監督役員は2名以上（但し、執行役員の数に1を加えた数以上とします。）とされています（規約第16条）。

本書の日付現在、本投資法人の機関は、投資主により構成される投資主総会に加えて、執行役員1名、監督役員2名及びすべての執行役員、監督役員を構成員とする役員会並びに会計監査人により構成されています。本投資法人の会計監査人は新日本有限責任監査法人です。

A. 投資主総会

(i) 本投資法人の投資主総会は、東京都23区内において開催されます（規約第9条第2項）。なお、本投資法人の投資主総会は、平成28年6月10日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の6月10日及び同日以後遅滞なく招集し、また、必要があるときは随時招集できることとされています（規約第9条第3項）。

(ii) 投信法又は規約により定められる本投資法人に関する一定の事項は、投資主により構成される投資主総会において決定されます。本投資法人の投資主総会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、出席した投資主の議決権の過半数をもって決議されます（規約第11条第1項）が、規約の変更（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）等一定の重要事項については、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上にあたる多数による決議（特別決議）を経なければなりません。但し、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

本投資法人の資産運用の対象及び方針は、規約に定められています（規約第7章）ので、かかる規約中に定められた資産運用の対象及び方針を変更する場合には、上記のとおり投資主総会の特別決議が必要となります。

(iii) また、本投資法人は、資産運用会社との間で資産運用委託契約を締結し、本投資法人の資産の運用にかかる業務を委託しています。資産運用会社が資産運用委託契約を解約するためには本投資法人の同意を得なければならず、執行役員はかかる同意を与えるために原則として投資主総会の承認を得ることが必要になります（投信法第205条）。また、本投資法人が資産運用委託契約を解約する場合にも原則として投資主総会の決議が必要です（投信法第206条）。

B. 執行役員、監督役員及び役員会

(i) 執行役員は、本投資法人の業務を執行するとともに、本投資法人を代表して本投資法人の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為を行う権限を有しています（投信法第109条第1項、同条第5項、会社法（平成17年法律第86号、その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第349条第4項）。但し、資産運用会社からの資産運用委託契約の解約への同意、投資主総会の招集、一般事務受託者への事務委託、資産運用委託契約又は資産保管業務委託契約の締結その他投信法に定められた一定の職務執行については、役員会の承認を得なければなりません（投信法第109条第2項）。監督役員は、執行役員の職務の執行を監督する権限を有しています（投信法第111条第1項）。また、役員会は、一定の職務執行に関する上記の承認権限を有する（投信法第109条第2項）ほか、投信法及び規約に定める権限並びに執行役員の職務執行を監督する権限を有しています（投信法第114条第1項）。

(ii) 役員会の決議は、法令又は規約に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる構成員たる執行役員及び監督役員の過半数が出席の上、出席者の過半数の議決によって行われます（投信法第115条第1項、会社法第369条第1項、規約第21条第1項）。

(iii) 投信法の規定（投信法第115条第1項、会社法第369条第2項）及び本投資法人の役員会規則において、決議について特別の利害関係を有する執行役員及び監督役員は議決に加わることができないことが定められています。

C. 会計監査人

(i) 会計監査人は、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、第72条、規約第23条）。

(ii) 本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人に選任しています。会計監査人は、本投資法人の計算書類等の監査を行うとともに、執行役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見した場合における監督役員への報告その他法令で定める職務を行います（投信法第115条の2第1項、第115条の3第1項等）。

(iii) 会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなされます（投信法第103条、規約第24条第1項及び第2項）。

(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続

本投資法人の役員会は、すべての執行役員及び監督役員により構成され、3ヶ月に1回以上開催します。本投資法人の役員会においては、投信法及び規約に定める承認・決議事項に加え、月次での業務の執行の状況が報告されます。また、必要に応じて資産運用会社や一般事務受託者から業務の執行の状況の詳細について報告されます。

監督役員は、役員会における承認等の手続を通じ、本投資法人の業務及び財産の状況を把握し、必要であれば、執行役員、一般事務受託者、資産運用会社及び資産保管会社に対して報告を求め、又は必要な調査を実施し、執行役員の職務の執行を監督しています。

本書の日付現在、監督役員には、外部の専門性を有した有識者として弁護士1名、公認会計士1名の計2名が選任されており、各監督役員は、これまでの実務経験を活かした専門的見地から監督を行っています。

(ハ) 内部管理、監督役員による監督及び会計監査の相互連携

各監督役員は、前記「(ロ) 内部管理及び監督役員による監督の組織、人員及び手続」に記載の手続を通して、執行役員の職務の執行を監督します。また、監督役員は、その職務を行うため必要があるときは、会計監査人に対し、その監査に関する報告を求めることができます。

一方、会計監査人は、計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書（資産運用報告及びその附属明細書については、会計に関する部分に限ります。）の監査を行います。監査を受けた計算書類、資産運用報告及び金銭の分配に係る計算書並びにこれらの附属明細書は、執行役員により役員会に提出又は、提供され、役員会での承認を受けますが、原則として当該役員会に先立ち開催される監査報告会において、監査の手続、内容及び結果について監督役員に対し報告がなされます。

また、会計監査人は、その職務を行うに際して執行役員の職務の執行に関し不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があることを発見したときは、遅滞なく、これを監督役員に報告しなければなりません。

② 投資法人による関係法人に対する管理体制の整備の状況

(イ) 資産運用会社に対する管理体制

本投資法人と資産運用会社との間で締結された資産運用委託契約においては、資産運用会社は、本投資法人の定める規約及び資産運用会社の社内規程である運用ガイドライン等に従い、資産の運用にかかる業務を行うこととされています。また、同契約上、資産運用会社は、投信法に従い、委託業務に関して定期的に報告書を作成し本投資法人に対し交付することとされているほか、利害関係者（(a) 投信法で定義される利害関係人等、(b) 資産運用会社の株主、(c) 上記(a)若しくは(b)が投資一任契約を締結している特別目的会社等又は(d)上記(a)及び(b)の出資の合計が過半となる特別目的会社等を意味します。以下同じです。）との取引については、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 2 利害関係人との取引制限 (2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）」に記載の自主ルールに従って取引を行っています。

(ロ) 資産保管会社に対する管理体制

本投資法人と資産保管会社との間で締結された資産保管業務委託契約においては、投信法第209条、同法第209条の2に定める義務及び同法第210条に定める責任に加えて、資産保管会社の固有財産等との分別保管や委託業務の処理状況について、本投資法人へ報告することなど資産保管会社が委託事務を遂行するにあたって負う一定の義務や賠償責任を定めており、かつ、その業務執行状況を監視するための体制を維持しています。

また、本投資法人からの各種指図等について、すべての指図結果を本投資法人へフィードバックすることにより、指図の結果確認を実施しています。

(ハ) 一般事務受託者に対する管理体制

本投資法人と一般事務受託者との間で締結された一般事務委託契約においては、投信法第118条に定める義務及び同法第119条に定める責任に加えて、一般事務受託会社が委託事務を遂行するにあたって負う一定の報告義務や賠償責任を定めており、かつ、その業務執行状況を監視するための体制を維持しています。

特に、会計に関する事務については、毎月次において、前月までの会計帳簿を資産運用会社を通して本投資法人へフィードバックすることにより、本投資法人の運用結果が正しく反映されているか確認を実施しています。

③ 投資法人の運用体制

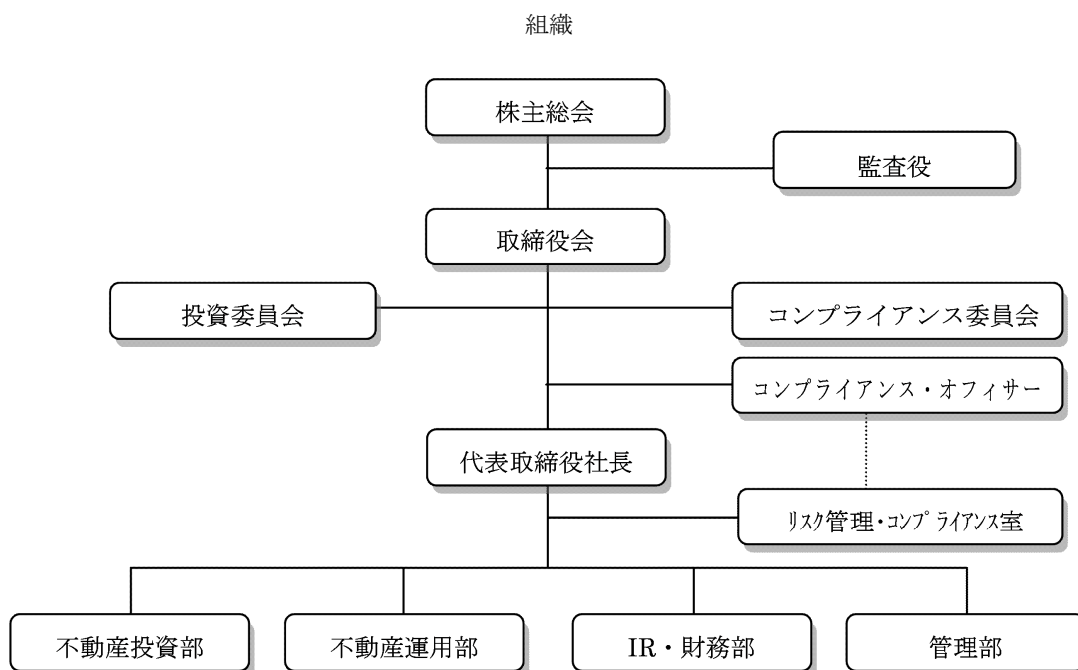
前記のとおり、本投資法人の資産運用は、資産運用会社に委託されています。資産運用会社は、本投資法人との間の資産運用委託契約に基づき、本投資法人の資産の運用を行います。

(イ) 資産運用会社の組織

資産運用会社の組織は、以下に記載のとおりです。

資産運用会社は、かかる組織体制において、本投資法人より委託を受けた資産運用業務を行います。資産運用会社は、取締役会からの権限委譲を受けて規約に定める投資方針の具体化、資金調達及び分配政策、運用資産の取得及び売却並びに運用資産の運用管理方針を審議するための合議体として投資委員会を設置しています。また、コンプライアンス（法令遵守）を担当する機関としてコンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室を設置し、また、コンプライアンス・オフィサーを委員長としてコンプライアンスにかかる基本的事項及び重要事項につき審議、決定するコンプライアンス委員会を設置しています。資産運用業務は、内部検査機関としてのリスク管理・コンプライアンス室による管理のもと、不動産投資部、不動産運用部、IR・財務部及び管理部の分掌によって実施されています。

なお、資産運用会社において新たな組織単位が必要となったときは、取締役会の承認によってこれを設置することとしています。



(ロ) 資産運用会社の各組織の業務の概要

組織名称	各組織の業務の概要
不動産投資部	(1) 投資方針及び投資計画の策定（各営業期・中長期）に関する業務 (2) 物件調査に関する業務 (3) 運用資産の取得の実行及び諸契約締結に関する業務 (4) 運用資産の売却方針及び計画の策定に関する業務 (5) 運用資産の売却の実行及び諸契約締結に関する業務
不動産運用部	(1) 運用方針及び運用計画の策定（各営業期・中長期）に関する業務 (2) 運用資産の価値維持・向上に関する業務 (3) 物件調査に関する業務 (4) 不動産の管理状況の把握に関する業務 (5) プロパティ・マネジメント業務受託者の指示・監督に関する業務 (6) 運用資産にかかる諸契約締結に関する業務 (7) 不動産の賃借人からの苦情・クレーム処理に関する業務
I R・財務部	(1) ファイナンス方針及び計画の策定（各営業期・中長期）に関する業務 (2) 余資の運用方針及び計画の策定及び実行に関する業務 (3) 投資口発行に関する業務 (4) 投資法人債（短期投資法人債を含みます。）の発行及び償還に関する業務 (5) 借入金の借入れ及び返済に関する業務 (6) 本投資法人の情報開示（I R）・ディスクロージャーに関する業務 (7) 投資主等からの苦情・クレーム処理及び一般的事項に関する照会等に関する業務 (8) 経済全般、市場の動向の調査及び分析に関する業務 (9) 配当方針及び計画の策定及び実行に関する業務
管理部	(1) 資産運用会社の年度経理方針・予算策定に関する業務 (2) 資産運用会社の経理及び出納に関する業務 (3) 資産運用会社の人事方針・計画の策定に関する業務 (4) 資産運用会社の人事に関する業務 (5) 資産運用会社の広報に関する業務 (6) 資産運用会社の株主総会・取締役会運営に関する業務 (7) 本投資法人の機関運営（投資主総会等）に関する業務 (8) 本投資法人の運用資産に関する会計、税務及び資金管理に関する業務 (9) 行政機関への定例報告及び届出に関する業務 (10) 資産運用会社の規程の改廃に関する業務 (11) 情報システム機器の運用、保全及び管理に関する業務 (12) 行政機関及び業界諸団体等対応に関する業務
リスク管理・コンプライアンス室	(1) リスク管理に関する業務 (2) 法令・諸規則遵守状況のモニタリング (3) 内部管理に関する業務 (4) 内部検査の実施 (5) 本投資法人の資産取得・売却時における鑑定評価手続きの管理 (6) 投資委員会等付議案件の事前審査 (7) 不動産の賃借人及び投資主等その他からの苦情・クレーム処理に関する業務 (8) 資産運用会社の法務に関する業務 (9) 本投資法人の法務に関する業務

(ハ) 委員会

資産運用会社には、本書の日付現在、投資委員会及びコンプライアンス委員会が設置されており、その概要は以下のとおりです。

A. 投資委員会

(i) 構成員

投資委員会は、代表取締役社長、常勤取締役、管理部長、不動産投資部長、不動産運用部長、IR・財務部長及びコンプライアンス・オフィサーで構成されます。但し、コンプライアンス・オフィサーは議決権を有しません。また、代表取締役社長が投資委員会の委員長となります。

(ii) 審議方法等

投資委員会は委員長の招集により原則として3ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。投資委員会は、委員の全員の出席により成立し、その決定は、対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。

(iii) 決定事項

- a. 運用資産の運用にかかる投資方針の策定及び改定
- b. 本投資法人の資金調達及び分配政策にかかる基本方針の策定及び改定
- c. 本投資法人による新規資産の取得及び保有資産の売却等についての案件の選定及び条件の決定
- d. 運用資産にかかる運用管理方針の策定及び改定
- e. その他の投資方針にかかる重要事項

B. コンプライアンス委員会

(i) 構成員

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス・オフィサー、代表取締役社長及びコンプライアンス委員会の委員長が選任したコンプライアンスに精通した社外専門家又は社外弁護士で構成されます。また、コンプライアンス・オフィサーがコンプライアンス委員会の委員長となります。

(ii) 審議方法等

コンプライアンス委員会は委員長の招集により原則として3ヶ月に1回開催されますが、その他必要に応じて随時開催されます。コンプライアンス委員会は、委員の全員の出席により成立し、その決定は、コンプライアンス・オフィサー及び社外専門家又は社外弁護士が賛成し、かつ、対象となる議案について議決権を有する全ての委員の議決権の過半数の賛成により決せられます。

(iii) 決定事項

- a. コンプライアンス規程の策定及び改定。但し、コンプライアンス規程の策定及び改定には取締役会の決議も必要となります。
- b. コンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムの策定及び改定
- c. 内部検査規程の策定及び改定。但し、内部検査規程の策定及び改定には取締役会の決議も必要となります。
- d. 投資委員会による審議の経過及び投資判断におけるコンプライアンス上の問題の有無に関する判断
- e. 投資委員会による審議に際して、その審議の経緯における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の重大な問題の有無に関する判断
- f. コンプライアンス上不適切な行為及び不適切であるとの疑義がある行為に対する改善措置又は将来における防止措置等の必要な措置
- g. 上記a. ないしf. に準ずる重要な事項

(二) コンプライアンス・オフィサー

A. 選任方法

コンプライアンス・オフィサーの選任及び解任については、資産運用会社の取締役会の決議及び本投資法人の役員会の承認によりなされるものとします。コンプライアンス・オフィサーには、法令・規範の遵守のための十分な審査・監督能力を有する人材が選任されます。また、リスク管理の重要性の観点からリスク管理・コンプライアンス室長も兼任することとしています。

B. 業務

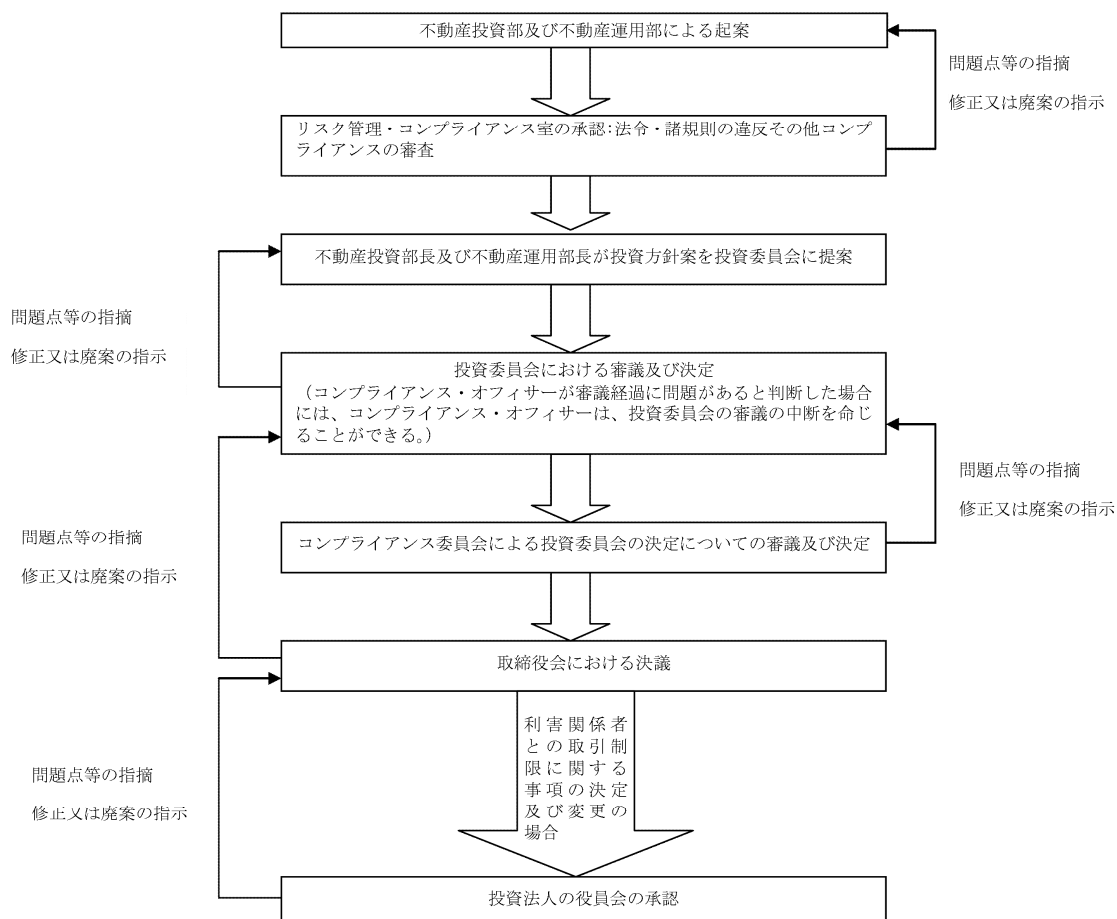
コンプライアンス・オフィサーは、資産運用会社におけるコンプライアンスにかかる責任者として、社内のコンプライアンス体制を確立するとともに、法令その他のルールを遵守する社内の規範意識を醸成することに努めるものとします。このため、コンプライアンス・オフィサーは、コンプライアンス委員会を通じてコンプライアンス・マニュアル及びコンプライアンス・プログラムを制定するとともに、資産運用会社による本投資法人のための資産運用における業務執行が、法令、規約、その他の諸規則等に基づいていることを常に監視し、日常の業務執行においてもコンプライアンス遵守状況の監視監督を行います。

(ホ) 資産運用会社の意思決定手続

A. 投資方針の決定プロセス

資産運用会社は、規約に従って、本投資法人のための資産の運用についての基本的な投資方針等を定める運用ガイドライン、資産管理計画及びその他の資産運用の計画を作成します。これらの運用ガイドライン等の投資方針の決定については、以下に詳細を記載するとおり、担当部により起案がなされ、その後、資産運用会社の投資委員会において内容を審議した後、資産運用会社の取締役会において最終的に審議の上、決定されます。

本投資法人の資産の運用にかかる投資方針の策定及び改定にかかる意思決定に関する手続の流れは以下のとおりです。



不動産投資部及び不動産運用部による起案から不動産投資部長及び不動産運用部長による投資委員会への提案まで

まず、不動産投資部及び不動産運用部が、両部内で詳細な検討を行い、両部間相互に調整を経た後に、運用ガイドライン等の投資方針案を起案します。

不動産投資部及び不動産運用部は、当該投資方針案及びそれに付随関連する資料をリスク管理・コンプライアンス室に提出し、当該投資方針案に関する法令・諸規則（資産運用会社が業務を遂行するに際して遵守すべき法律、政省令、地方公共団体の定める条例、その他の命令、一般社団法人投資信託協会（以下「投資信託協会」といいます。）の諸規則、資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人が上場する金融商品取引所の諸規則、資産運用会社と資産運用委託契約を締結する投資法人の規約、資産運用会社の定款及び社内諸規程並びにこれらに基づき資産運用会社が締結した諸契約（資産運用委託契約を含みます。）等をいいます。以下同じです。）の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受けます。リスク管理・コンプライアンス室は、当該投資方針案に法令・諸規則への違反又は抵触が認められず、かつ、その他コンプライアンス上の問題がないと判断した場合には、当該投資方針案を承認し、その旨を当該起案をなした不動産投資部及び不動産運用部の担当者に対して連絡します。

不動産投資部及び不動産運用部の担当者は、リスク管理・コンプライアンス室の承認を受けた当該投資方針案を不動産投資部長及び不動産運用部長に提出します。不動産投資部長及び不動産運用部長は、当該提出を受けた投資方針案を投資委員会に議案として提案します。なお、投資委員会の概要は前記「(ハ) 委員会 A. 投資委員会」の項目に記載のとおりです。

これに対して、リスク管理・コンプライアンス室が当該投資方針案について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、起案した不動産投資部及び不動産運用部の担当者に対して当該投資方針案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた投資方針案については、不動産投資部長及び不動産運用部長は、投資委員会に提案することができず、修正の命令を受けた投資方針案については、修正後に再度、リスク管理・コンプライアンス室による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その承認を得た後でなければ、不動産投資部長及び不動産運用部長は、投資委員会に提案することができないものとします。

投資委員会での審議及び決定

投資委員会は、不動産投資部長及び不動産運用部長により提案された投資方針案について、規約との整合性、その時の不動産市場の動向、その時の本投資法人のポートフォリオの内容等の本投資法人の資産運用における投資戦略等の観点から、投資方針案の内容を検討し、投資方針案の採否につき決定します。投資委員会の承認が得られない場合は、投資委員会は不動産投資部長及び不動産運用部長に問題点等を指摘し、投資方針案の修正及び再提出又は廃案の指示を出します。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会の委員長は、当該投資方針案に関する書類をコンプライアンス委員会に提案します。

コンプライアンス委員会での審議及び決定

コンプライアンス委員会は、投資委員会の委員長により提案を受けた投資方針案に、法令・諸規則への違反又は抵触がないか、その他コンプライアンス上の問題がないかについて審議し、投資方針案についてのコンプライアンス上の問題性の有無について決定をします。コンプライアンス委員会の概要は前記「(ハ) 委員会 B. コンプライアンス委員会」の項目に記載のとおりです。

コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の問題がないと決定された場合には、コンプライアンス委員会の委員長は、投資委員会の委員長に対してその旨を伝達します。かかる伝達を受けた投資委員会の委員長は、当該投資方針案を取締役に付議します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該投資方針案について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、投資委員会の委員長に対して当該投資方針案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた投資方針案については、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができず、修正の命令を受けた投資方針案については、修正後に再度、コンプライアンス委員会による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その決定を得た後でなければ、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができないものとします。

取締役会での審議及び決議

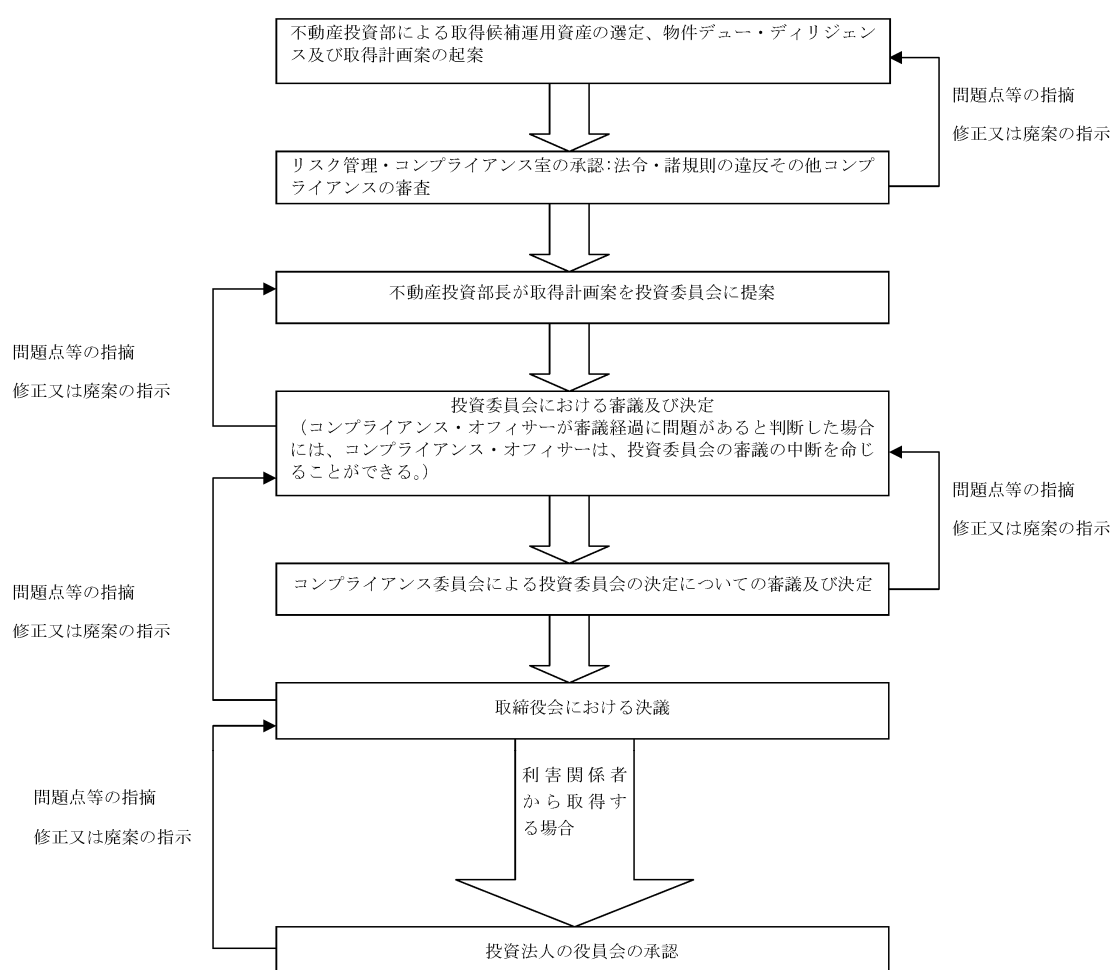
取締役会は、不動産市場の動向、本投資法人の投資戦略及び法令・諸規則の遵守状況等を総合的に勘案し、当該投資方針案を承認するか否かを決議します。取締役会での承認が得られない場合、取締役会は投資委員会に問題点等を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に投資委員会において審議をした上で取締役会に対して付議されることが必要となります。取締役会の承認が得られたことをもって、当該投資方針案が資産運用会社で決定されたこととなります。

投資法人役員会での審議及び承認

利害関係者との取引制限に関する投資方針の策定又は改定の場合には、代表取締役社長は、取締役会の決議の後に当該投資方針案を本投資法人の役員会の審議に付議し、役員会が当該投資方針案を承認するか否かを決議します。役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問題点等を指摘し、当該投資方針案の修正及び再提出又は廃案等の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に取締役会において審議をした上で役員会に対して付議されることが必要となります。役員会の承認が得られたことをもって、当該投資方針案が資産運用会社の投資方針となります。

B. 運用資産の取得に関する決定プロセス

運用資産の取得に関する手続きの流れは、以下のとおりです。



不動産投資部による取得候補の選定、取得計画書の起案から不動産投資部長による投資委員会への付議まで

不動産投資部は、取得候補の運用資産を選定し、当該運用資産に関する詳細な物件デュー・ディリジェンス（鑑定価格調査、建物診断調査、地震リスク調査、法務調査等）を行い、その結果を踏まえた運用資産の取得計画書を策定し、リスク管理・コンプライアンス室に提出します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該取得計画書における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について確認します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該案件が本投資法人の資産運用の基本方針に基づいていない場合その他問題を確認した場合、当該取得計画書の修正及び再提出又は廃案を指示することができます。リスク管理・コンプライアンス室が当該取得計画を承認した場合は、不動産投資部長は、当該取得計画書を投資委員会に提案します。

投資委員会での審議及び決定

投資委員会では、当該運用資産が本投資法人の投資方針に適合していることを確認するとともに、デュー・ディリジェンスの結果を踏まえた適正な取得価格の審議を行い、当該運用資産に関する取得の実行及び取得価格の承認を含めた決定を行います。投資委員会は、当該取得計画書の修正及び再提出又は廃案を不動産投資部長に指示することができます。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会の委員長は、当該取得計画書に関する書類をコンプライアンス委員会に提案します。

当該運用資産の売主が利害関係者である場合には、鑑定評価額又は調査価額（以下「鑑定評価額等」といいます。）を取得価格（消費税及び固定資産税の精算金等を除きます。）の上限とします。

コンプライアンス委員会での審議及び決定

コンプライアンス委員会は、投資委員会の委員長により提案を受けた取得計画案に、法令・諸規則への違反又は抵触がないか、その他コンプライアンス上の問題がないかについて審議し、取得計画案についてのコンプライアンス上の問題性の有無について決定をします。コンプライアンス委員会の概要は前記「(ハ) 委員会 B. コンプライアンス委員会」の項目に記載のとおりです。

コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の問題がないと決定された場合には、コンプライアンス委員会の委員長は、投資委員会の委員長に対してその旨を伝達します。かかる伝達を受けた投資委員会の委員長は、当該取得計画案を取締役に付議します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該取得計画案について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、投資委員会の委員長に対して当該取得計画案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた取得計画案については、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができず、修正の命令を受けた取得計画案については、修正後に再度、コンプライアンス委員会による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その決定を得た後でなければ、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができないものとしします。

取締役会での審議及び決議

取締役会は、付議された取得計画案を承認するか否かを決議します。取締役会が当該取得計画案の承認を決議しない場合、取締役会は、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案を投資委員会に指示することができます。取締役会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が資産運用会社の取得計画となることとなります。

投資法人役員会での審議及び承認

利害関係者から物件を取得する場合には、代表取締役社長は、当該取得計画案を役員会の審議に付議し、役員会が当該取得計画案を承認するか否かを決議します。役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問題点等を指摘し、当該取得計画案の修正及び再提出又は廃案の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に取締役会において審議をした上で役員会に対して付議されることが必要となります。役員会の承認が得られたことをもって、当該取得計画案が資産運用会社の取得計画となることとなります。

取得計画の実行

当該取得計画案が取締役会において承認された場合（利害関係者から取得する場合には、役員会において承認された場合）、当該運用資産の取得にかかる取締役会（又は役員会）の決議内容に従って、不動産投資部は、当該運用資産の取得業務を行います。

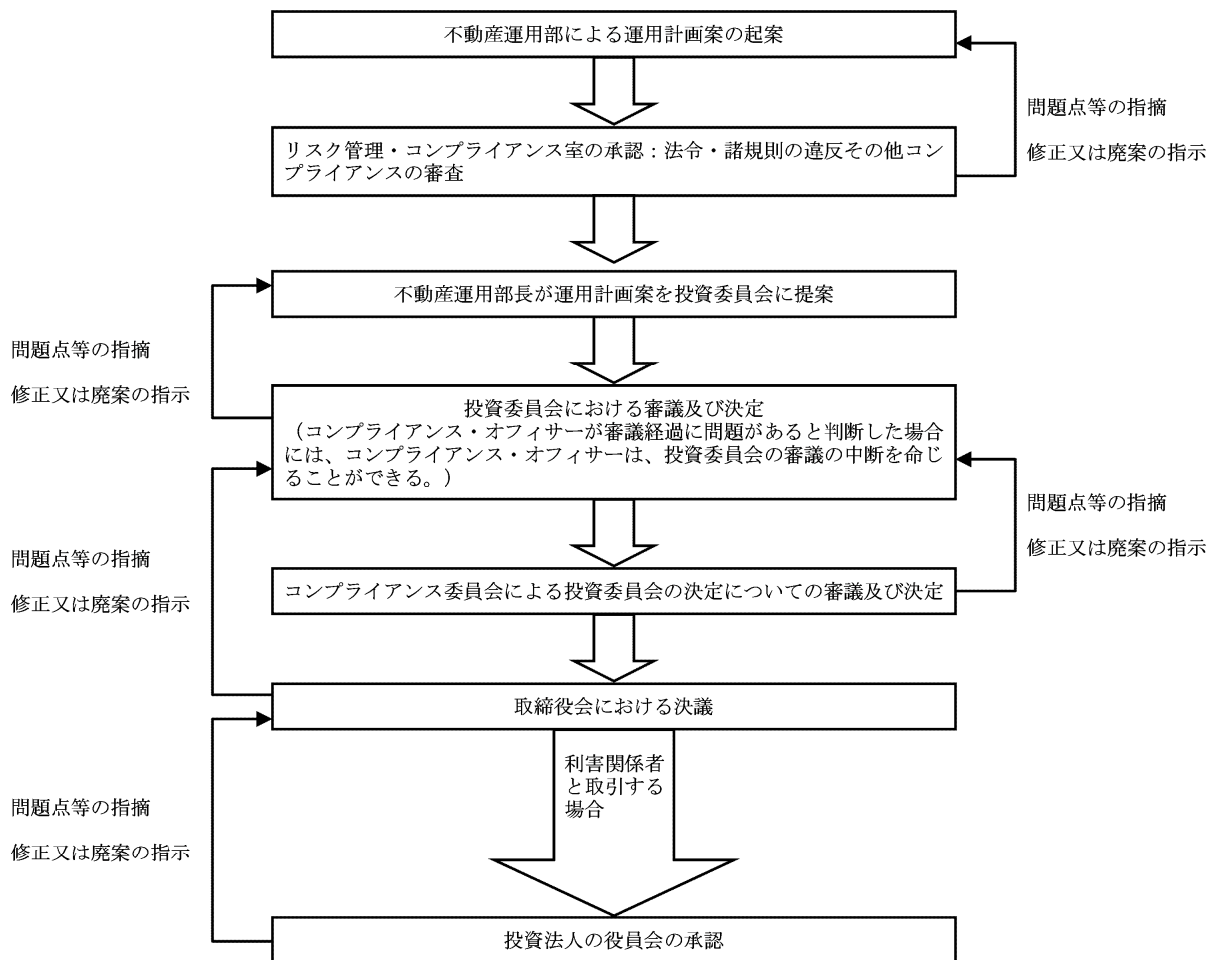
不動産投資部は、取引の実行にあたり、取引価格その他、取引コスト等を総合的に勘案して、最も本投資法人の利益に資する取引形態を選択します。

C. 運用資産の売却に関する決定プロセス

運用資産の売却に関する業務についても、運用資産の取得と全く同様の決定プロセスで決定されます。

D. 運用資産の運営管理に関する決定プロセス

運用資産の運営管理に関する手続きの流れは、以下のとおりです。



不動産運用部による運用計画案の起案から不動産運用部長による投資委員会への付議まで

不動産運用部は、運用資産の運用計画案を策定し、リスク管理・コンプライアンス室に提出します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該運用計画案における法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無について確認します。リスク管理・コンプライアンス室は、当該案件が本投資法人の資産運用の基本方針に基づいていない場合その他問題を確認した場合、当該運用計画案の修正及び再提出又は廃案を指示することができます。リスク管理・コンプライアンス室が当該運用計画を承認した場合は、不動産運用部長は、当該運用計画案を投資委員会に提案します。

投資委員会での審議及び決定

投資委員会では、当該運用計画案が本投資法人の投資方針に適合していることを確認するとともに、審議を行い、当該運用計画案の承認の決定を行います。投資委員会は、当該運用計画案の修正及び再提出又は廃案を不動産運用部長に指示することができます。投資委員会の承認が得られた場合、投資委員会の委員長は、当該運用計画案に関する書類をコンプライアンス委員会に提案します。

コンプライアンス委員会での審議及び決定

コンプライアンス委員会は、投資委員会の委員長により提案を受けた運用計画案に、法令・諸規則への違反又は抵触がないか、その他コンプライアンス上の問題がないかについて審議し、運用計画案についてのコンプライアンス上の問題性の有無について決定をします。

コンプライアンス委員会において、コンプライアンス上の問題がないと決定された場合には、コンプライアンス委員会の委員長は、投資委員会の委員長に対してその旨を伝達します。かかる伝達を受けた投資委員会の委員長は、当該運用計画案を取締役に付議します。

これに対して、コンプライアンス委員会が当該運用計画案について法令・諸規則への違反若しくは抵触が認められる又はその他コンプライアンス上の問題が存在すると判断した場合には、投資委員会の委員長に対

して当該運用計画案の廃案又は修正を命じます。廃案の命令を受けた運用計画案については、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができず、修正の命令を受けた運用計画案については、修正後に再度、コンプライアンス委員会による法令・諸規則の遵守状況その他コンプライアンス上の問題の有無に関する確認を受け、その決定を得た後でなければ、投資委員会の委員長は、取締役会に付議することができないものとします。

取締役会での審議及び決議

取締役会は、付議された運用計画案を承認するか否かを決議します。取締役会が当該運用計画案の承認を決議しない場合、取締役会は、当該運用計画案の修正及び再提出又は廃案を投資委員会に指示することができます。取締役会の承認が得られたことをもって、当該運用計画案が資産運用会社の運用計画となることとなります。

投資法人役員会での審議及び承認

利害関係者との取引によって物件の運用を行う場合には、代表取締役社長は、当該運用計画案を役員会の審議に付議し、役員会が当該運用計画案を承認するか否かを決議します。役員会での承認が得られない場合、役員会は取締役会に問題点等を指摘し、当該運用計画案の修正及び再提出又は廃案の指示を出します。再提出の場合、再び上記と同様に取締役会において審議をした上で役員会に対して付議されることが必要となります。役員会の承認が得られたことをもって、当該運用計画案が資産運用会社の運用計画となることとなります。

運用計画の実行

当該運用計画案が取締役会において承認された場合（利害関係者との取引によって運用を行う場合には、役員会において承認された場合）、当該運用資産の運用にかかる取締役会（又は役員会）の決議内容に従って、不動産運用部は、当該運用資産の運用業務を行います。

不動産運用部は、資産の運用にあたり、稼働率及び賃料の上昇、運営管理コストの圧縮等運用資産の価値向上につながる施策を総合的に勘案して、最も本投資法人の利益に資する運用方法を選択します。

E. 資金調達に関する決定プロセス

運用資産取得のための資金調達については、その計画案がIR・財務部において起案されますが、それ以外の運用体制については、運用資産の取得と全く同様です。

(へ) コンプライアンス体制

A. 体制

資産運用会社は、資産運用会社としての社会的責任と使命を十分に認識し、本投資法人の資産の運用業務を適正かつ公正に遂行するため、コンプライアンスの徹底を経営の基本原則として位置づけ、コンプライアンス規程等の社内規程を定め、コンプライアンス（法令遵守）を担当する機関としてコンプライアンス・オフィサー（その詳細については、前記「(ニ) コンプライアンス・オフィサー」をご参照下さい。）及びリスク管理・コンプライアンス室（その詳細については、前記「(ロ) 資産運用会社の各組織の業務の概要」をご参照下さい。）を、また、コンプライアンスにかかる基本的事項及び重要事項等を審議・決定するコンプライアンス委員会（その詳細については、前記「(ハ) 委員会 B. コンプライアンス委員会」をご参照下さい。）を設置しています。

B. 社内規程体系

コンプライアンスのために実践すべきコンプライアンス活動の基本的な内容についてはコンプライアンス規程に定められ、その細目については、役職員に対するコンプライアンスの手引書としてのコンプライアンス・マニュアルに定められます。また、コンプライアンス委員会は、コンプライアンスを実現するための具体的な実践計画として、コンプライアンス・プログラムを策定します。

C. 投資判断におけるコンプライアンス

前記「(ホ) 資産運用会社の意思決定手続」に記載のとおり、投資方針の決定プロセス、運用資産の取得・売却に関する決定プロセス、運用資産の運営管理及び資金調達に関する決定プロセス等の重要な意思決定手続において、リスク管理・コンプライアンス室、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会が関与して、法令・諸規則の違反その他のコンプライアンス上の問題の有無の確認をします。コンプライアンス上の問題が確認された場合には当該問題の指摘がなされ、当該投資方針案や個別物件の取得・売却案等について、修正及び再提出又は廃案が求められます。

D. 内部検査の方法

(i) 主体

内部検査は、コンプライアンス・オフィサーが統括し、リスク管理・コンプライアンス室が担当します。なお、コンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室が被検査対象となる場合は、管理部長が統括し、管理部が担当します。コンプライアンス・オフィサーは、非検査対象部の部長の了承を得て、当該部の担当者に検査の補助を行わせることができます。但し、当該担当者が過去1年以内に所属していた部内の業務の検査の補助は行わせません。

(ii) 内部検査の内容

内部検査の対象は、資産運用会社の全ての組織及び職種とし、その内容は以下のとおりとします。

- a. 各組織の業務及び運営が法令・諸規則に従って、適正かつ効率的に行われているか否かの検査
- b. 会計上記録されている諸取引が事実に基づくものであるか否か、正当な証拠書類によって適正に表示され、帳票が法令・諸規則に従って記載されているか否か等の会計に関する検査
- c. その他必要な事項の検査

内部検査は、原則としてコンプライアンス・プログラムに基づいて定期的に行われることとしますが、代表取締役社長が特別に命じた場合にも実施します（特別検査）。

内部検査の実施にあたって検査対象部は、検査担当者の求める書類・帳簿等を提示して説明を行い、検査の円滑な実施に積極的に協力しなければならないものとされています。

(iii) 内部検査の結果に基づく是正措置

- a. コンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室は、検査結果について検査対象部に通知するとともに、改善勧告を行うことができます。また、改善計画及び改善状況についての報告を当該検査対象部に求めることができます。
- b. コンプライアンス・オフィサー及びリスク管理・コンプライアンス室は、改善勧告への対応状況のフォローアップ（モニタリング）を以下の手順にて行い、原則として、3ヶ月毎にモニタリング結果を取締役に報告します。
 - ①対象部より改善計画案の受領（コンプライアンス・オフィサーが不十分であると判断した場合は差し戻し）
 - ②改善計画に基づく進捗状況の確認（モニタリング）
 - ③対象部より是正完了報告の受領

(ト) 投資運用に関するリスク管理体制

後記「3 投資リスク (2) 投資リスクに対する管理体制」をご参照下さい。

(5) 【投資法人の出資総額】

(本書の日付現在)

出資総額	88,925,149,945円
本投資法人が発行する投資口の総口数	10,000,000口
発行済投資口総数	1,018,110口

最近5年間における出資総額及び発行済投資口総数の増減は、以下のとおりです。

年月日	摘要	出資総額		発行済投資口総数		備考
		増減	残高	増減	残高	
平成22年4月2日	第三者割当増資	1,819,334千円	50,523,341千円	10,400口	115,070口	(注1)
平成24年10月1日	公募増資	6,725,549千円	57,248,891千円	20,460口	135,530口	(注2)
平成24年10月26日	第三者割当増資	506,224千円	57,755,115千円	1,540口	137,070口	(注3)
平成25年4月22日	公募増資	10,022,318千円	67,777,433千円	21,430口	158,500口	(注4)
平成25年5月23日	第三者割当増資	516,783千円	68,294,216千円	1,105口	159,605口	(注5)
平成26年4月1日	投資口の分割	—	68,294,216千円	638,420口	798,025口	(注6)
平成26年4月21日	公募増資	10,249,790千円	78,544,007千円	111,600口	909,625口	(注7)
平成26年5月22日	第三者割当増資	515,704千円	79,059,711千円	5,615口	915,240口	(注8)
平成26年10月22日	公募増資	9,395,518千円	88,455,230千円	97,970口	1,013,210口	(注9)
平成26年11月18日	第三者割当増資	469,919千円	88,925,149千円	4,900口	1,018,110口	(注10)

(注1) 1口当たり発行価額174,936円にて、本投資法人の平成19年3月に発行した第1回無担保投資法人債の償還資金に充てるために調達した短期借入金の返済資金の一部に充当する目的で、第三者割当の方法により積水ハウスに対して7,800口、合同会社スプリング・インベスターズに対して2,600口の投資口の割当を行いました。

(注2) 1口当たり発行価格340,957円(引受価額328,717円)にて、新規物件の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、公募により投資口を追加発行しました。

(注3) 平成24年10月1日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額328,717円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(注4) 1口当たり発行価格484,575円(引受価額467,677円)にて、新規物件の購入資金に充当することを目的として公募により投資口を追加発行しました。

(注5) 平成25年4月22日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額467,677円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(注6) 平成26年3月31日を基準日として同日の最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主の所有する本投資法人の投資口を、平成26年4月1日を効力発生日として1口につき5口の割合をもって分割しました。

(注7) 1口当たり発行価格95,062円(引受価額91,844円)にて、新規物件の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、公募により投資口を追加発行しました。

(注8) 平成26年4月21日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額91,844円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(注9) 1口当たり発行価格99,157円(引受価額95,902円)にて、新規物件の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、公募により投資口を追加発行しました。

(注10) 平成26年10月22日に行われた公募増資に伴い、1口当たり発行価額95,902円にて、みずほ証券株式会社に対して投資口の割当を行いました。

(6) 【主要な投資主の状況】

平成26年9月末日（第18期末）現在における主要な投資主の状況及び所有者別状況は以下のとおりです。

① 主要な投資主の状況

氏名又は名称	住所	所有 投資口数 (口)	発行済投資口 数の総数に対 する所有投資 口数の比率 (%) (注1)
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番11号	222,792	24.34
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	東京都港区浜松町二丁目11番3号	61,658	6.73
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	39,000	4.26
資産管理サービス信託銀行株式会社 (証券投資信託口)	東京都中央区晴海一丁目8番12号 晴海トリトンスクエアタワーZ	37,856	4.13
野村信託銀行株式会社 (投信口)	東京都千代田区大手町二丁目2番2号	36,132	3.94
ノムラバンクルクセンブルグエスエー	東京都千代田区大手町一丁目2番3号 (常任代理人 株式会社三井住友銀行 証券 ファイナンス営業部)	33,481	3.65
富士火災海上保険株式会社	大阪府大阪市中央区南船場一丁目18番11号	20,630	2.25
ドイチェ バンク アーゲー ロンドン ピービー ノントリティー クライアン ツ 613	東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー (常任代理人 ドイツ証券株式会社)	20,109	2.19
みずほ信託銀行株式会社	東京都中央区八重洲一丁目2番1号	15,204	1.66
株式会社八十二銀行	長野県長野市大字中御所字岡田178番地8	14,365	1.56
合計		501,227	54.76

(注1) 発行済投資口数の総数に対する所有投資口数の比率は、小数第三位を切り捨てています。

(注2) 平成26年10月1日以降平成26年12月9日までに提出された大量保有報告書（変更報告書を含みます。）による大量保有の状況は以下のとおりです。

提出日	提出者名	提出者及び共同保有者	保有株券等の数 (総数) (口) (注)	株券等保有割合 (%) (注)
平成26年10月6日	三井住友信託銀行 株式会社	三井住友信託銀行株式会社	6,196	0.68
		三井住友トラスト・ アセットマネジメント株式会社	85,483	9.34
		日興アセットマネジメント 株式会社	21,212	2.32
平成26年10月22日	みずほ信託銀行 株式会社	みずほ信託銀行株式会社	19,670	2.15
		みずほ証券株式会社	6,029	0.66
		みずほ投信投資顧問株式会社	15,363	1.68
		新光投信株式会社	57,445	6.28

(注) 保有株券等の数(総数)及び株券等保有割合とは、共同保有者が連名により報告書を提出した場合は、その合計の保有株券等の数及び株券等保有割合をいいます。

② 所有者別状況

区分	投資口の状況				
	金融機関 (証券会社を含む)	その他の 国内法人	外国法人等	個人その他	計
投資主数(人)	127	262	104	11,119	11,612
投資主数の割合(%)	1.09	2.26	0.90	95.75	100.00
所有投資口数(口)	571,655	88,186	118,714	136,685	915,240
所有投資口数の割合(%)	62.46	9.64	12.97	14.93	100.00

(注) 割合については、小数第三位を四捨五入しています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

① 基本方針

本投資法人は、本投資法人の規約に従い、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指した資産の運用を行うことを基本方針として、主として特定資産のうち不動産等資産に投資しますが、加えて不動産同等物及び不動産対応証券（以下、併せて「不動産関連資産」といいます。）に投資して運用します。資産運用会社は、規約及び本投資法人との資産運用委託契約に基づき、規約に定める基本方針を踏まえ、資産運用会社の社内規程として運用ガイドラインを制定し、本投資法人の運用資産にかかる運用及び管理の方針を、以下のとおり定めています。なお、運用ガイドラインは、一般的経済情勢の他、不動産市場、資本市場及び金融市場の現況及び推移等を総合的に考慮して定められた社内規程であり、今後これらの状況の変化に即して、規約及び本投資法人との資産運用委託契約の規定を踏まえつつ、資産運用会社の判断により機動的に改定を行うこととします。

② ポートフォリオ構築方針

本投資法人は、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指した運用を行うことを基本方針とします（規約第26条）。

本投資法人は、以下の方針により最適なポートフォリオの構築を目指します。

(イ) 投資対象

住居は、生活の根幹をなす居住を目的とした不動産のため、商業施設やオフィスビルに比べて経済情勢の変動等の影響を受けにくく、安定したテナント需要が見込まれ、賃料相場も相対的に安定していると考えられます。特に全国の主要都市部においては安定的に高いテナント需要が期待でき、テナント確保が比較的容易であると考えられるため、本投資法人の収益安定性への寄与が見込まれます。また、商業施設やオフィスビルに比べて資産規模が小さい不動産への投資も容易であり、より高いリスク分散効果が得られると考えられます。

本投資法人は、このような住居の特性に着目し、安定的需要に基づく収益の確保及びリスク分散効果を高める観点から、主たる用途が住居である不動産関連資産を本投資法人の資産運用の対象として位置付けます。

なお、住居には学生寮、社宅、サービス付高齢者向け住宅を含むものとします。

(注) 上記にかかわらず、既存商業施設については、当面安定的な運用に努めるものとしますが、時機を見て売却の判断を行うことを検討します。

住居への投資に当たっては、本投資法人の事業価値、投資主価値の最大化を図るべく、メインスポンサーである積水ハウスを中核企業とする積水ハウスグループからの運用資産の取得を本投資法人の成長戦略の基軸としたポートフォリオの構築を目指します。また、同じくスポンサーであるスプリング・インベストメントからの物件情報の活用及び継続的に実施する独自の物件情報収集により、外部からの物件取得にも努めます。

投資する不動産関連資産の選定にあたっては、経済情勢及び不動産市場動向等のマクロ的要因、不動産の立地する地域の周辺環境、都市計画の状況及びその将来動向等の地域的要因並びに不動産の土地及び建物の規模、形状及び接道条件等の個別的要因を総合的に考慮し、長期にわたり優位性を持つと考えられるものについて、その不動産の生み出すキャッシュフローの予測及びそれに基づく収益価格等を検討及び判断して選定します。

(ロ) 投資地域

本投資法人は、その規約により、主として東京圏（東京都、神奈川県、千葉県及び埼玉県をいいます。）及び全国主要都市をその投資対象地域とします。本投資法人は、かかる規約のもと、その投資対象地域のうち、主な投資対象地域として東京圏主要都市部を設定し、安定した収益の確保を目指します。これは、現状、東京圏主要都市部における賃貸市場規模が大きく、かつ将来にわたり需給関係が良好と見込まれることによります。

なお、東京圏については、地域特性により2つの投資対象エリアに分類し、その位置付けに応じて安定的な収益の確保を目指します。

<東京圏における各投資対象エリアの特性及び位置付け>

- ・東京圏主要都市部：東京都区部及びその近郊主要都市部の豊富な賃貸需要と優良な物件供給が期待できるエリア。重点的な投資エリアであり、かつ、ポートフォリオの中核を担うエリアと位置付け、物件の資産価値と稼働状況・収益性の調和を総合的に判断し取得を行います。
- ・東京圏その他都市部：東京圏主要都市部周辺の多種多様な賃貸需要が期待できるエリア。東京圏の住居ポートフォリオのリスク分散効果をもたらす投資エリアとして位置付け、物件の資産価値と稼働状況・収益性の調和を総合的に判断し取得を行います。

また、東京圏以外のエリアへの地域的分散投資への投資姿勢としては、地域経済リスク・地震リスク等のポートフォリオの一極集中リスクを軽減するため、積水ハウスグループの全国ネットワークを最大限活用し、主要大都市圏をはじめとする全国主要都市の不動産関連資産に対しても投資を行います。

上記の観点から、中長期的に安定した収益の確保を目的として、運用資産として組み入れた住居の用に供する不動産等の投資エリアの割合につき、以下の表に記載の比率を目処として資産運用を行います。

但し、中長期的に安定収益の確保に資すると同時に、ポートフォリオ構築上必要な不動産関連資産を取得する場合には、その過程において一時的に以下の表の比率から乖離する場合があります。

<投資不動産の地域区分>

投資エリア区分		具体的なエリア	組入比率（注3） （取得価格ベース）
東京圏	東京圏主要都市部 （重点投資エリア）	①東京都：23区、武蔵野市、 三鷹市、小金井市 ②神奈川県：横浜市、川崎市	70%程度
	東京圏その他都市部	①上記以外の東京都全域 （但し、島しょ部を除く。） 及び神奈川県 ②千葉県、埼玉県	東京圏主要都市部と合わせて 80%程度
全国主要都市	主要大都市圏	①札幌市、仙台市、名古屋市、 京都市、大阪市、神戸市、 広島市、福岡市 ②上記①の通勤圏（注1）	20%程度 〔その他の全国主要都市は、 おおよそ10%まで〕
	その他の全国主要都市	上記以外の政令指定都市等 （注2）	

（注1）「通勤圏」とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市及び福岡市の中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部をいいます。

（注2）「上記以外の政令指定都市等」とは、東京圏以外の都市で、主要大都市圏以外の政令指定都市、中核市、特例市及び県庁所在地のいずれかに該当するものをいいます。

（注3）組入比率における「程度」とは、±10%をいいます。

（注4）既存商業施設については上記の組入比率の計算から除外します。

(ハ) 積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産等とのパイプラインサポート契約について

本投資法人及び資産運用会社は、以下のパイプラインサポート契約を締結しており、これにより、運用ガイドラインに定める投資方針及び投資基準に合致する住居物件の安定的な取得機会をより広く確保することに努めています。

A. 積水ハウス、積和不動産及び積和不動産関東（優先交渉権等に関する契約）

本投資法人及び資産運用会社は、積水ハウス、積和不動産及び積和不動産関東との間でそれぞれ、各社が(i)保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産（土地の賃借権及び地上権を含みます。）及び不動産を主たる信託財産とする信託の受益権（不動産と併せて以下本（ハ）において「不動産等」といい、開発・建築工事中の不動産等を含みます。）のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと各社が判断する不動産等を売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注にかかる不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること、及び当該不動産等について、資産運用会社が購入の申込みをした場合、各社は売買の条件について資産運用会社と誠実に協議し、当該情報提供日から20営業日の間は、第三者との間で当該不動産等の売却に関する交渉を行わないこと、(ii)主として住宅の用に供される不動産等を保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を当該第三者又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものと各社が判断する場合、売却先について、指定又はその範囲を限定されている場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることを内容とする「優先交渉権等に関する契約書」を締結しています。また、優先交渉権等に関する契約においては、上記(i)及び(ii)に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われないうこと、但し、(ii)に基づく各社からの情報提供により本投資法人が不動産等を取得する場合における仲介手数料については、通常の商慣習に基づき、当事者間の協議によりこれを定めること等が定められています。

B. スプリング・インベストメント（物件情報優先提供に関する契約）

本投資法人及び資産運用会社は、スプリング・インベストメントとの間で、同社が(i)投資一任業務又は投資助言業務を受託している顧客（以下本（ハ）において「スプリング・インベストメント顧客」といいます。）の物件で専ら住宅の用に供される不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合するものとスプリング・インベストメントが判断する不動産等をスプリング・インベストメント顧客のために売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注にかかる不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること、及び(ii)専ら住宅の用に供される不動産等を運用若しくは保有し又は開発・保有を予定する第三者が当該不動産等を売却しようとする旨の情報を当該第三者又はその関係者等より入手し、当該不動産等について本投資法人の投資基準に適合するものとスプリング・インベストメントが判断した場合、売却先について、指定又はその範囲を限定されている場合など一定の場合を除き、当該売却関連情報を他者への提供に優先して資産運用会社に提供しよう努めることを内容とする「物件情報優先提供に関する契約書」を締結しています。また、物件情報優先提供に関する契約においては、上記(i)及び(ii)に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われないうこと、但し、(ii)に基づくスプリング・インベストメントからの情報提供により本投資法人が不動産等を取得する場合における仲介手数料については、通常の商慣習に基づき、当事者間の協議によりこれを定めること等が定められています。

C. 積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国及び積和不動産九州（優先交渉権に関する契約）

本投資法人及び資産運用会社は、積和不動産東北、積和不動産中部、積和不動産関西、積和不動産中国及び積和不動産九州との間でそれぞれ、各社が保有又は開発する主として住宅の用に供される不動産等のうち、本投資法人の投資基準に適合するものと各社が判断する不動産等を売却しようとする場合、第三者との共有又は共同発注にかかる不動産等であり、当該第三者の同意を得ることが困難な場合など一定の場合を除き、当該売却関連の情報を第三者への提供に優先して資産運用会社に提供すること、及び当該不動産等について、資産運用会社が購入の申込みをした場合、各社は売買の条件について資産運用会社と誠実に協議し、当該情報提供日から20営業日の間は、第三者との間で当該不動産等の売却に関する交渉を行わないことを内容とする「優先交渉権に関する契約書」を締結しています。また、優先交渉権に関する契約においては、上記に基づく物件に関する情報提供については報酬の授受は行われないうことが定められています。

③ 投資態度

(イ) 本投資法人が取得する特定不動産（本投資法人が取得する特定資産のうち不動産、不動産の賃借権若しくは地上権又は不動産の所有権、土地の賃借権若しくは地上権を信託する信託の受益権をいいます。）の価額の合計額が本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とするよう運用します（規約第27条第5項第1号）。

(ロ) 本投資法人の資産の総額のうち占める租税特別措置法施行規則（昭和32年大蔵省令第15号、その後の改正を含みます。）第22条の19に規定する不動産等の価額の割合を100分の70以上とします（規約第27条第5項第2号）。

④ 運用方針

資産運用会社は、上記の基本方針、ポートフォリオ構築方針及び投資態度に基づき、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指し、以下の運用方針により、本投資法人の資産の運用を行います。

(イ) 保有期間

原則として、中長期保有を目的とした不動産関連資産の取得を行うこととし、短期売買を目的とした不動産関連資産の取得は行わないこととします。

なお、定期的なポートフォリオの見直しを実施し、中長期的な不動産市況、収益予測、資産価値の上昇・下落の見通し、立地地域の将来性、劣化に対応する資本的支出の見込み等、当該不動産関連資産の競争優位性を考慮した上で、当該不動産関連資産の売却を検討します。

また、取得した不動産関連資産について投資方針を満たさない事態が生じ、解消できない場合、ポートフォリオへの影響を考慮の上、売却を検討します。

(ロ) 取得基準

本投資法人の投資対象となる不動産関連資産に投資を行う場合、以下の取得基準により投資を行うこととします。

A. 構造

建物に投資を行う場合、その構造は、主たる部分において、原則として鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造とします。

B. 築年数

建物に投資を行う場合、原則として、新耐震基準が採用された昭和56年6月以降に建築された建物を投資対象とします。但し、新耐震基準と同水準以上の性能(注)が確保されたと認められる建物については投資対象に加える場合があります。

(注) 新耐震基準と同等水準以上の性能とは、構造耐震指標「I s 値」が0.6以上であることをいいます。

C. 耐震性能

建物に投資する場合、原則として新耐震基準に適合し、予想最大損失率（PML）(注)が20%以下の物件とします。但し、予想最大損失率（PML）が20%を超える場合でも、総合的に判断し、地震保険を付保することにより投資を行う場合があります。

(注) 予想最大損失率（PML）については、後記「5 運用状況 (2) 投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの (ロ) 信託不動産の概要 C. 建物エンジニアングレポート（建物状況評価）等の概要」をご参照下さい。

D. 売主の属性

売主の信用力を業績の推移等の情報を基に確認すると共に、反社会的勢力との関連の有無を調査の上取引を行います。

売主が特別目的会社等の場合は、その出資者等の属性についても確認します。

E. 投資基準

ポートフォリオの構築において、安定した収益を確保するため、物件の数及び規模並びにテナント数において分散投資が図られ、かつ、テナント確保が比較的容易な住居用不動産関連資産への投資を行います。

投資対象となる賃貸住宅のタイプについては、居住者の多様なニーズに対応するために、幅広いタイプの賃貸住宅に投資を行うこととするが、立地、物件規模及び権利関係の他、テナントの需要動向、賃料相場、周辺物件の稼働率、建物のグレード、賃貸条件等について、総合的かつ慎重に分析の上投資を行います。

投資対象となる住居のうち、学生寮、社宅、サービス付高齢者向け住宅については、その専任された運営会社の適格性（注）、テナントの需要動向、立地、物件規模、権利関係、テナントとの賃貸条件及び商圏の動向の他、建物の仕様・設備・グレード等について、総合的かつ慎重に分析の上、投資を行います。

（注）運営会社の適格性については、運営実績、業歴、財務内容、営業成績、業種の成長性を慎重に調査し、資産運用会社が信用力のあるものと判断した運営会社の運営する不動産に投資を行います。

(i) 立地

原則として最寄駅からの距離が徒歩10分以内に立地する不動産等を投資対象とします。

(ii) 住居タイプ

本投資法人は、相対的に高い賃貸需要と収益性が見込まれるシングル・コンパクトタイプを主な住居タイプとする物件に加え、エリア特性を勘案し、安定的な収益性が見込まれるファミリータイプを主な住居タイプとする物件を主たる投資対象とします。

また、ラージタイプを主な住居タイプとする物件については、立地環境等を慎重に分析の上、厳選して投資を行います。

本投資法人が投資対象とする住居タイプの詳細は、以下のとおりです。

<住居タイプの区分>

住居タイプ 区分	投資基準・分類方法	
	主たるテナント	望ましい立地環境
シングル	単身生活者 会社都合による単身生活者	交通利便性、商業利便性が高い周辺住環境
コンパクト	子供のいない共働きの夫婦 所得水準の高い単身生活者 会社都合による単身生活者及び夫婦 子供が独立した高齢の夫婦 自宅を仕事場とする独立事業者（SOHO）	交通利便性、商業利便性が高く、文化施設至近の周辺住環境
ファミリー	家族数2から4名程度の一般的家族 所得水準の高い単身生活者 会社都合による単身生活者、夫婦及び家族	職場への通勤利便性、教育施設への通学利便性が高く、かつ閑静で治安良好な周辺住環境
ラージ	企業経営者、個人事業主、外国人駐在員等の富裕層	東京圏主要都市部においても厳選した立地にあり、職場への通勤利便性が著しく高く、かつ閑静で治安良好な周辺住環境

(iii) 物件規模

いずれの住居タイプについても原則として、建物の延床面積が約660㎡（約200坪）以上の物件を投資対象とします。

(iv) 権利関係

住居を投資対象とする不動産等は、原則として完全所有物件としますが、区分所有物件・共有物件にも投資を行う場合があります。なお、区分所有物件に投資を行う場合には、原則として本投資法人の持分比率が75%以上となる物件とします。共有物件についてはポートフォリオの質的向上に大きく寄与する物件を厳選して投資を行います。

なお、借地物件は、借地契約の内容を精査し、収益性、権利の安定性、経済性（承諾料等）等において、資産運用会社が投資を妥当と判断した場合、投資を行います。

F. 建物状況

資産運用会社は、利害関係を有しない独立した外部の専門業者による建物診断を実施し、その結果を確認した上で、建物に投資を行います。

G. 投資金額

(i) 1物件あたりの最低投資金額

物件管理コスト等を勘案し、原則として3億円（税金を含む必要経費を除きます。）以上とします。
但し、区分所有物件の持分を買い増す場合、資産対応証券を対象とする場合、又は、不動産等を裏付けとする投資信託に投資を行う場合にはその限りではありません。

(ii) 1物件あたりの最高投資額

ポートフォリオの分散を確保するため、各不動産関連資産又は資産対応証券等の取得価格（税金を含む必要経費を除きます。）のポートフォリオ全体に対する割合は、原則として40%以内とします。

(iii) 取得価格の制限

- a. 原則として市場価格とし、資産運用会社は、利害関係のない不動産鑑定士の鑑定評価額等を参考に、投資採算を重視し総合的に投資判断を行うこととします。
- b. 利害関係者から不動産等の取得を行う場合は、当該不動産等の取得価格は、取得に際して採用した鑑定評価額等以下とします。
- c. 利害関係者以外の第三者から不動産等を取得する場合、投資採算・物件のポテンシャル・当該不動産等の立地・当該不動産等の将来の価値の維持・向上等を総合的に勘案し、資産運用会社が適切な価格であると判断した場合には、不動産鑑定評価額等を上回って取得する場合があります。
- d. 余剰資金の運用の一環として、不動産関連資産以外の特定資産に対して、安全性及び換金性等を勘案して投資を行う場合、原則として、市場価格がある場合には当該市場価格により、また、市場価格がない場合には公正な第三者によって提示された適正な価格により取得します。

H. 開発物件に対する投資

建設中の不動産については、竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、かつ完工・引渡しリスクが低い場合、建物竣工後の取得及び当該不動産にかかるデュー・ディリジェンスの結果に問題がないことを条件として、当該建設中の不動産等にかかる不動産関連資産の取得に関する契約を締結できるものとします。

I. フォワード・コミットメント等

(i) フォワード・コミットメント等の定義

フォワード・コミットメント等とは、先日付での売買契約であって、契約締結から1ヶ月以上を経過した後に決済・物件引渡しを行うこととしているものその他これに類する契約（取引への実質的な拘束力を持つ買付け意向表明及び予約契約等を含みます。）をいいます。なお、ここでいう取引への実質的な拘束力の有無は、物件の売却又は購入義務の、本投資法人に対する法的な拘束力の有無により判断するものとします。

(ii) フォワード・コミットメント等の制限

本投資法人がフォワード・コミットメント等を行う際には以下の事項を遵守するものとします。

- a. フォワード・コミットメント等に違約した際の損害賠償額の上限を必ず定めること。
- b. フォワード・コミットメント等の違約の際に、損害賠償の支払いに充てることが可能な資金及び投資主に対する配当原資に比して、過大な損害賠償額の支払いを義務づけられるようなフォワード・コミットメント等を行わないこと。

J. 契約締結時の開示

(i) 本投資法人が物件の購入・売却等の契約行為を行った際には、東京証券取引所の定める適時開示に関する規則を踏まえ、適切に公表します。

(ii) 本投資法人が行った物件の購入・売却等の契約行為が、前項で定めるフォワード・コミットメント等に該当する場合には、下記項目について適切に公表します。

- a. 売買契約の違約時の損害賠償額の上限の定め。

- b. 売買契約上、物件購入代金その他売買に要する費用の資金調達ができることが売買の実行の前提条件として定められているか否か。
- c. その他、本投資法人の財務内容に影響を与える解約条件。

(ハ) 投資不動産のデュー・ディリジェンス

資産運用会社は、本投資法人のために投資する個々の不動産等を選定するにあたり、弁護士、公認会計士、不動産鑑定士、エンジニア、マーケットリサーチャー等によって作成された不動産鑑定評価書等（注）及び各種デュー・ディリジェンスレポート等を精査し、当該不動産等の法令適合性、予想収益、立地エリアの将来性、建築仕様、耐震性能、権利関係、入居テナント、建物管理状況、環境・地質等を下記の基準に従って十分な調査を実施することにより、中長期的に安定した収益を確保し得る不動産等であるか否かの確認を行うものとしします。

（注）不動産鑑定評価書等とは、不動産鑑定評価書及び不動産価格調査書のことをいいます。

A. 運用不動産等の経済的調査、物理的調査及び法的調査等の詳細な調査を以下の点を主として実施します。

<主な調査事項>

調査区分	評価項目	調査事項
経済的調査	テナント調査	①テナントの信用状況 ②テナントの賃料支払状況等 ③テナントの業種、テナント数、賃借目的、契約内容、世帯状況（住宅の場合）、用途等 ④現在及び過去の稼働率、平均入居期間、賃料推移及び将来の見通し ⑤各建物における各テナントの占有割合、分布割合等 ⑥連帯保証人の有無とその保証能力
	市場調査	①市場賃料、稼働率 ②競合物件の有無及び競合状況 ③テナント需要動向等 ④周辺の開発計画の動向 ⑤商圈分析：商圈人口、世帯数、商業指標等
	収益関係	①テナント誘致・物件の処分性等の競争力調査 ②レントロールの確認 ③賃貸借契約水準、賃貸借契約体系及び更新の可能性 ④費用水準、費用関連の契約体系及び更新の可能性 ⑤適正賃料水準、適正費用水準の調査、将来予想される費用負担の可能性 ⑥修繕履歴及び修繕計画との比較における実際の修繕積立状況 ⑦公租公課

調査区分	評価項目	調査事項
物理的調査	立地要因	①鉄道等主要交通機関からの利便性、主要交通機関の乗降客数 ②街路の状況 ③利便施設、経済施設、教育施設、官公署、娯楽施設等の配置、近接性 ④周辺土地の利用状況及び将来の動向 ⑤都市計画及び地域計画 ⑥日照、眺望、景観、騒音等環境状況 ⑦公共サービス・インフラ整備状況 ⑧地域の知名度、評判等の状況
	建築・設備・仕様概要	①意匠、主要構造、築年数、設計・施工業者等 ②内外装の部材の状況 ＜住宅部分＞ 戸数、住居タイプ、間取り、天井高、空調設備、防犯設備、放送受信設備、インターネット配備状況、給排水設備、昇降機設備、駐車場、駐輪場、エントランス仕様等その他共用設備の状況等 ＜商業施設・オフィス等の部分＞ 前面道路との位置関係及び前面道路からの視認性、周辺環境の繁華性、開口又は奥行等の形状と広さ、分割対応の可否、テナント数、階数、天井高、空調方式、電気容量、営業可能業種、駐車場その他共有施設の利用状況、フリーアクセスフロア、床荷重等
	耐震性能診断	①新耐震基準（昭和56年に改正・施行された建築基準法施行令（昭和25年政令第338号、その後の改正を含みます。）に基づく建物等の耐震基準を指します。）又はそれと同等水準以上の性能の確保 ②地震リスク分析及び耐震診断実施
	建物・管理診断	①関係法規（建築基準法（昭和25年法律第201号、その後の改正を含みます。以下「建築基準法」といいます。）消防法（昭和23年法律第186号、その後の改正を含みます。以下「消防法」といいます。）都市計画法（昭和43年法律第100号、その後の改正を含みます。以下「都市計画法」といいます。）その他建築関連法規及び自治体による指導要綱等）の遵守状況等 ②建物状況評価報告書における将来（10～12年程度）の修繕費見込み ③建物管理状況の良否、管理規約の有無・内容、管理会社へのヒアリング ④施工業者からの保証及びアフターサービス内容 ⑤近隣住民との協定書の有無
	環境・土壌等	①アスベスト・フロン・PCB等の有害物質の使用・管理状況 ②地質状況、土地利用履歴、土壌等の環境調査
法的調査	権利関係	共有、区分所有、借地物件等、本投資法人が完全な所有権を有しない場合、以下の点の適切性を確認 ①長期修繕計画に対する積立金の状況 ②敷金の保全状況 ③区分所有物件の場合、管理規約・協定書等の内容 ④共有持分分割請求及び共有持分分割等に関する措置 ⑤借地の場合、借地権に対する対抗要件具備の状況
	権利の付着	抵当権、地役権、通行権等の権利の付着の有無
	契約関係	①信託契約等の第三者との契約内容の確認 ②賃貸借契約の内容の確認
	境界調査	境界確定の状況、越境物の有無とその状況

- B. 個別の不動産等の調査・投資適格性の判断に関しては、デュー・ディリジェンスにおける調査をもとに、取引にあたって留意すべき事項を十分に調査、認識した上で投資適格性を判断します。
- C. 専門性・客観性・透明性の観点から、建物調査（耐震判断を含みます。）、環境調査及び鑑定評価等を実施する際には利害関係を有しない独立した外部の専門業者を選定し、それぞれ資産運用会社が独自に定めた基準に基づき調査を委託します。但し、本投資法人が既に保有する不動産等の増築等の場合は、適切な範囲において行います。

(二) 物件の管理運営方針

A. 基本方針

資産運用会社は、運用対象不動産の管理について、中長期にわたる稼働率の維持・向上及び費用の低減により、安定した収益の確保及び資産価値の維持・向上を図ることを基本方針とします。具体的には、以下の方針によることとします。

B. リーシング方針

(i) 住宅の用に供される部分

資産運用会社は、賃料収入を長期的かつ安定的に高めるため、不動産の立地、住居タイプ、テナントの分類に応じた周辺の賃貸マーケットの動向及びテナントの需要動向に留意しつつ、リーシングを行います。

(ii) 商業施設・オフィス等の用に供される部分

資産運用会社は、賃料収入を長期的かつ安定的に高めるため、テナントの分類に応じた周辺の賃貸マーケットの動向、テナントの需要動向及び競合物件等の動向に留意しつつ、リーシングを行います。

(iii) テナントの審査基準

資産運用会社は、入居が見込まれるテナントについては、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとで以下の項目について審査を行い、社会的属性及び信用力の良好なテナントとの賃貸借契約の締結に努め、社会的属性として反社会的勢力に属すると認められる者と賃貸借契約を締結しません。

<審査項目>

審査区分	法人テナント	個人テナント
属性	<ul style="list-style-type: none"> ・業種 ・業歴 ・企業規模 ・上場／非上場の別 	<ul style="list-style-type: none"> ・職業 <ul style="list-style-type: none"> － 勤続年数 － 勤務先の業種 － 勤務先の規模 － 勤務先の上場／非上場の別 ・年齢 ・入居家族構成
業績	<ul style="list-style-type: none"> ・財務状況 ・株価動向 	<ul style="list-style-type: none"> ・所得水準
信用力	<ul style="list-style-type: none"> ・企業信用調査会社の評価内容 ・格付 	<ul style="list-style-type: none"> ・資産状況（補完的項目）
契約内容	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的 ・賃料・敷金・保証金 ・賃貸借期間 ・連帯保証人の有無及び状況 	<ul style="list-style-type: none"> ・使用目的 ・賃料・敷金・保証金 ・賃貸借期間 ・連帯保証人の状況

C. テナント管理方針

(i) テナント管理

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとでテナントとの良好な関係を構築し、テナントの意見・不満・要望等を取り入れた運営管理を行います。また、テナントのクレームに対しては、プロパティ・マネジメント会社と協働して誠実に対応します。これらを通じて、テナントの満足度の向上に努めます。

(ii) 賃料保全策

資産運用会社は、賃貸借契約締結の際、テナントが保証会社の倒産リスク等を負うことをプロパティ・マネジメント会社を通じ事前に書面で伝えた上で、テナントに、連帯保証人による保証、又は、保証会社による賃料保証を選択させます。

(iii) 賃料回収手続

万一賃料の延滞が発生した場合には、プロパティ・マネジメント会社を通じ、テナント若しくは連帯保証人に対する催告、又は、保証会社に賃料督促及び賃料回収の代行の依頼を行い、一定期間内に回収できない賃料については、連帯保証人若しくは保証会社に代位弁済を求めます。賃料の遅延が長期化し、その解消が見込めないと資産運用会社が判断した場合は、賃貸人をして、賃貸借契約を解除させ、当該テナントの早期退去を求めるとともに、敷金の清算及び未収金の回収を行わせます。

D. 建物管理方針

(i) 日常の建物管理

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとに不動産関連資産の共用部分及び専有部分の各種設備の管理状態を定期的に確認します。点検の結果、不具合が発見された場合には、速やかに修繕を行い、不動産関連資産の価値の維持又は向上に努めます。

(ii) 修繕計画

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社の協力のもとに年度修繕計画及び中長期修繕計画を作成し、これに基づき修繕のための予算を計上します。

E. プロパティ・マネジメント会社を通じた管理運営

(i) プロパティ・マネジメント会社の利用

資産運用会社は、本投資法人のポートフォリオ管理における運用対象不動産の賃貸管理、建物管理等に関する種々の施策の実施や提案に関する業務遂行を、プロパティ・マネジメント会社に委託することができます。

(ii) プロパティ・マネジメント会社の選定基準

資産運用会社は、安定的な収益の確保を図るため、以下の点を考慮し、プロパティ・マネジメント会社を業務委託先として選定します。

- a. 業歴
- b. 財務体質
- c. 組織体制
- d. 当該物件所在地域の不動産市場に関する知識・経験
- e. 当該不動産関連資産に関する精通度合い及びテナントとの関係
- f. 新規テナントの募集能力
- g. 当該不動産関連資産に関するレポート能力
- h. 報酬及び手数料の水準
- i. 社会的属性として反社会的勢力に属さないこと、又は関係を有しないこと

(iii) 物件の管理運営状況の把握

資産運用会社は、プロパティ・マネジメント会社から原則として毎月以下の報告を受けることにより、物件の管理運営状況を把握し、運用対象不動産の運営計画と実績の差異の分析を行うとともに、プロパティ・マネジメント会社に指図し、安定した収益の確保を目指します。

- a. テナントからの入金状況
- b. 経費等の支出状況
- c. テナントの入退居の状況
- d. 運用対象不動産関連資産の建物管理の状況（躯体・設備の維持・管理状況、修繕工事の実施状況と翌月以降の実施計画等）
- e. テナントからの要望・クレームとそれに対する対応状況等
- f. 当該不動産近隣地域の賃貸市場動向

(iv) プロパティ・マネジメント会社の評価

資産運用会社は、日々の資産運用を行う過程でプロパティ・マネジメント会社のプロパティ・マネジメント業務の遂行状況についてモニタリングを行います。また、資産運用会社は、定期的（原則として1年毎）に、プロパティ・マネジメント会社の運営実績に関し、利害関係を有しない独立した外部の評価機関による評価等を行い委託先としての適正性を検証します。その結果が、一定水準に達しない場合、当該プロパティ・マネジメント会社に対して、業務内容の変更及び改善の指示を行い、相応の改善期間が経過した後も改善の傾向が見られない場合には、資産運用会社の判断で当該プロパティ・マネジメント会社の変更を行います。

なお、上記の外部評価機関による評価については、株式会社都市未来総合研究所に委託し、これを実施しています。

(ホ) 付保の方針

- A. 損害保険の付保に関しては、火災等の災害や事故により生じる建物の損失又は対人対物事故を原因とする第三者からの損害賠償請求による損害等に対応するため、個別の物件の特性に応じ、適切と判断される付保内容の火災保険や包括賠償責任保険等の損害保険の付保を行います。
- B. 地震保険の付保に関しては、大規模地震等の発生によりポートフォリオへの影響が大きいと判断される場合には、損害の可能性及び程度、付保の内容並びに保険料負担を総合的に判断し、地震保険の付保を行います。但し、本投資法人が保有する不動産関連資産において、PML値が20%を超える建物には、当該建物について、個別に地震保険の付保を行います。

(ヘ) 売却方針

本投資法人は、中長期的に安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指すことを運用の基本方針としていますが、資産運用会社による定期的なポートフォリオの見直し等により投資対象不動産の売却を行う場合には、以下の点を考慮の上、個別不動産の売却の判断を行います。なお、物件売却を行うにあたり、フォワード・コミットメント等を行う場合には、運用ガイドラインに定める規定を遵守します。

- A. 中長期的な不動産市況
- B. 将来における収益予測
- C. 資産価値の上昇・下落の見通し
- D. 所在立地地域の将来性
- E. 劣化又は陳腐化に対応する資本的支出の見込み
- F. 売却先の属性（信用力、反社会的勢力に属さないこと等）
- G. 継続評価額と本投資法人の帳簿価額との乖離状況及び今後の見込み
- H. 本投資法人の投資方針との適合状況及び適合していない場合は解消の見込み

(ト) 投資計画

資産運用会社は、本投資法人の各営業期間毎に「投資計画」を策定し、当該計画に基づいた外部成長を図ります。

A. 投資計画の策定

本投資法人のポートフォリオ運営管理に関し、各営業期間毎に取得計画、売却計画を策定し、物件毎及びポートフォリオ全体を管理します。

B. 投資計画の承認

投資計画は、各営業期間の開始時までには投資委員会の審議を経て承認を受けます。

C. 投資計画のモニタリング

資産運用会社は、投資計画の進捗状況に関し、毎月月次収支実績との対比を行うことにより、実績の検証を行います。月次において投資計画と実績の乖離が生じた場合には、その原因を分析するとともに、投資計画の修正が必要と判断される場合には、修正投資計画を策定します。

(チ) 運用計画

資産運用会社は、本投資法人の各営業期間毎に「運用計画」を策定し、当該計画に基づいた資産運用を行います。

A. 運用計画の策定

本投資法人のポートフォリオ運営管理に関し、各営業期間毎に修繕計画、リーシング計画を策定し、物件毎及びポートフォリオ全体の収支予算を策定します。

B. 運用計画の承認

運用計画は、各営業期間の開始時までには投資委員会の審議を経て承認を受けます。

C. 運用計画のモニタリング

資産運用会社は、運用計画の進捗状況に関し、毎月月次収支実績との対比を行うことにより、実績の検証を行います。月次において運用計画と実績の乖離が生じた場合には、その原因を分析するとともに、運用計画の修正が必要と判断される場合には、修正運用計画を策定します。

⑤ 財務方針

本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済（敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務の返済を含みます。）等の資金の手当てを目的として、投資口の追加発行並びに借入れ及び投資法人債の発行を機動的に行うものとします。

これらの資金調達にあたっては、財務活動の機動性と資金繰りの安定性及び収益の向上の諸点に留意しながら、最適な資金調達手段並びに資本及び負債の構成を選択・実現し、本投資法人の安定的成長を図ります。

(イ) エクイティ・ファイナンス（新投資口の発行）

投資口の追加発行に際しては、中長期的な観点から、本投資法人の運用資産の着実な成長を目指し、金融環境を的確に把握するとともに、投資口の希薄化に配慮しつつ実施するものとします。

(ロ) 借入れ及び投資法人債の発行

A. 借入金と投資法人債（短期投資法人債を含みます。以下、本「2 投資方針」及び「3 投資リスク」において同じです。）の限度額はそれぞれ1兆円とし、かつ、その合計額は1兆円を超えないものとします。

B. 借入れを行う場合、借入先は金融商品取引法第2条第3項第1号に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定する機関投資家で、かつ、地方税法施行令(昭和25年政令第245号、その後の改正を含みます。以下「地方税法施行令」といいます。)附則第7条第7項第3号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものに該当するものに限ります。)に限るものとします。

C. 借入れ又は投資法人債の発行に際しては、資本市場及び金利の動向、本投資法人の資本構成又は既存投資主への影響等を総合的に考慮し、将来にわたる経済・社会情勢の変化を予測の上、借入期間、固定・変動の金利形態、担保提供の要否及び手数料等の条件といった借入条件を検討します。

D. 本投資法人は、運用資産の新規購入、敷金等のテナント預り金の返還又は運転資金等への機動的な対応を目的として、特定融資枠設定契約、コミットメントライン契約等の事前の融資枠設定又は随時の借入れの予約契約を締結することがあります。

E. 借入れ及び投資法人債の発行に際して、本投資法人は運用資産を担保として提供することがあります。

F. ローン・トゥー・バリュー比率の上限については、60%を目途としますが、資産の取得及び評価額の変動等に伴い、一時的に上記数値を超えることがあります。

(ハ) デリバティブ取引

本投資法人は、負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的として、デリバティブ取引を行うことがあります。

(二) キャッシュ・マネジメント

A. 本投資法人は、運営にあたって想定される資金需要（運用資産の取得資金、賃貸を行う投資対象不動産にかかる工事代金、分配金の支払、費用・小口債務の支払及び運転資金、敷金、保証金の返還等）に対応するため、妥当と考えられる金額の現預金を常時保有します。

B. 余剰資金の運用は、安全性、換金性等を考慮し、金利環境及び資金繰りを十分に鑑み余資の運用に関するガイドラインに則って慎重に行います。

C. テナントから預かった敷金・保証金を資金として活用することがあります。

⑥ 開示方針

(イ) 本投資法人は、常に投資家の視点に立った迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことを開示の方針とします。

(ロ) 資産運用に関する情報その他上記（イ）に記載の開示方針に基づき投資家に対して開示すべき情報につき、迅速、正確かつ公平な情報開示を行うことができるよう、情報の集約体制を整え、これを維持することに努めます。

(ハ) 上記（ロ）に従って集約された情報については、適宜外部の専門家等に意見を求め、これを十分斟酌する等した上で、開示の要否、内容及び時期について速やかに検討し、開示について決定します。

(ニ) 投信法、金融商品取引法、東京証券取引所、投資信託協会等がそれぞれ要請する開示情報につき、それぞれ所定の様式に従って開示を行います。

(ホ) 自主的に投資判断上重要と考える情報を積極的に開示することに努めるとともに、投資家にとって分かりやすい情報の提供に努めます。

(2) 【投資対象】

① 投資対象とする資産の種類

以下、本投資法人による投資対象（規約第28条）を示します。

(イ) 主たる投資対象

本投資法人はその規約で、主として以下のA. に掲げる特定資産に投資しますが、加えてB. 及びC. に掲げる特定資産に投資するものとしています。

A. 不動産等資産（不動産、不動産の賃借権、地上権及びこれらの資産のみを信託する信託の受益権をいいます。以下同じです。）

B. 次に掲げる各資産（以下併せて「不動産同等物」といい、不動産等資産と不動産同等物を総称して、以下「不動産等」といいます。）

(i) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（不動産に付随する金銭と併せて信託する包括信託の受益権を含みます。但し、上記A. に該当するものを除きます。）

(ii) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

(iii) 当事者の一方が相手方の行う (a) 不動産等資産又は (b) 上記 (i) 及び (ii) に掲げる資産の運用のために出資を行い、相手方がその出資された財産を主として当該資産に対する投資として運用し、当該運用から生じる利益の分配を行うことを約する契約にかかる出資の持分（以下「不動産に関する匿名組合出資持分」といいます。）

(iv) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

C. 裏付けとなる資産の2分の1を超える額を不動産等に投資することを目的とする次に掲げるもの（以下併せて「不動産対応証券」といい、不動産等及び不動産証券を併せて「不動産関連資産」といいます。）

(i) 優先出資（資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号、その後の改正を含みます。以下「資産流動化法」といいます。）に定めるものをいいます。）

(ii) 投資信託にかかる信託契約に基づく受益権（投信法に定めるものをいいます。）

(iii) 投資口（投信法に定めるものをいいます。）

(iv) 特定目的信託にかかる信託契約に基づく信託の受益権（資産流動化法に定めるもの（上記B.

(i)、(ii) 又は (iv) に掲げる資産に該当するものを除きます。）をいいます。）

(ロ) その他

本投資法人は、前項に掲げる特定資産のほか、以下の資産に投資します。

A. 次に掲げる特定資産

(i) 預金

(ii) 国債証券（金融商品取引法に定めるものをいいます。）

(iii) 有価証券（投信法に定めるものをいいます。但し、上記 (イ) 及び本 (ロ) に明記されたもののうち有価証券に該当するものを除きます。以下同じです。）

(iv) 譲渡性預金

(v) 金銭債権（投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）に定めるものをいいます。）

(vi) 信託財産を主として上記 (i) ないし (v) に掲げる資産に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権

B. デリバティブ取引にかかる権利（投信法施行令に定めるものをいいます。）

C. 本投資法人は、次に掲げる資産に投資することがあります。但し、資産運用の基本方針のために必要若しくは有用と認められる場合又は本投資法人の組織運営に必要若しくは有用と認められる場合に投資するものとしています。

(i) 商標法（昭和34年法律第127号、その後の改正を含みます。）に基づく商標権等（商標権又はその専用使用権若しくは通常使用権をいいます。）

(ii) 温泉法（昭和23年法律第125号、その後の改正を含みます。）において定める温泉の源泉を利用する権利及び当該温泉に関する設備

(iii) 民法（明治29年法律第89号、その後の改正を含みます。以下「民法」といいます。）上の動産

- (iv) 民法上の組合の出資持分（但し、不動産、不動産の賃借権又は地上権を出資することにより設立され、その賃貸・運営・管理を目的としたものに限り。）
- (v) 民法上の地役権
- (vi) 信託財産として上記（i）ないし（v）を信託する信託の受益権
- (vii) 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成10年法律第117号、その後の改正を含みます。）に定める算定割当量その他これに類似するもの又は排出権（温室効果ガスに関する排出権を含みます。）

D. 金融商品取引法第2条第2項に定める有価証券表示権利について、当該権利を表示する有価証券が発行されていない場合においては、当該権利を当該有価証券とみなして、上記（イ）及び（ロ）A. ないしC. を適用します。

② 投資基準及び地域別、用途別等による投資割合

（イ）投資基準については、前記「（1）投資方針 ④ 運用方針」をご参照下さい。

（ロ）地域別、用途別等による投資割合については、前記「（1）投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(3) 【分配方針】

本投資法人は、毎決算期最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者に対して、原則として以下の方針に従って金銭の分配を行うものとします。

① 利益の分配

(イ) 投資主に分配する金銭の総額のうち、利益（本投資法人の貸借対照表上の純資産額から出資総額、出資剰余金及び評価・換算差額等の合計額を控除して算出した金額をいいます。以下同じです。）の金額は、一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従って計算されるものとします（規約第34条第1項第1号）。

(ロ) 利益の金額を限度として分配を行う場合、分配金額は租税特別措置法に規定される本投資法人の配当可能利益の額（以下「配当可能利益の額」といいます。）の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして、本投資法人が決定する金額とします。なお、本投資法人は資産の維持又は価値向上に必要と認められる長期修繕積立金、支払準備金、分配準備積立金及びこれらに類する積立金等を積み立てることができるものとします（規約第34条第1項第2号）。

(ハ) 利益の金額のうち、分配金に充当せず留保したものについては、本投資法人の資産運用の対象及び方針に基づき運用を行うものとします（規約第34条第1項第3号）。

② 利益を超えた金銭の分配

(イ) 本投資法人は、利益の金額が配当可能利益の額の100分の90に相当する金額に満たない場合その他経済環境、不動産市場、賃貸市場等の動向により役員会において適切と判断した場合、投信法の規定に従い、投資主に対し、役員会の承認を受けた金銭の分配に係る計算書に基づき、利益を超えて金銭の分配をすることができるものとします（規約第34条第1項第4号）。

(ロ) 本投資法人は、利益を超えて金銭の分配を行う場合には、当該営業期間に係る利益の金額に、当該営業期間に計上する減価償却額に相当する金額を加算した金額を上限とします。但し、当該金額が当該営業期間の租税特別措置法施行令に規定する「配当可能額」の100分の90に相当する金額を超えない場合には、配当可能額の100分の90に相当する金額を超えて分配するものとして役員会が決定した金額をもって金銭の分配をすることができるものとします（規約第34条第1項第4号）。

③ 分配金の分配方法

分配金は、金銭により分配するものとし、決算期における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主又は登録投資口質権者を対象に、原則として決算期から3ヶ月以内に投資口の所有口数又は登録投資口質権の対象たる投資口の口数に応じて分配します（規約第34条第1項第5号）。

④ 金銭の分配の時効等

分配金は、その支払開始の日から満3年を経過したときは、本投資法人はその支払いの義務を免れるものとします。なお、未払分配金には利息は付さないものとします（規約第34条第2項）。

⑤ 投資信託協会規則

上記の他、本投資法人は、金銭の分配にあたっては、投資信託協会が定める「不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則」、同協会が定めるその他諸規則に従うものとします（規約第34条第1項第6号）。

(4) 【投資制限】

① 規約に基づく投資制限

規約に基づく投資制限は以下のとおりです。

(イ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ロ) その他」に掲げる有価証券及び金銭債権等は、積極的に投資を行うものではなく、安全性及び換金性又は「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (イ) 主たる投資対象」に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとします(規約第29条第1項)。

(ロ) 前記「(2) 投資対象 ① 投資対象とする資産の種類 (ロ) その他」に掲げるデリバティブ取引に係る権利は、本投資法人にかかる負債から生じる金利変動リスクその他のリスクをヘッジすることを目的とした運用に限るものとします(規約第29条第2項)。

(ハ) 本投資法人は、運用資産の着実な成長並びに効率的な運用及び運用の安定性に資するため、資産の取得、修繕費若しくは分配金の支払い、本投資法人の運営に要する資金、若しくは債務の返済(敷金・保証金並びに借入金及び投資法人債の債務(短期投資法人債を含みます。以下同じです。)の返済を含みます。)等の資金の手当てを目的として、資金を借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)又は投資法人債を発行することができます。なお、資金を借入れる場合は、金融商品取引法に規定する適格機関投資家(但し、租税特別措置法に規定する機関投資家で、かつ、地方税法施行令附則に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものに限られます。)からの借入れに限るものとします(規約第35条第1項)。その場合、本投資法人は運用資産を担保として提供することができます(規約第35条第2項)。借入金及び投資法人債発行の限度額は、それぞれ1兆円とし、その合計額が1兆円を超えないものとします(規約第35条第3項)。

② 金融商品取引法及び投信法による制限

本投資法人は金融商品取引法及び投信法による投資制限に従います。主なものは次のとおりです。

(イ) 資産運用会社による運用制限

登録を行った投資法人は、資産運用会社にその資産の運用にかかる業務の委託をしなければなりません。資産運用会社は、当該投資法人の資産の運用にかかる業務に関して一定の行為を行うことが禁止されており、結果的に、投資法人が一定の投資制限に服することになります。かかる禁止行為のうち、主なものは次のとおりです。

A. 自己取引等

資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして金融商品取引業等に関する内閣府令(平成19年内閣府令第52号、その後の改正を含みます。以下「業府令」といいます。)第128条で定めるものを除きます。

B. 運用財産相互間の取引

資産運用会社が運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第2号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第129条で定めるものを除きます。

C. 第三者の利益を図る取引

資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うこと(金融商品取引法第42条の2第3号)。

D. 投資法人の利益を害する取引

資産運用会社が通常取引の条件と異なる条件で、かつ、当該条件での取引が投資法人の利益を害することとなる条件での取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第4号)。

E. 分別管理が確保されていない場合の売買等の禁止

資産運用会社が、以下の権利又は有価証券について、これに関して出資され又は拠出された金銭（これに類するものとして政令で定めるものを含みます。）が、当該金銭を充てて行われる事業を行う者の固有財産その他当該者の行う他の事業にかかる財産と分別して管理することが当該権利又は有価証券にかかる契約その他の法律行為において確保されているものとして内閣府令で定めるものでない場合に、当該権利についての取引（金融商品取引法第2条第8項第1号、第2号又は第7号から第9号までに掲げる行為をいいます。）を行うこと（金融商品取引法第40条の3）。

- (i) 金融商品取引法第2条第2項第5号又は第6号に掲げる権利
- (ii) 金融商品取引法第2条第1項第21号に掲げる有価証券（政令で定めるものに限ります。）
- (iii) 金融商品取引法第2条第2項第7号に掲げる権利（政令で定めるものに限ります。）

F. その他業府令で定める取引

上記のほか、資産運用会社が行う行為のうち、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるものとして業府令で定める以下の行為（金融商品取引法第42条の2第7号、業府令第130条）。

- (i) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。）（業府令第130条第1項第1号）。
- (ii) 資産運用会社が自己又は第三者の利益を図るため、投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第2号）。
- (iii) 第三者（資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。）の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第3号）。
- (iv) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと（同項第4号）。
- (v) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作為的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと（同項第5号）。
- (vi) 第三者の代理人となって当該第三者との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（但し、資産運用会社が予め個別の取引ごとにすべての権利者に当該取引の内容及び当該取引を行おうとする理由を説明し、当該権利者の同意を得て行うものを除きます。）（同項第6号）。
- (vii) その他業府令に定める内容の運用を行うこと。

(ロ) 同一株式の取得制限

登録を行った投資法人は、同一の法人の発行する株式につき、当該投資法人の保有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数の100分の50を超えることとなる場合には、原則として当該株式を取得することができません（投信法第194条第1項、投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号、その後の改正を含みます。以下「投信法施行規則」といいます。）第221条）。ただし、国外の特定資産について、当該特定資産が所在する国の法令の規定その他の制限により、不動産の取得若しくは譲渡、貸借又は管理の委託に係る取引を行うことができないものとして投信法施行令に定める場合において、専らこれらの取引を行うことを目的とする法人の発行する株式を取得する場合はこの限りではありません（投信法第194条第2項、投信法施行令第116条の2）。

(ハ) 自己投資口の取得及び質受けの制限

投資法人は、自らが発行した投資口を取得し、又は質権の目的として受けることができません。但し、次に掲げる場合において自らが発行した投資口を取得するときは、この限りではありません（投信法第80条第1項）。

- A. その資産を主として投信法施行令に定める特定資産に対する投資として運用することを目的とする投資法人が、投資主との合意により当該投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を規約で定めた場合。
- B. 合併後消滅する投資法人から当該投資口を承継する場合。
- C. 投信法の規定により当該投資口の買取りをする場合。
- D. その他投信法施行規則で定める場合。

上記A. からD. に掲げる場合においては、当該投資法人は、相当の時期にその投資口の処分又は消却をしなければなりません（投信法第80条第2項）。なお、本投資法人は、規約第5条第2項において投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができる旨を定めています。

(二) 子法人による親法人投資口の取得制限

他の投資法人（子法人）の発行済投資口の総口数の過半数にあたる投資口を有する投資法人（親法人）の投資口については、次に掲げる場合を除く他、当該子法人は、取得することができません（投信法第81条第1項、第2項）。なお、他の投資法人の発行済投資口の過半数の投資口を、親法人及び子法人又は子法人が有するときは、当該他の投資法人はその親法人の子法人とみなされます（投信法第81条第4項）。

- A. 合併後消滅する投資法人から親法人投資口を承継する場合。
- B. その他投信法施行規則で定める場合。

③ その他の投資制限

(イ) 有価証券の引受け及び信用取引

本投資法人は有価証券の引受け及び信用取引は行いません。

(ロ) 集中投資

集中投資について法令上制限はありません。なお、不動産の用途・所在地域による分散投資に関する方針について、前記「(1) 投資方針 ② ポートフォリオ構築方針」をご参照下さい。

(ハ) 他のファンドへの投資

他のファンド（投資証券及び投資信託の受益証券）への投資について、規約上の制限はありません。

3【投資リスク】

(1) リスク要因

以下には、本投資法人が発行する投資証券（以下「本投資証券」といいます。）又は本投資法人が発行する投資法人債券（以下「本投資法人債券」といいます。）への投資に関してリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しています。但し、以下は本投資証券又は本投資法人債券への投資に関する全てのリスクを網羅したのではなく、記載されたリスク以外のリスクも存在します。また、本投資法人が取得している又は取得を予定している個別の信託受益権の信託財産である不動産（以下、信託受益権に係る信託財産である不動産を「信託不動産」といいます。）特有のリスクについては、後記「5 運用状況（2）投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの（へ）個別信託不動産の概要」を併せてご参照下さい。

本投資法人は、可能な限りこれらリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の対応に努める方針ですが、回避及び対応が結果的に十分であるとの保証はありません。

以下に記載するリスクが現実化した場合、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は下落すると考えられ、その結果、元本の欠損が生じる可能性があります。また、本投資法人の純資産額の低下その他財務状況の悪化により、分配率の低下が生じる可能性があります。

各投資家は、自らの責任において、本「3 投資リスク」を含む本書の記載事項を慎重に検討した上で本投資証券又は本投資法人債券に関する投資判断を行う必要があります。

なお、本書に記載の事項には、将来に関する事項が含まれますが、別段の記載のない限り、当該事項は本書の日付現在において本投資法人及び資産運用会社の判断又は仮定に基づくものであり、実際の結果と異なる可能性があります。

本「3 投資リスク」に記載されているリスク項目は、以下のとおりです。

① 一般的なリスク

- (イ) 投資証券の商品性に関するリスク
- (ロ) 本投資証券の払戻しがないことに関するリスク
- (ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク
- (ニ) 本投資証券又は本投資法人債券の価格変動に関するリスク
- (ホ) 投資口の希薄化に関するリスク
- (ヘ) 金銭の分配に関するリスク
- (ト) ローン・トゥー・バリュー比率に関するリスク
- (チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク
- (リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク
- (ヌ) 本投資法人債券の償還・利払に関するリスク

② 商品設計及び関係者に関するリスク

- (イ) 収入及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク
- (ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク
- (ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク
- (ニ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク
- (ホ) 賃料保証会社に関するリスク
- (ヘ) 役員の職務遂行に係るリスク
- (ト) 本投資法人の運営に関与する法人の利益相反等に関するリスク
- (チ) スポンサー及びその他のパイプラインサポート会社に依存するリスク
- (リ) 敷金・保証金の利用に関するリスク
- (ヌ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク
- (ル) 投資対象を住居用の不動産としていることによるリスク

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

- (イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク
- (ロ) 物件取得の競争に関するリスク
- (ハ) テナントの獲得競争に関するリスク
- (ニ) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク
- (ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク
- (ヘ) 不動産に係る法規制等に関するリスク
- (ト) 区分所有物件に関するリスク
- (チ) 共有物件に関するリスク

- (リ) 借地物件に関するリスク
- (ス) 底地物件に関するリスク
- (ル) 鑑定評価額及び調査評価額に関するリスク
- (ヲ) 賃貸借契約に関するリスク
- (ワ) 賃料の減額に関するリスク
- (カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク
- (ヨ) 入居者の建物使用態様に関するリスク
- (タ) 不動産の毀損等に関するリスク
- (レ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク
- (ソ) 不動産に係る所有者責任に関するリスク
- (ツ) 転貸に関するリスク
- (ネ) マスターリースに関するリスク
- (ナ) 有害物質に係るリスク
- (ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク
- (ム) テナントの支払能力に関するリスク
- (ウ) テナントの集中に関するリスク
- (キ) テナントの業種の偏りに関するリスク
- (ノ) 売主等の倒産等の影響を受けるリスク
- (オ) 開発物件に関するリスク
- (ク) フォワード・コミットメント等に関するリスク

④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク

- (イ) 信託受益者として負うリスク
- (ロ) 信託の受益権の流動性に係るリスク
- (ハ) 信託受託者に係るリスク

⑤ 税制に関するリスク

- (イ) 導管性要件に関するリスク
- (ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク
- (ハ) 不動産の取得に伴う軽減措置の適用が受けられないリスク
- (ニ) 一般的な税制の変更に関するリスク

⑥ その他

- (イ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク
- (ロ) 減損会計の適用に関するリスク
- (ハ) 一部の投資主から本投資法人の解散請求がなされ、本投資法人が解散するリスク
- (ニ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク
- (ホ) 取得予定資産を取得することができないリスク

① 一般的なリスク

(イ) 投資証券の商品性に関するリスク

投資証券は、株式会社における株式に類似する性質（いわゆるエクイティ証券としての性質）を持ち、投資金額の回収や利回りは本投資法人の業務又は財産の状況に影響され、また、譲渡による換価時に投資金額以上の回収を図ることができるとの保証はありません。また、本投資法人にかかる清算又は倒産手続においては、エクイティ証券として最劣後の地位となり、元本すなわち投資額の全部又は一部の支払いが行われない可能性があります。

また、本投資法人は、破産法（平成16年法律第75号、その後の改正を含みます。以下「破産法」といいます。）上の破産手続、民事再生法（平成11年法律第225号、その後の改正を含みます。以下「民事再生法」といいます。）上の再生手続及び投信法上の特別清算手続（投信法第164条）に服する可能性があります。

(ロ) 本投資証券の払戻しができないことに関するリスク

本投資証券は、投資主からの請求による投資口の払戻しを行わないクローズド・エンド型です。従って、投資主が本投資証券を換価する手段は、投資主総会での決議に基づき本投資法人が解散し清算された場合の残余財産分配請求権等を除き、第三者に対する売却に限られます。本投資証券の売却が困難となった場合、特に本投資証券が金融商品取引所に上場されなくなった場合には、本投資証券を希望する時期及び条件で換価することが困難となります。

(ハ) 本投資証券の市場性に関するリスク

本投資証券は、本投資法人の資産総額の減少、投資口の売買高の減少その他により、東京証券取引所の定める「有価証券上場規程」に規定される上場廃止基準に抵触する場合には、本投資証券の上場が廃止されます。

本投資証券の上場が廃止された場合、又はその他の理由で本投資証券の上場市場における売却が困難又は不可能となった場合には、投資主は、本投資証券を希望する時期又は条件で換価できないか、全く換価できない可能性があり、これにより損害を被る可能性があります。

(ニ) 本投資証券又は本投資法人債券の価格変動に関するリスク

本投資証券又は本投資法人債券の市場価格は、金融商品取引所における需給関係や、不動産関連資産への投資の動向、他の資産への投資との比較、エクイティ市場の状況、金利情勢、経済情勢等、市場を取り巻く様々な要因の影響を受け、大幅に変動する可能性があります。

本投資証券又は本投資法人債券が金融商品取引所において一時的に大量に売却される場合、本投資証券又は本投資法人債券の市場価格が大幅に下落する可能性があります。

(ホ) 投資口の希薄化に関するリスク

本投資法人は、資産の取得若しくは修繕等、本投資法人の運営に要する資金、又は債務の返済（敷金・保証金の返還を含みます。）等のための資金を随時必要とします。かかる資金の調達手段の一つとして投資口を随時追加発行することがあり、既存の投資主が有する投資口の本投資法人の発行済投資口総数に対する割合が希薄化する可能性があります。

また、期中において追加発行された投資口に対して、その期の投資口保有期間が異なるにもかかわらず、既存の投資口と同額の金銭の分配を行うこととなるため、既存の投資口への分配額に影響を与える可能性があります。更に、追加発行の結果、本投資法人の投資口1口当たりの純資産額や市場における需給バランスに影響を受けることがあります。

(ヘ) 金銭の分配に関するリスク

本投資法人は前記「2 投資方針（3）分配方針」に記載の分配方針に従って、投資主に対して金銭の分配を行う予定ですが、分配の有無、金額及びその支払いは、如何なる場合においても保証されるものではありません。

(ト) ローン・トゥー・バリュー比率に関するリスク

本投資法人のローン・トゥー・バリュー比率の上限は、資産運用会社の運用ガイドラインにより60%を目処としますが、資産の取得等に伴い一時的に60%を超えることがあります。ローン・トゥー・バリュー比率の値が高まれば高まるほど、一般的に、分配可能金額が金利変動の影響を受け易くなり、その結果投資主への分配金額が減少するおそれがあります。

(チ) 投資法人の法律上、税制上、その他諸制度上の取扱いに関するリスク

投資法人に関する法律上、税制上その他諸制度上の取扱い若しくは解釈が大幅に変更され、又は新たな法律が制定される可能性があり、それに伴い、本投資法人の現在の運用方針、運営形態等の変更が必要となる可能性があります。その結果、本投資法人の存続、収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(リ) 本投資法人の登録が取消されるリスク

本投資法人は、投信法のもとで投資法人としての登録を受けており、将来にわたりこれを維持する方針ですが、一定の事由が発生した場合、登録を取消される可能性があります。その場合、本投資証券の上場が廃止されるとともに、本投資法人は解散し、清算されることになります。

(ヌ) 投資法人債券の償還・利払に関するリスク

本投資法人の信用状況の悪化その他の事由により、本投資法人債券について元本や利子の支払が滞ったり、支払不能が生じるリスクがあります。

② 商品設計及び関係者に関するリスク

(イ) 収入及び費用、キャッシュ・フローの変動に関するリスク

本投資法人の収益は、主として本投資法人が取得する不動産関連資産又はその裏付けとなる不動産からの賃料収入に依存しています。かかる賃料収入は、物件の稼働率の低下、賃料水準の低下等により、大きく減少する可能性があります。また、テナントの支払能力又は信用状態によっては、当該テナントから賃料が回収できない場合もあります。本投資法人は、資産運用会社を通じて、支払能力及び信用力の高いテナントを確保すべく努力しますが、その目的が達成されるとは限りません。

また、収入の減少だけでなく、退去するテナントへの敷金・保証金の返還、多額の資金的支出、未稼働の物件に係る不動産関連資産の取得等は、キャッシュ・フローを減ずる効果をもたらし、投資主への分配金額に悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、不動産関連資産に関しては、減価償却費、公租公課、保険料、管理組合費、水道光熱費、不動産管理費用、清掃衛生業務、保安警備業務及び設備管理業務等の建物管理業務に係る費用、維持修繕費用、借地借家料並びにテナント誘致費用（媒介手数料、広告料等）等の費用負担があります。かかる費用の額は状況により増大する可能性があります。

これらの要因により、投資主への分配金額の減少その他の悪影響を及ぼす可能性があります。

(ロ) 借入れ及び投資法人債に関するリスク

本投資法人は、本書記載の投資方針に従い、継続的に金融商品取引法に規定する適格機関投資家（但し、租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ（2）に規定する機関投資家で、かつ、地方税法施行令附則第7条第7項第3号に規定する適格機関投資家のうち総務省令で定めるものに該当するものに限ります。）からの借入れ及び投資法人債の発行による資金調達を行います。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件並びにその後の金利負担は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができるという保証はなく、また、変動金利により調達した場合には、その後の金利変動により利払額が増加する可能性があります。加えて、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされる可能性があります。

更に、本投資法人が借入れ又は投資法人債の発行に際し、当該借入れ又は投資法人債の発行の条件として、資産・負債等に基づく一定の財務指標上の数値の維持、本投資法人の信用状態に関する評価の一定水準の維持、投資主への金銭の分配や担保権の設定等の制約等の義務を課す財務制限条項が設けられる場合があり、かかる制約が本投資法人の運営に支障をもたらす可能性がある他、これらの制約により投資主への金銭の分配が制限され、利益配当等の損金算入要件（詳細は後記「⑤ 税制に関するリスク（イ）導管性要件に関するリスク」をご参照下さい。）を満たせなくなる等、投資主への金銭の分配に重大な悪影響を及ぼす場合があります。

本投資法人の借入金及び投資法人債については、前記のような一般的な財務制限条項が設けられています。が、本書の日付現在において、当該財務制限条項に抵触する事実又は抵触する恐れがある事実は生じていません。

また、本投資法人の借入れ又は投資法人債に関し、本書の日付現在において担保が設定されている不動産関連資産はありませんが、今後、不動産関連資産に担保を設定した場合、担保の解除手続その他の事情により、本投資法人が希望する時期、価格及び条件で当該不動産関連資産を売却できない可能性があります。また、不動産関連資産の評価額が引き下げられた場合等、一定の条件のもとに不動産関連資産に対して追加担保を設定することを要求される可能性もあります。

更に、借入れ又は投資法人債の返済資金を調達するために、本投資法人の希望しない時期、価格及び条件で不動産関連資産を売却せざるを得ない可能性や希望する時期、価格及び条件で不動産関連資産を売却できずに債務不履行となる可能性もあります。また、本投資法人が借入れ又は投資法人債について債務不履行となった場合、それらの債権者により本投資法人の資産に対して仮差押え等の保全処分や差押え等の強制執行が行われることがあり、本投資法人に対して破産等の倒産手続の申立が行われる可能性もあります。

(ハ) 本投資法人以外の関係者への依存に関するリスク

本投資法人は、投信法に基づき、資産の運用を資産運用会社に、資産の保管を資産保管会社に、一般事務を一般事務受託者及び資産運用会社に委託しています。本投資法人の円滑な業務遂行の実現は、これらの関係者の能力、経験及びノウハウによるところが大きいと考えられますが、これらの関係者が業務遂行に必要な人的・財政的基礎等を維持できるとの保証はありません。資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者は、委託を受けた業務の執行につき金融商品取引法及び投信法上の善良な管理者としての注意義務（以下「善管注意義務」といいます。）を負い、また、法令、規約及び投資主総会の決議を遵守し投資法人のため忠実に職務を遂行する義務（以下「忠実義務」といいます。）を負っていますが、これらの者による業務の懈怠その他義務違反があった場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

また、一定の場合には、資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者との委託契約が解約又は解除されることがあります。投信法上、資産の運用、資産の保管及び一般事務に関しては第三者への委託を要するものとされているため、委託契約が解約又は解除された場合には、本投資法人は新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を選任する必要があります。また、資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社が、破産等により金融商品取引法における登録又は業務遂行能力を喪失する場合には、新たな資産運用会社、資産保管会社又は一般事務受託会社への委託が必要となります。しかしながら、新たな資産運用会社、資産保管会社及び一般事務受託者を速やかに選任できるとの保証はなく、速やかに選任できない場合には本投資法人の存続及び収益等に悪影響を及ぼす可能性がある他、場合によっては本投資証券が上場廃止になる可能性もあります。

また、資産運用会社等の変更は、本投資法人の借入金債務及び投資法人債の期限の利益の喪失事由となる可能性があります。

(ニ) プロパティ・マネジメント会社に関するリスク

本投資法人は、個別の不動産毎にプロパティ・マネジメント会社を選定しています。建物の保守管理並びにテナントの募集及び管理を含めたプロパティ・マネジメント業務全般の成否は、プロパティ・マネジメント会社の能力、経験、ノウハウに大きく依存することになりますが、プロパティ・マネジメント会社においてかかる業務遂行に必要な人的・財政的基礎が維持される保証はありません。また、プロパティ・マネジメント会社が、破産及びその他の法的倒産手続等により業務遂行能力を喪失する場合には、本投資法人の業務遂行に影響を及ぼす可能性があります。

(ホ) 賃料保証会社に関するリスク

本投資法人は、保有物件のうち住居物件については、原則として信託受託者とプロパティ・マネジメント会社との間で、マスターリース契約（賃貸借契約）を締結しており、そのうち一部のエンドテナントについて賃料保証会社の滞納賃料保証システムを導入しています。当該保証システムは、プロパティ・マネジメント会社、エンドテナント及びエンドテナントの賃料債務等にかかる保証人たる賃料保証会社の3者間の保証契約に基づくものであり、当該保証契約上、エンドテナントにおいて賃料の滞納が発生した場合、プロパティ・マネジメント会社が賃料保証会社に代位弁済を請求することが可能ですが、賃料保証会社が破産及びその他の法的倒産手続等に入った場合、プロパティ・マネジメント会社が同社から当該代位弁済の履行を受けることができなくなる可能性や、エンドテナントが賃料相当額を賃料保証会社に支払っている場合には、その回収が困難となる可能性があります。エンドテナントによる賃料の支払いが円滑になされている限りにおいては重大な影響を受けないものの、エンドテナントの賃料の滞納や不払いが発生した際には、本投資法人の収益に影響を及ぼす可能性があります。

(ヘ) 役員職務遂行に係るリスク

投信法上、投資法人を代表しその業務執行を行う執行役員及び執行役員の職務の監督等を行う監督役員は、投資法人からの受任者として善管注意義務及び忠実義務を負っていますが、本投資法人の執行役員又は監督役員が、職務遂行上、善管注意義務又は忠実義務に反する行為を行った場合、結果として投資主又は投資法人債権者が損害を受ける可能性があります。

なお、本投資法人においては執行役員が資産運用会社の代表取締役社長を兼任しています。

(ト) 本投資法人の運営に関する法人の利益相反等に関するリスク

金融商品取引法上、資産運用会社は、本投資法人の資産の運用に係る業務を遂行するに際して善管注意義務及び忠実義務を負う他、資産運用会社の利害関係人等の利益を図るため本投資法人の利益を害することとなる取引を行うことが明示的に禁止されています。

更に金融商品取引法において業務遂行に関して資産運用会社の行為準則が詳細に規定され、加えて運用ガイドラインに基づく自主的なルールも定められています。

資産運用会社の株主は資産運用会社を介して本投資法人が行う取引について、それぞれの立場において自己又は第三者の利益を図ることが可能な立場にあります。そのため、資産運用会社が、自己の株主の利益を図り、自己の株主に有利な条件で本投資法人に資産を取得させるおそれがあり、また、本投資法人とかかる株主が資産の取得若しくは処分又はその賃貸借若しくは管理委託等に関して競合する場合、資産運用会社が株主又はその顧客等の利益を優先し、その結果本投資法人の利益を害することとなるおそれがあります。

スプリング・インベストメントは、豪州証券取引所に上場されているアストロ・ジャパン・プロパティ・トラストが投資する日本国内の不動産・不動産信託受益権の運用業務等を主な業務としていることから、これらの事業と本投資法人との取引又は競合において利益相反が起こる可能性があります。また、積水ハウスは、自ら又は同社の関連会社により不動産に関連する様々な業務（積水ハウスの完全子会社である積水ハウス投資顧問株式会社による積水ハウス・リート投資法人の資産の運用を含みます。）を行っており、本投資法人又は資産運用会社と積水ハウス又は同社の関連会社とが資産の取得若しくは処分、賃貸借又は管理運営等に関し競合する可能性は否定できず、かかる競合の結果、本投資法人に不利益が生じ、結果として本投資法人の投資主又は投資法人債権者の利益が害される可能性があります。

金融商品取引法及び投信法は、損害が生じた場合に資産運用会社の責任を追及できるよう、資産運用会社や投資法人の帳簿等が公正な手続で作成され、証拠として蓄積されるような体制を充実させるよう定めています。更に、資産運用会社は、一定の資産取得の場合に特定資産の価格等の調査を一定の専門家に行わせることで、価格の公正さを確保し、投資判断の決定プロセス等に客観性・公明性を持たせる体制をとっています。

しかしながら、資産運用会社が上記の行為準則に反し、あるいは、法定の措置を適正にとらない場合には、投資主又は投資法人債権者に損害が発生する可能性があります。

(チ) スポンサー及びその他のパイプラインサポート会社に依存するリスク

本投資法人及び資産運用会社は、スポンサー及び積和不動産等との間で物件情報等の提供等を目的とするパイプラインサポート契約を締結しています。しかしながら、これらの契約に基づく物件取得機会が実際に本投資法人の外部成長につながる保証はありません。パイプラインサポート契約の概要については、前記「2 投資方針（1）投資方針 ② ポートフォリオ構築方針（ハ）積水ハウス、スプリング・インベストメント及び積和不動産等とのパイプラインサポート契約について」をご参照下さい。

また、本投資法人による安定した収益の確保と成長にあたってはスポンサーとの強固な関係が不可欠であり、本投資法人は上記のパイプラインサポート契約の締結等によりそのような関係を構築していく意向ですが、スポンサーからのサポート体制が十分でない等の理由により、本投資法人の成長戦略が実現できる保証はなく、本投資法人に悪影響が及ぶ可能性があります。

(リ) 敷金・保証金の利用に関するリスク

本投資法人は、不動産の賃借人が賃貸人に対し無利息又は低利で預託した敷金又は保証金を投資資金として利用する場合があります。しかし、そのような場合において、賃貸借契約の中途解約により想定外の時期に予想外の金額の敷金又は保証金の返還義務が生じた場合には、本投資法人は、敷金又は保証金の返還資金をそれらの投資利回りよりも高い調達コストによる借入れ等により調達せざるを得なくなることもあります。また、敷金又は保証金の投資運用が失敗に終わり損失が生じる可能性もあります。

(ヌ) 本投資法人の投資方針の変更に関するリスク

規約に記載されている資産運用の対象及び方針等の基本的な事項の変更には、投資主総会の承認が必要ですが、本投資法人の役員会及び資産運用会社の取締役会が規約に定める資産運用の対象及び方針等を具体化するために定めたより詳細な投資方針、運用ガイドライン等については、投資主総会の承認を得ることなく変更することが可能です。そのため、本投資法人の投資主の意思が反映されないまま、かかる詳細な投資方針等が変更される可能性があります。

(ル) 投資対象を住居用の不動産としていることによるリスク

本投資法人は、本投資主総会において規約の一部を変更し、投資対象を主たる用途が「住居」である不動産関連資産のみとしました。本投資法人は本書の日付現在も商業施設を保有していますが、将来的には本投資法人の保有物件に占める住居の割合が現在よりも高くなることを見込まれます。住居の割合が増加した場合、保有物件の用途分散によるリスク分散効果が十分に機能しない又は人口動態による賃貸住宅の需要や賃料の動向に大きく影響を受けることとなる等の要因により、本投資法人の収益が悪影響を受ける可能性があります。

③ 不動産関連資産－不動産に関するリスク

本投資法人の主たる運用資産は、前記「2 投資方針（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類」に記載のとおり、不動産関連資産等です。不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産の所有者は、その信託財産である不動産又は裏付けとなる不動産を直接所有する場合と、経済的には、ほぼ同様の利益状況に置かれます。従って、以下に記載する不動産に関するリスクは、不動産信託受益権その他不動産を裏付けとする資産についても、ほぼ同様にあてはまります。

なお、信託の受益権特有のリスクについては、後記「④ 不動産関連資産－信託受益権特有のリスク」をご参照下さい。

(イ) 不動産の流動性、取引コスト等に関するリスク

一般に、不動産の有する特徴として、不動性（非移動性）、永続性（不変性）、個別性（非同質性、非代替性）等が挙げられます。また、上記の特徴の他に、取引当事者の属性や取引動機等の取引事情等によってもその価格が影響される等の特性もあります。これらの特性のため、不動産は、一般的に流動性が相対的に低い資産と考えられています。

経済環境や不動産需給関係の影響や個別性の高い不動産の調査に要する費用及び時間によっては、取得を希望する物件を希望どおりの時期・条件で取得できず、又は売却を希望する物件を希望どおりの時期・条件で売却できない可能性もあります。これらの結果、本投資法人はその投資方針に従った運用ができず、本投資法人の収益等が悪影響を受ける可能性があります。

(ロ) 物件取得の競争に関するリスク

本投資法人は、その規約において、不動産関連資産を主たる投資対象として、中長期的な観点から、安定した収益の確保と着実な運用資産の成長を目指して運用を行うことをその投資の基本方針としています。しかしながら、不動産投資信託その他のファンド、大小の投資家等による不動産投資が活発化し、物件取得の競争が激化する場合があります。このような状況下にあつては、希望した条件での物件取得ができない等の事情により、本投資法人が利回りの向上や収益の安定化等のために最適と考える資産ポートフォリオを実現できない可能性があります。

(ハ) テナントの獲得競争に関するリスク

通常、不動産関連資産は、他の不動産とのテナント獲得競争にさらされているため、競合する不動産の新築、リニューアル、募集賃料の引下げ等の競争条件の変化により、賃料引下げや稼働率の低下を余儀なくされ、本投資法人の収益が悪化する場合があります。

また、高級賃貸用住宅は、相対的に需要（入居者）が限定されていて市場が小さく、このような住居が他から新規供給された場合、市場への影響が少なくないことがあります。加えて、既存テナントが退去した場合、代替テナントが入居するまでの空室期間が長期化し、不動産の稼働率が大きく低下する場合もあり、時として代替テナント確保のために賃料水準の引下げが必要となることもあります。また、そのような賃貸用住居は、海外から派遣される赴任者等を主な入居者として想定していることが多いため、経済情勢、国際情勢の変化等により需要が大きく減少し、そのために不動産の稼働率が大きく低下したり、代替テナント確保のために賃料水準引下げを余儀なくされる可能性があります。そのような場合、賃料収入が大きな影響を受ける可能性もあります。

商業施設については、賃貸住宅に比べて相対的に需要が限定されており、また、その商圏ないし地域も限定されていることから、テナント獲得競争が相対的に激しい傾向にあります。特に周辺商圏において他の商業施設が新設された場合などには、他の商業施設との競合によって、本投資法人の保有する物件のテナント獲得にかかる競争力が相対的に低下し、その結果賃料減額を余儀なくされ、あるいは既存テナントが退去するおそれがあり、また、周辺商業施設に入居するテナントとの競合により本投資法人の保有する商業施設のテナントの業績が悪化し、賃料支払の遅延又は不払いが生ずるおそれがあります。また、既存テナントが退去した場合には、代替テナント入居までの空室期間は、これら不動産の賃貸需要が相対的に低いことや、各テナント毎の物件の内装等の仕様が一般的に異なることから、長期化する傾向にあり、その間不動産の稼働率が大きく低下する可能性があります。各テナントからの賃料が賃貸住宅に比べて相対的に高いこととあいまって、本投資法人の賃

料収入を大幅に低下させる可能性があります。また、企業をテナントとすることから、経済情勢の変化等により需要が大きく減少し、稼働率の低下や賃料水準の低下を招くおそれがあります。

また、新規テナントの募集に際し、内装工事等に多額の費用負担が生じるケースがあります。

(二) 不動産の物的及び法的な欠陥・瑕疵に関するリスク

一般に、不動産には地盤・地質、土壌、構造、材質等に関して欠陥、瑕疵等（隠れたるものを含みます。）が存在している可能性があります。また、適用される法令上の規制の不遵守や、周辺の土地利用状況等が瑕疵や欠陥となる可能性もあります。そこで、資産運用会社が不動産関連資産の選定・取得の判断を行うにあたっては、対象となる不動産について利害関係のない第三者の専門業者に一定の調査を依頼することとしています。しかしながら、建物エンジニアリング・レポート等の調査には、提供される資料の内容やその調査範囲及び時間的な制約等から一定の限界があり、不動産に関する欠陥・瑕疵について完全に報告がなされる保証はありません。更に、このような調査の報告書において指摘されなかった事項であり、建築基準法等の行政法規が求める所定の手続を経た不動産であっても、建築基準関係規定の求める安全性や構造耐力等を有するとの保証はなく、また、不動産に想定しえない隠れた欠陥・瑕疵等が存在し、又は不適正な設計施工等が存在し、それが当該不動産関連資産の取得後に判明する可能性もあります。また、報告書の中には調査時期が本投資法人設立当初のものがあり、法令等の改正により調査結果内容が現行法令に必ずしも即していない可能性があります。なお、建物の構造計算書偽装等の事件が発覚した際に保有資産に係る建物全てについて、建物のPML値の評価を実施するという一般のプロセスに加え、建物の構造上、建築基準法で定める耐震性能を疑わせる特段の事情がないことにつき、第三者専門機関より確認を得ていますが、かかる第三者専門機関の確認についても、上記のとおり一定の限界があり、完全であるとの保証はありません。

また、本投資法人は、原則として不動産関連資産の売主から売買契約等において譲渡の時点における一定の表明及び保証を取得するとともに、一定の瑕疵担保責任を負担させることとしています。しかしながら、かかる表明及び保証の内容が真実かつ正確であるとは限らず、また、表明及び保証の期間及び責任額は一定範囲に限定されるのが通例であり、また、瑕疵担保責任の期間及び責任の範囲が限定されることもあります（なお、強制競売で購入した物件については、瑕疵担保責任の追及はできません。）。更に、不動産関連資産の売主が表明及び保証を全く行わず、若しくは制限的にしか行わない場合、又は瑕疵担保責任を全く負担せず、若しくは制限的にしか負担しない場合であっても、本投資法人が当該不動産関連資産を取得する可能性があります。本投資法人が特別目的会社から不動産関連資産を取得する場合、本投資法人が取得する信託受益権の購入にかかる（停止条件付）信託受益権譲渡契約上、かかる売主は、責任財産を限定してのみ瑕疵担保責任を負うこととされます。

不動産に欠陥、瑕疵等が存在する場合、その程度によっては、当該不動産関連資産の資産価値が減少する可能性があります。又は、これを防ぐために、買主である本投資法人が当該欠陥、瑕疵等の補修その他に係る予定外の費用負担を余儀なくされる可能性があります。また、これらに関し売主に対して表明及び保証違反を理由とする損害賠償責任や瑕疵担保責任を追及することが法的には可能であっても、売主が特別目的会社や経済的に破綻した会社である等のため、その資力が十分でない等の事情により、責任追及に実効性がないおそれがあります。

不動産をめぐる権利義務関係も、その特殊性や複雑性のゆえに種々の問題を引き起こす可能性があります。本投資法人は不動産関連資産を取得するにあたって、不動産登記簿を確認する等売主の所有権の帰属に関する調査を行います。不動産登記にいわゆる公信力がない一方で、実際の取引において売主の権利帰属を確実に知る方法が必ずしもあるとはいえないため、本投資法人の取得後に、当初より売主が所有権を取得していなかったことが判明する可能性があります。また、本投資法人が取得した権利が第三者の権利の対象になっていることや第三者の権利を侵害していることが、本投資法人による取得後になって判明する可能性があります。これらの問題が発生した場合、前述した欠陥や瑕疵等と同様、法律上又は契約上の瑕疵担保責任や表明保証責任を追及できることもありますが、そのような責任追及には実効性がないおそれもあります。

(ホ) 土地の境界紛争等に関するリスク

不動産を取得するまでの時間的制約等から、隣接地権者からの境界確定同意が取得できず又は境界標の確認ができないまま、不動産を取得する事例が一般に少なからず見られ、本投資法人において今後取得する物件についてもその可能性は小さくありません。従って、状況次第では、後日かかる物件を処分するときに事実上の障害が発生し、また、その保有期間中においても、境界に関して紛争が発生して、所有敷地の面積が減少し、又は損害賠償責任の負担を余儀なくされる等、不動産について予定外の費用又は損失を負担する可能性があります。同様に、越境物の存在により、不動産の利用が制限され賃料に悪影響を与える可能性や、越境物の除去等のために追加費用を負担する可能性もあります。

(へ) 不動産に係る法規制等に関するリスク

不動産のうち建物は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する基準等を定める建築基準法の規制に服します。その建築確認取得時点においては、建築基準法上及び関連法令上適格であった建物でも、その後の建築基準法等の改正に基づく規制の変更により、変更後の規制のもとでは不適格になることがあります。

その他、不動産は、消防法や都市計画法等の国の法令の他、各地方公共団体の条例や行政規則等による種々の規制に服します。例えば、駐車場の付置義務、住宅の付置義務、福祉施設の付置義務等の他、これらの義務に関連して、建物の新築・増築に際して地方公共団体等と協議する義務等を課されることがあります。また、敷地の一部が道路として指定されることにより敷地として利用可能な面積が減少し、その結果、建蔽率及び容積率にかかる規制との関係で建築可能な建物に影響を及ぼすこともあります。

法規制の変化によりかつて法令に適合していたが後日適合しなくなった建物を「既存不適格」と呼ぶことがあります。既存不適格の建物は、これを改築したり、建替えたりしようとする際に、従前の建物と同等の建蔽率・容積率・高度・設備等を維持できなくなり、追加の設備が必要とされ、又は建替え自体が事実上困難となる可能性があります。このような場合には、不動産の資産価値や譲渡価格が下がる可能性があります。

以上の他、土地収用法(昭和26年法律第219号、その後の改正を含みます。)や土地区画整理法(昭和29年法律第119号、その後の改正を含みます。)のような私有地の収用・制限を定めた法律の改正等により、不動産の利用及び用途等に規制が加えられ、収用、再開発若しくは区画整理等がなされ、又は不動産の保有、管理、処分その他の権利関係等に制限が加えられることがあり、その結果、関連する費用等が増加し又は不動産価値が減殺される可能性があります。更に、環境保護を目的とする現行法令等又は将来制定・施行される新法令等により不動産関連資産について、大気、土壌、地下水等の汚染に係る調査義務、除去義務、損害賠償義務、所有者としての無過失責任等が課され、又は義務が強化される可能性があります。また、エネルギーや温室効果ガス削減を目的とした法令、条例等の制定、運用・改正によっても追加的な費用負担が発生する可能性があります。このように、法令又は条例の制定・改廃等が本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。

(ト) 区分所有物件に関するリスク

区分所有建物とは建物の区分所有等に関する法律(昭和37年法律第69号、その後の改正を含みます。)(以下「区分所有法」といいます。)の適用を受ける建物で、単独所有の対象となる専有部分(居室等)と共有となる共用部分(建物の躯体、エントランス部分等)から構成されます。不動産が区分所有物件である場合には、その管理及び運営は区分所有法及び区分所有者間で定められる管理規約等に服します。この管理規約等は、原則として区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の多数決によらなければ変更できません。なお、建替え決議等においては更に多数決の要件が加重されています。また、区分所有者の議決権数は、必ずしも区分所有割合(専有部分の床面積割合)に比例するわけではありません。本投資法人又は信託受託者が議決権の4分の3を有していない場合はもとより、これを保有している場合においても頭数において劣るため、区分所有物件の管理及び運営について本投資法人の意向を十分に反映させることができない可能性があります。

区分所有者は、自己の専有部分を原則として自由に処分することができ、本投資法人の意向にかかわらず他の区分所有者が変更される可能性があります。この場合、新区分所有者の資力、数、属性等の如何によっては、不動産の価値や収益が減少する可能性があります。これに対し、管理規約等において当該不動産の区分所有権(敷地の共有持分を含みます。)を処分する場合に他の区分所有者の先買権又は優先交渉権、処分における一定の手續の履践義務等が課される場合があります。この場合、本投資法人が区分所有権を処分する際に事前に他の区分所有者と優先的に交渉を行う等の制約を受けます。

また、区分所有者は自己の専有部分を原則として自由に賃貸その他使用収益することができます。その結果、本投資法人の不動産関連資産の価値や収益は、他の区分所有者による使用収益の状況によって影響を受ける可能性があります。

加えて、他の区分所有者が自己の負担すべき公租公課、修繕費、保険料等の支払い又は積立てを履行しない場合、本投資法人が不動産関連資産の劣化を避けるため、その立替払を余儀なくされるおそれがあります。なお、区分所有建物では、敷地利用権を有しない専有部分の所有者が出現する可能性があります。そのような場合には、区分所有建物と敷地の権利関係が複雑になるため、不動産の鑑定評価及び市場での売買価格の決定等において、減価要因が増加する可能性があります。

(チ) 共有物件に関するリスク

運用資産である不動産が第三者との共有物件である場合には、その保存・利用・処分等について単独で所有する場合には存在しない種々のリスクがあります。

まず、共有物の管理は、共有者間で別段の定めをした場合を除き、共有者の持分の過半数で行うものとされているため(民法第252条)、持分の過半数を有していない場合には、当該不動産の管理及び運営について本投資法人の意向を反映させることができない可能性があります。また、共有者はその持分の割合に応じて共有物の全体を利用することができるため(民法第249条)、他の共有者によるこれらの権利行使によって、本投資法人の当該不動産の保有又は利用が妨げられるおそれがあります。

更に、共有の場合、他の共有者からの共有物全体に対する分割請求権行使を受ける可能性（民法第256条）、及び裁判所により共有物全体の競売を命じられる可能性（民法第258条第2項）があり、ある共有者の意図に反して他の共有者からの分割請求権行使によって共有物全体が処分されるリスクがあります。

上記の分割請求権を行使しないという共有者間の特約は有効ですが、この特約は5年を超えては効力を有しません。また、登記済みの不分割特約がある場合でも、特約をした者が倒産等手続の対象となった場合には、管財人等はその換価処分権を確保するために分割請求ができるとされています。但し、共有者は、倒産等手続の対象となった他の共有者の有する共有持分を相当の対価で取得することができます（破産法第52条、会社更生法（平成14年法律第154号、その後の改正を含みます。）第60条、民事再生法第48条）。

他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、共有されていた物件全体について当該共有者（抵当権設定者）の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶことになると考えられています。従って、運用資産である共有持分には抵当権が設定されていなくても、他の共有者の共有持分に抵当権が設定された場合には、共有物が分割されると、分割後の運用資産についても、他の共有者の持分割合に応じて、当該抵当権の効力が及ぶこととなるリスクがあります。

共有持分の処分は単独所有物と同様に自由に行えると解されていますが、共有不動産については、共有者間で共有持分の優先的購入権や先買権の合意をすることにより、共有者がその共有持分を第三者に売却しようとする場合に他の共有者が優先的に又は排他的に購入できる機会又は権利を与えるようにする義務を負い、またその他物件の自由な売却その他の処分が制限される場合があります。

不動産の共有者が賃貸人となる場合には、一般的に敷金返還債務は不可分債務になると解されており、また、賃料債権も不可分債権になると解される可能性があり、共有者は他の賃貸人である共有者の信用リスクの影響を受ける可能性があります。

共有不動産については、単独所有の場合と比べて上記のような制限やリスクがあるため、取得及び売却により多くの時間と費用を要したり、価格の低下要因が増す可能性があります。

(リ) 借地物件に関するリスク

借地権（土地の賃借権及び地上権）と借地権設定地上の建物については、土地建物ともに所有する場合に比べ、特有のリスクがあります。

まず、借地権は、土地の賃借権の場合も地上権の場合も、永久に存続するものではなく、期限の到来により消滅し、借地権設定者側に正当な事由がある場合には更新を拒絶され、又は借地権者側に地代不払等の債務不履行があれば解除により終了することもあります。借地権が消滅すれば、建物買取請求権が確保されている場合を除き、建物を取り壊して土地を返還しなければなりません。仮に、建物買取請求が認められても本投資法人が希望する価格で買い取られる保証はありません。

更に、敷地が売却され、又は抵当権の実行により処分されることがありますが、この場合に、本投資法人が借地権について民法、建物保護ニ関スル法律（明治42年法律第40号、その後の改正を含みます。）又は借地借家法（平成3年法律第90号、その後の改正を含みます。）（以下「借地借家法」といいます。）等の法令に従い対抗要件を具備しておらず、又は競売等が先順位の対抗要件を具備した担保権の実行によるものである場合、本投資法人は、譲受人又は買受人に自己の借地権を主張できないこととなります。

また、借地権が土地の賃借権である場合には、これを取得し、又は譲渡する場合には、賃貸人の承諾が必要です。かかる承諾が得られる保証はなく、また、得られたとしても承諾料の支払いを要求されることがあります。その結果、本投資法人が希望する時期及び条件で建物を処分することができないおそれがあります。

また、本投資法人が借地権を取得するに際して支払う保証金については、借地を明渡す際に、敷地所有者の資力が保証金返還に足りないときは、保証金の全部又は一部の返還を受けられないおそれがあります。

また、借地契約では、多くの場合、賃料等の借地内容について、定期的に見直しを行うこととされています。賃料等の改定により賃料等が増額された場合、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。

(ヌ) 底地物件に関するリスク

本投資法人は、第三者が賃借してその上に建物を所有している土地、いわゆる底地を取得することがあります。底地物件の場合は特有のリスクがあります。借地権は、定期借地権の場合は借地契約に定める期限の到来により当然に消滅し、普通借地権の場合には期限到来時に本投資法人が更新を拒絶しかつ本投資法人に更新を拒絶する正当な事由がある場合に限り消滅します。借地権が消滅する場合、本投資法人は借地権者より時価での建物買取を請求される場合があります（借地借家法第13条、借地法（大正10年法律第49号。その後の改正を含みます。）（以下「借地法」といいます。）第4条）。普通借地権の場合、借地権の期限到来時に更新拒絶につき上記正当な事由が認められるか否かを本投資法人の物件取得時に正確に予測することは不可能であり、借地権者より時価での建物買取を請求される場合においても、買取価格が本投資法人が希望する価格以下である保証はありません。

(ル) 鑑定評価額及び調査価額に関するリスク

不動産の鑑定評価額及び調査価額は、個々の不動産鑑定士による地域分析、個別分析等の分析の結果に基づく、ある一定時点における不動産鑑定士の判断や意見を示したものととどまります。同一物件について鑑定評価又は価格調査を行った場合でも、個々の不動産鑑定士によって、その適用する評価方法又は調査の方法若しくは時期、収集した資料等の範囲等によって鑑定評価額又は調査価額が異なる可能性があります。また、かかる評価の結果が現在及び将来において当該鑑定評価額又は調査価額による売買を保証又は約束するものではなく、不動産が将来売却される場合であっても鑑定評価額又は調査価額をもって売却されるとは限りません。

(ロ) 賃貸借契約に関するリスク

不動産に係る賃貸借契約では、契約期間が満了しても、その後別段の意思表示がない限り自動的に更新されるとするものが多く見られますが、契約期間が満了する際、常に契約が更新されるとの保証はありません。商業施設では事業用定期借家契約を締結する場合がありますが、施設の運営方針上、事業用定期借家契約の契約満了日を同時期に設定する場合があります。ほぼ同時期にテナントが契約満了を迎え、その多くが更新を拒んだ場合、一度に多数のテナントが退店するため、当初予定していた収益の確保が難しくなり、利益が減少する可能性があります。

また、賃貸借契約が更新されず又は契約期間中に解約された場合、すぐに新たなテナントが入居するとの保証はなく、その結果、賃料収入が減少する可能性があります。賃貸借契約には、契約期間中に賃借人が解約した場合の違約金、かかる違約金に関して敷金・保証金の没収について規定することがありますが、かかる規定は状況によってはその全部又は一部が無効とされ、その結果、本投資法人に予定外の費用負担が発生する可能性があります。商業施設などにおける大口テナントとの契約において、現在かかる規定が置かれているものがあり、当該大口テナントが契約期間中に解約した場合には、これに伴う多額の違約金等の受領又は没収がなされることがありますが、その後当該大口テナントがかかる規定の効力を争う場合には、本投資法人の収益が大幅に変動するおそれがあります。

本投資法人は地域によっては更新料をテナントから徴収しています。更新料はテナントと締結された賃貸借契約を根拠として徴収していますが、消費者契約法等の解釈から更新料を徴収することの根拠が否定される可能性があります。また、過去に遡及して更新料の払い戻しを請求される可能性があります。その場合、当初予定していた利益を確保できない可能性があります。

なお、賃借人からの賃貸借契約の更新拒絶及び解約は、正当事由の存在が認められる場合を除いて困難であることが多いのが実情です。

(ハ) 賃料の減額に関するリスク

不動産のテナントが支払うべき賃料は、賃貸借契約の更新時であるか、契約期間中であるかを問わず、賃借人とテナントの合意により減額される可能性があります。更に、テナントが賃借人に対し、借地借家法、借地法又は借家法（大正10年法律第50号、その後の改正を含みます。）に基づく賃料減額請求権を行使する可能性もあります。また、本投資法人が保有する不動産関連資産と競合すると思われる不動産の賃料水準が全般的に低下した場合には、新たに入居するテナントとの間で締結される賃貸借契約における賃料の額が従前の賃料の額と比較して低下するとともに、上記のような賃料減額の可能性もより増大することになり、本投資法人の賃料収入の減少をもたらす可能性があります。

上記に対し、建物賃貸借については、一定の要件を満たすことにより、比較的長期の契約期間中、借地借家法上の賃料増減額請求権に服さない建物賃貸借（以下「定期建物賃貸借」といいます。）が存在します。もっとも、定期建物賃貸借においてテナントが契約期間の定めにかかわらず早期解約した場合、契約上の当然の権利として又は違約金条項に基づく権利として、残期間の賃料全てについて必ずテナントに対して請求できるかどうかは、未だ事例の蓄積が乏しいため定かではありません。なお、契約上、違約金の額が一定期間の賃料に対応する額に限られている場合もあり得ます。また、賃借人にとって、定期建物賃貸借には、通常の賃貸借に比べ契約期間中の賃料収入の安定が期待できるという有利な面がある一方で、賃料が低く抑えられがちであったり、特約の定め方によっては一般的な賃料水準が上昇する場合でもそれに応じた賃料収入の増加を期待することができない等、不利益な面もあります。

なお、本投資法人又は信託受託者が賃貸している不動産を賃借人が転貸している場合には、転貸条件が必ずしも賃貸条件と同一ではなく、何らかの理由で本投資法人又は信託受託者が転借人と直接の賃貸借契約関係を有することとなったとき、低額の賃料を甘受せざるを得ない可能性があります。

また、本投資法人が保有する住居及び商業施設等のテナントから賃料減額の要望が出た場合、賃貸借契約に基づいた対応をしていますが、当該テナントから賃料の減額訴訟が提起される可能性があり、訴訟の結果によっては大幅な賃料の減額や訴訟に係る費用が発生する可能性があります。

(カ) 不動産の運用費用の増加に関するリスク

経済全般のインフレーション、人件費や水道光熱費の高騰、不動産管理や建物管理に係る費用又は備品調達等の管理コストの上昇、建物の経年劣化による修繕費の負担、各種保険料の値上げ、公租公課の増大その他の理由により、不動産の運用に関する費用が増加する可能性があります。一方で、不動産関連資産からの収入がこれに対応して増加するとの保証はありません。

(コ) 入居者の建物使用態様に関するリスク

建物そのものが法令や条例等の基準を満たす場合であっても、入居者による建物への変更工事、内装の変更その他入居者による建物の使用方法等により、建築基準法・消防法その他の法令や条例等に違反する状態となり、本投資法人が、その改善のための費用を負担する可能性があります。また、賃貸借契約における規定の如何にかかわらず、入居者による転貸や賃借権の譲渡が本投資法人又は信託受託者の関与なしに行われる可能性があります。その他、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号、その後の改正を含みます。）に定める暴力団又はその関係者の入居や、入居者による風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号、その後の改正を含みます。以下「風営法」といいます。）に定める風俗営業の開始等入居者の建物使用態様により不動産のテナント属性が悪化し、これに起因して建物全体の賃料水準が低下する可能性があります。

(ク) 不動産の毀損等に関するリスク

不動産につき滅失、毀損又は劣化等が生じ、修繕が必要となり、多額の費用を要する場合があります。また、修繕工事の内容やその実施の方法によっては、テナントの使用収益に影響を与えたり、テナントの館内移転が必要となったりするため、賃料収入等が減少し又は少なからぬ付帯費用が発生する場合があります。他方、かかる修繕が困難又は不可能な場合には、将来的に不動産から得られる賃料収入等が減少するおそれがあります。

(ケ) 災害等による建物の毀損、滅失及び劣化のリスク

火災、地震、津波、暴風雨、洪水、爆発、落雷、竜巻、風ひょう雪災、電気的事故、機械的事故、戦争、暴動、騒乱、テロ等（以下「災害等」といいます。）により、不動産が滅失、劣化又は毀損し、その価値が消滅、減少する可能性があります。このような場合には、滅失、劣化又は毀損した個所を修復するため一定期間又は修復することが出来ない場合には永久的に不動産の不稼働を余儀なくされることにより、また、不動産自体が滅失、劣化又は毀損しなかった場合においても電気、ガス、水道等の使用の制限やその他の外部的要因により不動産の不稼働を余儀なくされることにより賃料収入が減少することがあります。加えて、災害等の影響で周辺環境が悪化することにより、不動産等の価値が下落する可能性があります。また、賃料水準の下落又は稼働率の低下により賃料収入が減少する可能性もあります。このような不動産等の価値の下落又は賃料収入の減少の結果、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。また、これらの災害等によりテナントの支払能力等が悪影響を受ける可能性もあります。

また、平成23年3月に発生した東北地方太平洋沖地震及びそれに伴う津波によって、本投資法人の運用状況に重大な影響を及ぼす被害は生じませんでした。今後、同規模又はそれ以上の地震その他の天災、事故等が発生する可能性を否定できません。その場合には、本投資法人が保有又は取得する物件が滅失、劣化又は毀損するおそれがあるほか、周辺地域及び日本の経済全体が悪影響を受ける可能性があり、それらの結果、本投資法人の収益や本投資法人の保有に係る資産価値等に悪影響が生じるおそれがあります。

本投資法人は、災害等による損害を補填する火災保険や包括賠償責任保険等を付保する方針ですが、不動産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性、保険契約でカバーされない災害等（例えば、故意によるもの、戦争やテロ行為等に基づくものは必ずしも全て保険でカバーされるものとは限りません。）が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性も否定できません。

地震リスクに対応するため、建物を取得する際には全てPML値の評価を実施しています。PML値は損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率で示されますが、将来地震が発生した場合、予想以上の多額の復旧費用が必要となる可能性があります。また、地震保険については、前記「2 投資方針（1）投資方針 ④ 運用方針（ホ）付保の方針」に記載の方針に従って付保しますが、かかる方針に従い地震保険が付保されている物件は本書の日付現在ありません。また、保険金が支払われた場合でも、行政上の規制その他の理由により事故発生前の状態に回復させることができない可能性があります。

(ク) 不動産に係る所有者責任に関するリスク

本投資法人又は信託受託者の保有する不動産の瑕疵等を原因として、第三者の生命、身体又は財産その他の利益が侵害された場合に、損害賠償義務が発生し、結果的に本投資法人が予期せぬ損失を被る可能性があります。特に、土地の工作物の所有者は、民法上、占有者に過失がない場合は無過失責任を負うこととされています。

不動産に関しては、取得にあたり施設賠償責任保険等の適切な保険を付保しています。しかし、不動産関連資産の個別事情等により、保険契約が締結されない可能性、保険契約で支払われる上限額を上回る損害が発生する可能性又は保険契約に基づく支払いが保険会社により行われず若しくは遅れる可能性は否定できません。

(ツ) 転貸に関するリスク

A. 転借人に関するリスク

本投資法人又は信託受託者は、その保有する不動産につき、転貸を目的として賃借人に一括して賃貸することがあります。このように、賃借人に投資対象不動産の全部又は一部を転貸させる権限を与えた場合、本投資法人は、投資対象不動産に入居するテナントを自己の意思により選択できなくなったり、退去させられなくなる可能性があります。また、賃借人の賃料が、転借人から賃借人に対する賃料に連動する場合、転借人の信用状態等が、本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。

B. 敷金等の返還義務に関するリスク

転貸を目的とした賃貸借契約が合意解約された場合には賃借人である本投資法人又は信託受託者が転借人の地位を承継し、転借人の転借人に対する敷金等の返還義務が本投資法人又は信託受託者に承継される可能性があります。

(ネ) マスターリースに関するリスク

投資対象不動産において、プロパティ・マネジメント会社が投資対象不動産の所有者である本投資法人又は信託受託者との間でパス・スルー型のマスターリース契約を締結してマスターリース会社となり、その上でエンドテナントに対して転貸する場合があります。

当該契約を締結した場合、マスターリース会社の財務状態の悪化により、エンドテナントからマスターリース会社に対して賃料が支払われたにもかかわらず、マスターリース会社から賃借人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払が滞る可能性があります。

また、本投資法人では、一部の住居物件においては、エンドテナントが賃料を本投資法人又は信託受託者の口座に直接振り込む方法により賃料を収受しています。しかし、賃料の支払の遅延等の理由でマスターリース会社がエンドテナントから賃料を回収した後、マスターリース会社が財務状態の悪化などに陥った場合は、マスターリース会社から賃借人である本投資法人又は信託受託者への賃料の支払いが滞る可能性があります。また、マスターリース会社が破綻し、かつ、エンドテナントからの賃料の支払が延滞している場合には、当該延滞部分の賃料相当額がマスターリース会社に対する倒産債権となると解釈される可能性があり、かかる解釈が採用された場合、延滞部分の賃料相当額の回収が非常に困難となり、本投資法人の財務状況等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

(ナ) 有害物質に係るリスク

土地について産業廃棄物等の有害物質が埋蔵され、又は、地下水が汚染されている場合、当該敷地及び建物の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。また、かかる有害物質を除去するために土壌の入替えや洗浄が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。本投資法人は、取得を検討する物件について、専門家に依頼して環境調査を実施し、土地や地下水の有害物質による汚染の有無については、当該物件の使用歴の調査や土壌や地下水のサンプリング調査等により調査しますが、かかる調査が完全であるとの保証はなく、専門家による調査において汚染の可能性がない、又は低いと報告された場合であっても、後日汚染の存在が判明する可能性は否定できません。

また、建物の建材等にアスベストその他の有害物質を含む建材等が使用されているか、又は使用されている可能性がある場合やPCBが保管されている場合等には、状況によって当該建物及びその敷地の価値に悪影響を及ぼす可能性があります。更に、かかる有害物質を除去するために建材等の全面的又は部分的交換や、保管・撤去費用等が必要となって予想外の費用や時間が必要となる可能性があります。

また、かかる有害物質によって第三者が損害を受けた場合には、不動産の所有者として損害を賠償する義務が発生する可能性があります。

(ラ) 投資対象とする不動産の偏在に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針（1）投資方針」に記載された投資方針に基づき資産の運用を行います。その投資対象とする不動産が一定の地域に偏在した場合、当該地域における地震その他の災害、市況の低迷による稼働率の低下、賃料水準の下落等が、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響を及ぼす可能性があります。

更に、テナント獲得に際し賃貸市場において投資対象とする不動産相互間で競合し、結果として賃料収入が減少し、本投資法人の収益に影響を与える可能性があります。

また、一般に、資産総額に占める個別の投資対象とする不動産の割合は、資産総額の規模が拡大する過程で低下していくと予想されるものの、資産総額に占める割合が大きい不動産に関して、地震その他の災害、稼働率の低下、賃料水準の下落等の事情が発生した場合には、本投資法人の収益等又は存続に著しい悪影響をもたらす可能性があります。

(ム) テナントの支払能力に関するリスク

テナントの財務状況が悪化した場合又はテナントが破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他の倒産手続の対象となった場合には、賃料等（共益費、水道光熱費他、場合により原状回復費用その他の損害金を含みます。）の支払いが滞り、又は支払がなされない可能性があります。このような延滞された賃料等の合計額が敷金及び保証金で担保される範囲を超えると、投資主又は投資法人債権者に損害を与える可能性があります。また、一部不動産については、敷金無しで賃貸する場合があります。この場合、原則として保証会社による保証等を付すことを条件としますが、テナントの財務状況が悪化した場合において、保証会社等の保証人の財務状況も悪化している場合には、賃料等を回収することができないこととなります。また、代金回収会社に委託して口座振替によりテナントから賃料等を回収することがありますが、この場合において代金回収会社の財務状況が悪化した場合には、代金回収会社からの賃料等の入金滞り又は回収ができなくなるおそれがあります。更に、賃貸人が賃貸借契約上の債務の履行を怠った場合には、テナントは賃料等の不払をもってこれに対抗することができるため、テナントが賃貸人側の何らかの落ち度を理由に意図的な賃料等の不払をもって対抗する可能性もあり、その場合には当該不動産から得られる収入にも影響を及ぼすこととなります。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行いますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(ウ) テナントの集中に関するリスク

投資対象不動産のテナント数が少なくなる場合、本投資法人の収益等は特定のテナントの退去、支払能力の悪化その他の事情による影響を受けやすくなります。すなわち、賃貸面積の大きなテナントが退去した場合には、稼働率が低くなる上に、他のテナントを探し稼働率を回復させるのが難しくなることがあり、その期間が長期にわたる場合には、本投資法人の収益等に悪影響をもたらす可能性があります。また、全賃料収入のうち特定のテナントからの賃料収入が占める割合が高い場合においては、当該テナントの賃料の支払能力が低下し、又は失われた場合には、総賃料収入に与える影響が大きくなります。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、投資対象及びテナントの適切な分散を図りますが、かかるリスクが現実化しないという保証はありません。

(キ) テナントの業種の偏りに関するリスク

商業施設の場合、その立地条件や建物の構造により、テナントの業態を大きく変更することは困難であることが多く、投資対象不動産のテナントの業態が、総合スーパーマーケット、百貨店等の特定の業態に偏った場合には、当該業態が、消費性向の変化に伴い小売業としての競争力を失う等により、本投資法人の収益に著しい悪影響を及ぼす可能性があるなど、当該テナントの業種に係る事業上のリスクの影響を受けるおそれがあります。

(ノ) 売主等の倒産等の影響を受けるリスク

一般に、不動産又は信託受益権を売却した後に売主が倒産手続に入った場合や、建物の建築請負業者が倒産手続に入った場合、当該不動産又は信託受益権の売買若しくは完成建物の移転又はそれらについての対抗要件具備が当該売主又は建築請負業者の管財人等により否認される可能性があります。また、財産状態が健全でない売主が不動産若しくは信託受益権を売却した場合、又は、財産状態が健全でない建築請負業者が建物の建築を請け負っていた場合、当該不動産又は信託受益権の売買又は当該建物の請負が当該売主又は建築請負業者の債権者により詐害行為を理由に取消される可能性があります。

また、売買取引を担保付融資取引であると法的に性格づけることにより、依然としてその目的物が売主（又は倒産手続における管財人ないし財団）に属すると解される可能性があり、特に担保権の行使に対する制約が、破産手続等に比較して相対的に大きい会社更生手続においては深刻な問題となり得ます。

(オ) 開発物件に関するリスク

本投資法人は、前記「2 投資方針 (1) 投資方針 ④ 運用方針」に記載のとおり、建設中の不動産を取得する場合があります。建設中の物件については、既に完成した物件を取得する場合に比べて、地中障害物や土壌汚染等の発見、工事請負業者の倒産若しくは債務不履行、天変地異、行政上の許認可手続きその他予期せぬ事情により、開発の遅延、変更若しくは中止を余儀なくされ、あるいは、開発コストが当初の計画を大きく上回るといったリスクが加わります。本投資法人は、竣工後のテナントの確保が十分可能と判断され、かつ完工・

引渡しリスクが低く、当該不動産にかかるデュー・ディリジェンスの結果に問題がないと判断される場合、建物竣工後の取得を条件として、当該建設中の不動産等に係る不動産関連資産の取得に関する契約を締結することとしますが、上記のリスクが顕在化した結果、開発物件からの収益等が予想を大きく下回り、あるいは、予定された時期に収益が得られず又は予想外の費用、損害若しくは損失を被るおそれがあります。

(ク) フォワード・コミットメント等に関するリスク

本投資法人は、不動産等を取得するにあたり、フォワード・コミットメント等を行うことがあります。フォワード・コミットメント等を行った場合に、買主が不動産等の売買契約を解約し、又は履行しないときは、買主は、違約金や債務不履行による損害相当額の支払義務を負担します。フォワード・コミットメント等の場合、契約締結後、決済・物件引渡しまでに一定の期間があるため、契約締結後速やかに決済される取引に比べ、市場環境等の変化等により当事者の当初の想定と異なった環境での決済を強いられる可能性が高いといえます。本投資法人は、フォワード・コミットメント等を行う際には、フォワード・コミットメント等を履行できない場合の損害賠償額の上限を必ず定めること、フォワード・コミットメント等の解約の際に損害賠償の支払いに充てることが可能な資金及び投資主に対する配当原資となる利益に比して過大な損害賠償額の支払いを義務づけられるようなフォワード・コミットメント等を行わないこと、その他資産運用会社が定める社内ルールを遵守することとしています。また、フォワード・コミットメント等による売買契約締結後の金融市場・不動産市場の変化等により不動産等の取得資金を調達できなくなった場合には、売買契約を解約せざるを得なくなり、違約金又は損害賠償金の支払義務を負担することにより、本投資法人の財務状態が悪化する可能性があります。

なお、本投資法人は本書の日付現在プライムメゾン恵比寿に係る信託受益権売買契約を積水ハウスとの間で締結しており、同契約はフォワード・コミットメント等に該当します。同契約上、本投資法人に重大な義務の違反があった等の理由により売買契約が解除された場合、本投資法人は売買代金の20%相当額を違約金として支払うものとされています。ただし、当該売買契約においては、本投資法人が売買代金等の支払に必要な資金調達（増資を含みますがこれに限りません。）を完了していることが売買実行の条件とされており、かかる条件が満たされていない場合契約は当然に終了し、本投資法人は契約の終了につき売主に対して何らかの責任を負わないとされています。また、同契約においては、取得予定日において本投資法人が満足する稼働率に達したと合理的に判断できることが、売買実行の条件とされています。

④ 不動産関連資産—信託受益権特有のリスク

(イ) 信託受益者として負うリスク

信託受益者とは信託の利益を享受するものですが、他方で信託受託者が信託事務の処理上発生した信託財産に関する租税、信託受託者の報酬、信託財産に瑕疵があることを原因として第三者が損害を被った場合の賠償費用等の信託費用については、最終的に受益者が負担することになっています。すなわち、信託受託者が信託財産としての不動産を所有し管理するのは受益者のためであり、その経済的利益と損失は、最終的には全て受益者に帰属することになります。従って、本投資法人が不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権を取得する場合には、信託財産に関する十分なデュー・ディリジェンスを実施し、保険金支払能力に優れる保険会社を保険者、信託受託者を被保険者とする損害保険を付保すること等、本投資法人自ら不動産を取得する場合と同等の注意をもって取得する必要がありますし、一旦不動産信託受益権を保有するに至った場合には、信託受託者を介して、原資産が不動産である場合と実質的にほぼ同じリスクを受益者たる本投資法人が負担することになります。

(ロ) 信託の受益権の流動性に係るリスク

本投資法人が信託の受益権を保有運用資産とする場合、信託受託者を通じて信託財産としての不動産を処分するときは、既に述べた不動産の流動性リスクが存在します。また信託の受益権を譲渡しようとする場合には、信託受託者の承諾を契約上要求されるのが通常であり、上場有価証券等に比し流動性は極めて低いといえます。また、信託受託者は原則として瑕疵担保責任を負っての信託不動産の売却を行わないため、本投資法人の意思にかかわらず信託財産である不動産の売却ができなくなる可能性があります。

(ハ) 信託受託者に係るリスク

A. 信託受託者の破産・会社更生等に係るリスク

信託法（平成18年法律第108号、その後の改正を含みます。以下「信託法」といいます。）上、信託受託者が破産手続、会社更生手続その他の倒産手続の対象となった場合、信託財産は信託受託者の破産財団又は更生会社の財産その他信託受託者の固有財産に属しないものとされています。また、信託法によれば、信託財産をもって履行すべき債務等に係る債権者以外の債権者による差押えは禁止されています。但し、信託財産であることを破産管財人等の第三者に対抗するためには、信託された不動産に信託設定登記をする必要が

ありますので、不動産を信託する信託の受益権については、この信託設定登記がなされるものに限り本投資法人は取得する予定です。しかしながら、必ずこのような取扱いがなされるとの保証はありません。

B. 信託受託者の債務負担に伴うリスク

信託財産の受託者が、信託目的に反して信託財産である不動産を処分した場合、又は信託財産である不動産を引当てとして、何らかの債務を負うことにより、不動産を信託する信託の受益権を財産とする本投資法人が不測の損害を被る可能性があります。かかるリスクに備え、信託法は信託の本旨に反した信託財産の処分行為の取消権を受益者に認めています。かかる処分行為の相手方が権限に属しない処分であることを知らず、また、知らなかったことについて重大な過失がない場合には取り消すことができません。また、かかる権利の行使により損害を免れることができるとは限りません。

不動産信託受益権を取得するに際しては、十分なデュー・ディリジェンスを実施し、(i) 信託契約上、当該信託の目的が受益者の利益にあることが明確にされていること、(ii) 信託財産の処分や信託財産に属する金銭の運用等についても、信託受託者に厳しい制約を課されていることが満たされているもののみを投資対象とすることで、信託財産が勝手に処分されたり、信託財産が新たに債務を負担して、その結果として本投資法人が不利益を被る可能性は回避されると考えられますが、常にそのようなことを回避できるとの保証はありません。

⑤ 税制に関するリスク

(イ) 導管性要件に関するリスク

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により、一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するものをいう。次の所有先要件において同じ。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時に、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時に、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと（一定の海外子会社を除く）

本投資法人は、導管性要件を満たすよう努める予定ですが、今後、下記に記載した要因又はその他の要因により導管性要件を満たすことができない可能性があります。本投資法人が導管性要件を満たすことができなかった場合、利益の配当等を損金算入できなくなり、本投資法人の税負担が増大する結果、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

A. 多額の法人税等の納税の引当てにより支払配当要件が満たされなくなるリスク

平成21年4月1日以降に終了する各事業年度における支払配当要件については、会計上の税引前当期純利益を基礎とした配当可能利益の額（会計上の税引前当期純利益に前期繰越損失、負ののれん発生益、減損損失及びのれんの償却額にかかる法人税額、買換特例圧縮積立金の調整を加えた後の額）と税引後の当期純利益を基礎とした実際の利益配当等の額の比較によりその判定を行うこととされています。会計上減損損失及びのれんの償却額が発生した場合又は本投資法人の資産若しくは本投資法人に関する会計基準（かかる会計基準に関する解釈・運用・取扱いを含みます。）の変更その他の理由により会計処理と税務処理との取扱いに不一致が生じた場合、会計上発生した費用・損失について、税務上、その全部又は一部を損金に算入することができない等の理由により、多額の法人税等が発生することがあります。本投資法人がその納税の引当

てを行う必要がある場合、減損損失及びのれんの償却額以外の要因にかかる法人税額については判定上の調整が行われないため、支払配当要件を満たせない可能性があります。

B. 資金不足により計上された利益の配当等の金額が制限されるリスク

導管性要件に基づく借入先等の制限や資産の処分の遅延等により機動的な資金調達ができない場合には、配当の原資となる資金の不足により支払配当要件を満たせない可能性があります。

C. 借入先要件に関するリスク

本投資法人が何らかの理由により機関投資家以外からの借入れを行わざるを得ない場合又は本投資法人の既存借入金に関する貸付債権が機関投資家以外に譲渡された場合、あるいはこの要件のもとにおける借入金の定義が税法上において明確ではないためテナント等からの預り金等が借入金に該当すると解釈された場合においては、借入先要件を満たせなくなる可能性があります。

D. 投資主の異動について本投資法人のコントロールが及ばないリスク

本投資口が市場で流通することにより、本投資法人のコントロールの及ばないところで、所有先要件あるいは非同族会社要件が満たされなくなる可能性があります。

(ロ) 税務調査等による更正処分のため、導管性要件が事後的に満たされなくなるリスク

本投資法人に対して税務調査が行われ、導管性要件に関する取扱いに関して、税務当局との見解の相違により更正処分を受け、過年度における導管性要件が事後的に満たされなくなる可能性があります。このような場合には、本投資法人が過年度において行った利益の配当等の損金算入が否認される結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 不動産の取得に伴う軽減措置の適用が受けられないリスク

本投資法人は、規約における投資方針において、特定不動産の価額の合計額の本投資法人の有する特定資産の価額の合計額に占める割合を100分の75以上とすること（規約第27条第5項第1号）としています。本投資法人は、上記内容の投資方針を規約に定めること、及びその他の税法上の要件を充足することを前提として、直接に不動産を取得する場合の不動産流通税（登録免許税及び不動産取得税）の軽減措置の適用を受けることができると考えています。しかし、本投資法人がかかる軽減措置の要件を満たすことができない場合、又は軽減措置の要件が変更された場合には、軽減措置の適用を受けることができない可能性があります。

(ニ) 一般的な税制の変更に関するリスク

不動産、不動産信託受益権その他本投資法人の運用資産に関する税制若しくは本投資法人に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、公租公課の負担が増大し、その結果本投資法人の収益に悪影響を及ぼす可能性があります。また、投資口に係る利益の配当、資本の払戻し、譲渡等に関する税制又はかかる税制に関する解釈・運用・取扱いが変更された場合、本投資口の保有又は売却による投資主の手取金の額が減少し、又は、税務申告等の税務上の手続面での負担が投資主に生じる可能性があります。

⑥ その他

(イ) 不動産の売却に伴う責任に関するリスク

本投資法人が運用不動産を売却した場合において、運用不動産に物的又は法的な瑕疵があった場合には、法令に従い、瑕疵担保責任を負担する可能性があります。特に、本投資法人は、宅地建物取引業法(昭和27年法律第176号、その後の改正を含みます。以下「宅地建物取引業法」といいます。)上のみなし宅地建物取引業者となりますので、買主が宅地建物取引業者でない場合には、本投資法人の瑕疵担保責任に関するリスクを排除できない場合があります。

また、売買契約上の規定に従い、物件の性状その他に関する表明保証責任や瑕疵担保責任を負う可能性があります。

これらの法令上又は契約上の表明保証責任や瑕疵担保責任を負担する場合には、買主から売買契約を解除され、又は、買主が被った損害を補償しなければならず、本投資法人の収益等に悪影響が生じる可能性があります。

更に、賃貸不動産の売却においては、新所有者が賃借人に対する敷金返還債務等を承継するものと解されており、実務もこれにならうのが通常ですが、旧所有者が当該債務を免れることについて賃借人の承諾を得ていない場合には、旧所有者は新所有者とともに当該債務を負い続けると解される可能性があり、予想外の債務又は義務を負う場合があります。

(ロ) 減損会計の適用に関するリスク

固定資産の減損に係る会計基準（「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成14年8月9日）及び「固定資産の減損に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第6号平成15年10月31日））が、平成17年4月1日以降開始する事業年度より強制適用されることになったことに伴い、本投資法人においても第1期計算期間より「減損会計」が適用されています。「減損会計」とは、主として土地・建物等の事業用不動産について、収益性の低下により投資額を回収する見込みが立たなくなった場合に、一定の条件のもとで回収可能性を反映させるように帳簿価額を減額する会計処理のことをいいます。「減損会計」の適用に伴い、地価の動向及び運用不動産の収益状況等によっては、会計上減損損失が発生し、本投資法人の業績は悪影響を受ける可能性があり、また、税務上は当該不動産の売却まで損金を認識することができない（税務上の評価損の損金算入要件を満たした場合や減損損失の額のうち税務上の減価償却費相当額を除きます。）ため、税務と会計の齟齬が発生することとなります。その結果、本投資法人の税負担が増大し、投資主への分配額等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(ハ) 一部の投資主から本投資法人の解散請求がなされ、本投資法人が解散するリスク

発行済投資口数の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月以前から引き続き所有している投資主は、投資主総会の招集を請求する権利を有します。その投資主から本投資法人の解散の議案が提出された場合、投資主総会においてその議案に対する投資主の意思を確認する必要があります。そこで、その議案が決議された場合は、本投資法人の清算手続きを進める必要があります。本投資法人が清算される場合、投資主は、すべての債権者への弁済(投資法人債の償還を含みます。)後の残余財産による分配からしか投資金額を回収することができません。本投資法人の保有資産の価値が下落し又は出資金に欠損が生じている場合には、借入れ及び投資法人債を弁済した後の残余財産が全く残らないか、又は出資総額を下回ることとなり、投資主は、投資金額の全部又は一部について回収することができない可能性があります。

(ニ) 匿名組合出資持分への投資に関するリスク

本投資法人はその規約に基づき、不動産に関する匿名組合出資持分への投資を行うことがあります。本投資法人が出資するかかる匿名組合では、本投資法人の出資金を営業者が不動産等に投資しますが、当該不動産等に係る収益が悪化した場合や当該不動産等の価値が下落した場合等には、本投資法人が匿名組合員として得られる分配金や元本の償還金額等が減少し、その結果、本投資法人が営業者に出資した金額を回収できない等の損害を被る可能性があります。また、匿名組合出資持分については契約上譲渡が制限されていることがあり、又は、確立された流通市場が存在しないため、その流動性が低く、本投資法人が譲渡を意図しても、適切な時期及び価格で譲渡することが困難となる可能性があります。

(ホ) 取得予定資産を取得することができないリスク

経済環境等が著しく変わった場合、その他相手方の事情等により売買契約において定められた前提条件が成就しない場合等においては、取得予定資産を取得することができない可能性があります。この場合、本投資法人は、代替資産の取得のための努力を行う予定ですが、短期間に投資に適した物件を取得することができる保証はなく、短期間に物件を取得することができず、かつかかる資金を有利に運用することができない場合には、投資主に損害を与える可能性があります。また、取得予定資産の取得はできても、その全部又は一部について予定していた時期に取得することができない可能性があります。取得時期が遅延した場合、予定していた時期に取得できた場合に比して賃料収入等が減少し、本投資法人の収益等に悪影響を及ぼす可能性があります。

(2) 投資リスクに対する管理体制

上記の様々なリスクに鑑み、本投資法人及び資産運用会社は、本投資法人の資産運用に関し、以下のガバナンスを通じ、実効性のあるリスク管理体制を整備し、かつ、かかる管理体制が最大限の効果を発揮するよう努めています。本投資法人及び資産運用会社は、可能な限り、本投資証券及び本投資法人債券への投資に関するリスクの発生の回避及びリスクが発生した場合の損害の極小化等の対応に努める方針ですが、これらの措置が結果的に十分な成果を収める保証はありません。

① 本投資法人の体制

本投資法人は、投信法に基づき設立され、執行役員1名及び監督役員2名により構成される役員会により運営されています。執行役員は、3ヶ月に1回以上の頻度で役員会を開催し、法令で定められた承認事項に加え、本投資法人の運営及び資産運用会社の業務遂行状況の報告を行います。この報告手続きを通じ、資産運用会社又はその利害関係人等から独立した地位にある監督役員は的確に情報を入手し、執行役員の業務執行状況を監視する体制を維持しています。同時に、かかる報告により、本投資法人は資産運用会社の利害関係人等との取引について、利益相反取引のおそれがあるか否かについての確認を行い、利益相反等にかかるリスクの管理に努めています。

本投資法人は、資産運用委託契約上、資産運用会社から各種報告を受ける権利及び資産運用会社の帳簿及び記録その他の資料の調査を行う権利を有しています。かかる権利の行使により、本投資法人は、資産運用会社の業務執行状況を監視できる体制を維持しています。

また、本投資法人は、内部者取引管理規程を定めて、役員によるインサイダー取引の防止に努めています。

② 資産運用会社の体制

資産運用会社は、運用及び管理に係るリスクについて、原則としてレベルの異なる複数の検証方法を通じてモニタリングし、管理しています。

(イ) 資産運用会社は、運用ガイドラインにおいて、分散投資によるポートフォリオの構築方針、投資対象の選定方針、安定した収益の確保等を目指した運用方針、投資を行う場合の取得基準、物件のデュー・ディリジェンスの基準、物件の管理運営方針（プロパティ・マネジメント会社の選定基準及びその業務のモニタリングを含みます。）、付保方針及び投資計画等を定めています。かかる運用ガイドラインを遵守することにより、不動産や不動産信託受益権に係るリスクの管理に努めています。

(ロ) 資産運用会社は、委員会規程を定めて本投資法人の資産運用に係る重要な事項の決定プロセスの明確化を図っている他、不動産等の調査、取得、管理運営その他の業務それぞれについて、客観的な業務手順を確立して、リスクの管理に努めます。また、投資委員会が決定した資産の運用等に関するすべての事項について、コンプライアンス委員会の審議及び決定を経たうえ、資産運用会社の取締役会に付され、取締役の過半数が出席の上、出席取締役の過半数をもって取引に係る議案を決するものとされています。

(ハ) 利害関係者と本投資法人との間の取引については、自主ルールとして利害関係者取引規程を定めており、これを遵守することにより利益相反に係るリスク管理を行います。

(ニ) 資産運用会社は、内部者取引管理規程を定めて、役員及び従業員によるインサイダー取引の防止に努めています。

(ホ) 資産運用会社は、コンプライアンス規程を定めて、リスク管理・コンプライアンス室により投資委員会等付議案件の事前審査等を行い、コンプライアンス・オフィサー及びコンプライアンス委員会により、投資委員会による審議の経過及び投資判断について審議し、法令遵守の状況を監視します。また、その結果については、内容により取締役会の決議事項とされています。

(へ) 資産運用会社は、コンプライアンスに関する社内体制を整備し、コンプライアンス上の問題の発生について、対応を講じています。また、コンプライアンス・マニュアルを作成し、コンプライアンス基本方針や従業員の行動規範を定めるのみならず定期的にコンプライアンス研修を実施します。

4 【手数料等及び税金】

(1) 【申込手数料】

該当事項はありません。

(2) 【買戻し手数料】

本投資法人は、投資主の請求による投資口の払戻しを行わないため（規約第5条第1項）、該当事項はありません。

(3) 【管理報酬等】

以下は、本書の日付現在の状況です。

① 役員報酬

本投資法人の執行役員及び監督役員の報酬の支払基準及び支払時期は、次のとおりとします（規約第18条）。

(イ) 執行役員の報酬は、1人あたり月額100万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに執行役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(ロ) 監督役員の報酬は、1人あたり月額50万円を上限とし、役員会で決定する金額を、当該月の末日までに監督役員が指定する口座へ振込む方法により支払います。

(注) 本投資法人は、執行役員又は監督役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、当該役員の職務の執行の状況その他の事情を勘案して特に必要と認めるときは、役員会の決議をもって、当該執行役員又は監督役員の責任を法令の限度において免除することができるものとしています（投信法第115条の6第3項、第7項、規約第19条）。

② 資産運用会社への支払報酬

本投資法人は、資産運用会社と締結した資産運用委託契約に従い、資産運用会社に対して委託業務報酬を支払います。当該報酬は、資産運用報酬①及び②並びに取得・売却報酬からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を別途本投資法人が負担するものとし、本投資法人は、当該支払いにかかる委託業務報酬に、それにかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、資産運用会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

(イ) 資産運用報酬①（規約第36条第1号）

本投資法人の各営業期間の直前の営業期間にかかる決算期において本投資法人が保有する不動産等及び不動産対応証券の評価額の合計金額に年率0.4%を乗じた金額（1年を365日とする各営業期間の実日数による日割計算。1円未満は切捨てとします。）を、資産運用報酬①とします。なお、ここで不動産等の評価額とは、各不動産等（不動産以外の場合は、当該不動産等の対象となっている不動産）の直近の当該不動産等にかかる鑑定評価額（直近において鑑定評価額を取得せず、価格調査等による算定価格を取得している場合には、当該算定価格）を意味するものとし、不動産等が前記「2 投資方針（2）投資対象 ① 投資対象とする資産の種類（イ）主たる投資対象 B. (ii)ないし(iv)」に掲げる資産の場合は、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 ② 資産評価の方法」において定める資産評価の方法により算出された価格を意味するものとし、また、不動産対応証券の評価額とは、後記「第二部 投資法人の詳細情報 第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（1）資産の評価 ② 資産評価の方法」において定める資産評価の方法により算定された価格を意味するものとし、

資産運用報酬①は、各決算期から1ヶ月以内に支払うものとし、

(ロ) 資産運用報酬②（規約第36条第2号）

本投資法人の各営業期間毎に算定される資産運用報酬②控除前の分配可能金額の3.0%に相当する金額を、資産運用報酬②とします。なお、「分配可能金額」とは、日本国において一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に準拠して計算される税引前当期純利益に、繰越欠損金があるときはその金額を填補した後の金額を意味するものとし、

資産運用報酬②は、当該営業期間にかかる決算の確定後1ヶ月以内に支払うものとし、

(ハ) 取得・売却報酬（規約第36条第3号）

本投資法人が特定資産を取得又は売却した場合において、その売買代金額（但し、消費税及び地方消費税並びに取得又は売却に伴う費用を除きます。）に0.8%を乗じた金額（但し、本投資法人が利害関係者から特定資産を取得又は売却した場合は、その売買代金額に0.4%を乗じた金額）を、取得・売却報酬とします。

取得・売却報酬は、本投資法人が当該特定資産を取得又は売却した日（所有権移転等の権利移転の効果が発生した日）の属する月の月末から1ヶ月以内に支払うものとします。

③ 一般事務受託者（機関の運営に関する事務）への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者（機関の運営に関する事務）である積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社と締結した機関運営事務委託契約に従い、本投資法人の役員会の運営に関する機関運営事務報酬は、本投資法人の決算期毎に140万円とし、本投資法人は、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当該決算期末の翌月の末日までに一般事務受託者（機関の運営に関する事務）の指定する銀行口座へ振込の方法により支払います。なお、振込手数料は本投資法人の負担とします。

また、本投資法人の投資主総会の運営に関する機関運営事務報酬は、投資主総会一開催当たり470万円とし、本投資法人は、当該金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を、当該投資主総会の開催日の翌月の末日までに一般事務受託者（機関の運営に関する事務）の指定する銀行口座へ振込の方法により支払うものとします。なお、振込手数料は本投資法人の負担とします。

④ 一般事務受託者（会計等に関する事務）への支払報酬

本投資法人は、一般事務受託者（会計等に関する事務）であるみずほ信託銀行株式会社（以下、本④において「一般事務受託者」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 計算に関する事務（投信法第117条第5号に規定する事務）

(ロ) 会計帳簿の作成に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第6号に規定する事務。但し、本投資法人が投信法第117条第2号に規定する事務その他これに関連する事務を委託した投資主名簿等管理人との間で締結した事務委託契約書（投資口事務受託契約書）において投資主名簿等管理人に委託された事務を除きます。）

(ハ) 納税に関する事務（投信法第117条第6号及び投信法施行規則第169条第2項第7号に規定する事務）

(ニ) その他上記（イ）ないし（ハ）に準ずる業務又は付随する一定の業務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

A. 4月又は10月の各1日からその直後に到来する9月又は3月の各末日までを計算期間として、各計算期間の報酬（以下「一般事務報酬」といいます。）は、本投資法人の保有する資産が、不動産信託の信託受益権又は預金であることを前提に、平成21年10月1日以降について、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した後記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。また、円未満の端数は切り捨てるものとします。

（基準報酬額表）

資産総額	算定方法（6ヶ月分）
300億円以下の部分について	9,000,000円
300億円超の部分について	資産総額×0.0200%

B. 本投資法人は、各計算期間の一般事務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに一般事務受託者の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払いに要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

C. 経済情勢の変動等により一般事務報酬の金額が不相当となったときは、本投資法人及び一般事務受託者は、互いに協議し合意の上、一般事務報酬の金額を変更することができます。

D. 本投資法人の投資する資産に現物不動産が含まれることになった場合には、一般事務報酬は、償却資産申告事務を伴わないことを前提に、はじめて現物不動産が含まれることになった計算期間に限り、上記A.に定める金額に100万円を加算した金額とします。なお、本投資法人の投資する資産に現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合及び現物不動産にかかる償却資産申告事務を本件業務として行うこととなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び一般事務受託者は、一般事務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

E. 本投資法人は上記A.及びB.に定める一般事務報酬にかかる消費税及び地方消費税を負担し、一般事務受託者に対する支払の際に上記消費税及び地方消費税等相当額を加算して支払うものとします。

⑤ 投資主名簿等管理人への支払報酬

本投資法人は、投資主名簿等管理人であるみずほ信託銀行株式会社（以下、本⑤において「投資主名簿等管理人」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 投資主名簿等に関する事務

- A. 投資主名簿及びこれに付属する帳簿並びに法令上本投資法人が作成を義務づけられた帳簿のうち委託事務に関するものの作成、管理及び備置に関する事務
- B. 投資主名簿への記録、質権の登録又はその抹消に関する事務
- C. 投資主及び登録質権者又はこれらの者の代理人等（以下、本⑤において「投資主等」といいます。）の氏名、住所及び印鑑の登録に関する事務
- D. 投資主等の提出する届出の受理に関する事務

(ロ) 募集投資口の発行に関する事務

(ハ) 投資口の併合又は分割に関する事務

(ニ) 投資主総会の招集通知、決議通知及びこれらに付随する投資主総会参考書類等の送付、議決権行使書（又は委任状）の作成、並びに投資主総会受付事務補助に関する事務

(ホ) 投資主に対して分配する金銭の計算及び支払いに関する事務

- A. 投信法第137条に定める金銭の分配（以下本⑤において「分配金」といいます。）の計算及びその支払いのための手続に関する事務
- B. 分配金支払事務取扱銀行等（ゆうちょ銀行及び郵便局）における支払期間（投資主分配金領収証と引換での払渡し期間）経過後の未払分配金の確定及びその支払いに関する事務

(ヘ) 投資口に関する照会への応答、各種証明書の発行及び事故届出の受理に関する事務

(ト) 委託事務を処理するために使用した本投資法人に帰属する書類及び未達郵便物の整理・保管に関する事務

(チ) 法令、自主規制機関（金融商品取引法に規定される金融商品取引所及び金融商品取引業協会を含みます。）の規則又は事務委託契約により本投資法人が必要とする投資口に係る統計資料の作成に関する事務

(リ) 投資主の権利行使に関する請求その他の投資主からの申出の受付に関する事務

(ヌ) 総投資主通知等の受理に関する事務

(ル) 投資主名簿等管理人が管理する本投資法人の発行済投資口の総口数と振替機関より通知を受けた本投資法人の振替投資口等の総数の照合

(ヲ) 本投資法人の情報提供請求権（振替法第277条に定める請求をいいます。）行使にかかる取次ぎに関する事務

(ワ) 振替機関からの個別投資主通知（振替法第228条第1項で準用する同法第154条第3項に定める通知をいいます。）の本投資法人への取次ぎに関する事務

(カ) その他振替機関との情報の授受に関する事務

(ヨ) 上記（イ）ないし（カ）に掲げる委託事務にかかる印紙税等の代理納付

(タ) 上記（イ）ないし（ヨ）に掲げる委託事務に付随する事務

(レ) 上記（イ）ないし（タ）に掲げる事務のほか、本投資法人と投資主名簿等管理人が協議のうえ定める事務

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

A. 本投資法人は委託事務代行の対価として、投資主名簿等管理人に対し、下表により計算した金額を上限として別途合意する手数料を支払うものとします。但し、上記（ロ）及び（ハ）に掲げる業務その他本投資法人が臨時に委託する事務については、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上その手数料を定めるものとします。

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法	
		(消費税別)	
基本料	1. 投資主名簿の作成、管理及び備置き 投資主名簿の維持管理 期末投資主の確定 2. 期末統計資料の作成 (所有者別、所有数別、地域別分布状況) 投資主一覧表の作成 (全投資主、大投資主)	1. 毎月の基本料は、各月末現在の投資主数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額の6分の1。但し、月額最低基本料を200,000円とします。 (投資主数) (投資主1名あたりの基本料)	投資主数のうち最初の5,000名について 480円 5,000名超 10,000名以下の部分について 420円 10,000名超 30,000名以下の部分について 360円 30,000名超 50,000名以下の部分について 300円 50,000名超 100,000名以下の部分について 260円 100,000名を超える部分について 225円 ※資料提供はWebによります。書面での提供は、別途手数料が必要です。
分配金支払管理料	1. 分配金支払原簿、分配金領収書、指定口座振込票、払込通知書の作成、支払済分配金領収証等による記帳整理、未払分配金確定及び支払調書の作成、印紙税納付の手続き 2. 銀行取扱期間経過後の分配金等の支払及び支払原簿の管理	1. 分配金等を受領する投資主数につき、下記段階に応じ区分計算したものの合計額。但し、1回の対象事務の最低管理料を350,000円とします。 (投資主数) (投資主1名あたりの管理料)	投資主数のうち最初の5,000名について 120円 5,000名超 10,000名以下の部分について 110円 10,000名超 30,000名以下の部分について 100円 30,000名超 50,000名以下の部分について 80円 50,000名超 100,000名以下の部分について 60円 100,000名を超える部分について 50円 2. 指定口座振込分については1件につき130円を加算。 3. 各支払基準日現在の未払い対象投資主に対する支払1件につき 450円
諸届管理料	1. 投資主等からの諸届関係等の照会、受付(投資主情報等変更通知の受付含む) 2. 投資主等からの依頼に基づく調査、証明	1. 照会、受付1件につき 2. 調査、証明1件につき	600円 600円

項目	対象事務の内容	計算単位及び計算方法	
		(消費税別)	
投資主総会 関係手数料	1. 議決権行使書用紙の作成並びに 返送議決権行使書の受理、集計 2. 投資主総会当日出席投資主の受 付、議決権個数集計の記録等の 事務	1. 議決権行使書用紙の作成 1 通につき 議決権行使書用紙の集計 1 通につき 但し、1 回の議決権行使書用紙集計の最低管 理料を50,000円とします。 2. 派遣者 1 名につき 但し、電子機器等の取扱支援者は別途料金が 必要となります。	15円 100円 20,000円
郵便物関係 手数料	1. 投資主総会の招集通知、同決議 通知、決算報告書、分配金領収 証（又は計算書、振込案内）等 投資主総会、決算関係書類の封 入・発送事務 2. 返戻郵便物データの管理	1. 封入物 3 種まで 期末、基準日現在投資主 1 名につき ハガキ 期末、基準日現在投資主 1 名につき 2. 返戻郵便物を登録する都度、郵便 1 通につき	35円 23円 200円
投資主等 データ受付料	振替機関からの総投資主通知の受 付、新規記録に伴う受付、通知	データ 1 件につき	150円

B. 投資主名簿等管理人は前A. の手数料を毎月末に締切り、翌月20日までに本投資法人に請求し、本投資法人はその月末までにこれを支払うものとします。支払日が、銀行休業日の場合、前営業日を支払日とします。

C. 上記A. の手数料は、経済情勢の変動その他相当の事由がある場合は、その都度本投資法人及び投資主名簿等管理人が協議の上、合意によりこれを変更することができるものとします。

⑥ 特別口座管理機関への支払報酬

本投資法人は、特別口座管理機関であるみずほ信託銀行株式会社（以下、本⑥において「特別口座管理機関」といいます。）に対して以下の業務を委託しています。

(イ) 振替口座簿並びにこれに附属する帳簿の作成・管理及び備置に関する事務

(ロ) 総投資主通知に係る報告に関する事務

(ハ) 新規記載又は記録手続及び抹消手続又は全部抹消手続に関する事務

(ニ) 振替機関からの本投資法人に対する個別投資主通知及び本投資法人の振替機関に対する情報提供請求に関する事務

(ホ) 振替口座簿への記載又は記録、質権に係る記載又は記録、及び信託の受託者並びに信託財産に係る記載又は記録に関する事務

(ヘ) 特別口座の開設及び廃止に関する事務

(ト) 加入者情報及び届出印鑑の登録又はそれらの変更の登録及び加入者情報の振替機関への届出に関する事務

(チ) 特別口座の加入者本人及び投資口質権者のために開設された他の口座並びに本投資法人の口座への振替手続に関する事務

(リ) 振替法第228条で準用される第133条第2項で定める取得者等による特別口座開設等請求に関する事務

- (ヌ) 加入者からの個別投資主通知の申出に関する事務
- (ル) 加入者又は利害関係を有する者からの情報提供請求に関する事務
- (ヲ) 上記(イ)ないし(ル)に掲げるもののほか、加入者等(投資主、投資口質権者及びこれらの法定代理人又は以上の者の常任代理人をいいます。以下、本⑥において同じです。)による請求に関する事務
- (ワ) 上記(イ)ないし(ヲ)に掲げるもののほか、加入者等からの加入者等に係る情報及び届出印鑑に関する届出の受理に関する事務
- (カ) 加入者等からの照会に対する応答に関する事務
- (ヨ) 投資口の併合又は分割に関する事務
- (タ) 上記(イ)ないし(ヨ)に掲げる事務のほか、振替制度の運営に関する事務及び本投資法人及び特別口座管理機関が協議のうえ定める事項

上記の業務に対して以下のとおり、報酬を支払います。

- A. 本投資法人は口座管理事務手数料として、特別口座管理機関に対し、下表により計算した金額を支払うものとします。但し、下表に定めのない事務にかかる手数料は、その都度本投資法人及び特別口座管理機関が協議のうえ定めるものとします。

項目	主な事務の内容	計算単位及び計算方法 (消費税別)
基本料	特別口座の加入者の管理	毎月の基本料は、各月末現在の口座数につき下記段階に応じ区分計算したものの合計額とします。但し、月額最低基本料を35,000円とします。 (口座数) (口座1件あたりの基本料) 口座数のうち最初の5,000口座について 150円 5,000口座超 10,000口座以下の部分について 140円 10,000口座超 30,000口座以下の部分について 130円 30,000口座超 50,000口座以下の部分について 120円 50,000口座超 100,000口座以下の部分について 110円 100,000口座を超える部分について 100円
口座振替料	口座振替の受付	口座振替1件につき 500円
各種取次料	各種振替機関への取次ぎ (個別投資主通知の申出、情報提供請求等)	取次1件につき 300円

⑦ 資産保管会社への支払報酬

本投資法人は、資産保管会社であるみずほ信託銀行株式会社(以下、本⑦において「資産保管会社」といいます。)に対して、本投資法人の資産の保管にかかる業務を委託しています。

上記の業務に対して本投資法人は、資産保管業務委託契約に従い、以下のとおり資産保管会社に報酬を支払います。

(イ) 上記の業務にかかる報酬（以下本⑦において「資産保管業務報酬」といいます。）は、4月又は10月の各1日からその直後に到来する9月又は3月の各末日までを計算期間として、平成21年10月1日以降の各計算期間について、本投資法人の保有する資産が、現物不動産、不動産信託の信託受益権又は預金であることを前提に、当該計算期間初日の直前の本投資法人の決算日における貸借対照表上の資産総額（投信法第129条第2項に規定する貸借対照表上の資産の部の合計額をいいます。）に基づき、6ヶ月分の料率を記載した後記基準報酬額表により計算した金額を上限として、当事者間で別途合意した金額とします。また、円未満の端数は切り捨てるものとします。

(基準報酬額表)

資産総額	算定方法（6ヶ月分）
300億円以下の部分について	4,500,000円
300億円超の部分について	資産総額×0.0100%

(ロ) 本投資法人は、各計算期間の資産保管業務報酬を、各計算期間の終了日の翌月末日までに資産保管会社の指定する銀行口座へ振込又は口座振替の方法により支払います。支払いに要する振込手数料等の費用は、本投資法人の負担とします。

(ハ) 経済情勢の変動等により資産保管業務報酬の金額が不適当となったときは、本投資法人及び資産保管会社は、互いに協議し合意の上、資産保管業務報酬の金額を変更することができます。

(ニ) 本投資法人の投資する資産に、現物不動産、不動産信託の受益権又は預金以外の資産が含まれることとなった場合には、その追加的な業務負担を斟酌するため、本投資法人及び資産保管会社は、資産保管業務報酬の金額の変更額について、互いに誠意をもって協議します。

(ホ) 本投資法人は、(イ)に定める資産保管業務報酬にかかる消費税及び地方消費税を負担し、資産保管会社に対する当該報酬の支払の際に消費税等相当額を加算して支払うものとします。

⑧ 投資法人債に関する一般事務受託者への支払報酬

本投資法人は、投資法人債に関する一般事務受託者である株式会社三菱東京UFJ銀行に対して、投資法人債にかかる財務代理契約に従い、発行代理人事務、支払代理人事務、投資法人債原簿関係事務、投資法人債権者の権利行使に関する請求その他の投資法人債権者からの申出の受付に関する事務を委託し、その報酬として第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については、1,170万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を平成25年2月28日に、第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については、1,192万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を平成26年2月28日に、第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）については、755万円に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額を平成26年8月29日に支払っています。

⑨ プロパティ・マネジメント会社への支払報酬

本投資法人は、プロパティ・マネジメント契約に従い、プロパティ・マネジメント会社に対してプロパティ・マネジメント報酬を支払います。契約条件は、個々の物件毎に異なりますが、平成26年9月末日（第18期末）において保有している信託受益権にかかる不動産において、主として以下の報酬体系としています。

(イ) 住居

住居にかかるプロパティ・マネジメント報酬は、賃貸管理報酬、建物管理報酬、賃貸手数料及び工事管理業務受託報酬からなり、その計算方法及び支払いの時期は以下のとおりです。その支払いに際しては、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、プロパティ・マネジメント会社が預り賃料から控除するか、あるいはプロパティ・マネジメント会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

A. 賃貸管理報酬

本投資法人が保有する主な不動産関連資産の受領した賃料等に一定の比率を乗じた金額を、不動産関連資産毎に賃貸管理報酬として支払います。

B. 建物管理報酬

建物管理報酬は、清掃委託費、消防点検費用等不動産の保有にかかる費用について、本投資法人が所有する不動産関連資産毎に建物管理報酬を定めます。建物管理報酬は、プロパティ・マネジメント会社の提案する見積りについて、建物管理の方法を確認し、管理人常駐の有無、建物の規模、設備状況及び建物階層等の構造等を勘案し、資産運用会社においてその妥当性を総合的に検討の上、プロパティ・マネジメント会社への支払額を決定します。

C. 賃貸手数料

本投資法人が保有する不動産関連資産について、新規に賃貸借契約が締結された場合には、当該賃貸借契約にかかわる賃借料の1ヶ月分を上限として、仲介手数料を支払います。また、賃貸借契約更新時においては、賃借人から受領する更新料の2分の1を手数料として支払います。

D. 工事管理業務受託報酬

本投資法人が保有する不動産関連資産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり300万円以上の部分につき、その3%を工事管理業務受託報酬として支払います。

(ロ) その他信託不動産（商業施設）

商業施設にかかるプロパティ・マネジメント報酬は、当該報酬にかかる消費税及び地方消費税相当額を加えた金額を、プロパティ・マネジメント会社の指定する銀行口座へ振込（振込手数料並びに当該振込手数料金額にかかる消費税及び地方消費税は本投資法人の負担とします。）又は口座振替の方法により支払います。

A. 浜松プラザ

浜松プラザは、浜松プラザイースト及び浜松プラザウエストにエリアが区分された複合型商業施設であり、浜松プラザイーストエリアに所在する5棟の建物（イトーヨーカ堂棟、赤ちゃん本舗棟、ゼビオ棟、ハマプラ・フレスポ棟及び管理棟）と浜松プラザウエストエリアに所在する2棟の建物（浜松ウエスト棟及び浜松プラザスポーツ棟（ゼクシス））の合計7棟の建物から構成されています。

本投資法人は、このうち、ハマプラ・フレスポ棟及び浜松プラザスポーツ棟（ゼクシス）の建物以外の不動産に係る信託受益権を、平成17年7月28日に取得し運用を開始しましたが、平成24年3月30日及び平成25年9月30日付でその一部を譲渡しており、浜松プラザイーストのイトーヨーカ堂棟及びその敷地を除く部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみを保有しています。本投資法人は、以下に記載する報酬額の内、49%相当分を負担します。

- (i) 当該不動産の管理にあたって必要となる年間計画（予算計画・修繕計画）の作成、テナント管理、建物管理、資金管理及びレポート等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社である株式会社ザイマックスプロパティズに対し、年間1,800千円を支払います。
- (ii) 新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、当該施設において空き区画が生じた場合は、同社と協議の上、業務範疇・業務報酬を決定いたします。また、普通建物賃貸借契約において契約更新が成立した場合、かつ更新料を受領した場合更新後賃料単価が更新前賃料単価を上回った場合には、更新後新賃料の1ヶ月分の手数料を支払います。
- (iii) 当該不動産について、同社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり50万円以上の場合、工事費総額の一定の金額を上限とする工事管理料を支払います。

B. b-town神宮前II

当該不動産の管理にあたって必要な清掃等のビルメンテナンス業務、レポート業務等にかかる報酬として、オリックス・ファシリティーズ株式会社に対し、年間1,758千円を支払います。

なお、b-town神宮前IIは平成26年10月3日付で譲渡しています。

C. りんくう羽倉崎プラザ

当該不動産の管理にあたって必要となる年間計画（予算計画・修繕計画）の作成、テナント管理、テナント募集、建物管理、資金管理及びレポート等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社である株式会社東急コミュニティーに対し、年間1,200千円を支払います。

D. b-town南青山

当該不動産の管理にあたって必要となるテナント管理及びテナント募集等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社であるアール・エー・アセット・マネジメント株式会社に対し、その受領した賃料等の2%の金額を支払います。なお、新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、同社が自らテナントを誘致し、新規テナントとの賃貸借契約が成立した場合には、当該賃貸借契約にかかる賃料の1ヶ月分を仲介手数料として支払います。また、既存テナントとの定期建物賃貸借契約の再契約時には、新賃料の1ヶ月分の2分の1を、既存テナントとの賃貸借契約更新時には、受領する更新料の2分の1を手数料として支払います。

また、建物管理等の業務にかかる報酬として、年間2,358千円を支払います。

当該不動産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり300万円を超える部分につき、その3%を工事管理料として支払います。

E. コジマNEW上福岡店

当該不動産の管理にあたって必要となるテナント管理、建物管理及び年間計画（修繕計画等）の作成等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社である東京美装興業株式会社に対し、年間1,200千円を支払います。

なお、新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、同社が自ら又は同社以外がテナントを誘致し、新規テナントとの賃貸借契約を成立させた場合には、賃料の1ヶ月分を仲介手数料として支払います。また、既存テナントの定期建物賃貸借契約において再契約が成立した場合には、新賃料の1ヶ月分の2分の1を、既存テナントとの普通賃貸借契約の更新時にテナントより更新料が支払われた場合、更新料の2分の1を手数料として支払います。また、新規契約においては1年以下、再契約においては2年以下の契約については、短期契約のため賃料の1ヶ月分の4分の1を手数料として支払います。さらに契約期間6ヶ月以上の催事契約締結の際には、賃料の1ヶ月分の2分の1を手数料として支払います。

当該不動産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり50万円を超える部分につき、その4%を上限とする工事管理料を支払います。

F. b-toss池袋

当該不動産の管理にあたって必要となるテナント管理及びテナント募集等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社である株式会社スペーストラストに対し、その受領した賃料等の3.5%の金額を支払います。

なお、新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、同社が自ら又は同社以外がテナントを誘致し、新規テナントとの賃貸借契約を成立させた場合には、賃料の1ヶ月分を仲介手数料として支払います。また、既存テナントの定期建物賃貸借契約において再契約が成立した場合には、新賃料の1ヶ月分の2分の1を、既存テナントとの普通賃貸借契約の更新時にテナントより更新料が支払われた場合、更新料の30%相当額を手数料として支払います。そのほか新規契約、再契約において2年以下の契約については、短期契約のため賃料の1ヶ月分の4分の1を手数料として支払います。

当該不動産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり300万円を超える部分につき、その3%を工事管理料として支払います。

また、建物管理等の業務にかかる報酬として、株式会社スペーストラストに対し、年間4,040千円を支払います。

G. ジョイスクエア湯河原

当該不動産の管理にあたって必要となるテナント管理及びテナント募集等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社である東京美装興業株式会社に対し、年間1,800千円を支払います。

なお、新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、同社が自ら又は同社以外がテナントを誘致し、新規テナントとの賃貸借契約を成立させた場合には、賃料の1ヶ月分を仲介手数料として支払います。また、既存テナントの定期建物賃貸借契約において再契約が成立した場合には、新賃料の1ヶ月分の2分の1を、既存テナントとの普通賃貸借契約の更新時にテナントより更新料が支払われた場合、更新料の2分の1を手数料として支払います。また、新規契約においては1年以下、再契約においては2年以下の契約については、短期契約のため賃料の1ヶ月分の4分の1を手数料として支払います。さらに契約期間6ヶ月以上の催事契約締結の際には、賃料の1ヶ月分の2分の1を手数料として支払います。

当該不動産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり50万円を超える部分につき、その4%を上限とする工事管理料を支払います。

また、建物管理等の業務にかかる報酬として、オリックス・ファシリティーズ株式会社に対し、年間16,731千円を支払います。

H. バルブラザショッピングセンター

当該不動産の管理にあたって必要となるテナント管理及びテナント募集等の業務にかかる報酬として、当該不動産のプロパティ・マネジメント会社である東京美装興業株式会社に対し、年間2,220千円を支払います。

なお、新規テナントの誘致業務にかかる報酬については、同社が自ら又は同社以外がテナントを誘致し、新規テナントとの賃貸借契約を成立させた場合には、賃料の1ヶ月分を仲介手数料として支払います。また、既存テナントの定期建物賃貸借契約において再契約が成立した場合には、新賃料の1ヶ月分の2分の1を、既存テナントとの普通賃貸借契約の更新時にテナントより更新料が支払われた場合、更新料の2分の1を手数料として支払います。また、新規契約においては1年以下、再契約においては2年以下の契約については、短期契約のため賃料の1ヶ月分の4分の1を手数料として支払います。さらに契約期間6ヶ月以上の僱事契約締結の際には、賃料の1ヶ月分の2分の1を手数料として支払います。

当該不動産について、プロパティ・マネジメント会社が計画修繕、補修工事等の工事管理業務を行う場合、工事金額が1件あたり50万円を超える部分につき、その4%を上限とする工事管理料を支払います。

また、建物管理業務にかかる報酬として、二幸産業株式会社に対し、年間3,720千円を支払います。

⑩ 会計監査人報酬

会計監査人の報酬額は、1営業期間につき金1,500万円を上限として役員会で決定する金額とします。その支払いは当該営業期間の決算期から3ヶ月以内に会計監査人が指定する口座へ振込む方法により行います（規約第25条）。

⑪ 手数料等の金額又は料率についての投資者による照会方法

上記手数料等については、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

(照会先)

積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社

東京都港区南青山三丁目1番31号

電話番号 03-5770-8973 (代表)

(4) 【その他の手数料等】

上記に加え、本投資法人は、以下に掲げる費用を負担します（規約第38条第2項）。

- ① 有価証券届出書、有価証券報告書及び臨時報告書の作成、印刷及び提出にかかる費用
- ② 目論見書の作成及び交付にかかる費用
- ③ 法令に定める財務諸表、資産運用報告等の作成、印刷及び交付にかかる費用（監督官庁等に提出する場合の提出費用を含みます。）
- ④ 本投資法人の公告にかかる費用及び広告宣伝等に関する費用
- ⑤ 専門家等に対する報酬又は費用（法律顧問、鑑定評価、資産精査、及び司法書士等を含みます。）
- ⑥ 執行役員、監督役員にかかる実費、保険料、立替金等並びに投資主総会及び役員会等の開催に伴う費用
- ⑦ 運用資産の取得又は管理・運営に関する費用（媒介手数料、管理委託費用、損害保険料、維持・修繕費用、水道光熱費等を含みます。）
- ⑧ 借入金及び投資法人債にかかる利息
- ⑨ 本投資法人の運営に要する費用
- ⑩ 株式会社証券保管振替機構（以下「保管振替機構」といいます。）に対する手数料
- ⑪ その他上記①から⑩までに類する本投資法人が負担すべき費用

(5) 【課税上の取扱い】

日本の居住者又は日本法人である投資主及び投資法人に関する課税上の一般的な取扱いは下記のとおりです。なお、税法等の改正、税務当局等による解釈・運用の変更により、以下の内容は変更されることがあります。また、個々の投資主の固有の事情によっては異なる取扱いが行われることがあります。

① 投資主の税務

(イ) 個人投資主の税務

A. 利益の分配に係る税務

個人投資主が上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配の取扱いは、原則として上場株式の配当の取扱いと同じです。但し、配当控除の適用はありません。

(i) 源泉徴収

分配金支払開始日	源泉徴収税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	20.315% (所得税15.315% 住民税5%)
平成50年1月1日～	20% (所得税15% 住民税5%)

- ※1 平成26年1月1日～平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税(所得税の額の2.1%相当)を含みます。
- ※2 大口個人投資主(配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有)に対しては、上記税率ではなく、所得税20%(平成26年1月1日～平成49年12月31日は20.42%)の源泉徴収税率が適用されます。

(ii) 確定申告

確定申告をしない場合	金額にかかわらず、源泉徴収だけで納税を完結させることが可能(確定申告不要制度)
確定申告を行う場合	総合課税か申告分離課税のいずれか一方を選択

- ※1 総合課税を選択した場合であっても、投資法人から受け取る利益の分配については、配当控除の適用はありません。
- ※2 上場株式等に係る譲渡損失の金額は、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額(申告分離課税を選択したものに限り)と損益通算することができます。申告分離課税を選択した場合の税率は、上記(i)の源泉徴収税率と同じです。
- ※3 大口個人投資主(配当基準日において発行済投資口総数の3%以上を保有)が1回に受け取る配当金額が5万円超(6ヶ月決算換算)の場合には、必ず総合課税による確定申告を行う必要があります(この場合には申告分離課税は選択できません)。

(iii) 源泉徴収選択口座への受入れ

源泉徴収ありを選択した特定口座(以下「源泉徴収選択口座」といいます。)が開設されている金融商品取引業者等(証券会社等)に対して『源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書』を提出することにより、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れることができます。

※ 配当金の受取方法については「株式数比例配分方式」を選択する必要があります。

(iv) 少額投資非課税制度(NISA: ニーサ)

平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間、金融商品取引業者等(証券会社等)に開設した非課税口座の非課税管理勘定で取得した上場株式等(新規投資額で年間100万円を上限)に係る配当等で、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年以内に支払を受けるべきものについては、所得税及び住民税が課されません。

- ※1 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上である方に限ります。
- ※2 配当等が非課税となるのは、配当金の受取方法について「株式数比例配分方式」を選択した場合に限ります。

B. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

投資法人が行う利益を超えた金銭の分配は、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

(i) みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

(ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価（注1）を算定し、投資口の譲渡損益（注2）を計算します。この譲渡損益の取扱いは、下記C.における投資口の譲渡と原則同様になります。また、投資口の取得価額の調整（減額）（注3）を行います。

（注1） 譲渡原価の額＝従前の取得価額×純資産減少割合※

※ 純資産減少割合は、本投資法人から通知します。

（注2） 譲渡損益の額＝みなし譲渡収入金額－譲渡原価の額

（注3） 調整後の取得価額＝従前の取得価額－譲渡原価の額

C. 投資口の譲渡に係る税務

個人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡益は、株式等に係る譲渡所得等として、申告分離課税の対象となります。譲渡損が生じた場合は、他の株式等に係る譲渡所得等との相殺を除き、他の所得との損益通算はできません。

(i) 税率

譲渡日	申告分離課税による税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	20.315%（所得税15.315% 住民税5%）
平成50年1月1日～	20%（所得税15% 住民税5%）

※ 平成26年1月1日～平成49年12月31日の所得税率には、復興特別所得税（所得税の額の2.1%相当）を含みます。

(ii) 上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除

上場株式等を金融商品取引業者等（証券会社等）を通じて譲渡等したことにより生じた損失（以下「上場株式等に係る譲渡損失」といいます。）の金額は、確定申告により、その年分の上場株式等に係る配当所得の金額（申告分離課税を選択したものに限り）と損益通算することができます。また、上場株式等に係る譲渡損失のうち、その年に損益通算してもなお控除しきれない金額については、翌年以後3年間にわたり、株式等に係る譲渡所得等の金額及び申告分離課税を選択した上場株式等に係る配当所得の金額から繰越控除することができます。

※ 繰越控除をするためには、譲渡損失が生じた年に確定申告書を提出するとともに、その後の年において連続して確定申告書を提出する必要があります。

(iii) 源泉徴収選択口座内の譲渡

源泉徴収選択口座内の上場株式等の譲渡による所得は、源泉徴収だけで納税が完結し、確定申告は不要となります。源泉徴収税率は、上記(i)の申告分離課税による税率と同じです。また、上場株式等の配当等を源泉徴収選択口座に受け入れた場合において、その源泉徴収選択口座内における上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、年末に損益通算が行われ、配当等に係る源泉徴収税額の過納分が翌年の年初に還付されます。

(iv) 少額投資非課税制度（NISA：ニーサ）

平成26年1月1日から平成35年12月31日までの10年間、金融商品取引業者等（証券会社等）に開設した非課税口座の非課税管理勘定で取得した上場株式等（新規投資額で年間100万円を上限）を、その非課税管理勘定の開設年の1月1日から5年以内に譲渡した場合には、その譲渡所得等については所得税及び住民税が課されません。

※1 非課税口座を開設できるのは、その年の1月1日において満20歳以上である方に限ります。

※2 非課税口座内で生じた譲渡損失はないものとみなされるため、上記(ii)及び(iii)の損益通算や繰越控除には適用できません。

(ロ) 法人投資主の税務

A. 利益の分配に係る税務

法人投資主が投資法人から受け取る利益の分配については、受取配当等の益金不算入の適用はありません。

上場投資法人である本投資法人から受け取る利益の分配については、下記の税率により所得税の源泉徴収が行われますが、源泉徴収された所得税は法人税の前払いとして所得税額控除の対象となり、また復興特別所得税は復興特別法人税（復興特別法人税の課税期間終了後は法人税）からの控除対象となります。

分配金支払開始日	源泉徴収税率
平成26年1月1日～平成49年12月31日	15.315%（復興特別所得税0.315%を含む）
平成50年1月1日～	15%

B. 利益を超えた金銭の分配に係る税務

投資法人が行う利益を超えた金銭の分配は、投資法人の資本の払戻しに該当し、投資主においては、みなし配当及びみなし譲渡収入から成るものとして取り扱われます。

(i) みなし配当

この金額は本投資法人から通知します。みなし配当には、上記A.における利益の分配と同様の課税関係が適用されます。

(ii) みなし譲渡収入

資本の払戻し額のうちみなし配当以外の部分の金額は、投資口の譲渡に係る収入金額とみなされます。各投資主はこの譲渡収入に対応する譲渡原価を算定し、投資口の譲渡損益を計算します。また、投資口の取得価額の調整（減額）を行います。

※ 譲渡原価、譲渡損益、取得価額の調整（減額）の計算方法は、個人投資主の場合と同じです。

C. 投資口の譲渡に係る税務

法人投資主が投資口を譲渡した際の譲渡損益は、原則として約定日の属する事業年度に計上します。

② 投資法人の税務

(イ) 利益配当等の損金算入

税法上、「投資法人に係る課税の特例規定」により、一定の要件（導管性要件）を満たした投資法人に対しては、投資法人と投資主との間の二重課税を排除するため、利益の配当等を投資法人の損金に算入することが認められています。

投資法人の主な導管性要件	
支払配当要件	配当等の額が配当可能利益の額の90%超であること (利益を超えた金銭の分配を行った場合には、金銭の分配の額が配当可能額の90%超であること)
国内50%超募集要件	投資法人規約において、投資口の発行価額の総額のうち国内において募集される投資口の発行価額の占める割合が50%を超える旨の記載又は記録があること
借入先要件	機関投資家（租税特別措置法第67条の15第1項第1号ロ(2)に規定するものをいう。次の所有先要件において同じ。）以外の者から借入れを行っていないこと
所有先要件	事業年度の終了の時に、発行済投資口が50人以上の者によって所有されていること又は機関投資家のみによって所有されていること
非同族会社要件	事業年度の終了の時に、投資主の1人及びその特殊関係者により発行済投資口総数あるいは議決権総数の50%超を保有されている同族会社に該当していないこと
会社支配禁止要件	他の法人の株式又は出資の50%以上を有していないこと（一定の海外子会社を除く）

(ロ) 不動産流通税の軽減措置

A. 登録免許税

本投資法人が平成27年3月31日までに取得する不動産（倉庫及びその敷地を除く）に対しては、所有権の移転に係る登録免許税の税率が軽減されます。

不動産の所有権の取得日	平成24年4月1日 ～平成27年3月31日	平成27年4月1日～
土地（一般）	1.5%	2.0%（原則）
建物（一般）	2.0%（原則）	
本投資法人が取得する不動産	1.3%	

B. 不動産取得税

本投資法人が平成27年3月31日までに取得する一定の不動産に対しては、不動産取得税の課税標準額が5分の2に軽減されます。

※1 共同住宅及びその敷地にあつては、建物のすべての区画が50㎡以上のものに限り適用されます。

※2 倉庫及びその敷地は対象外です。

5 【運用状況】

(1) 【投資状況】

本投資法人の平成26年9月末日（第18期末）現在における投資状況の概況は、以下のとおりです。

資産の種類	用途	地域等 (注1)	保有総額 (百万円) (注2)	対総資産比率 (%) (注3)
信託不動産	住居	東京圏主要都市部 (重点投資エリア)	106,423	60.2
		東京圏その他都市部	4,786	2.7
		全国主要都市	38,929	22.0
	住居 計		150,139	84.9
	その他信託不動産 (商業施設)		17,214	9.7
	その他信託不動産 計		17,214	9.7
小 計			167,353	94.6
預金・その他の資産			9,539	5.4
資産総額計			176,892	100.0

	金額 (百万円)	対総資産比率 (%) (注3)
負債総額	95,882	54.2
純資産総額	81,010	45.8

(注1) 「地域等」欄に記載されている「東京圏主要都市部 (重点投資エリア)」とは、東京都23区、武蔵野市、三鷹市、小金井市、神奈川県横浜市及び川崎市を、「東京圏その他都市部」とは、上記以外の東京都全域 (但し、島しょ部を除きます。)、神奈川県、千葉県及び埼玉県を、「全国主要都市」とは、札幌市、仙台市、名古屋市、京都市、大阪市、神戸市、広島市、福岡市及びその通勤圏 (中心部から概ね30分程度の所要時間にて通勤可能な周辺部) 及び上記以外の政令指定都市等を表します。

(注2) 「保有総額」は、決算日時点の貸借対照表計上額 (信託不動産については、減価償却後の帳簿価額) によっています。

(注3) 「対総資産比率」は、小数第二位を四捨五入しています。

(2) 【投資資産】

① 【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

不動産信託受益権は、後記「③ その他投資資産の主要なもの」に含めて記載しています。

② 【投資不動産物件】

不動産信託受益権は後記「③ その他投資資産の主要なもの」に含めて記載しています。

なお、前記「① 投資有価証券の主要銘柄」及び「③ その他投資資産の主要なもの」に記載の投資資産以外に本投資法人によるその他投資資産の組入れはありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

本投資法人の平成26年9月末日（第18期末）現在において保有する資産は全て不動産を信託財産とする信託受益権です。資産の概要は以下のとおりです。

(イ) 信託不動産の価格及び投資比率

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-1	エステイメゾン銀座	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	5,290	3.1	4,842	5,810	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-3	エステイメゾン 麻布永坂	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	1,730	1.0	1,649	1,590	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-4	エステイメゾン 恵比寿Ⅱ	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	1,960	1.1	1,850	1,820	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-5	エステイメゾン恵比寿	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	700	0.4	653	774	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-6	エステイメゾン神田	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	1,360	0.8	1,249	1,380	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-8	エステイメゾン北新宿	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	1,290	0.8	1,197	1,430	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-10	エステイメゾン 浅草駒形	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	1,870	1.1	1,690	1,950	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-11	エステイメゾン町田	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	1,360	0.8	1,140	1,450	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-12	エステイメゾン川崎	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	2,130	1.2	1,890	2,280	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-13	エステイメゾン今池	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月31日	300	0.2	270	195	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成17年 8月2日	無
住居-14	エステイメゾン新川崎	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 10月31日	1,018	0.6	944	1,150	森井総合鑑定 株式会社	平成17年 11月1日	無
住居-15	エステイメゾン横浜	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 2月28日	2,090	1.2	1,960	2,010	大和不動産鑑 定株式会社	平成19年 2月28日	無
住居-16	エステイメゾン亀戸	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 1月30日	1,650	1.0	1,473	1,410	大和不動産鑑 定株式会社	平成18年 1月31日	無
住居-17	エステイメゾン目黒	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 1月31日	887	0.5	815	987	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成18年 2月1日	無
住居-18	エステイメゾン 八千代緑が丘	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 1月22日	1,348	0.8	1,198	1,120	株式会社立地 評価研究所	平成18年 1月23日	無
住居-19	エステイメゾン巢鴨	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 3月8日	1,510	0.9	1,486	1,510	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 3月9日	無
住居-20	エステイメゾン京橋	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 3月31日	2,774	1.6	2,425	2,700	株式会社立地 評価研究所	平成18年 4月3日	無
住居-21	エステイメゾン 目黒本町	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 3月31日	1,220	0.7	1,142	998	大和不動産鑑 定株式会社	平成18年 3月30日	無
住居-22	エステイメゾン白楽	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 4月2日	844	0.5	746	829	大和不動産鑑 定株式会社	平成18年 4月3日	無
住居-23	エステイメゾン南堀江	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 3月8日	1,055	0.6	977	1,020	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 3月9日	無
住居-24	エステイメゾン五反田	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 9月13日	3,043	1.8	2,822	2,780	大和不動産鑑 定株式会社	平成18年 9月14日	無
住居-25	エステイメゾン 大井仙台坂	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 9月13日	2,440	1.4	2,279	2,450	大和不動産鑑 定株式会社	平成18年 9月14日	無
住居-26	エステイメゾン 品川シーサイド	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 9月13日	2,200	1.3	2,036	1,940	森井総合鑑定 株式会社	平成18年 9月14日	無
住居-27	エステイメゾン南麻布	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 10月22日	1,300	0.8	1,224	1,130	森井総合鑑定 株式会社	平成18年 10月23日	無
住居-28	エステイメゾン城東	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 11月14日	1,075	0.6	1,007	940	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成18年 11月15日	無

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-29	エステイメゾン塚本	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 8月31日	1,250	0.7	1,153	1,060	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成18年 12月1日	無
住居-30	エステイメゾン川崎Ⅱ	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 3月27日	1,900	1.1	1,773	2,010	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 3月28日	無
住居-31	エステイメゾン 麻布十番	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 5月10日	2,700	1.6	2,633	2,490	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 5月11日	無
住居-33	エステイメゾン 板橋本町	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 8月20日	1,000	0.6	939	905	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 8月21日	無
住居-34	エステイメゾン 大泉学園	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 8月20日	871	0.5	816	811	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 8月21日	無
住居-35	エステイメゾン 天神東Ⅰ	三井住友信託 銀行株式会社	平成29年 9月30日	445	0.3	401	376	大和不動産鑑 定株式会社	平成19年 9月28日	無
住居-36	エステイメゾン 天神東Ⅱ	三井住友信託 銀行株式会社	平成29年 9月30日	840	0.5	755	698	大和不動産鑑 定株式会社	平成19年 9月28日	無
住居-37	エステイメゾン 四条西洞院	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 4月24日	1,420	0.8	1,328	1,070	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成20年 4月25日	無
住居-39	エステイメゾン東品川	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 6月29日	2,610	1.5	2,511	2,320	大和不動産鑑 定株式会社	平成20年 7月1日	無
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 3月23日	1,000	0.6	919	958	株式会社立地 評価研究所	平成19年 11月1日	無
住居-41	エステイメゾン西中島	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 7月30日	2,250	1.3	2,019	1,920	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成19年 11月1日	無
住居-42	エステイメゾン 板橋区役所前	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 10月31日	2,700	1.6	2,551	2,450	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 11月1日	無
住居-43	エステイメゾン 武蔵小山	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 11月29日	1,012	0.6	978	1,010	森井総合鑑定 株式会社	平成19年 11月30日	無
住居-44	エステイメゾン千駄木	みずほ信託 銀行株式会社	平成30年 2月5日	757	0.4	735	680	森井総合鑑定 株式会社	平成20年 2月6日	無
住居-45	エステイメゾン 四谷坂町	みずほ信託 銀行株式会社	平成30年 4月24日	2,300	1.3	2,253	1,930	森井総合鑑定 株式会社	平成20年 4月25日	無
住居-46	エステイメゾン博多東	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 3月25日	2,250	1.3	2,110	2,350	株式会社立地 評価研究所	平成20年 3月26日	無
住居-47	エステイメゾン上呉服	三井住友信託 銀行株式会社	平成30年 4月24日	900	0.5	850	828	株式会社立地 評価研究所	平成20年 4月25日	無
住居-48	エステイメゾン 三軒茶屋	みずほ信託 銀行株式会社	平成30年 12月14日	871	0.5	862	820	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成20年 12月15日	無
住居-50	プライムメゾン 武蔵野の杜	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成32年 9月30日	1,560	0.9	1,527	1,780	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成22年 10月1日	無
住居-51	プライムメゾン東桜	みずほ信託 銀行株式会社	平成32年 9月30日	1,140	0.7	1,093	1,340	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成22年 10月1日	無
住居-52	プライムメゾン 萱場公園	みずほ信託 銀行株式会社	平成32年 9月30日	640	0.4	622	734	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成22年 10月1日	無
住居-53	エステイメゾン 三軒茶屋Ⅱ	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成33年 3月31日	714	0.4	696	807	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成23年 3月25日	無
住居-54	エステイメゾン 板橋C6	三井住友信託 銀行株式会社	平成33年 6月10日	2,260	1.3	2,202	2,340	大和不動産鑑 定株式会社	平成23年 6月10日	無
住居-55	マスト博多	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 1月31日	1,920	1.1	1,902	2,280	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成24年 2月1日	無
住居-56	エステイメゾン錦糸町	三井住友信託 銀行株式会社	平成34年 1月31日	1,050	0.6	1,079	1,180	株式会社中央 不動産鑑定所	平成24年 2月1日	無
住居-57	エステイメゾン 武蔵小金井	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	1,450	0.8	1,489	1,610	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成24年 3月2日	無
住居-58	プライムメゾン御器所	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	1,640	1.0	1,615	1,760	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成24年 4月2日	無
住居-59	プライムメゾン 夕陽ヶ丘	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	810	0.5	797	851	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成24年 4月2日	無
住居-60	プライムメゾン北田辺	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	540	0.3	532	553	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成24年 4月2日	無
住居-61	プライムメゾン百道浜	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 3月31日	1,810	1.1	1,816	1,950	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成24年 4月2日	無

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-62	エステイメゾン秋葉原	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 6月30日	1,560	0.9	1,567	1,760	株式会社中央 不動産鑑定所	平成24年 6月29日	無
住居-63	エステイメゾン笹塚	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	2,830	1.7	2,839	2,980	大和不動産鑑 定株式会社	平成24年 9月5日	無
住居-64	プライムメゾン 銀座イースト	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	5,205	3.0	5,168	5,580	株式会社中央 不動産鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-65	プライムメゾン高見	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	905	0.5	901	955	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-66	プライムメゾン矢田南	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	715	0.4	712	749	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-67	プライムメゾン照葉	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	1,110	0.6	1,103	1,220	大和不動産鑑 定株式会社	平成24年 10月1日	無
住居-68	エステイメゾン東白壁	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成34年 9月30日	1,350	0.8	1,337	1,440	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成24年 10月1日	無
住居-69	エステイメゾン千石	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,075	0.6	1,111	1,190	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 2月8日	無
住居-70	エステイメゾン代沢	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,870	1.1	1,928	1,970	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 2月8日	無
住居-71	エステイメゾン戸越	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,370	0.8	1,412	1,520	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 2月8日	無
住居-72	エステイメゾン瓦町	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,640	1.0	1,646	1,790	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 3月1日	無
住居-73	エステイメゾン西天満	三井住友信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,440	0.8	1,448	1,590	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 3月1日	無
住居-74	エステイメゾン白金台	三井住友信託 銀行株式会社	平成35年 2月28日	1,900	1.1	1,977	2,140	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成25年 3月1日	無
住居-75	エステイメゾン東新宿	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,370	0.8	1,405	1,490	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-76	エステイメゾン元麻布	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,170	0.7	1,204	1,330	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-77	エステイメゾン 都立大学	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	729	0.4	752	787	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-78	エステイメゾン 武蔵小山II	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	844	0.5	869	921	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-79	エステイメゾン中野	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,540	0.9	1,585	1,660	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-80	エステイメゾン新中野	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	847	0.5	872	906	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-81	エステイメゾン 中野富士見町	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	863	0.5	888	920	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-82	エステイメゾン哲学堂	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	954	0.6	981	1,100	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-83	エステイメゾン高円寺	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	958	0.6	987	1,070	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-84	エステイメゾン押上	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,950	1.1	2,006	2,210	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成25年 5月1日	無
住居-85	エステイメゾン赤羽	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	2,730	1.6	2,805	2,940	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-86	エステイメゾン王子	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 4月30日	1,380	0.8	1,420	1,480	大和不動産鑑 定株式会社	平成25年 5月1日	無
住居-87	プライムメゾン早稲田	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	1,280	0.7	1,299	1,390	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成25年 10月1日	無
住居-88	プライムメゾン八丁堀	三井住友信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	1,160	0.7	1,178	1,260	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成25年 10月1日	無
住居-89	プライムメゾン神保町	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	1,640	1.0	1,661	1,710	株式会社中央 不動産鑑定所	平成25年 10月1日	無
住居-90	プライムメゾン御殿山 イースト	みずほ信託 銀行株式会社	平成35年 9月30日	2,120	1.2	2,148	2,530	株式会社中央 不動産鑑定所	平成25年 10月1日	無
住居-91	マストライフ秋葉原	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 1月31日	480	0.3	492	507	大和不動産鑑 定株式会社	平成26年 1月21日	無

物件番号	物件名称	信託受託者 (注1)	信託期間 満了日 (注2)	取得価格 (百万円)	投資比率 (%) (注3)	貸借対照表 計上額 (百万円)	期末 算定価額 (百万円) (注4)	鑑定機関	取得日	担保 設定の 有無 (注5)
住居-92	エステイメゾン葵	株式会社 りそな銀行	平成36年 1月31日	2,160	1.3	2,210	2,240	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成26年 1月31日	無
住居-93	エステイメゾン薬院	三井住友信託 銀行株式会社	平成36年 3月31日	2,008	1.2	2,124	2,180	株式会社谷澤 総合鑑定所	平成26年 3月28日	無
住居-94	エステイメゾン 錦糸町Ⅱ	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	6,720	3.9	6,987	7,250	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成26年 5月1日	無
住居-95	エステイメゾン大島	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	7,120	4.2	7,384	7,990	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成26年 5月1日	無
住居-96	プライムメゾン 富士見台	みずほ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	1,755	1.0	1,832	1,880	大和不動産鑑 定株式会社	平成26年 5月1日	無
住居-97	エステイメゾン鶴舞	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成36年 4月30日	3,760	2.2	3,933	4,090	大和不動産鑑 定株式会社	平成26年 5月1日	無
住居小計				153,562	89.8	150,139	158,249			
商業-1	浜松プラザ(注6)	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成37年 6月30日	3,820	2.2	3,653	2,219	株式会社立地 評価研究所	平成17年 7月28日	無
商業-2	b-town神宮前Ⅱ (注7)	みずほ信託 銀行株式会社	平成27年 7月27日	1,043	0.6	1,013	983	森井総合鑑定 株式会社	平成17年 7月28日	無
商業-3	りんくう羽倉崎プラザ	三菱UFJ信託 銀行株式会社	平成37年 6月30日	4,697	2.7	4,734	5,040	一般財団法人 日本不動産研 究所	平成17年 7月28日	無
商業-4	b-town南青山	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 4月30日	1,530	0.9	1,508	1,120	株式会社立地 評価研究所	平成18年 5月17日	無
商業-5	コジマNEW上福岡店	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 4月30日	1,300	0.8	1,254	1,330	森井総合鑑定 株式会社	平成18年 5月17日	無
商業-7	b-toss池袋	みずほ信託 銀行株式会社	平成34年 3月3日	1,980	1.2	1,974	1,640	株式会社立地 評価研究所	平成18年 10月23日	無
商業-8	ジョイスクエア湯河原	みずほ信託 銀行株式会社	平成28年 10月22日	1,810	1.1	1,695	1,530	株式会社立地 評価研究所	平成18年 10月23日	無
商業-9	ベルプラザ ショッピングセンター (注8)	みずほ信託 銀行株式会社	平成29年 12月2日	1,355	0.8	1,379	1,190	株式会社立地 評価研究所	平成19年 12月3 日、 平成21年 8月31日 及び平成 24年6月 29日	無
その他信託不動産(商業施設) 小計				17,536	10.2	17,214	15,052			
合計				171,099	100.0	167,353	173,301			

(注1) 「信託受託者」欄には、平成26年9月末日現在における信託受託者を記載しています。

(注2) 「信託期間満了日」欄には、信託契約に基づく信託期間満了日を記載しています。

(注3) 「投資比率」欄には、上記表のポートフォリオ全体の取得価格の総額に対する各保有資産の取得価格の占める比率を記載しています。
なお、小数第二位を四捨五入しています。

(注4) 「期末算定価額」欄には、平成26年9月末日を価格時点とする不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額又は不動産価格調査に基づく調査価額を記載しています。

(注5) 「担保設定の有無」欄には、平成26年9月末日現在における不動産信託受益権に対する担保設定の有無を記載しています。

(注6) 浜松プラザは、浜松プラザイーストエリアに所在する5棟の建物(イトーヨーカ堂棟、赤ちゃん本舗棟、ゼビオ棟、ハマプラ・フレスポ棟及び管理棟)と浜松プラザウエストエリアに所在する2棟の建物(浜松ウエスト棟及び浜松プラザスポーツ棟(ゼクシス))の合計7棟の建物から構成されている複合型商業施設です。本投資法人は、このうち、ハマプラ・フレスポ棟及び浜松プラザスポーツ棟(ゼクシス)の建物以外の不動産に係る信託受益権を、平成17年7月28日に取得し運用を開始しましたが、平成24年3月30日及び平成25年9月30日付でその一部を譲渡しており、浜松プラザイーストのイトーヨーカ堂棟及びその敷地を除く部分(以下「浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分」といいます。)に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみを保有しています。そのため、上記表中の「取得価格」、「貸借対照表計上額」及び「期末算定価額」欄には、当該譲渡部分に対応する金額は含まれていません。

(注7) b-town神宮前Ⅱは、平成26年10月3日付で譲渡しています。詳細については、前記「1 投資法人の概況(1) 主要な経営指標等の推移 ② 運用状況(ロ) 次期の見通し C. 決算後に生じた重要な事実(参考情報)(i) 資産の譲渡」をご参照下さい。

(注8) ベルプラザショッピングセンターは、平成19年12月3日に取得価格1,336百万円で取得し運用開始したのですが、平成21年8月31日に敷地内の水路跡地並びに近接する看板及びその敷地を取得価格合計1百万円で追加取得しています。また、敷地内に増築した建物を平成24年6月29日に取得価格18百万円で追加取得しています。

(注9) 金額については、百万円未満を切り捨てています。

(ロ) 信託不動産の概要

本投資法人の平成26年9月末日（第18期末）現在の保有資産にかかる信託不動産は、以下のとおりです。

A. 信託不動産の名称、所在地、用途、敷地面積、延床面積、構造・階数及び建築時期

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-1	エステイメゾン銀座	東京都中央区 銀座	共同住宅、 店舗	636.36	7,836.57	SRC、16F /B1F	平成17年2月7日
住居-3	エステイメゾン麻布永坂	東京都港区 六本木	共同住宅、 店舗	677.45	2,317.87	SRC・R C、15F/B 1F	平成16年1月16日
住居-4	エステイメゾン恵比寿Ⅱ	東京都渋谷区 東	共同住宅	561.58	2,452.69	RC、10F	平成15年6月13日
住居-5	エステイメゾン恵比寿	東京都渋谷区 広尾	共同住宅	169.00	871.90	SRC、10F	平成16年10月20日
住居-6	エステイメゾン神田	東京都千代田 区神田多町	共同住宅	307.69	2,028.19	SRC、12F	平成16年2月20日
住居-8	エステイメゾン北新宿	東京都新宿区 北新宿	共同住宅	504.41	2,204.07	RC、10F	平成16年8月6日
住居-10	エステイメゾン浅草駒形	東京都台東区 駒形	共同住宅	663.54	3,406.10	SRC、13F	平成16年7月28日
住居-11	エステイメゾン町田	東京都町田市 原町田	共同住宅	587.48	4,033.59	SRC、15F	平成16年2月23日
住居-12	エステイメゾン川崎	神奈川県川崎 市川崎区小川 町	共同住宅	683.69	4,656.10	RC、13F	平成16年7月15日
住居-13	エステイメゾン今池	愛知県名古屋 市千種区今池	居宅	360.54	1,375.76	SRC・R C、10F	平成3年10月15日
住居-14	エステイメゾン新川崎	神奈川県川崎 市幸区古市場	共同住宅	1,992.09	3,737.47	RC、5F	平成11年3月5日
住居-15	エステイメゾン横浜	神奈川県横浜 市神奈川区鶴 屋町	共同住宅、 店舗	611.41	3,076.45	RC、11F/ B1F	平成19年1月23日
住居-16	エステイメゾン亀戸	東京都江東区 亀戸	共同住宅、 店舗	438.43	2,899.67	SRC、11F	平成17年11月30日
住居-17	エステイメゾン目黒	東京都目黒区 三田	共同住宅	578.01	1,283.92	RC、5F	平成17年11月28日
住居-18	エステイメゾン 八千代緑が丘	千葉県八千代 市緑が丘	共同住宅、 事務所、店舗	1,289.14	5,420.53	SRC、13F /B1F	平成10年1月10日
住居-19	エステイメゾン巢鴨	東京都豊島区 巢鴨	共同住宅、 店舗	965.70	2,785.83	RC、8F/ B1F	平成19年2月22日
住居-20	エステイメゾン京橋	大阪府大阪市 都島区 東野田町	共同住宅、 店舗	799.68	5,995.82	RC、15F	平成18年3月2日
住居-21	エステイメゾン目黒本町	東京都目黒区 目黒本町	共同住宅	865.22	1,975.84	RC、3F /B1F	平成18年2月22日
住居-22	エステイメゾン白楽	神奈川県横浜 市神奈川区 六角橋	共同住宅	457.54	1,593.68	RC、7F	平成18年2月2日
住居-23	エステイメゾン南堀江	大阪府大阪市 西区南堀江	共同住宅、 店舗	475.06	1,994.14	RC、11F	平成19年2月19日
住居-24	エステイメゾン五反田 (注4)	東京都品川区 西五反田	共同住宅、 事務所	593.32	5,590.34	SRC、14F /B1F	平成18年3月2日
住居-25	エステイメゾン 大井仙台坂	東京都品川区 東大井	共同住宅、 店舗	558.39	3,440.73	SRC、15F	平成18年8月10日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-26	エステイメゾン 品川シーサイド	東京都品川区 東品川	共同住宅	1,049.00	3,127.48	I、II RC、7F III RC、9F	平成18年6月23日
住居-27	エステイメゾン南麻布	東京都港区 南麻布	共同住宅	487.27	1,479.61	RC、7F	平成18年8月23日
住居-28	エステイメゾン城東	大阪府大阪市 城東区野江	共同住宅	740.49	2,232.26	RC、9F	平成18年8月31日
住居-29	エステイメゾン塚本	大阪府大阪市 淀川区塚本	共同住宅	808.54	2,565.66	RC、11F	平成18年8月10日
住居-30	エステイメゾン川崎II	神奈川県川崎 市川崎区小川 町	共同住宅	601.38	3,193.14	RC、14F	平成19年2月27日
住居-31	エステイメゾン麻布十番	東京都港区 麻布十番	共同住宅、 店舗	380.26	2,097.45	RC、12F/ B1F	平成19年2月22日
住居-33	エステイメゾン板橋本町	東京都板橋区 大和町	共同住宅、 診療所	220.85	1,446.78	RC、12F	平成19年2月27日
住居-34	エステイメゾン大泉学園	東京都練馬区 東大泉	共同住宅	618.00	1,542.16	RC、6F	平成19年2月22日
住居-35	エステイメゾン天神東I	福岡県福岡市 博多区須崎町	共同住宅	239.18	1,158.70	SRC、15F	平成19年1月31日
住居-36	エステイメゾン天神東II	福岡県福岡市 博多区須崎町	共同住宅	514.89	2,108.69	SRC、13F	平成19年5月23日
住居-37	エステイメゾン 四条西洞院	京都府京都市 下京区西洞院 通四条下る妙 伝寺町	共同住宅	400.59	3,374.74	RC、12F/ B1F	平成20年4月8日
住居-39	エステイメゾン東品川	東京都品川区 東品川	共同住宅	1,028.92	3,338.12	RC、8F	平成20年5月23日
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	東京都八王子 市西片倉	共同住宅	1,134.50	2,243.06	RC、5F	平成19年3月6日
住居-41	エステイメゾン西中島	大阪府大阪市 東淀川区東中 島	共同住宅	969.02	3,947.24	RC、14F	平成19年4月18日
住居-42	エステイメゾン 板橋区役所前	東京都板橋区 板橋	共同住宅	731.71	4,322.19	RC、14F	平成19年4月22日
住居-43	エステイメゾン武蔵小山 (注4)	東京都品川区 荏原	共同住宅	512.62	1,616.87	RC、7F	平成19年11月5日
住居-44	エステイメゾン千駄木 (注4)	東京都文京区 千駄木	共同住宅	250.44	1,239.10	RC・S、 15F	平成20年1月9日
住居-45	エステイメゾン四谷坂町 (注4)	東京都新宿区 坂町	共同住宅	905.08	3,675.01	RC、7F	平成20年3月29日
住居-46	エステイメゾン博多東	福岡県福岡市 博多区吉塚	共同住宅	4,590.91	9,465.09	RC、9F	平成19年11月21日
住居-47	エステイメゾン上呉服	福岡県福岡市 博多区上呉服 町	共同住宅	593.55	2,523.71	RC、14F	平成20年3月14日
住居-48	エステイメゾン三軒茶屋	東京都世田谷 区三軒茶屋	共同住宅	153.83	954.94	RC、13F	平成20年1月22日
住居-50	プライムメゾン 武蔵野の杜	東京都小平市 上水本町	共同住宅	5,116.62	4,412.42	RC、3F	平成19年12月19日
住居-51	プライムメゾン東桜	愛知県名古屋 市東区東桜	共同住宅	846.05	3,517.62	SRC、14F	平成20年2月15日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-52	プライムメゾン 萱場公園	愛知県名古屋 市千種区萱場	共同住宅	1,129.02	2,301.42	RC、10F	平成18年11月7日
住居-53	エステイメゾン 三軒茶屋II	東京都世田谷 区下馬	共同住宅、 店舗	473.85	1,006.89	RC、5F	平成20年1月28日
住居-54	エステイメゾン板橋C6	東京都板橋区 大山東町	共同住宅、 事務所	773.48	5,249.34	RC、14F	平成20年3月12日
住居-55	マスト博多(注5)	福岡県福岡市 博多区博多駅前	共同住宅	2,457.01	11,621.67	SRC、14F	平成17年1月15日
住居-56	エステイメゾン錦糸町	東京都墨田区 錦糸	共同住宅	338.57	1,718.10	RC、10F	平成18年9月6日
住居-57	エステイメゾン 武蔵小金井	東京都小金井 市本町	共同住宅、 店舗	520.25	2,676.36	SRC・R C、13F/B 1F	平成17年2月2日
住居-58	プライムメゾン御器所	愛知県名古屋 市昭和区阿由 知通	共同住宅	1,429.67	4,691.72	SRC、14F	平成20年10月28日
住居-59	プライムメゾン太陽ヶ丘	大阪府大阪市 天王寺区上汐	共同住宅	547.15	2,336.49	RC、14F	平成19年2月16日
住居-60	プライムメゾン北田辺	大阪府大阪市 東住吉区北田 辺	共同住宅	640.92	2,112.46	RC、10F	平成18年6月13日
住居-61	プライムメゾン百道浜	福岡県福岡市 早良区百道浜	共同住宅	4,069.42	8,945.61	RC、13F	平成8年2月29日
住居-62	エステイメゾン秋葉原	東京都台東区 上野	共同住宅	458.32	2,821.47	RC、12F/ B1F	平成18年2月24日
住居-63	エステイメゾン笹塚	東京都渋谷区 笹塚	共同住宅	909.33	4,263.10	RC、10F	平成16年9月7日
住居-64	プライムメゾン 銀座イースト	東京都中央区 築地	共同住宅、 店舗	969.10	8,724.48	RC、14F/ B1F	平成18年2月28日
住居-65	プライムメゾン高見	愛知県名古屋 市千種区高見	共同住宅	1,129.17	2,354.34	RC、12F	平成20年8月27日
住居-66	プライムメゾン矢田南	愛知県名古屋 市東区矢田南	共同住宅	1,148.53	2,430.23	RC・SRC C、12F	平成19年7月18日
住居-67	プライムメゾン照葉	福岡県福岡市 東区香椎照葉	共同住宅	4,130.59	7,953.60	RC、10F	平成17年8月31日
住居-68	エステイメゾン東白壁	愛知県名古屋 市東区芳野	共同住宅	1,959.76	4,232.39	SRC、15F	平成18年2月27日
住居-69	エステイメゾン千石	東京都文京区 千石	共同住宅	1,002.14	2,068.21	RC、5F	平成21年8月6日
住居-70	エステイメゾン代沢	東京都世田谷 区代沢	共同住宅	1,901.36	2,948.98	RC、3F	平成22年2月18日
住居-71	エステイメゾン戸越	東京都品川区 戸越	共同住宅	679.82	2,545.90	RC、7F	平成21年6月25日
住居-72	エステイメゾン瓦町	大阪府大阪市 中央区瓦町	共同住宅、 事務所	655.89	4,580.48	RC、14F	平成18年10月17日
住居-73	エステイメゾン西天満	大阪府大阪市 北区西天満	共同住宅	519.65	4,514.05	RC、23F	平成19年11月30日
住居-74	エステイメゾン白金台	東京都品川区 上大崎	共同住宅	1,279.67	2,797.66	RC、7F/ B1F	平成15年9月16日
住居-75	エステイメゾン東新宿	東京都新宿区 新宿	共同住宅	704.82	2,227.87	RC、6F	平成21年4月17日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
住居-76	エステイメゾン元麻布	東京都港区 元麻布	共同住宅	755.99	1,699.44	RC、5F	平成21年11月9日
住居-77	エステイメゾン都立大学	東京都目黒区 平町	共同住宅	766.84	1,399.75	RC、3F	平成21年2月23日
住居-78	エステイメゾン 武蔵小山Ⅱ	東京都品川区 小山	共同住宅	609.81	1,436.58	RC、5F	平成21年5月25日
住居-79	エステイメゾン中野	東京都中野区 中央	共同住宅、 店舗	687.47	2,608.04	RC、10F	平成21年6月24日
住居-80	エステイメゾン新中野	東京都中野区 本町	共同住宅	747.64	1,508.07	RC、4F	平成21年10月22日
住居-81	エステイメゾン 中野富士見町	東京都中野区 弥生町	共同住宅	907.66	1,531.56	RC、3F	平成21年2月16日
住居-82	エステイメゾン哲学堂	東京都中野区 松が丘	共同住宅	686.93	1,858.00	RC、8F	平成21年10月21日
住居-83	エステイメゾン高円寺	東京都杉並区 高円寺南	共同住宅	1,100.15	1,977.24	RC、3F	平成21年3月10日
住居-84	エステイメゾン押上	東京都墨田区 業平	共同住宅	1,134.70	4,344.84	RC、7F	平成22年4月23日
住居-85	エステイメゾン赤羽	東京都北区 赤羽	共同住宅	1,157.02	5,675.18	SRC、13F	平成21年11月25日
住居-86	エステイメゾン王子	東京都北区 王子	共同住宅	518.87	2,939.76	RC、16F	平成22年7月6日
住居-87	プライムメゾン早稲田	東京都新宿区 早稲田鶴巻町	共同住宅	358.54	1,914.93	RC、 13F/B1F	平成24年11月8日
住居-88	プライムメゾン八丁堀	東京都中央区 八丁堀	共同住宅	302.07	1,901.58	RC、9F	平成24年11月16日
住居-89	プライムメゾン神保町	東京都千代田 区神田神保町	共同住宅	389.48	2,341.30	RC、14F	平成25年3月1日
住居-90	プライムメゾン御殿山 イースト	東京都品川区 北品川	共同住宅	2,167.60	3,727.89	RC、 4F/B1F	平成23年1月18日
住居-91	マストライフ秋葉原	東京都千代田 区神田佐久間 河岸	共同住宅	151.48	939.79	RC、12F	平成18年10月3日
住居-92	エステイメゾン葵	愛知県名古屋 市東区葵	共同住宅、 店舗	906.67	5,107.47	RC、14F	平成19年10月3日
住居-93	エステイメゾン薬院	福岡県福岡市 中央区平尾	共同住宅、 店舗	1,342.00	5,590.13	RC、15F； RC、11F	平成18年2月2日
住居-94	エステイメゾン 錦糸町Ⅱ	東京都墨田区 江東橋	共同住宅、 店舗	1,679.75	11,160.19	RC、15F	平成20年1月17日
住居-95	エステイメゾン大島	東京都江東区 大島	共同住宅、 店舗	3,003.87	11,940.22	RC、15F	平成19年9月13日
住居-96	プライムメゾン 富士見台	愛知県名古屋 市千種区富士 見台	共同住宅	4,882.14	6,173.03	RC、4F	平成19年4月24日
住居-97	エステイメゾン鶴舞	愛知県名古屋 市中区千代田	共同住宅、 店舗	3,470.05	21,577.20	SRC・S、 14F/B2F	平成11年11月27日
住居小計				95,223.65	333,034.31		
商業-1	浜松プラザ(注6)	静岡県浜松市 東区上西町、 原島町、宮竹 町	店舗、事務所	73,937.28	11,229.79	S、1F； S、2F； S、2F	平成12年11月7日 及び平成12年11月9日
商業-2	b-town神宮前Ⅱ(注7)	東京都渋谷区 神宮前	店舗	283.83	499.67	RC、2F/ B1F	平成17年5月20日

物件番号	物件名称	所在地 (注1)	用途 (注2)	敷地面積 (㎡) (注1)	延床面積 (㎡) (注1)	構造・階数 (注1) (注3)	建築時期 (注1)
商業-3	りんくう羽倉崎プラザ (注8)	大阪府泉南郡 田尻町、泉佐 野市羽倉崎	宅地	53,231.66	-	-	-
商業-4	b-town南青山	東京都港区 南青山	店舗、 共同住宅	385.32	797.63	R C、3 F/ B 1 F	平成18年2月28日
商業-5	コジマNEW上福岡店	埼玉県ふじみ 野市上福岡	店舗	4,877.90	3,413.40	S、2 F	平成8年10月14日
商業-7	b-toss池袋	東京都豊島区 西池袋	店舗	223.38	1,474.21	R C、9 F/ B 1 F	平成17年11月12日
商業-8	ジョイスクエア湯河原	神奈川県 足柄下郡 湯河原町中央	店舗	5,425.13	6,326.53	S、2 F	平成18年9月22日
商業-9	ベルプラザショッピング センター(注9)	長野県上田市 中丸子	店舗	23,304.57	6,283.76	S、1 F	平成4年11月30日、平 成18年7月12日及び平 成24年6月26日
その他信託不動産(商業施設) 小計				161,669.07	30,024.99		
合計				256,892.72	363,059.30		

(注1) 「所在地」、「敷地面積」、「延床面積」、「構造・階数」及び「建築時期」については、いずれも登記簿上の表示に基づき記載しています。

(注2) 「用途」については、登記簿上表示されている種類又は地目のうち、本投資法人の取得にかかる部分における主要なものを記載しています。

(注3) 「S」は鉄骨造、「SRC」は鉄骨鉄筋コンクリート造、「RC」は鉄筋コンクリート造、「F」は階数、「B」は地下をそれぞれ意味します。

(注4) エスティメゾン五反田、エスティメゾン武蔵小山、エスティメゾン千駄木及びエスティメゾン四谷坂町にかかる敷地権(所有権の共有持分)の割合はそれぞれ426,933分の387,036、127,609分の117,678、103,842分の89,730及び329,739分の245,317ですが、「敷地面積」は信託不動産にかかる土地全体の面積を記載しています。また、「延床面積」は建物全体の面積を記載していますが、本投資法人の取得にかかる専有部分の延床面積はそれぞれ3,637.18㎡、1,148.58㎡、867.27㎡及び2,253.07㎡です。

(注5) マスト博多は、独立行政法人都市再生機構を土地所有者とし、借地期間を平成14年12月1日から50年間とする一般定期借地権が設定されている借地上的物件であり、「敷地面積」は当該借地契約に表示されている借地面積を記載しています。

(注6) 浜松プラザは、前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注6)に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみ保有していますが、「敷地面積」及び「延床面積」については、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分全体の面積を記載しています。なお、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分の敷地に存するハマプラ・フレスポ棟については、建物の敷地を賃貸しており、建物は敷地の賃借人所有となっているため、上記表中において「延床面積」には含めておらず、「構造・階数」及び「建築時期」は記載していません。

(注7) 前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注7)に記載のとおり、b-town神宮前IIは、平成26年10月3日付で譲渡しています。

(注8) りんくう羽倉崎プラザは貸地であり、建物はテナント所有となっているため、「延床面積」、「構造・階数」及び「建築時期」については記載していません。

(注9) ベルプラザショッピングセンターは、複合型商業施設であり、合計4棟の建物(センター棟、ショップ棟、レストラン棟及びクリスタル広場別棟)により構成されています。4棟の建物の構造・階数は全て同じです。

B. 不動産鑑定評価の概要

本投資法人は、平成26年9月末日（第18期末）現在の各保有資産について、株式会社谷澤総合鑑定所、大和不動産鑑定株式会社、一般財団法人日本不動産研究所から調査報告書を、森井総合鑑定株式会社、株式会社立地評価研究所から不動産調査報告書を、株式会社中央不動産鑑定所から価格調査書を取得しています（これら報告書を総称して、以下「調査報告書」といいます。）。但し、エステイメゾン五反田、エステイメゾン大井仙台坂、エステイメゾン笹塚、エステイメゾン千石、エステイメゾン代沢、エステイメゾン中野、エステイメゾン新中野、エステイメゾン哲学堂、エステイメゾン赤羽、マストライフ秋葉原、プライムメゾン富士見台及びエステイメゾン鶴舞の「期末算定価額」については、大和不動産鑑定株式会社から、エステイメゾン白金台及びプライムメゾン八丁堀の「期末算定価額」については、一般財団法人日本不動産研究所から、エステイメゾン武蔵小山及びb-town神宮前IIの「期末算定価額」については、森井総合鑑定株式会社からそれぞれ不動産鑑定評価書を取得しています。

期末算定価額は、これら調査報告書による調査価額又は鑑定評価額に基づくものであり、調査又は鑑定評価を行う不動産鑑定士が、平成26年9月末日の価格時点における対象不動産の価格に関する意見を示したものととどまります。同じ不動産について再度調査又は鑑定評価を行った場合、調査又は鑑定評価を行う不動産鑑定士、調査又は鑑定評価方法若しくは時期によって調査価額又は鑑定評価額が異なる可能性があります。不動産の調査価額及び鑑定評価額は、現在及び将来において当該価額による売買の可能性を保証又は約束するものではありません。なお、調査又は鑑定評価を行った株式会社谷澤総合鑑定所、森井総合鑑定株式会社、大和不動産鑑定株式会社、一般財団法人日本不動産研究所、株式会社立地評価研究所又は株式会社中央不動産鑑定所と本投資法人の間には、利害関係はありません。

本投資法人が取得している鑑定評価書等の概要は以下のとおりです。

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要（単位：百万円／％）					
			期末 算定価額	収益還元法				
				直接還元 価格	直接還元 利回り	DCF価格	割引率	最終還元 利回り
住居-1	エステイメゾン銀座	5,290	5,810	5,920	4.5	5,760	4.7	4.7
住居-3	エステイメゾン麻布永坂	1,730	1,590	1,620	4.7	1,580	4.8	4.9
住居-4	エステイメゾン恵比寿II	1,960	1,820	1,850	4.7	1,810	4.8	4.9
住居-5	エステイメゾン恵比寿	700	774	785	4.6	769	4.7	4.8
住居-6	エステイメゾン神田	1,360	1,380	1,400	4.7	1,370	4.8	4.9
住居-8	エステイメゾン北新宿	1,290	1,430	1,440	4.9	1,420	4.9	5.1
住居-10	エステイメゾン浅草駒形	1,870	1,950	1,960	4.9	1,940	4.9	5.1
住居-11	エステイメゾン町田	1,360	1,450	1,440	5.4	1,450	5.3	5.6
住居-12	エステイメゾン川崎	2,130	2,280	2,300	5.1	2,270	5.1	5.3
住居-13	エステイメゾン今池	300	195	187	6.2	198	5.6	6.4
住居-14	エステイメゾン新川崎	1,018	1,150	1,170	5.5	1,120	4.3	5.7
住居-15	エステイメゾン横浜	2,090	2,010	2,060	5.1	1,990	4.9	5.3
住居-16	エステイメゾン亀戸	1,650	1,410	1,420	5.1	1,400	4.9	5.3
住居-17	エステイメゾン目黒	887	987	1,000	4.7	974	4.5	4.9
住居-18	エステイメゾン八千代緑が丘	1,348	1,120	1,130	5.5	1,120	5.4	5.6
住居-19	エステイメゾン巢鴨	1,510	1,510	1,530	4.6	1,480	4.4	4.8
住居-20	エステイメゾン京橋	2,774	2,700	2,730	5.3	2,680	5.2	5.4
住居-21	エステイメゾン目黒本町	1,220	998	1,010	4.8	993	4.6	5.0
住居-22	エステイメゾン白楽	844	829	837	5.2	826	5.0	5.4
住居-23	エステイメゾン南堀江	1,055	1,020	1,030	5.1	1,000	4.9	5.3
住居-24	エステイメゾン五反田	3,043	2,780	2,790	5.0	2,770	4.7	5.2
住居-25	エステイメゾン大井仙台坂	2,440	2,450	2,470	4.8	2,440	4.6	5.0
住居-26	エステイメゾン 品川シーサイド	2,200	1,940	1,970	4.6	1,910	4.4	4.8
住居-27	エステイメゾン南麻布	1,300	1,130	1,150	4.3	1,110	4.1	4.5

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要 (単位：百万円／%)					
			期末 算定価額	収益還元法				
				直接還元 価格	直接還元 利回り	D C F 価格	割引率	最終還元 利回り
住居-28	エステイメゾン城東	1,075	940	948	5.6	931	5.4	5.8
住居-29	エステイメゾン塚本	1,250	1,060	1,070	5.6	1,050	5.4	5.8
住居-30	エステイメゾン川崎Ⅱ	1,900	2,010	2,040	4.8	1,980	4.6	5.0
住居-31	エステイメゾン麻布十番	2,700	2,490	2,530	4.3	2,450	4.1	4.5
住居-33	エステイメゾン板橋本町	1,000	905	919	4.7	891	4.5	4.9
住居-34	エステイメゾン大泉学園	871	811	823	4.8	799	4.6	5.0
住居-35	エステイメゾン天神東Ⅰ	445	376	379	5.7	375	5.5	5.9
住居-36	エステイメゾン天神東Ⅱ	840	698	702	5.7	696	5.5	5.9
住居-37	エステイメゾン四条西洞院	1,420	1,070	1,080	5.5	1,060	5.3	5.7
住居-39	エステイメゾン東品川	2,610	2,320	2,350	4.9	2,310	4.7	5.1
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	1,000	958	969	5.5	953	5.4	5.6
住居-41	エステイメゾン西中島	2,250	1,920	1,940	5.5	1,900	5.3	5.7
住居-42	エステイメゾン板橋区役所前	2,700	2,450	2,480	4.7	2,410	4.5	4.9
住居-43	エステイメゾン武蔵小山	1,012	1,010	1,020	4.7	990	4.5	4.9
住居-44	エステイメゾン千駄木	757	680	690	4.7	669	4.5	4.9
住居-45	エステイメゾン四谷坂町	2,300	1,930	1,960	4.6	1,900	4.4	4.8
住居-46	エステイメゾン博多東	2,250	2,350	2,370	5.5	2,340	5.5	5.6
住居-47	エステイメゾン上呉服	900	828	836	5.4	824	5.4	5.5
住居-48	エステイメゾン三軒茶屋	871	820	834	4.7	814	4.8	4.9
住居-50	ブライムメゾン武蔵野の杜	1,560	1,780	1,780	5.4	1,780	5.3	5.6
住居-51	ブライムメゾン東桜	1,140	1,340	1,330	5.4	1,340	5.3	5.6
住居-52	ブライムメゾン萱場公園	640	734	730	5.6	735	5.5	5.8
住居-53	エステイメゾン三軒茶屋Ⅱ	714	807	819	4.8	802	4.9	5.0
住居-54	エステイメゾン板橋C6	2,260	2,340	2,380	4.9	2,320	4.7	5.1
住居-55	マスト博多	1,920	2,280	2,280	5.6	2,280	5.1	5.8
住居-56	エステイメゾン錦糸町	1,050	1,180	1,200	4.8	1,180	4.6	5.0
住居-57	エステイメゾン武蔵小金井	1,450	1,610	1,630	5.0	1,600	5.1	5.2
住居-58	ブライムメゾン御器所	1,640	1,760	1,760	5.4	1,760	5.4	5.6
住居-59	ブライムメゾン夕陽ヶ丘	810	851	859	5.3	842	5.1	5.5
住居-60	ブライムメゾン北田辺	540	553	557	5.6	549	5.4	5.8
住居-61	ブライムメゾン百道浜	1,810	1,950	1,950	5.6	1,950	(注1)	5.8
住居-62	エステイメゾン秋葉原	1,560	1,760	1,790	4.7	1,760	4.5	4.9
住居-63	エステイメゾン笹塚	2,830	2,980	3,020	4.8	2,960	4.6	5.0
住居-64	ブライムメゾン銀座イースト	5,205	5,580	5,690	4.5	5,580	4.3	4.7
住居-65	ブライムメゾン高見	905	955	965	5.2	950	5.3	5.4
住居-66	ブライムメゾン矢田南	715	749	748	5.6	750	5.5	5.8
住居-67	ブライムメゾン照葉	1,110	1,220	1,230	5.8	1,210	5.6	6.0
住居-68	エステイメゾン東白壁	1,350	1,440	1,450	5.5	1,440	(注2)	5.7
住居-69	エステイメゾン千石	1,075	1,190	1,200	4.6	1,190	4.4	4.8
住居-70	エステイメゾン代沢	1,870	1,970	1,990	4.6	1,960	4.4	4.8
住居-71	エステイメゾン戸越	1,370	1,520	1,530	4.7	1,510	4.8	4.9
住居-72	エステイメゾン瓦町	1,640	1,790	1,810	5.2	1,780	5.3	5.4

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要 (単位: 百万円/%)					
			期末 算定価額	収益還元法				
				直接還元 価格	直接還元 利回り	D C F 価格	割引率	最終還元 利回り
住居-73	エステイメゾン西天満	1,440	1,590	1,600	5.2	1,580	5.3	5.4
住居-74	エステイメゾン白金台	1,900	2,140	2,170	4.7	2,110	4.5	4.9
住居-75	エステイメゾン東新宿	1,370	1,490	1,510	4.7	1,480	4.8	4.9
住居-76	エステイメゾン元麻布	1,170	1,330	1,340	4.5	1,320	4.6	4.7
住居-77	エステイメゾン都立大学	729	787	800	4.6	782	4.7	4.8
住居-78	エステイメゾン武蔵小山II	844	921	937	4.7	914	4.5	4.9
住居-79	エステイメゾン中野	1,540	1,660	1,670	4.7	1,650	4.5	4.9
住居-80	エステイメゾン新中野	847	906	921	4.8	899	4.6	5.0
住居-81	エステイメゾン中野富士見町	863	920	933	4.8	914	4.9	5.0
住居-82	エステイメゾン哲学堂	954	1,100	1,120	4.8	1,090	4.6	5.0
住居-83	エステイメゾン高円寺	958	1,070	1,080	4.7	1,060	4.8	4.9
住居-84	エステイメゾン押上	1,950	2,210	2,220	4.9	2,200	4.9	5.1
住居-85	エステイメゾン赤羽	2,730	2,940	2,960	4.9	2,930	4.7	5.1
住居-86	エステイメゾン王子	1,380	1,480	1,490	4.9	1,470	4.7	5.1
住居-87	ブライムメゾン早稲田	1,280	1,390	1,410	4.7	1,370	4.5	4.9
住居-88	ブライムメゾン八丁堀	1,160	1,260	1,270	4.7	1,240	4.5	4.9
住居-89	ブライムメゾン神保町	1,640	1,710	1,750	4.7	1,710	4.5	4.9
住居-90	ブライムメゾン 御殿山イースト	2,120	2,530	2,590	4.4	2,530	4.2	4.6
住居-91	マストライフ秋葉原	480	507	517	4.8	503	4.6	5.0
住居-92	エステイメゾン葵	2,160	2,240	2,250	5.4	2,230	5.4	5.6
住居-93	エステイメゾン薬院	2,008	2,180	2,210	5.2	2,170	5.3	5.4
住居-94	エステイメゾン錦糸町II	6,720	7,250	7,340	4.8	7,160	4.6	5.0
住居-95	エステイメゾン大島	7,120	7,990	8,090	4.8	7,890	4.6	5.0
住居-96	ブライムメゾン富士見台	1,755	1,880	1,900	5.5	1,870	5.3	5.7
住居-97	エステイメゾン鶴舞	3,760	4,090	4,100	5.6	4,090	5.4	5.8
商業-1	浜松プラザ (注3)	3,820	2,219	2,205	6.6	2,224	6.3	6.7
商業-2	b-town神宮前II (注4)	1,043	983	1,000	4.2	965	4.0	4.4
商業-4	b-town南青山	1,530	1,120	1,150	4.5	1,110	4.5	4.6
商業-5	コジマNEW上福岡店	1,300	1,330	1,340	6.2	1,320	6.0	6.4
商業-7	b-toss池袋	1,980	1,640	1,670	5.1	1,620	5.1	5.2
商業-8	ジョイスクエア湯河原	1,810	1,530	1,560	6.4	1,520	6.3	6.6
商業-9	ベルプラザショッピング センター	1,355	1,190	1,200	6.3	1,190	6.2	6.4

(注1) 積和不動産九州との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しており、平成26年9月期末算定価額の算定上、契約期間満了時までの割引率は5.3%、契約期間満了後の割引率は5.5%となっています。

(注2) 積和不動産中部との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しており、平成26年9月期末算定価額の算定上、契約期間満了時までの割引率は5.3%、契約期間満了後の割引率は5.5%となっています。

(注3) 浜松プラザは、前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注6)に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみ保有しています。なお、当該商業施設の直接還元価格及びDCF価格にはハマブラ・フレスが棟の底地のDCF価格を合算した上で、持分比率を乗じています。

(注4) 前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注7)に記載のとおり、b-town神宮前IIは、平成26年10月3日付で譲渡しています。

(注5) 金額については、百万円未満を切り捨てています。

物件番号	物件名称	取得価格 (百万円)	概要 (単位：百万円/%)				
			期末 算定価額	収益還元法 (DCF法 (注2))			
				収益価格	分析期間中の 純収益の 現在価値の合計額	割引率 (注3)	復帰価格の 現在価値
商業-3	りんくう羽倉崎プラザ (注1)	4,697	5,040	5,040	2,832	-	2,195

(注1) りんくう羽倉崎プラザは貸地であるため、他の保有資産と評価方法が異なります。

(注2) 「DCF法」は、対象不動産を契約期間満了まで賃貸運用し、契約期間終了後、更地として底地所有者に復帰する土地を売却することを想定し、当該分析期間中に得られるであろう現行の賃貸借契約等に基づく純収益及び分析期間末の復帰価格の現在価値を合計することにより、収益価格を求めるものです。

(注3) 割引率については、類似不動産の取引利回り等を参考に、投資対象としての対象不動産の危険性及び将来動向並びに今後の不動産価格及び賃料(地代)の動向等を総合的に勘案した結果、以下の査定値となりました。

賃借人	契約期限	割引率
イオンタウン株式会社	20年間 (平成36年5月5日迄)	5.9%
株式会社コジマ	20年間 (平成34年7月4日迄)	5.8%
コーナン商事株式会社	15年間 (平成41年1月31日迄)	6.5%

(注4) 金額については、百万円未満を切り捨てています。

C. 建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要

本投資法人は、平成26年9月末日（第18期末）現在の保有資産にかかる各信託不動産について、建物検査、建物評価、関連法規の遵守、修繕費評価及び環境アセスメント等に関する建物エンジニアリングレポートを日本管財株式会社、株式会社竹中工務店、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社、株式会社ERIソリューション、株式会社東京建築検査機構又は損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社から取得しています。建物エンジニアリングレポートの記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。

また、本投資法人は、損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社（以下「評価会社」といいます。）からポートフォリオ地震PML評価報告書を取得しています。ポートフォリオ地震PML評価報告書の記載は報告者の意見を示したものとどまり、本投資法人がその内容の正確性を保証するものではありません。

本投資法人が取得している建物エンジニアリングレポートの概要及びポートフォリオ地震PML評価報告書記載の予想最大損失率（PML）は以下のとおりです。なお、「予想最大損失率（PML）」とは、地震による予想最大損失率（Probable Maximum Loss）を意味し、個別物件に関するものと、ポートフォリオ全体に関するものがあります。PMLについての統一された厳密な定義はありませんが、本書においては、想定した予定使用期間（50年＝一般的建物の耐用年数）中に想定される最大規模の地震（再現期間475年、50年間に起こる可能性が10%の大地震）によりどの程度の被害を被るかを、損害の予想復旧費用の再調達価格に対する比率（%）で示したものをいいます。

また、平成26年10月に評価会社における地震リスク分析の評価手法が更新されたことに伴い、更新後の予想最大損失率（PML）を併せて記載しています。

物件番号	物件名称	建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要						予想最大損失率（PML）（%）（注4）	
		調査時点における修繕費（千円）（注1）			建物再調達価格（百万円）（注1）（注2）	調査会社	調査時点（注3）	更新前	更新後（注5）
		緊急	1年以内	2～12年間					
住居-1	エステイメゾン銀座	0	0	102,380	1,794	株式会社東京建築検査機構	平成25年9月	5.0	5.3
住居-3	エステイメゾン麻布永坂	0	30	56,060	600	株式会社ERIソリューション	平成26年2月	3.6	2.9
住居-4	エステイメゾン恵比寿II	0	0	60,100	617	株式会社東京建築検査機構	平成25年3月	8.8	6.1
住居-5	エステイメゾン恵比寿	0	0	26,070	238	株式会社東京建築検査機構	平成25年3月	4.1	5.5
住居-6	エステイメゾン神田	0	0	39,965	467	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年12月	6.6	4.8
住居-8	エステイメゾン北新宿	0	290	25,550	506	株式会社ERIソリューション	平成25年3月	5.1	5.1
住居-10	エステイメゾン浅草駒形	0	0	99,991	935	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	6.1	4.4
住居-11	エステイメゾン町田	0	0	67,004	848	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成26年3月	3.2	2.7
住居-12	エステイメゾン川崎	0	0	126,830	999	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年3月	8.3	6.7
住居-13	エステイメゾン今池	0	130	112,560	325	株式会社ERIソリューション	平成26年3月	12.7	10.1
住居-14	エステイメゾン新川崎	0	0	97,693	846	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年9月	5.0	3.7
住居-15	エステイメゾン横浜	0	0	46,100	945	日本管財株式会社	平成19年1月	8.2	4.6
住居-16	エステイメゾン亀戸	0	5,860	112,170	734	株式会社ERIソリューション	平成25年9月	4.8	4.0

物件番号	物件名称	建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					予想 最大損失率 (PML) (%) (注4)			
		調査時点における修繕費 (千円) (注1)			建物 再調達 価格 (百万円) (注1) (注2)	調査会社	調査時点 (注3)	更新前	更新後 (注5)	
		緊急	1年以内	2～12年間						
住居-17	エステイメゾン目黒	0	230	44,760	315	株式会社E R I ソリューション	平成25年9月	8.4	9.2	
住居-18	エステイメゾン 八千代緑が丘	0	0	55,350	1,213	株式会社東京 建築検査機構	平成25年9月	6.1	4.2	
住居-19	エステイメゾン巢鴨	0	0	22,240	592	日本管財株式会社	平成19年2月	4.7	3.5	
住居-20	エステイメゾン京橋	0	0	73,080	1,286	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	12.5	8.8	
住居-21	エステイメゾン目黒本町	0	0	28,580	454	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	4.9	5.1	
住居-22	エステイメゾン白楽	0	0	40,750	423	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	12.0	12.1	
住居-23	エステイメゾン南堀江	0	0	21,810	490	日本管財株式会社	平成19年2月	5.3	5.2	
住居-24	エステイメゾン五反田 (注6)	0	0	77,940	1,110	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	4.7	6.1	
住居-25	エステイメゾン 大井仙台北	0	0	56,070	856	株式会社東京 建築検査機構	平成26年8月	5.9	3.5	
住居-26	エステイメゾン 品川シーサイド	I	0	360	54,190	294	株式会社E R I ソリューション	平成26年8月	8.8	5.5
		II	0	360	55,410	295			9.7	5.5
		III	0	290	29,340	167			10.3	7.3
住居-27	エステイメゾン南麻布	0	9,650	52,930	347	株式会社E R I ソリューション	平成26年8月	10.3	7.3	
住居-28	エステイメゾン城東	0	0	24,840	473	日本管財株式会社	平成18年10月	13.5	8.2	
住居-29	エステイメゾン塚本	0	0	30,300	591	日本管財株式会社	平成18年11月	11.9	7.3	
住居-30	エステイメゾン川崎II	0	0	49,850	784	日本管財株式会社	平成19年3月	6.4	9.4	
住居-31	エステイメゾン麻布十番	0	0	27,160	532	日本管財株式会社	平成19年4月	5.8	6.3	
住居-33	エステイメゾン板橋本町	0	0	17,150	401	日本管財株式会社	平成19年7月	7.2	6.2	
住居-34	エステイメゾン大泉学園	0	0	20,480	386	日本管財株式会社	平成19年7月	6.6	7.5	
住居-35	エステイメゾン天神東I	0	0	13,140	245	日本管財株式会社	平成19年7月	0.7	1.0	
住居-36	エステイメゾン天神東II	0	0	26,410	429	日本管財株式会社	平成19年7月	0.7	1.0	
住居-37	エステイメゾン 四条西洞院	0	0	21,230	670	日本管財株式会社	平成20年4月	4.1	2.5	
住居-39	エステイメゾン東品川	0	0	23,270	753	日本管財株式会社	平成20年6月	11.9	10.3	
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	0	0	27,920	484	日本管財株式会社	平成19年3月	14.2	11.1	
住居-41	エステイメゾン西中島	0	0	115,060	997	株式会社竹中工務店	平成19年7月	13.6	11.1	
住居-42	エステイメゾン 板橋区役所前	0	0	22,700	1,100	日本管財株式会社	平成19年8月	2.9	3.7	
住居-43	エステイメゾン武蔵小山 (注6)	0	0	4,473	321	日本管財株式会社	平成19年11月	8.3	9.1	
住居-44	エステイメゾン千駄木 (注6)	0	0	6,289	273	日本管財株式会社	平成20年1月	4.4	3.9	
住居-45	エステイメゾン四谷坂町 (注6)	0	0	30,012	624	日本管財株式会社	平成20年4月	5.6	6.4	
住居-46	エステイメゾン博多東	0	0	38,830	1,529	日本管財株式会社	平成20年2月	1.5	1.0	
住居-47	エステイメゾン上呉服	0	0	13,340	536	日本管財株式会社	平成20年3月	4.6	3.7	
住居-48	エステイメゾン三軒茶屋	0	0	6,300	275	日本管財株式会社	平成20年8月	13.6	10.0	
住居-50	プライムメゾン 武蔵野の杜	0	0	71,442	985	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成22年8月	9.3	7.8	

物件番号	物件名称	建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					予想 最大損失率 (PML) (%) (注4)		
		調査時点における修繕費 (千円) (注1)			建物 再調達 価格 (百万円) (注1) (注2)	調査会社	調査時点 (注3)	更新前	更新後 (注5)
		緊急	1年以内	2～12年間					
住居-51	プライムメゾン東桜	0	20	55,500	905	株式会社E R I ソリューション	平成22年9月	11.4	10.3
住居-52	プライムメゾン萱場公園	0	610	37,920	529	株式会社E R I ソリューション	平成22年9月	12.1	11.1
住居-53	エスティメゾン 三軒茶屋II	10	10	15,100	264	株式会社E R I ソリューション	平成23年2月	9.7	8.5
住居-54	エスティメゾン板橋C 6	50	270	67,630	1,245	株式会社E R I ソリューション	平成23年4月	5.3	4.0
住居-55	マスト博多	0	2,640	162,220	1,707	株式会社E R I ソリューション	平成23年12月	3.8	3.4
住居-56	エスティメゾン錦糸町	260	20	29,140	348	株式会社E R I ソリューション	平成24年1月	4.5	3.8
住居-57	エスティメゾン 武蔵小金井	0	0	47,020	539	株式会社東京 建築検査機構	平成24年1月	8.1	6.5
住居-58	プライムメゾン御器所	0	5,420	91,050	1,166	株式会社E R I ソリューション	平成24年3月	11.6	9.8
住居-59	プライムメゾンタ陽ヶ丘	0	391	24,861	552	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成24年3月	9.4	7.3
住居-60	プライムメゾン北田辺	0	383	26,124	463	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成24年3月	13.0	11.2
住居-61	プライムメゾン百道浜	0	20	117,580	1,813	株式会社E R I ソリューション	平成24年3月	4.3	2.0
住居-62	エスティメゾン秋葉原	0	30	50,230	696	株式会社E R I ソリューション	平成24年6月	11.1	12.2
住居-63	エスティメゾン笹塚	100	0	37,050	803	株式会社東京 建築検査機構	平成24年8月	8.5	6.4
住居-64	プライムメゾン 銀座イースト	0	5,807	75,539	1,799	東京海上日動リスク コンサルティング 株式会社	平成24年8月	6.2	3.8
住居-65	プライムメゾン高見	0	2,630	47,960	580	株式会社E R I ソリューション	平成24年8月	13.9	12.1
住居-66	プライムメゾン矢田南	0	720	38,730	510	株式会社E R I ソリューション	平成24年8月	13.0	12.5
住居-67	プライムメゾン照葉	10	1,160	118,190	1,355	株式会社E R I ソリューション	平成24年8月	4.4	2.0
住居-68	エスティメゾン東白壁	0	0	48,860	900	株式会社東京 建築検査機構	平成24年8月	10.9	10.8
住居-69	エスティメゾン千石	0	0	1,800	446	株式会社東京 建築検査機構	平成25年1月	8.5	10.0
住居-70	エスティメゾン代沢	0	0	2,920	617	株式会社東京 建築検査機構	平成25年1月	4.1	8.1
住居-71	エスティメゾン戸越	0	0	1,940	548	株式会社東京 建築検査機構	平成25年1月	13.2	11.0
住居-72	エスティメゾン瓦町	0	3,380	67,070	1,164	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	10.7	7.9
住居-73	エスティメゾン西天満	0	270	52,950	918	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	2.7	2.2
住居-74	エスティメゾン白金台	0	30	54,200	701	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	7.3	10.5
住居-75	エスティメゾン東新宿	0	1,230	24,130	532	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	8.0	10.4
住居-76	エスティメゾン元麻布	0	1,350	23,440	517	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	13.4	10.3
住居-77	エスティメゾン都立大学	0	600	13,850	300	株式会社E R I ソリューション	平成25年2月	11.8	11.6

物件番号	物件名称		建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要						予想最大損失率（PML）（%）（注4）	
			調査時点における修繕費（千円）（注1）			建物再調達価格（百万円）（注1）（注2）	調査会社	調査時点（注3）	更新前	更新後（注5）
			緊急	1年以内	2～12年間					
住居-78	エステイメゾン 武蔵小山II		0	600	15,920	340	株式会社ER I ソリューション	平成25年2月	7.2	7.9
住居-79	エステイメゾン中野		0	0	2,900	550	株式会社東京建築検査機構	平成25年2月	3.6	6.4
住居-80	エステイメゾン新中野		0	850	15,850	350	株式会社ER I ソリューション	平成25年2月	10.1	12.0
住居-81	エステイメゾン 中野富士見町		0	620	16,630	364	株式会社ER I ソリューション	平成25年2月	11.4	9.4
住居-82	エステイメゾン哲学堂		200	1,040	20,710	453	株式会社ER I ソリューション	平成25年2月	5.5	7.0
住居-83	エステイメゾン高円寺		0	1,000	18,960	416	株式会社ER I ソリューション	平成25年2月	11.0	9.7
住居-84	エステイメゾン押上		0	0	5,290	970	株式会社東京建築検査機構	平成25年2月	5.8	3.4
住居-85	エステイメゾン赤羽		0	0	5,250	1,220	株式会社東京建築検査機構	平成25年2月	4.5	5.7
住居-86	エステイメゾン王子		0	0	2,840	649	株式会社東京建築検査機構	平成25年2月	4.7	5.5
住居-87	プライムメゾン早稲田		0	0	21,496	523	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年8月	1.6	4.0
住居-88	プライムメゾン八丁堀		0	0	14,741	429	東京海上日動リスクコンサルティング株式会社	平成25年8月	8.0	5.2
住居-89	プライムメゾン神保町		0	0	21,260	571	損保ジャパン日本興亜リスクマネジメント株式会社	平成25年8月	5.6	5.6
住居-90	プライムメゾン 御殿山イースト		0	0	7,260	1,191	株式会社東京建築検査機構	平成25年8月	10.5	9.4
住居-91	マストライフ秋葉原		0	0	23,460	227	株式会社東京建築検査機構	平成26年1月	12.7	13.7
住居-92	エステイメゾン葵		0	710	71,650	1,129	株式会社ER I ソリューション	平成26年1月	11.0	9.6
住居-93	エステイメゾン薬院		0	0	77,210	1,171	株式会社東京建築検査機構	平成26年2月	12.5	7.1
住居-94	エステイメゾン錦糸町II		0	0	112,410	2,455	株式会社東京建築検査機構	平成26年3月	5.1	6.5
住居-95	エステイメゾン大島		0	0	127,390	2,738	株式会社東京建築検査機構	平成26年3月	5.0	6.5
住居-96	プライムメゾン富士見台		0	0	82,370	1,683	株式会社東京建築検査機構	平成26年3月	13.5	10.6
住居-97	エステイメゾン鶴舞		0	0	133,640	3,344	株式会社東京建築検査機構	平成26年3月	11.2	10.2
商業-1	浜松プラザ（注6）	赤ちゃん本舗棟・ゼビオ棟	50	3,980	182,360	917	株式会社ER I ソリューション	平成23年3月	6.4	9.0
		管理棟	0	0	5,180	24			7.3	10.6
商業-2	b-town神宮前II（注7）		0	0	11,430	179	株式会社東京建築検査機構	平成26年3月	6.2	9.0
商業-3	りんくう羽倉崎プラザ（注8）		-	-	-	-	-	-	-	-
商業-4	b-town南青山		0	0	12,210	257	株式会社東京建築検査機構	平成26年3月	7.2	7.4
商業-5	コジマNEW上福岡店		0	0	61,200	346	株式会社東京建築検査機構	平成26年3月	5.1	6.1

物件番号	物件名称		建物エンジニアリングレポート（建物状況評価）等の概要					予想最大損失率（PML）（%）（注4）		
			調査時点における修繕費（千円）（注1）			建物再調達価格（百万円）（注1）（注2）	調査会社	調査時点（注3）	更新前	更新後（注5）
			緊急	1年以内	2～12年間					
商業-7	b-toss池袋		0	0	7,800	259	日本管財株式会社	平成18年7月	4.4	6.0
商業-8	ジョイスクエア湯河原		0	0	32,810	636	日本管財株式会社	平成18年10月	14.6	9.5
商業-9	ベルプラザショッピングセンター	センター棟 ショップ棟 レストラン棟	0	0	42,450	395	日本管財株式会社	平成19年9月	4.6	4.8
		クリスタル 広場別棟	0	0	940	17	株式会社E R I ソリューション	平成24年7月	3.4	5.0
ポートフォリオ全体									4.7	2.7

（注1）「修繕費」及び「建物再調達価格」については、それぞれ千円未満、百万円未満を切り捨てています。

（注2）「建物再調達価格」については、建物エンジニアリングレポートにおいて、消費税額が記載されている場合、消費税を含まない金額を記載しています。

（注3）「調査時点」については、建物エンジニアリングレポートの作成年月を記載しています。

（注4）「予想最大損失率（PML）」には、「更新前」については平成26年9月の調査時点の、「更新後」については平成26年11月の調査時点の数値を、それぞれ小数第二位を四捨五入しています。また、ポートフォリオ全体には、貸地であるりんくう羽倉崎プラザを含みません（下記（注8）をご参照下さい。）。

（注5）平成26年10月の評価方法の更新について、更新前の予想最大損失率（PML）は、平成19年に評価会社が開発したシステムにより評価したものであり、その後、文部科学省を中心とした地震の研究や諸学会等による地震リスク及び地盤性状の研究の成果により集積された新たな知見・技術と評価会社の地震リスク分析のノウハウを併せて、さらなる適正な地震リスク分析を目的として、評価手法を更新した旨、評価会社から説明を受けています。

（注6）エスティメゾン五反田、エスティメゾン武蔵小山、エスティメゾン千駄木及びエスティメゾン四谷坂町に関する予想最大損失率（PML）は、建物全体について記載しており、本投資法人が取得した信託受益権にかかる建物の区分所有権のみに関するものではありません。

また、浜松プラザに関する修繕費、建物再調達価格及び予想最大損失率（PML）は建物全体について記載しており、本投資法人が保有している信託受益権の準共有持分のみに関するものではありません。

（注7）前記「（イ）信託不動産の価格及び投資比率」の（注7）に記載のとおり、b-town神宮前IIは、平成26年10月3日付で譲渡しています。

（注8）りんくう羽倉崎プラザは貸地であり建物はテナント所有となっているため、建物修繕費は発生せず、また、建物再調達価格及び予想最大損失率（PML）は存在しません。

(ハ) 運用資産の資本的支出

A. 資本的支出の予定について

既存投資物件に関し、平成26年9月末日（第18期末）現在計画されている改修工事等に伴う資本的支出の予定額のうち主要なものは以下のとおりです。なお、工事予定金額には、会計上の費用に区分経理される部分が含まれています。

不動産等の名称 (所在地)	目的	予定期間	工事予定金額（百万円）		
			総額	当期支払額	既支払総額
エステイメゾン白金台 (東京都品川区)	共用部 リニューアル工事	自 平成26年12月 至 平成27年3月	25	—	—
ジョイスクエア湯河原 (神奈川県足柄下郡)	屋上防水工事	自 平成27年1月 至 平成27年1月	25	—	—
エステイメゾン大島他5物件 (東京都江東区他)	共用部照明器具 LED化工事	自 平成26年10月 至 平成26年10月	19	—	—
エステイメゾン新川崎 (神奈川県川崎市)	電気温水器交換工事	自 平成26年11月 至 平成26年12月	11	—	—

B. 期中に行った資本的支出について

第18期において、本投資法人が信託不動産に対して実施した資本的支出の概要は以下のとおりです。また、当期の資本的支出の総額は68百万円であり、当期費用に区分された修繕費135百万円と合わせて204百万円の工事を実施しています。

不動産等の名称 (所在地)	目的	期間	支払金額 (百万円)
b-toss池袋 (東京都豊島区)	外壁リニューアル工事	自 平成26年7月 至 平成26年9月	12
プライムメゾン銀座イースト 他1物件 (東京都中央区)	共用部照明器具LED化工事	自 平成26年8月 至 平成26年9月	8
エステイメゾン新川崎 (神奈川県川崎市)	電気温水器交換工事	自 平成26年8月 至 平成26年9月	5
エステイメゾン町田 (東京都町田市)	屋上防水工事	自 平成26年8月 至 平成26年9月	4
その他			38
合計			68

C. 長期修繕計画のために積立てた金銭（修繕積立金）

本投資法人は、物件毎に策定している長期修繕計画に基づき、期中のキャッシュ・フローの中から、中長期的な将来の大規模修繕等の資金支払に充当することを目的とした修繕積立金を、以下のとおり積み立てています。

（単位：百万円）

営業期間	第9期	第10期	第11期	第12期	第13期
	自 平成21年 10月1日 至 平成22年 3月31日	自 平成22年 4月1日 至 平成22年 9月30日	自 平成22年 10月1日 至 平成23年 3月31日	自 平成23年 4月1日 至 平成23年 9月30日	自 平成23年 10月1日 至 平成24年 3月31日
当期首積立金残高	164	109	311	76	150
当期積立額	41	250	29	103	13
当期積立金取崩額	96	49	263	28	126
次期繰越額	109	311	76	150	38

営業期間	第14期	第15期	第16期	第17期	第18期
	自 平成24年 4月1日 至 平成24年 9月30日	自 平成24年 10月1日 至 平成25年 3月31日	自 平成25年 4月1日 至 平成25年 9月30日	自 平成25年 10月1日 至 平成26年 3月31日	自 平成26年 4月1日 至 平成26年 9月30日
当期首積立金残高	38	88	70	76	34
当期積立額	65	31	50	15	75
当期積立金取崩額	15	49	44	57	8
次期繰越額	88	70	76	34	101

(二) 賃貸借状況の概要

平成26年9月末日（第18期末）現在の保有資産にかかる賃貸借状況の概要、稼働率の推移及び主要なテナントの概要は以下のとおりです。

A. 賃貸借状況の概要

物件番号	物件名称	テナント数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃貸 可能 戸数 (注2)	住居 賃貸 戸数 (注3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)									
								第9 期末	第10 期末	第11 期末	第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末
住居-1	エステイメゾン銀座	1	積和不動産	134	129	5,515.43	5,292.58	95.1	97.7	96.8	96.2	99.2	94.5	98.2	96.3	97.0	96.0
住居-3	エステイメゾン麻布永坂	1	積和不動産	46	42	2,019.10	1,828.79	88.6	94.7	91.3	94.5	96.0	94.2	94.1	96.5	98.7	90.6
住居-4	エステイメゾン恵比寿II	1	積和不動産	42	37	2,062.10	1,797.72	83.6	92.3	100.0	100.0	92.6	87.6	88.1	91.7	91.3	87.2
住居-5	エステイメゾン恵比寿	1	積和不動産	27	25	781.02	724.99	96.8	96.1	100.0	96.8	96.1	96.8	92.1	100.0	96.8	92.8
住居-6	エステイメゾン神田	1	積和不動産	68	65	1,706.54	1,639.32	91.1	94.4	98.7	94.8	98.7	100.0	100.0	100.0	97.4	96.1
住居-8	エステイメゾン北新宿	1	積和不動産	41	40	1,881.19	1,856.29	95.2	100.0	100.0	100.0	92.7	95.0	97.1	90.0	88.3	98.7
住居-10	エステイメゾン浅草駒形	1	積和不動産	86	84	2,978.28	2,910.92	95.5	96.2	95.3	100.0	93.6	92.8	94.3	96.9	98.6	97.7
住居-11	エステイメゾン町田	1	積和不動産	95	91	3,090.89	2,952.81	95.5	99.2	99.1	97.5	94.4	100.0	93.4	94.9	96.3	95.5
住居-12	エステイメゾン川崎	1	積和不動産	146	141	3,741.01	3,621.49	94.5	99.3	96.8	97.4	97.3	90.1	98.7	95.4	98.7	96.8
住居-13	エステイメゾン今池	1	株式会社 東急コミュニティー	49	48	1,296.22	1,273.85	90.2	86.8	98.5	100.0	91.9	87.2	93.0	100.0	91.9	98.3
住居-14	エステイメゾン新川崎	1	—	54	54	3,737.47	3,737.47	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住居-15	エステイメゾン横浜	1	積和不動産	113	113	2,823.73	2,706.49	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	95.8
住居-16	エステイメゾン亀戸	1	積和不動産	87	83	2,279.21	2,188.21	95.9	97.8	97.0	97.9	98.0	96.9	100.0	99.0	100.0	96.0
住居-17	エステイメゾン目黒	1	積和不動産	37	36	1,070.13	1,043.24	97.5	95.5	94.4	97.5	100.0	97.5	97.5	90.5	100.0	97.5
住居-18	エステイメゾン八千代緑が丘	1	株式会社 長谷エライブネット	53	50	4,815.26	4,589.45	77.5	88.8	88.3	96.9	100.0	95.3	95.3	95.1	93.6	95.3
住居-19	エステイメゾン巢鴨	1	三井不動産住宅リース 株式会社	38	37	2,619.17	2,549.14	94.8	95.0	92.3	95.1	97.3	84.4	95.0	100.0	97.2	97.3
住居-20	エステイメゾン京橋	1	株式会社 長谷エライブネット	166	165	4,613.04	4,587.24	98.7	96.0	100.0	98.1	98.9	100.0	98.9	96.7	95.4	99.4
住居-21	エステイメゾン目黒本町	1	積和不動産	30	30	1,656.02	1,656.02	84.2	89.9	86.4	96.9	100.0	93.8	93.8	96.9	96.4	100.0
住居-22	エステイメゾン白楽	1	積和不動産	57	55	1,285.83	1,240.67	94.8	98.2	98.2	100.0	98.0	100.0	98.2	96.5	94.7	96.5
住居-23	エステイメゾン南堀江	1	積和不動産関西	60	58	1,804.48	1,753.74	100.0	98.4	98.2	97.0	100.0	96.8	96.8	98.4	98.6	97.2
住居-24	エステイメゾン五反田	1	積和不動産	83	79	3,871.15	3,660.96	93.0	97.8	96.0	95.5	93.2	98.7	98.5	98.4	96.0	94.6
住居-25	エステイメゾン大井仙台坂	1	積和不動産	83	80	2,979.85	2,862.74	97.0	97.9	98.7	98.4	97.6	94.3	95.5	95.8	97.4	96.1
住居-26	エステイメゾン品川シーサイド	1	積和不動産	110	106	2,602.30	2,516.59	96.1	94.8	97.2	96.5	99.0	97.1	96.7	93.6	97.2	96.7
住居-27	エステイメゾン南麻布	1	積和不動産	52	50	1,082.12	1,040.50	96.2	96.2	100.0	100.0	96.2	94.2	100.0	94.2	98.1	96.2
住居-28	エステイメゾン城東	1	積和不動産関西	64	58	2,065.92	1,873.56	98.3	95.1	98.5	95.1	96.8	98.5	100.0	97.0	98.5	90.7

物件 番号	物件名称	テナ ント 数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃 可 能 戸 数 (注 2)	住居 賃 戸 数 (注 3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)									
								第9 期末	第10 期末	第11 期末	第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末
住居-29	エステイメゾン 塚本	1	積和不動産関西	96	93	2,321.04	2,248.56	96.9	97.9	100.0	100.0	100.0	99.0	100.0	100.0	100.0	96.9
住居-30	エステイメゾン 川崎Ⅱ	1	積和不動産	99	94	2,824.86	2,713.20	96.9	97.6	92.1	100.0	97.7	100.0	98.4	97.0	99.2	96.0
住居-31	エステイメゾン 麻布十番	1	積和不動産	60	58	1,755.31	1,699.15	97.5	96.9	100.0	98.8	94.5	98.7	98.8	94.7	98.7	96.8
住居-33	エステイメゾン 板橋本町	1	積和不動産	60	56	1,274.49	1,195.55	100.0	96.9	90.7	100.0	100.0	95.3	100.0	90.7	96.9	93.8
住居-34	エステイメゾン 大泉学園	1	積和不動産	57	54	1,362.36	1,289.44	89.4	96.6	96.4	92.9	100.0	94.6	98.3	92.8	95.9	94.6
住居-35	エステイメゾン 天神東Ⅰ	1	株式会社三好不動産	42	41	1,058.82	1,035.80	100.0	97.8	97.2	100.0	100.0	100.0	100.0	95.0	100.0	97.8
住居-36	エステイメゾン 天神東Ⅱ	1	株式会社三好不動産	82	79	1,943.72	1,872.26	86.6	96.4	96.3	91.5	97.6	100.0	98.8	97.5	100.0	96.3
住居-37	エステイメゾン 四条西洞院	1	株式会社 長谷工ライブネット	87	87	2,261.28	2,261.28	98.9	95.6	93.2	94.3	97.7	97.7	93.3	96.7	97.6	100.0
住居-39	エステイメゾン 東品川	1	積和不動産	94	91	2,936.72	2,822.03	96.9	93.4	96.7	93.1	99.2	92.5	94.5	96.4	96.4	96.1
住居-40	エステイメゾン 八王子みなみ野	1	積和不動産	86	81	2,155.16	2,029.86	94.2	94.2	88.4	98.8	87.2	89.5	88.4	93.0	91.9	94.2
住居-41	エステイメゾン 西中島	1	積和不動産関西	120	112	3,643.42	3,385.78	96.5	98.3	99.1	94.4	99.2	95.5	98.5	96.2	96.1	92.9
住居-42	エステイメゾン 板橋区役所前	1	積和不動産	124	114	3,915.81	3,600.44	91.9	96.0	91.1	100.0	95.2	98.4	96.8	89.5	100.0	91.9
住居-43	エステイメゾン 武蔵小山	1	株式会社 長谷工ライブネット	50	50	1,176.78	1,176.78	92.5	95.6	98.3	95.8	100.0	96.3	97.4	96.1	94.8	100.0
住居-44	エステイメゾン 千駄木	1	株式会社 長谷工ライブネット	39	38	897.30	875.68	97.3	90.9	100.0	97.3	97.3	93.1	100.0	93.2	100.0	97.6
住居-45	エステイメゾン 四谷坂町	1	三井不動産住宅リース 株式会社	59	51	2,453.17	2,086.77	96.5	98.8	96.0	92.4	96.7	96.3	95.8	94.4	92.8	85.1
住居-46	エステイメゾン 博多東	1	株式会社三好不動産	160	157	9,106.08	8,958.76	96.7	99.4	97.3	98.2	98.3	97.0	96.7	96.8	97.9	98.4
住居-47	エステイメゾン 上呉服	1	株式会社 長谷工ライブネット	62	60	2,261.91	2,194.35	94.3	95.5	94.2	95.5	98.5	97.2	100.0	97.3	89.7	97.0
住居-48	エステイメゾン 三軒茶屋	1	積和不動産	36	35	856.08	833.08	94.5	97.2	97.2	89.0	100.0	100.0	100.0	91.7	88.8	97.3
住居-50	ブライムメゾン 武蔵野の杜	1	積和不動産	77	72	3,924.58	3,659.64	-	-	96.9	95.8	94.0	98.7	95.8	91.7	98.7	93.2
住居-51	ブライムメゾン 東桜	1	積和不動産中部	64	61	3,118.11	2,961.03	-	-	93.6	93.7	95.6	98.6	100.0	98.7	93.6	95.0
住居-52	ブライムメゾン 萱場公園	1	積和不動産中部	27	27	2,163.98	2,163.98	-	-	96.1	85.0	92.4	92.8	96.3	96.3	100.0	100.0
住居-53	エステイメゾン 三軒茶屋Ⅱ	1	積和不動産	24	21	894.64	815.35	-	-	97.0	97.0	97.0	95.0	100.0	100.0	97.0	91.1
住居-54	エステイメゾン 板橋C6	1	積和不動産	120	112	4,036.66	3,814.32	-	-	-	94.7	96.8	94.3	98.2	94.3	93.3	94.5
住居-55	マスト博多 (注7)	1	積和不動産九州	156	156	9,614.80	9,614.80	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住居-56	エステイメゾン 錦糸町	1	積和不動産	54	51	1,611.54	1,543.93	-	-	-	-	93.1	100.0	97.2	97.3	97.3	95.8
住居-57	エステイメゾン 武蔵小金井	1	積和不動産	96	86	2,275.24	2,053.35	-	-	-	-	86.3	94.2	97.1	98.1	93.2	90.2
住居-58	ブライムメゾン 御器所	1	積和不動産中部	58	57	4,427.65	4,352.61	-	-	-	-	-	100.0	96.5	95.2	96.9	98.3
住居-59	ブライムメゾン 夕陽ヶ丘	1	積和不動産関西	26	23	2,040.35	1,789.67	-	-	-	-	-	92.3	84.6	95.9	92.8	87.7
住居-60	ブライムメゾン 北田辺	1	積和不動産関西	26	24	1,798.97	1,655.24	-	-	-	-	-	85.1	100.0	92.0	100.0	92.0
住居-61	ブライムメゾン 百道浜(注7)	1	積和不動産九州	100	100	7,514.76	7,514.76	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
住居-62	エステイメゾン 秋葉原	1	積和不動産	79	75	2,324.65	2,207.31	-	-	-	-	-	98.7	100.0	93.7	97.5	95.0
住居-63	エステイメゾン 笹塚	1	積和不動産	90	86	3,701.70	3,542.97	-	-	-	-	-	92.0	97.5	94.6	99.0	95.7

物件 番号	物件名称	テナ ント 数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃 可 能 戸 数 (注 2)	住居 賃 戸 数 (注 3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)									
								第9 期末	第10 期末	第11 期末	第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末
住居 64	ブライムメゾン 銀座イースト	1	積和不動産	143	140	6,177.20	6,058.55	-	-	-	-	-	-	93.6	92.5	95.0	98.1
住居 65	ブライムメゾン 高見	1	積和不動産中部	28	28	2,016.79	2,016.79	-	-	-	-	-	-	89.7	96.4	85.9	100.0
住居 66	ブライムメゾン 矢田南	1	積和不動産中部	26	26	2,168.59	2,168.59	-	-	-	-	-	-	91.9	91.5	92.3	100.0
住居 67	ブライムメゾン 照葉 (注7)	1	積和不動産九州	100	100	6,728.20	6,728.20	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0
住居 68	エステイメゾン 東白壁 (注7)	1	積和不動産中部	45	45	4,014.07	4,014.07	-	-	-	-	-	-	100.0	100.0	100.0	100.0
住居 69	エステイメゾン 千石	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	56	53	1,498.13	1,413.74	-	-	-	-	-	-	100.0	95.1	97.3	94.4
住居 70	エステイメゾン 代沢	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	71	69	2,352.90	2,296.20	-	-	-	-	-	-	93.3	97.8	100.0	97.6
住居 71	エステイメゾン 戸越	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	83	83	1,943.17	1,943.17	-	-	-	-	-	-	97.9	96.8	96.9	100.0
住居 72	エステイメゾン 瓦町	1	積和不動産関西	85	81	3,486.48	3,314.69	-	-	-	-	-	-	95.7	94.2	94.3	95.1
住居 73	エステイメゾン 西天満	1	積和不動産関西	83	79	2,877.90	2,734.10	-	-	-	-	-	-	87.1	92.6	93.9	95.0
住居 74	エステイメゾン 白金台	1	アール・エー・アセッ ト・マネージメント 株式会社	37	34	2,675.11	2,409.98	-	-	-	-	-	-	86.5	92.3	92.4	90.1
住居 75	エステイメゾン 東新宿	1	株式会社 東急コミュニティー	50	47	1,889.50	1,775.98	-	-	-	-	-	-	-	95.5	96.7	94.0
住居 76	エステイメゾン 元麻布	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	7	7	1,199.86	1,199.86	-	-	-	-	-	-	-	87.5	100.0	100.0
住居 77	エステイメゾン 都立大学	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	20	18	1,035.78	961.53	-	-	-	-	-	-	-	89.6	100.0	92.8
住居 78	エステイメゾン 武蔵小山II	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	41	41	1,073.59	1,073.59	-	-	-	-	-	-	-	97.4	97.3	100.0
住居 79	エステイメゾン 中野	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	62	57	2,023.72	1,863.85	-	-	-	-	-	-	-	96.6	94.8	92.1
住居 80	エステイメゾン 新中野	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	41	40	1,107.57	1,065.43	-	-	-	-	-	-	-	97.8	95.7	96.2
住居 81	エステイメゾン 中野富士見町	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	38	38	1,299.60	1,299.60	-	-	-	-	-	-	-	84.6	97.7	100.0
住居 82	エステイメゾン 哲学堂	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	48	47	1,531.89	1,494.90	-	-	-	-	-	-	-	97.9	100.0	97.6
住居 83	エステイメゾン 高円寺	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	35	31	1,527.52	1,360.58	-	-	-	-	-	-	-	98.5	95.1	89.1
住居 84	エステイメゾン 押上	1	バシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	102	98	3,180.90	3,049.67	-	-	-	-	-	-	-	96.8	96.9	95.9

物件 番号	物件名称	テナ ント 数 (注1)	マスターリース 会社	住居 賃 可 能 戸 数 (注 2)	住居 賃 戸 数 (注 3)	総賃貸可能 面積 (㎡) (注4)	総賃貸面積 (㎡) (注5)	稼働率 (%) (注6)										
								第9 期末	第10 期末	第11 期末	第12 期末	第13 期末	第14 期末	第15 期末	第16 期末	第17 期末	第18 期末	
住居 85	エステイメゾン 赤羽	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	120	118	4,302.84	4,200.31	—	—	—	—	—	—	—	—	94.1	97.6	97.6
住居 86	エステイメゾン 王子	1	パシフィック・ディベ ロップメント アンド マネージメント 株式会社	68	64	2,289.44	2,161.00	—	—	—	—	—	—	—	—	95.5	96.6	94.4
住居 87	ブライムメゾン 早稲田	1	積和不動産	60	59	1,650.66	1,625.66	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96.8	98.5
住居 88	ブライムメゾン 八丁堀	1	積和不動産	45	45	1,382.32	1,382.32	—	—	—	—	—	—	—	—	—	93.8	100.0
住居 89	ブライムメゾン 神保町	1	積和不動産	63	59	1,819.90	1,704.03	—	—	—	—	—	—	—	—	—	96.4	93.6
住居 90	ブライムメゾン 御殿山イースト	1	積和不動産	22	22	2,512.91	2,512.91	—	—	—	—	—	—	—	—	—	95.7	100.0
住居 91	マストライフ 秋葉原(注7)	1	積和不動産	22	22	803.36	803.36	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0	100.0
住居 92	エステイメゾン 葵	1	積和不動産中部	72	68	4,809.68	4,560.94	—	—	—	—	—	—	—	—	—	88.7	94.8
住居 93	エステイメゾン 薬院	1	株式会社三好不動産	168	160	5,207.49	4,894.46	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92.2	94.0
住居 94	エステイメゾン 錦糸町Ⅱ	1	株式会社 長谷工ライブネット	294	278	9,469.65	8,908.17	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94.1
住居 95	エステイメゾン 大島	1	株式会社 長谷工ライブネット	313	298	9,905.97	9,403.99	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	94.9
住居 96	ブライムメゾン 富士見台	1	積和不動産中部	66	61	5,704.63	5,261.13	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	92.2
住居 97	エステイメゾン 鶴舞(注7)	1	積和不動産中部	183	183	13,812.40	13,812.40	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100.0
	住居小計	91		6,928	6,657	273,509.12	263,346.26	94.5	96.5	96.2	96.8	97.1	96.4	96.8	96.1	96.6	96.3	
商業 1	浜松プラザ (注8)	4	—	0	0	14,117.13	14,117.13	96.6	94.9	94.3	96.2	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業 2	b-town神宮前Ⅱ (注9)	1	—	0	0	499.67	499.67	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業 3	りんくう 羽倉崎プラザ	3	—	0	0	53,275.73	53,275.73	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業 4	b-town南青山	1	アール・エー・アセツ ト・マネジメント 株式会社	3	2	769.93	710.68	94.7	100.0	100.0	73.3	92.3	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	92.3
商業 5	コジマNEW 上福岡店	1	—	0	0	3,413.40	3,413.40	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業 7	b-toss池袋	1	株式会社 スペーストラスト	0	0	1,332.88	1,332.88	100.0	100.0	100.0	100.0	88.8	77.5	66.3	77.5	88.8	100.0	
商業 8	ジョイスクエア 湯河原	1	東京美装興業 株式会社	0	0	4,404.35	4,404.35	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
商業 9	ベルプラザ ショッピング センター	1	東京美装興業 株式会社	0	0	6,172.70	6,172.70	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
	その他信託不動産 (商業施設) 小計	13		3	2	83,985.79	83,926.54	98.2	97.3	96.9	97.8	99.8	99.7	99.6	99.6	99.8	99.9	
	合計	104		6,931	6,659	357,494.91	347,272.80	96.6	96.9	96.6	97.3	98.3	97.7	97.7	97.1	97.5	97.1	

(注1) 「テナント数」については、平成26年9月末日現在、各保有資産について信託受託者との間で直接の賃貸借契約関係にある賃借人の数を記載しています。但し、各保有資産に係る信託受託者とマスターリース会社との間でマスターリース契約を締結している場合、マスターリース会社が賃借人となることの同意を全てのエンドテナントより取得したものと仮定して、マスターリース会社の数を記載しています。また、特定のテナントが複数物件にわたって貸室を賃借している場合については、「住居小計」、「その他信託不動産(商業施設)小計」及び「合計」欄の記載は、かかるテナントを各物件ごとに別のテナントとして計算しています。本書において、「マスターリース会社」とは、マスターリース契約を本投資法人又は信託受託者との間で締結している賃借人をいい、「マスターリース契約」とは、マスターリース会社との間で第三者に転貸することを目的として締結されている建物全体の賃貸借契約をいい、また、「エンドテナント」とは、マスターリース会社からの転借人及び本投資法人又は信託受託者との間で直接の賃貸借契約関係にある賃借人(マスターリース会社を除きます。)を総称するものとします。ただし、マスト博多、ブライムメゾン百道浜、ブ

ライムメゾン照葉、エステイメゾン東白壁、マストライフ秋葉原及びエステイメゾン鶴舞に関しては、後記（注7）をご参照下さい。

（注2）「住居賃貸可能戸数」には、平成26年9月末日現在、各保有資産について住居を用途として賃貸可能な戸数を記載しています。

（注3）「住居賃貸戸数」には、平成26年9月末日現在、各保有資産について実際に住居を用途とする賃貸借契約が締結され、エンドテナントに対して賃貸している戸数を記載しています。但し、マスト博多、プライムメゾン百道浜、プライムメゾン照葉、エステイメゾン東白壁、マストライフ秋葉原及びエステイメゾン鶴舞に関しては、後記（注7）をご参照下さい。

（注4）「総賃貸可能面積」は、各保有資産について賃貸が可能な面積（住宅、店舗、事務所等の用に供される面積に限り、駐車場の面積は含みません。）を意味し、平成26年9月末日現在の情報をもとに記載しています。但し、浜松プラザに関しては、後記（注8）をご参照下さい。

（注5）「総賃貸面積」は、各保有資産について実際に賃貸借契約が締結され、エンドテナントに対して賃貸している面積を意味し、平成26年9月末日現在の情報をもとに記載しています。ただし、住居、店舗、事務所等の用に供されている面積に限り、駐車場の面積を含まないものとします。なお、賃貸面積は、登記簿上の表示ではなく、賃貸借契約に表示されている賃貸面積の合計を記載しています。ただし、賃貸借契約の表示に明白な誤謬がある場合は、竣工図面等をもとに記載しています。なお、マスト博多、プライムメゾン百道浜、プライムメゾン照葉、エステイメゾン東白壁、マストライフ秋葉原及びエステイメゾン鶴舞に関しては、後記（注7）を、浜松プラザに関しては、後記（注8）をそれぞれご参照下さい。

（注6）「稼働率」には、平成26年9月末日現在の各保有資産の総賃貸可能面積に占める総賃貸面積の割合を記載しています。また、「住居小計」、「その他信託不動産（商業施設）小計」及び「合計」欄における稼働率は、それぞれの区分に属する保有資産について、その総賃貸可能面積の合計に占める総賃貸面積の合計の割合を記載しています。割合は、小数第二位を四捨五入して記載しています。

（注7）マスト博多、プライムメゾン百道浜、プライムメゾン照葉、エステイメゾン東白壁及びマストライフ秋葉原は、マスターリース会社との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エンドテナントとの賃貸借契約の有無にかかわらず、「住居賃貸戸数」及び「総賃貸面積」には住居賃貸可能戸数及び総賃貸可能面積をそれぞれ記載しています。また、エステイメゾン鶴舞は、マスターリース会社との間で店舗部分についてはマスターリース契約・パススルー型の、その他の部分についてはマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、「住居賃貸戸数」及び「総賃貸面積」には、店舗部分についてエンドテナントを基準にした数値を算出し、店舗部分以外の住居賃貸可能戸数及び総賃貸可能面積と合算した数値を記載しています。

（注8）前記「（イ）信託不動産の価格及び投資比率」の（注6）に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみを保有しているため、「総賃貸可能面積」及び「総賃貸面積」については、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分全体の賃貸可能面積及び賃貸面積にそれぞれ持分割合を乗じ、小数第三位を切り上げて算出しています。なお、浜松プラザイーストのイトーヨーカ堂棟部分のテナントに対して、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分の敷地上に存する共用平面駐車場を賃貸していますが、平成25年9月30日付で浜松プラザイーストのイトーヨーカ堂棟部分に係る不動産信託受益権準共有持分を譲渡したため、当該テナントは上記テナント数に含まれていません。

（注9）前記「（イ）信託不動産の価格及び投資比率」の（注7）に記載のとおり、b-town神宮前Ⅱは、平成26年10月3日付で譲渡しています。

B. 主要なテナントの概要

平成26年9月末日（第18期末）現在の保有資産にかかる信託不動産における主要なテナントは、以下のとおりです。

ここでいう「主要なテナント」とは、以下のいずれかの条件に該当するテナントをいいます。

- (i) 賃貸面積（マスターリース会社とのマスターリース契約に基づく賃貸面積を含みます。）が総賃貸面積の合計の10%以上を占めるテナント（マスターリース会社を含みます。）
- (ii) 上記(i)以外で、利害関係者であるテナント（マスターリース会社から転貸を受けている場合を含みます。）

テナント名称	業種	賃貸物件数	契約満了日 及び 契約更改の 方法	年間賃料 (百万円) (注1) (注2)	比率 (%) (注3)	敷金・ 保証金 (百万円) (注2)	賃貸面積 (㎡) (注4)
積和不動産	不動産販売 及び賃貸業	39物件	(注5)	4,222	39.5	558	89,446.78
積和不動産中部	不動産販売 及び賃貸業	9物件	(注6)	1,028	9.6	267	41,311.54
積和不動産関西	不動産販売 及び賃貸業	8物件	(注7)	613	5.7	54	18,755.34
積和不動産九州	不動産販売 及び賃貸業	3物件	(注8)	391	3.7	47	23,857.76
主要なテナントの合計				6,255	58.6	929	173,371.42
ポートフォリオの合計				10,683	100.0	2,303	347,272.80

(注1) 「年間賃料」については、平成26年9月末日現在の保有資産にかかる賃貸借契約に基づく平成26年9月の月額賃料（共益費を含みますが、当該賃貸借契約において明確に定められている駐車場やトランクルーム等の付属設備に係る使用料は除きます。）を12倍して得られた金額を記載しています。積和不動産をマスターリース会社とする賃貸物件のうちマストライフ秋葉原以外の38物件及び積和不動産中部をマスターリース会社とする賃貸物件のうちエステメゾン東白壁及びエステメゾン鶴舞（店舗部分除く）以外の7物件並びに積和不動産関西をマスターリース会社とする賃貸物件については、各社と信託受託者との間で締結されているマスターリース契約上、各社が支払うマスターリース賃料とエンドテナントから各社に対して支払われる賃料とが同額となっているため、エンドテナントとの間の賃貸借契約における月額賃料を12倍して得られた金額を記載しています。なお、かかる計算にあたっては、各社がマスターリース契約を締結する不動産等については、各社が賃貸人となることの同意を全てのエンドテナントより取得したものと仮定しています（注2）及び（注4）において同様です。）。

(注2) 「年間賃料」及び「敷金・保証金」については、百万円未満を切り捨てて記載しています。なお、「敷金・保証金」は、平成26年9月末日現在の保有資産にかかる賃貸借契約に基づきます。

(注3) 「比率」については、ポートフォリオの年間賃料の合計に対する各主要なテナントの年間賃料の割合を記載しています。なお、小数第二位を四捨五入しています。

(注4) 「賃貸面積」については、平成26年9月末日現在の保有資産にかかる賃貸借契約に表示されている賃貸面積を記載しています。積和不動産については、マストライフ秋葉原のみ信託受託者との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、マストライフ秋葉原については、エンドテナントとの賃貸借契約の有無に関わらず、総賃貸可能面積を賃貸面積とし、マストライフ秋葉原以外の38物件に係るマスターリース会社とエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された各賃貸面積との合計を記載しています。積和不動産中部については、エステメゾン東白壁及びエステメゾン鶴舞（店舗部分除く）のみ信託受託者との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エステメゾン東白壁及びエステメゾン鶴舞（店舗部分除く）については、エンドテナントとの賃貸借契約の有無に関わらず、総賃貸可能面積を賃貸面積とし、エステメゾン東白壁及びエステメゾン鶴舞（店舗部分除く）以外の7物件に係るマスターリース会社とエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された各賃貸面積との合計を記載しています。また、積和不動産関西については、同社がマスターリース会社として賃貸人となっている各物件に係るエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。更に、積和不動産九州については、各物件に係る信託受託者との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、各物件に係るエンドテナントとの賃貸借契約の有無に関わらず、各物件の総賃貸可能面積を賃貸面積とし、その合計を記載しています。

(注5) 積和不動産をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成27年3月22日	エステイメゾン八王子みなみ野	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成27年7月31日	エステイメゾン銀座、エステイメゾン麻布永坂、エステイメゾン恵比寿Ⅱ、エステイメゾン恵比寿、エステイメゾン神田、エステイメゾン北新宿、エステイメゾン浅草駒形、エステイメゾン町田、エステイメゾン川崎	
平成28年1月30日	エステイメゾン亀戸	
平成28年1月31日	エステイメゾン目黒	
平成28年3月31日	エステイメゾン目黒本町	
平成28年4月2日	エステイメゾン白楽	
平成28年9月13日	エステイメゾン五反田、エステイメゾン大井仙台坂、エステイメゾン品川シーサイド	
平成28年10月22日	エステイメゾン南麻布	
平成29年2月27日	エステイメゾン横浜	
平成29年3月27日	エステイメゾン川崎Ⅱ	
平成29年5月10日	エステイメゾン麻布十番	
平成29年8月20日	エステイメゾン板橋本町、エステイメゾン大泉学園	
平成29年10月31日	エステイメゾン板橋区役所前	
平成30年6月29日	エステイメゾン東品川	
平成30年12月14日	エステイメゾン三軒茶屋	
平成31年1月20日	マストライフ秋葉原	定期建物賃貸借契約のため期間満了にて終了
平成32年9月30日	プライムメゾン武蔵野の杜	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成33年6月10日	エステイメゾン板橋C6	
平成33年7月31日	エステイメゾン三軒茶屋Ⅱ	
平成34年1月31日	エステイメゾン錦糸町	
平成34年3月31日	エステイメゾン武蔵小金井	
平成34年6月30日	エステイメゾン秋葉原	
平成34年9月30日	エステイメゾン笹塚、プライムメゾン銀座イースト	
平成35年9月30日	プライムメゾン早稲田、プライムメゾン八丁堀、プライムメゾン神保町、プライムメゾン御殿山イースト	

(注6) 積和不動産中部をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成29年9月30日	エステイメゾン東白壁	定期建物賃貸借契約のため期間満了にて終了
平成31年4月30日	エステイメゾン鶴舞	
平成32年9月30日	プライムメゾン東桜、プライムメゾン萱場公園	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成34年3月31日	プライムメゾン御器所	
平成34年9月30日	プライムメゾン高見、プライムメゾン矢田南	
平成36年1月31日	エステイメゾン葵	
平成36年4月30日	プライムメゾン富士見台	

(注7) 積和不動産関西をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成28年8月31日	エステイメゾン塚本	期間満了6か月前までに意思表示がなされなければ1年間自動更新
平成28年11月14日	エステイメゾン城東	
平成29年3月8日	エステイメゾン南堀江	
平成29年7月30日	エステイメゾン西中島	
平成34年3月31日	プライムメゾン太陽ヶ丘、プライムメゾン北田辺	
平成35年2月28日	エステイメゾン瓦町、エステイメゾン西天満	

(注8) 積和不動産九州をマスターリース会社とする賃貸物件の契約満了日及び契約更改の方法は、以下のとおりです。

契約満了日	賃貸物件	契約更改の方法
平成29年1月31日	マスト博多	定期建物賃貸借契約のため期間満了にて終了
平成29年3月31日	プライムメゾン百道浜	
平成29年9月30日	プライムメゾン照葉	

C. 上位10テナント

平成26年9月末日（第18期末）現在の保有資産にかかる信託不動産について、主要なテナントを含む賃貸面積ベースの上位10社は、以下の表のとおりです。

テナント名	賃貸物件	契約満了日	賃貸面積 (㎡) (注1)	比率 (%) (注2)
1. 積和不動産	(注3)		89,446.78	25.8
2. 積和不動産中部	(注4)		41,311.54	11.9
3. 株式会社長谷工ライブネット	エスティメゾン八千代緑が丘	平成27年1月31日	33,996.94	9.8
	エスティメゾン京橋	平成28年3月31日		
	エスティメゾン武蔵小山	平成29年11月29日		
	エスティメゾン千駄木	平成30年2月5日		
	エスティメゾン四条西洞院、エスティメゾン上呉服	平成30年4月24日		
	エスティメゾン錦糸町Ⅱ、エスティメゾン大島	平成36年4月30日		
4. コーナン商事株式会社	りんくう羽倉崎プラザ(注5)	平成41年1月31日	27,815.03	8.0
5. パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	エスティメゾン千石、エスティメゾン代沢、エスティメゾン戸越	平成35年2月28日	25,383.43	7.3
	エスティメゾン元麻布、エスティメゾン都立大学、エスティメゾン武蔵小山Ⅱ、エスティメゾン中野、エスティメゾン新中野、エスティメゾン中野富士見町、エスティメゾン哲学堂、エスティメゾン高円寺、エスティメゾン押上、エスティメゾン赤羽、エスティメゾン王子	平成35年4月30日		
6. 積和不動産九州	(注6)		23,857.76	6.9
7. 積和不動産関西	(注7)		18,755.34	5.4
8. 株式会社三好不動産	エスティメゾン天神東Ⅰ、エスティメゾン天神東Ⅱ	平成29年9月30日	16,761.28	4.8
	エスティメゾン博多東	平成30年3月25日		
	エスティメゾン薬院	平成36年3月31日		
9. 株式会社コジマ	コジマNEW上福岡店	平成28年3月8日	16,757.59	4.8
	りんくう羽倉崎プラザ(注5)(注8)	平成34年7月4日		
10. イオンタウン株式会社	りんくう羽倉崎プラザ(注5)	平成36年5月5日	12,116.51	3.5
上位10テナントの合計			306,202.20	88.2
ポートフォリオの合計			347,272.80	100.0

- (注1) 平成26年9月末日現在の保有資産にかかる賃貸借契約に表示されている賃貸面積を記載しています。積和不動産については、マストライフ秋葉原のみ信託受託者との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、マストライフ秋葉原については、エンドテナントとの賃貸借契約の有無に関わらず、総賃貸可能面積を賃貸面積とし、マストライフ秋葉原以外の38物件に係るマスターリース会社とエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された各賃貸面積との合計を記載しています。積和不動産中部については、エステイメゾン東白壁及びエステイメゾン鶴舞（店舗部分除く）のみ信託受託者との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エステイメゾン東白壁及びエステイメゾン鶴舞（店舗部分除く）については、エンドテナントとの間の賃貸借契約の有無にかかわらず、総賃貸可能面積を賃貸面積とし、エステイメゾン東白壁及びエステイメゾン鶴舞（店舗部分除く）以外の7物件に係るエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された各賃貸面積との合計を記載しています。株式会社長谷工ライブネット及びパシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社については、各社がマスターリース会社として賃貸人となっている各物件に係るエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。積和不動産九州については、各物件に係る信託受託者との間でマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約を締結しているため、エンドテナントとの賃貸借契約の有無にかかわらず、各物件の総賃貸可能面積の合計を賃貸面積とし、その合計を記載しています。積和不動産関西及び株式会社三好不動産については、各社がマスターリース会社として賃貸人となっている各物件に係るエンドテナントとの間の賃貸借契約に表示された賃貸面積の合計を記載しています。なお、賃貸面積に駐車場は含んでいません。
- (注2) ポートフォリオの賃貸面積合計に対する各上位10テナントの賃貸面積の割合については、小数第二位を四捨五入しています。
- (注3) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注5)をご参照下さい。
- (注4) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注6)をご参照下さい。
- (注5) 貸地であり、建物はテナント所有となっています。
- (注6) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注8)をご参照下さい。
- (注7) 前記「B. 主要なテナントの概要」の(注7)をご参照下さい。
- (注8) りんくう羽倉崎プラザの建物所有者である株式会社コジマは平成26年7月27日付で当該建物において運営していた店舗を閉店しましたが、本書の日付現在同社との事業用借地権設定契約は変更なく継続しています。また、資産運用会社及び当該物件の信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当該閉店と併せ、信託受託者と株式会社コジマとの間の事業用借地権設定契約に基づき、同社が本件建物に入居する賃借人を募集することについて承諾しています。

(ホ) ポートフォリオ分散の概要

平成26年9月末日（第18期末）現在の保有資産の用途別、地域別（住居のみ）及び築年数別のポートフォリオ分散状況並びに用途別平均築年数の概要は、以下のとおりです。なお、取得価格については、百万円未満を切り捨てており、また、投資比率については、小数第二位を四捨五入しています。従って、下記に記載の各投資比率の合計が100%とならない場合があります。また、築年数については、平成26年9月末日現在における築年数を基準としています。

A. 用途別分散状況

用途	取得価格（百万円）	投資比率（%）
住居	153,562	89.8
その他信託不動産（商業施設）	17,536	10.2
ポートフォリオ合計	171,099	100.0

B. 地域別分散状況（住居のみ）

地域	取得価格（百万円）	投資比率（%）
東京圏主要都市部（重点投資エリア）	108,392	70.6
東京圏その他都市部	5,268	3.4
全国主要都市	39,902	26.0
ポートフォリオ合計	153,562	100.0

（注）ポートフォリオ全体では、東京圏主要都市部（重点投資エリア）、東京圏その他都市部及び全国主要都市に所在する物件への投資比率は、それぞれ66.0%、4.9%及び29.1%となっています。

C. 築年数別分散状況

築年数	取得価格（百万円）	投資比率（%）
5年未満	17,119	10.3
5年以上10年未満	118,177	71.0
10年以上	31,106	18.7

（注）築年数別分散状況については、貸地であるりんくう羽倉崎プラザは含めていません。

D. 用途別平均築年数

用途	平均築年数（注）
住居	7.9年
その他信託不動産（商業施設）	12.5年

（注）平均築年数は取得価格に基づき算出される投資比率で加重平均して算出し、小数第二位以下を切り捨てています。なお、平均築年数の算出にあたり、貸地であるりんくう羽倉崎プラザは含めていません。

(へ) 個別信託不動産の概要

平成26年9月末日(第18期末)現在の保有資産にかかる信託不動産の個別の概要は、以下のとおりです。

A. 「特定資産(信託受益権)の概要」欄に関する説明

- (i) 「所在地(住所)」欄には、住居表示を、住居表示が未実施の物件については建物の登記簿(登記記録を含みます。以下同じです。)上表示されている建物の所在欄の内容を記載しています。また、「所在地(地番)」欄には、登記簿上表示されている地番(複数ある場合にはそのうち1筆の地番)を、それぞれ記載しています。
- (ii) 土地及び建物の「所有形態」欄には、信託不動産に関して不動産信託の受託者が保有する権利の種類を記載しています。
- (iii) 土地の「用途地域」欄には、都市計画法第8条第1項第1号に掲げる用途地域の種類を記載しています。
- (iv) 土地の「面積」欄には、登記簿上表示されている地積(複数ある場合にはその合計)を記載しています。
- (v) 土地の「容積率」欄には、建築基準法第52条に定める、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- (vi) 土地の「建蔽率」欄には、建築基準法第53条に定める、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合であって、用途地域等に応じて都市計画で定められる数値を記載しています。
- (vii) 建物の「用途」欄には、登記簿上表示されている種類のうち、主要なものを記載しています。
- (viii) 建物の「延床面積」欄には、登記簿上表示されている主たる建物の床面積の合計を記載しています。
- (ix) 建物の「構造・階数」欄には、登記簿上表示されている構造を記載しています。なお、「構造・階数」欄に記載の略称は、それぞれ以下を表します。
RC：鉄筋コンクリート造、SRC：鉄骨鉄筋コンクリート造、S：鉄骨造、F：階数、B：地下
- (x) 建物の「建築時期」欄には、登記簿上表示されている当初新築時点を記載しています。
- (x i) 「取得価格」は、百万円未満の金額を切り捨てて記載しています。
- (x ii) 「前所有者」欄には、保有資産である信託受益権の売主を記載しています。
- (x iii) 「前々所有者」欄には、保有資産である信託受益権の売主の前所有者を記載しています。
- (x iv) 「前所有者」欄及び「前々所有者」欄に記載の以下の会社は、いずれも物件取得当時に利害関係人等であった株式会社ジョイント・コーポレーション、株式会社エルカクエイ(現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)又は株式会社ジョイント・アセットマネジメント(現 株式会社リオ・コンサルティング)が資産の運用の委託を受けている、又は出資、匿名組合出資若しくは貸付を行っている若しくは行っていた特別目的会社です。
有限会社セジテリアス・プロパティ
有限会社アリエル・キャピタル・パートナーズ
有限会社エウロパ・キャピタル・パートナーズ
有限会社アース・キャピタル・パートナーズ
有限会社ウラヌス・キャピタル・パートナーズ
有限会社フラックステン・キャピタル・パートナーズ
- (x v) 「信託受託者」欄には、本投資法人が取得した信託受益権にかかる平成26年9月末日現在の信託受託者を記載しています。
- (x vi) 「PM会社」欄には、平成26年9月末日現在において、各信託不動産についてプロパティ・マネジメント業務を委託しているプロパティ・マネジメント会社を記載しています。
- (x vii) 「賃借人」欄には、平成26年9月末日現在において、本投資法人又は信託受託者との間で直接の賃貸借関係にあるテナント(マスターリース会社を含みます。)を記載しています。

- (x viii) 「賃貸方式」欄には、賃借人が本投資法人又は信託受託者との間で締結している賃貸借スキーム（直接賃貸する方式、転貸人に賃貸する方式等）を記載しています。なお、本書において「マスターリース契約・賃料保証型」とは、マスターリース会社が固定賃料を支払うこととされているマスターリース契約をいい、「マスターリース契約・パススルー型」とは、マスターリース会社が、エンドテナント等マスターリース会社から物件を賃借する者から受領する賃料と同額の賃料を支払うこととされているマスターリース契約をいいます。

B. 「特記事項」欄に関する説明

「特記事項」欄の記載については、以下の事項を含む、保有資産の権利関係や利用等に関連して重要と考えられる事項の他、保有資産の評価額、収益性、処分性への影響度を考慮して重要と考えられる事項を記載しています。

- (i) 法令諸規則上の制限又は規制の主なもの
- (ii) 権利関係等にかかる負担又は制限の主なもの
- (iii) 信託不動産と隣接地との境界を越えた構築物等がある場合や境界確認等に問題がある場合の主なものとその協定等
- (iv) 共有者又は区分所有者との間でなされた合意事項又は協定等の主なもの

C. 「地域・物件特性」欄に関する説明

「地域・物件特性」欄の記載は、原則として各信託不動産にかかる鑑定機関の鑑定評価書又は調査報告書における記載を抜粋、要約又は参照して作成しています。

【住居－1】物件名称：エステイメゾン銀座

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 東京都中央区銀座三丁目11番19号 (地番) 東京都中央区銀座三丁目201番5			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域	用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	636.36	延床面積 (㎡)	7,836.57
	容積率 (用途地域指定)	800%	構造・階数	SRC、16F／B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期	平成17年2月7日
取得価格 (百万円)	5,290			
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産	
特記事項				
<p>1. 信託不動産にかかる土地については、中央区の「街並み誘導型地区計画」「用途別容積型地区計画」の適用区域に該当するため、当該地区計画による容積率緩和（1,000%）を受け、信託不動産にかかる建物は、かかる容積率に準拠して建築されています。その後、平成15年7月に地区計画の内容が変更され、容積率の緩和条件が厳しくなったため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>				
地域・物件特性				
<p>東京メトロ日比谷線「東銀座」駅徒歩約3分、都営地下鉄浅草線「東銀座」駅徒歩約1分に位置し、主に中高層の店舗兼事務所の他、マンション等が建ち並ぶ商住混在地域に立地しています。周辺には「松屋」や「三越」などの百貨店や、「歌舞伎座」や「有楽町マリオン」など芸術文化スポットが点在しています。都心接近性や交通利便性を有するため、都心通勤者である若年単身者等を中心とした需要者層が見込まれる他、都心や臨海部立地の企業による法人契約等も期待できるため、幅広い需要が見込まれます。</p>				

[住居-3] 物件名称：エステイメゾン麻布永坂

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 東京都港区六本木五丁目13番12号 (地番) 東京都港区六本木五丁目362番11 他9筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、 第二種中高層住居専用地域	用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	677.45	延床面積 (㎡)	2,317.87
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第二種中高層住居専用地域 ：300%	構造・階数	SRC・RC、 15F／B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第二種中高層住居専用地域 ：60%	建築時期	平成16年1月16日
取得価格 (百万円)	1,730			
前所有者	有限会社セジテリアス・ プロパティ	前々所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産	
特記事項				
<p>1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は、本来近隣商業地域については80%、第二種中高層住居専用地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和及び角地による加算により、それぞれ100%、80%となっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ362.29%、92.45%となります。</p>				
地域・物件特性				
<p>都営地下鉄大江戸線・東京メトロ南北線「麻布十番」駅徒歩約4分の、都道高輪麻布線沿いの高層の事務所・マンションが建ち並ぶ路線商業地域に立地しています。当該地域は、「麻布」エリアと、「六本木」エリアの中間に位置し、都心接近性・利便性を志向する若年単身者、外資系企業社員や外国人などに人気のある地域で、これらのテナントからの需要が見込まれます。最寄駅から徒歩5分圏内の交通利便性と、「六本木ヒルズ」や「芝公園」等の商業施設及び公園にも近いことから、生活利便性、自然環境が良好です。</p>				

[住居-4] 物件名称：エステイメゾン恵比寿Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都渋谷区東四丁目13番1号 (地番) 東京都渋谷区東四丁目16番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第二種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	561.58		延床面積 (㎡)	2,452.69
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	R C、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成15年6月13日
取得価格 (百万円)	1,960				
前所有者	有限会社セジテリアス・プロパティ		前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算及び第二種住居地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により80%となっています。					
地域・物件特性					
J R山手線・埼京線、東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅徒歩約13分に位置し、中高層マンションの他に店舗、事務所などが混在する地域に立地しています。「恵比寿」・「広尾」エリアは東京23区内の高級住宅地の一つで、当該地周辺には著名な飲食店や物販店などが多いため生活利便性も高く、都心接近性・知名度を志向する単身者・都心通勤者・DINKS等を中心とした需要が見込まれます。					

[住居-5] 物件名称：エステイメゾン恵比寿

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都渋谷区広尾一丁目13番4号 (地番) 東京都渋谷区広尾一丁目17番3				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	169.00		延床面積 (㎡)	871.90
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	S R C、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年10月20日
取得価格 (百万円)	700				
前所有者	有限会社アリエル・キャピタル・パートナーズ		前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
J R山手線・埼京線、東京メトロ日比谷線「恵比寿」駅徒歩約5分の、明治通り沿いに立地しています。周囲はマンション・店舗・オフィスビルが連たんしており、明治通りと駒沢通りの交差点に近く、代官山・渋谷・広尾エリアへのアクセスも良好です。「恵比寿」エリアは東京23区内の高級住宅地の一つであり、当該地周辺には著名な飲食店や物販店などが多いため、都心接近性・生活利便性を志向する、若年単身者・DINKS等による需要が見込まれます。					

〔住居－6〕物件名称：エステイメゾン神田

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都千代田区神田多町二丁目3番4号 (地番) 東京都千代田区神田多町二丁目3番14 他3筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	307.69		延床面積 (㎡)	2,028.19
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	SRC、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年2月20日
取得価格 (百万円)	1,360				
前所有者	有限会社セジテリアス・プロパティ		前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来600%ですが、千代田区の中神田中央地区地区計画による容積率緩和(660%)を受け、信託不動産にかかる建物は、かかる容積率に準拠して建築されています。その後、平成16年8月の地区計画の内容が変更され、容積率の緩和条件が厳しくなったため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR山手線・中央線・京浜東北線、東京メトロ銀座線「神田」駅徒歩約3分に位置し、中高層の事務所ビル及び中高層マンションが建ち並び商住混在地域に立地しています。「丸の内」・「大手町」・「日本橋」エリアに近い都心通勤者、若年単身者に加え、周辺に大学、専門学校が多く点在するため学生にも人気の高いエリアです。付近には神田駅西口商店街があり、買い物等の生活利便性も良好です。					

〔住居－8〕物件名称：エステイメゾン北新宿

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都新宿区北新宿一丁目28番17号 (地番) 東京都新宿区北新宿一丁目932番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、 第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	504.41		延床面積 (㎡)	2,204.07
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第一種中高層住居専用地域 ：300%		構造・階数	RC、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種中高層住居専用地域 ：60%		建築時期	平成16年8月6日
取得価格 (百万円)	1,290				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率及び建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ395.02%、79.00%となります。					
地域・物件特性					
JR総武線「大久保」駅徒歩約5分、山手線「新大久保」駅徒歩約9分に位置し、中高層マンション、店舗、小規模ビル等の混在する商業地域に立地しています。大久保通り及び小滝橋通り等の道路交通条件が整っている他、新宿駅まで一駅の距離に位置する利便性を有しており、都心通勤者を中心とする若年単身者向けの需要が見込まれます。					

[住居-10] 物件名称：エステイメゾン浅草駒形

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都台東区駒形一丁目10番9号 (地番) 東京都台東区駒形一丁目8番3 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	663.54		延床面積 (㎡)	3,406.10
	容積率 (用途地域指定)	700%		構造・階数	S R C、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年7月28日
取得価格 (百万円)	1,870				
前所有者	有限会社エウロパ・キャピタル・パートナーズ		前々所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
東京メトロ銀座線「浅草」駅徒歩約3分、都営地下鉄浅草線「浅草」駅徒歩約2分に位置し、店舗・事務所が建ち並ぶなか、マンション等も見られる地域に立地しています。「浅草」エリアは観光客で賑わうエリアでもあり、浅草寺「雷門」をはじめ、「仲見世商店街」「花やしき」などショッピングやアミューズメントも充実しています。また都心部への交通アクセスも良好なため、近年では都心型マンション等の建築も見られます。単身者・DINKS等の需要が見込まれます。					

[住居-11] 物件名称：エステイメゾン町田

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都町田市原町田二丁目1番17号 (地番) 東京都町田市原町田二丁目1272番6 他3筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	587.48		延床面積 (㎡)	4,033.59
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	S R C、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年2月23日
取得価格 (百万円)	1,360				
前所有者	有限会社セジテリアス・プロパティ		前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
J R横浜線「町田」駅徒歩約7分、小田急小田原線「町田」駅徒歩約9分に位置し、中層のマンション等も多く見られる商住混在地域に立地しています。新宿、横浜へ乗り換えなしでアクセスできる交通利便性と、駅前に百貨店等の大規模商業施設の他、飲食店・小売店舗等が集積していることによる生活利便性により、都心通勤者・若年単身者・DINKS等の需要が見込まれます。					

[住居-12] 物件名称：エステイメゾン川崎

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県川崎市川崎区小川町14番24号 (地番) 神奈川県川崎市川崎区小川町14番24 他2筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	683.69		延床面積 (㎡)	4,656.10
	容積率 (用途地域指定)	800%		構造・階数	R C、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成16年7月15日
取得価格 (百万円)	2,130				
前所有者	有限会社エウロパ・キャピタル・パートナーズ		前々所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来800%ですが、建築基準法に基づく前面道路の幅員による制限及び特定道路にかかる緩和により593.10%となっています。また、建蔽率は商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
J R 東海道線・京浜東北線・南武線「川崎」駅徒歩約7分、京浜急行本線・大師線「京急川崎」駅徒歩約7分に位置し、都心部及び「横浜」エリアへの交通アクセスは良好です。駅前には商業施設が集積し、生活利便性にも優れるため、若年単身者等の需要が見込まれます。					

[住居-13] 物件名称：エステイメゾン今池

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市千種区今池三丁目12番28号 (地番) 愛知県名古屋市千種区今池三丁目1218番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	居宅
	面積 (㎡)	360.54		延床面積 (㎡)	1,375.76
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	S R C・R C、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成3年10月15日
取得価格 (百万円)	300				
前所有者	有限会社アリエル・キャピタル・パートナーズ		前々所有者	有限会社ブルート・キャピタル・パートナーズ	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	株式会社東急コミュニティー	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
名古屋市営地下鉄東山線・桜通線「今池」駅徒歩約4分に位置し、中低層のマンション・事務所等が混在する地域です。最寄駅の「今池」駅周辺は、交通アクセスが良好な他、スーパー、飲食店及び、日常生活用品を扱う店舗も多いため、生活利便性に優れています。都心通勤者を中心とする若年単身者等の需要が見込まれます。					

[住居-14] 物件名称：エステイメゾン新川崎

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県川崎市幸区古市場一丁目4番 (地番) 神奈川県川崎市幸区古市場一丁目4番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,992.09		延床面積 (㎡)	3,737.47
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	R C、5 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成11年3月5日
取得価格 (百万円)	1,018				
前所有者	富士ライフ株式会社 (現 富士オフィス& ライフサービス株式会社)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	-	
賃借人	富士オフィス& ライフサービス株式会社		賃貸方式	直接契約	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
J R南武線「鹿島田」駅徒歩約17分、J R横須賀線・湘南新宿ライン「新川崎」駅徒歩約19分の多摩川沿いに立地するファミリー向け賃貸マンションです。最寄駅からやや距離はあるものの、近くに小学校・商店街等があり生活利便性に優れ、また、道路を隔てた多摩川河川敷には緑地やグラウンドがあるなど開放感があり、居住環境は良好です。住戸は全室南東向きのバルコニーを配し日照に優れ、駐車場も全戸数分を確保しています。					

[住居-15] 物件名称：エステイメゾン横浜

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番1号 (地番) 神奈川県横浜市神奈川区鶴屋町三丁目33番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	611.41		延床面積 (㎡)	3,076.45
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、11F/B 1 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年1月23日
取得価格 (百万円)	2,090				
前所有者	ダイドー住販株式会社		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
J R「横浜」駅徒歩約7分の、幹線道路である横浜駅泉町線沿いに位置する賃貸マンションです。近隣には、オフィスビル、共同住宅、一般住宅等があり、幹線道路の背後は、共同住宅を中心とする住宅地域となっています。当該地域は、各種商業施設が集積し各方面へのアクセスが良好なJ R「横浜」駅への接近性に優れ、高い生活利便性を享受し得ることから、利便性を重視する単身者等を中心とした需要が見込まれます。					

[住居-16] 物件名称：エステイメゾン亀戸

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都江東区亀戸六丁目57番11号 (地番) 東京都江東区亀戸六丁目57番2 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	438.43		延床面積 (㎡)	2,899.67
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	SRC、11F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成17年11月30日
取得価格 (百万円)	1,650				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR総武線、東武亀戸線「亀戸」駅東口から徒歩約2分の、京葉道路(国道14号)沿いに位置する賃貸マンションです。近隣は低層階に小売・飲食店舗を有する共同住宅、事務所ビル等が建ち並ぶ地域です。当該地域は「サンストリート亀戸」など各種商業施設が集積し、都心中心部へのアクセスが良好なことから、利便性を重視する単身者等を中心とした需要が見込まれます。					

[住居-17] 物件名称：エステイメゾン目黒

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都目黒区三田二丁目10番12号 (地番) 東京都目黒区三田二丁目36番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	578.01		延床面積 (㎡)	1,283.92
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、5F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成17年11月28日
取得価格 (百万円)	887				
前所有者	有限会社ウラス・キャピタル・パートナーズ		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来200%ですが、前面道路の幅員規制により196%となっています。					
地域・物件特性					
JR山手線「目黒」駅西口から北へ徒歩約10分のところに位置する賃貸マンションです。JR「目黒」駅は平成12年9月に東急目黒線・都営地下鉄三田線・東京メトロ南北線が相互運転を開始したことにより、ターミナル駅としての性格を帯び、利便性が大幅に向上しています。周辺地域は、4～5階建て程度の中高層共同住宅が建ち並び、一部に戸建住宅が点在する閑静な住宅地です。目黒駅周辺の利便性の大幅な向上に伴い、都心へのアクセスを重視する単身者向けの住宅として堅調な賃貸需要が見込まれます。					

[住居-18] 物件名称：エステイメゾン八千代緑が丘

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 千葉県八千代市緑が丘一丁目2番8号 (地番) 千葉県八千代市緑が丘一丁目2番36				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、事務所、店舗
	面積 (㎡)	1,289.14		延床面積 (㎡)	5,420.53
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	SRC、13F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成10年1月10日
取得価格 (百万円)	1,348				
前所有者	個人	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 長谷エライブネット		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
東葉高速鉄道「八千代緑が丘」駅北口から北へ徒歩約3分のところに位置するファミリー向け賃貸マンションです。東葉高速鉄道が、平成8年4月の開通以来、東京メトロ東西線と相互乗入をしたことにより、都心へのアクセスは良好です。周辺は、中高層共同住宅が建ち並び、また、複数の大規模商業施設が立地するなど、新興住宅地として生活利便性が高く、背後には戸建住宅が広がり、居住環境に恵まれた地域です。					

[住居-19] 物件名称：エステイメゾン巣鴨

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都豊島区巣鴨四丁目14番15号 (地番) 東京都豊島区巣鴨四丁目7番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域、 近隣商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	965.70		延床面積 (㎡)	2,785.83
	容積率 (用途地域指定)	第一種中高層住居専用地域 :300% 近隣商業地域:400%		構造・階数	RC、8F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	第一種中高層住居専用地域 :60% 近隣商業地域:80%		建築時期	平成19年2月22日
取得価格 (百万円)	1,510				
前所有者	セントラル総合開発株式会社	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	三井不動産 住宅リース株式会社		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ325.86%、77.76%となります。					
地域・物件特性					
老年層や観光客を中心に全国的に有名な「巣鴨地蔵通商店街」に面した店舗付賃貸マンションです。JR山手線「巣鴨」駅から徒歩約12分、都電荒川線「庚申塚」駅から徒歩約4分のところに位置し、「巣鴨」駅は都営地下鉄三田線も接続しており、都心接近性は良好です。すべての住戸は日照・通風に優れた南東向きに配置されており、居住の快適性に優れ、日常の買い物や通勤・通学の利便性に優れていることから、ファミリー向けに堅調な需要が見込まれます。また、商店街の中心からやや離れているものの、店舗として一定の需要も期待できます。					

[住居-20] 物件名称：エステイメゾン京橋

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市都島区東野田町二丁目7番10号 (地番) 大阪府大阪市都島区東野田町二丁目7番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	799.68		延床面積 (㎡)	5,995.82
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	R C、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年3月2日
取得価格 (百万円)	2,774				
前所有者	有限会社キャピタル・エッジ	前々所有者		-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社		株式会社 長谷エライブネット	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「京橋」駅の北方に近接し、同駅から徒歩約1分のところに位置しており、また、京阪本線「京橋」駅から徒歩約2分に位置する地上15階建の店舗付賃貸マンションです。大阪市都島区の南部を東西に走る国道1号の南側背後地にあり、周辺は事務所ビルや中小飲食店舗・小売店舗等が建ち並び、一般住宅も混在する地域です。「京橋」駅北側周辺では、住宅需要の都心回帰傾向等により、商業系用途から住居系用途への転用が見られ、マンション需要が増加傾向にあり、「梅田」、「淀屋橋」、「心斎橋」へのアクセス利便性の高い地域であることから、単身者等を中心に堅調な需要が見込まれます。					

[住居-21] 物件名称：エステイメゾン目黒本町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都目黒区目黒本町四丁目8番21号 (地番) 東京都目黒区目黒本町四丁目170番22 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	865.22		延床面積 (㎡)	1,975.84
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	R C、3F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年2月22日
取得価格 (百万円)	1,220				
前所有者	株式会社ジョイント・ランド (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)	前々所有者		-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社		積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
東急目黒線「西小山」駅より徒歩約12分に位置し、中小規模一般住宅が建ち並ぶ中に、中低層の共同住宅も見られる地域に立地しています。目黒通り、26号線通り等の幹線道路からも距離があることから、車通りも少なく、閑静な住宅街を形成しています。付近には「林試の森公園」、「清水池公園」等があり、また、「西小山」駅や「武蔵小山」駅前には旧来からの商店街が見られる等、居住環境及び生活利便性は良好です。利便性及び住居の快適性を重視するシングル層、DINKS等の少人数世帯の需要が見込まれます。					

[住居-22] 物件名称：エステイメゾン白楽

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県横浜市神奈川区六角橋一丁目18番19号 (地番) 神奈川県横浜市神奈川区六角橋一丁目121番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	457.54		延床面積 (㎡)	1,593.68
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	R C、7 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年2月2日
取得価格 (百万円)	844				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。					
地域・物件特性					
東急東横線「白楽」駅徒歩約4分に位置し、中低層の共同住宅、小売店舗等の建ち並ぶ商業地域に立地しています。近隣及び周辺は「白楽」駅から続く商店街となっており、小売・飲食店舗等があり、生活利便性は良好です。東京都心部及び横浜市中心部への通勤圏内にあり、交通利便性も良好であることから、単身者等を中心に需要が見込まれます。					

[住居-23] 物件名称：エステイメゾン南堀江

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市西区南堀江二丁目12番10 (地番) 大阪府大阪市西区南堀江二丁目12番1 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	475.06		延床面積 (㎡)	1,994.14
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	R C、11 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月19日
取得価格 (百万円)	1,055				
前所有者	日本リアルネット株式会社		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
大阪市営地下鉄長堀鶴見緑地線「西大橋」駅より徒歩約7分に位置する、地上11階建ての賃貸マンションです。近隣は事務所、営業所、マンション等が建ち並ぶ商業地域で、近年は「心斎橋」エリアに近接する立地条件や人気ショップ出店の影響もあって、注目度の高い地域となっています。また、駅や商業施設などへの接近性から生活利便性も高く、単身者等を中心に堅調な需要が見込まれます。					

[住居-24] 物件名称：エステイメゾン五反田

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区西五反田七丁目7番2号 (地番) 東京都品川区西五反田七丁目7番1、他2筆				
土地	所有形態	所有権（共有）(注1)	建物	所有形態	区分所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、事務所
	面積（㎡） (注1)	593.32		延床面積（㎡） (注2)	5,590.34
	容積率 (用途地域指定)	800%/700%		構造・階数	SRC、14F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年3月2日
取得価格（百万円）	3,043				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率は北東側接面都道より30m以内は800%、30m超は700%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると792.89%となります。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>2. 当該資産にかかる土地に地中埋設物が存在しますが、土地建物の遵法性、安全性及び現状の使用収益に特段影響を及ぼすものではありません。</p>					
地域・物件特性					
<p>JR山手線・都営地下鉄浅草線・東急池上線「五反田」駅徒歩約6分、東急目黒線「不動前」駅徒歩約10分、東急池上線「大崎広小路」駅徒歩約4分に位置しています。当該地域は、山手通り沿いに、中高層の店舗付事務所ビル、共同住宅等が建ち並ぶ商業地域です。3駅4路線の利用が可能となっているなど、交通利便性も良好です。また、「五反田」駅前には商業地となっており、生活利便性も良好なため、利便性及び居住の快適性を重視するシングル層、DINKS等の少人数世帯及びファミリー層を中心に需要が見込まれます。</p>					

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は426,933分の387,036ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の延床面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、3,637.18㎡です。

[住居-25] 物件名称：エステイメゾン大井仙台坂

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区東大井五丁目9番10号 (地番) 東京都品川区東大井五丁目500番7				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	558.39		延床面積 (㎡)	3,440.73
	容積率 (用途地域指定)	600%/500%		構造・階数	SRC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年8月10日
取得価格 (百万円)	2,440				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は南東側接面都道及び南方都道より20m以内は600%、20m超は500%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると582.89%となります。また、建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
JR京浜東北線・根岸線・東急大井町線・東京臨海高速鉄道りんかい線「大井町」駅徒歩約5分に位置し、中高層店舗付共同住宅、小売店舗等が建ち並ぶ地域に立地しています。最寄駅の「大井町」駅付近には商店街もあり、生活利便性は良好です。また、主要ビジネス街への接近性も良好で、「羽田空港」まで約30分の距離にあることから、「羽田空港」へのアクセスを選好する社会人等の需要も見込まれる立地となっています。利便性及び居住の快適性を重視するシングル層、DINKS等の少人数世帯及びファミリー層を中心に需要が見込まれます。					

[住居-26] 物件名称：エステイメゾン品川シーサイド

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区東品川三丁目25番20号 他 (地番) 東京都品川区東品川三丁目100番1 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,049.00		延床面積 (㎡)	3,127.48
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	I、II：RC、7F III：RC、9F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年6月23日
取得価格 (百万円)	2,200				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
京浜急行本線「青物横丁」駅徒歩約6分、東京臨海高速鉄道りんかい線「品川シーサイド」駅から徒歩約7分に位置する賃貸マンションです。「青物横丁」駅周辺においては、日用品の販売等を行う店舗や飲食店が数多く、また再開発された「品川シーサイドフォレスト」に存する「イオン」の食料品売場は深夜24時まで営業しており、生活利便性は良好です。都心への交通利便性も高く、企業が集積している「品川」や「川崎」及び「羽田空港」に近いことから、職住近接を希望する個人需要だけでなく、社宅として利用する法人需要が見込まれます。					

[住居-27] 物件名称：エステイメゾン南麻布

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区南麻布一丁目10番8号 (地番) 東京都港区南麻布一丁目2番40				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	487.27		延床面積 (㎡)	1,479.61
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、7F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年8月23日
取得価格 (百万円)	1,300				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来400%ですが、建築基準法第52条第1項及び第2項により247.20%となっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、建築基準法第53条第3項の緩和措置により80%となっています。</p>					
地域・物件特性					
東京メトロ南北線及び都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅徒歩約8分、東京メトロ南北線及び都営地下鉄三田線「白金高輪」駅徒歩約12分に位置する賃貸マンションであり、都心接近性は良好です。「麻布十番」駅付近に商店街があり、物販・飲食店舗が数多くあります。都心接近性、最寄駅や勤務地への接近性等の立地条件を重視する社会人等を中心とした需要が見込まれます。					

[住居-28] 物件名称：エステイメゾン城東

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市城東区野江二丁目11番8号 (地番) 大阪府大阪市城東区野江二丁目59番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	740.49		延床面積 (㎡)	2,232.26
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、9F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年8月31日
取得価格 (百万円)	1,075				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	信和建設株式会社	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
大阪市営地下鉄谷町線「野江内代」駅及び京阪本線「野江」駅徒歩約9分に位置し、中高層の共同住宅、一般住宅のほか事業所等が見られる住宅地域に立地するやや広めのワンルームマンションです。大阪市都心部の「梅田」地区・「淀屋橋」地区へ10分程度で結ばれ、都心接近性・利便性を志向する単身者等の需要が見込まれます。					

[住居-29] 物件名称：エステイメゾン塚本

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市淀川区塚本二丁目13番5号 (地番) 大阪府大阪市淀川区塚本二丁目15番3				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域、 準住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	808.54		延床面積 (㎡)	2,565.66
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	R C、11F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年8月10日
取得価格 (百万円)	1,250				
前所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション		前々所有者	東昌建設株式会社	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
J R東海道本線「塚本」駅徒歩約5分に位置し、中高層の共同住宅（店舗付き含む）、一般住宅、事業所等が建ち並ぶ住宅地域に立地する賃貸マンションです。普通のための停車駅とはいえ、「大阪」駅まで1駅（約3分）であり、さらに「京都」・「神戸」方面とのアクセスにも恵まれ、都心接近性・利便性は良好です。利便性の高いワンルームマンションであり、若年単身者等の需要が見込まれます。					

[住居-30] 物件名称：エステイメゾン川崎II

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県川崎市川崎区小川町12番4号 (地番) 神奈川県川崎市川崎区小川町12番4				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	601.38		延床面積 (㎡)	3,193.14
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月27日
取得価格 (百万円)	1,900				
前所有者	株式会社ジョイント・ コーポレーション		前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
J R東海道本線・京浜東北線・南武線「川崎」駅徒歩約9分、京浜急行本線「京急川崎」駅徒歩約10分に位置し、飲食店舗や共同住宅等が建ち並ぶ商住混在地域です。近隣地域の背後にはシネマコンプレックスやショップ、レストラン等の複合商業施設「ラ チッタデッラ」があり、また、駅前地下街、デパート、スーパーにもほど近く、最寄駅への接近性、生活利便性は良好です。最寄駅や勤務地への接近性等の立地条件を重視する社会人等を中心とした需要が見込まれます。					

[住居-31] 物件名称：エステイメゾン麻布十番

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区麻布十番一丁目11番1号 (地番) 東京都港区麻布十番一丁目11番8				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	380.26		延床面積 (㎡)	2,097.45
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、12F / B 1 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月22日
取得価格 (百万円)	2,700				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
都営地下鉄大江戸線・東京メトロ南北線「麻布十番」駅徒歩約1分に位置し、住宅と店舗が建ち並ぶ商住混在地域に立地しています。麻布十番は住宅としても商業エリアとしても地域の名声が高く、商住両面において高い需要を有するエリアです。当該物件は麻布十番大通りの背後に位置し、駅接近性に優れており、生活利便性は良好です。最寄駅への接近性等の立地条件を重視する社会人等を中心に需要が見込まれます。					

[住居-33] 物件名称：エステイメゾン板橋本町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都板橋区大和町14番14号 (地番) 東京都板橋区大和町14番27 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、診療所
	面積 (㎡)	220.85		延床面積 (㎡)	1,446.78
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	R C、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月27日
取得価格 (百万円)	1,000				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	双日株式会社	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
都営地下鉄三田線「板橋本町」駅約10mに位置し、高層事務所ビルや共同住宅が建ち並ぶ商住混在地域に立地するワンルームタイプの賃貸マンションです。最寄駅からの接近性が極めて良好であり、また、大和町交差点周辺にはコンビニエンスストア、飲食店、銀行等があり利便性が良好であることから、立地条件を重視する学生、社会人等の需要が見込まれます。					

[住居-34] 物件名称：エステイメゾン大泉学園

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都練馬区東大泉二丁目12番15号 (地番) 東京都練馬区東大泉二丁目979番16 他1筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域、近隣商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	618.00		延床面積 (㎡)	1,542.16
	容積率 (用途地域指定)	準工業地域：200% 近隣商業地域：300%		構造・階数	R C、6 F
	建蔽率 (用途地域指定)	準工業地域：60% 近隣商業地域：80%		建築時期	平成19年2月22日
取得価格 (百万円)	871				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ241.50%、82.45%となります。</p> <p>2. 本件土地の東側道路は幅員約5.8mの主要生活道路です。練馬区街づくり条例が施行されたことにより、再建築する際には、セットバック（道路中心から3m）が必要となります。</p>					
地域・物件特性					
西武池袋線「大泉学園」駅徒歩約13分に位置するワンルームタイプの賃貸マンションです。当該地域は、生活利便性及び生活環境も良好で、練馬区の中でも住宅需要の高い地域であることから、戸建住宅や共同住宅が多く見受けられます。周辺には、食料品や日用品が揃う「リヴィン オズ大泉店」や東映東京撮影所内の「オズスタジオシティ」があり、生活利便性も良好です。立地条件を重視する学生、社会人等の需要が見込まれます。					

[住居-35] 物件名称：エステイメゾン天神東 I

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区須崎町4番3 (地番) 福岡県福岡市博多区須崎町53番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	239.18		延床面積 (㎡)	1,158.70
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	S R C、15 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年1月31日
取得価格 (百万円)	445				
前所有者	合同会社 エム・ティー・ファースト		前々所有者	株式会社 コンダクト地域再生グループ (現 コンダクト株式会社)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	株式会社三好不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来500%ですが、前面道路の幅員規制により477%となっています。また、建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。					
地域・物件特性					
福岡市地下鉄空港線、箱崎線「中洲川端」駅徒歩約5分の中高層の共同住宅、中小規模小売店舗、事務所等が建ち並ぶ商住混在地域に立地する賃貸マンションです。駅前には商店街も見受けられ、福岡の商業・ビジネスの中心である「天神」「博多」エリアや福岡空港へのアクセスも容易であるなど、交通利便性及び生活利便性は良好です。都心居住の利便性を重視する単身者等を中心に需要が見込まれます。					

[住居-36] 物件名称：エステイメゾン天神東Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区須崎町6番12 (地番) 福岡県福岡市博多区須崎町109番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	514.89		延床面積 (㎡)	2,108.69
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	SRC、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年5月23日
取得価格 (百万円)	840				
前所有者	合同会社 エム・ティー・ファースト		前々所有者	株式会社えん	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	株式会社三好不動産	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
福岡市地下鉄空港線、箱崎線「中洲川端」駅徒歩約7分の中高層の共同住宅、中小規模小売店舗、事務所等が建ち並び商住混在地域に立地する賃貸マンションです。駅前には商店街も見受けられ、福岡の商業・ビジネスの中心である「天神」「博多」エリアや福岡空港へのアクセスも容易であるなど、交通利便性及び生活利便性は良好です。都心居住の利便性を重視する単身者等を中心に需要が見込まれます。					

[住居-37] 物件名称：エステイメゾン四条西洞院

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 京都府京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町697番地 (地番) 京都府京都市下京区西洞院通四条下る妙伝寺町697番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	400.59		延床面積 (㎡)	3,374.74
	容積率 (用途地域指定)	700%		構造・階数	RC、12F／B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年4月8日
取得価格 (百万円)	1,420				
前所有者	倶蘭堂ビル株式会社		前々所有者	-	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	株式会社長谷工ライブネット	
特記事項					
1. 平成19年9月1日より施行された京都市の新たな景観政策に関する条例等により、本件土地上の建物の高さは31mまでに制限されています（本件建物の高さは36mであり、将来、建物を建て替える場合には、同等の高さの建物が建設できない可能性があります。）。また、本件建物の意匠については、同条例等に定めるデザイン基準により、将来同様の建物を再建築できないおそれがあります。					
地域・物件特性					
京都市営地下鉄烏丸線「四条」駅徒歩約5分に位置し、中高層共同住宅、ビジネスホテル等が混在する地域に立地する単身者向けの賃貸マンションです。周辺には、スーパーや総合病院等の生活利便施設も揃っており、市中心部にありながら生活環境面での優位性も認められることから、勤務地への接近性を重視する単身者等の需要が見込まれます。					

[住居-39] 物件名称：エステイメゾン東品川

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区東品川一丁目10番1号 (地番) 東京都品川区東品川一丁目51番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,028.92		延床面積 (㎡)	3,338.12
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	R C、8 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成20年5月23日
取得価格 (百万円)	2,610				
前所有者	小田急不動産株式会社		前々所有者	-	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
京浜急行本線「北品川」駅徒歩約8分、りんかい線・東京モノレール「天王洲アイル」駅より徒歩約11分に位置し、新幹線の利用が可能な「品川」駅や羽田空港へのアクセスも良好であるなど交通利便性に優れています。近隣は、中高層マンションの中に倉庫、事業所等が介在する住宅地域であり、幹線道路から一筋入った比較的閑静な環境です。生活環境も概ね良好であることから、主として都心への交通利便性を重視する単身者又は少人数世帯の需要が見込まれます。					

[住居-40] 物件名称：エステイメゾン八王子みなみ野

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都八王子市西片倉三丁目2番8号 (地番) 東京都八王子市西片倉三丁目2番6 他4筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,134.50		延床面積 (㎡)	2,243.06
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	R C、5 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成19年3月6日
取得価格 (百万円)	1,000				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	株式会社イーカム	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
JR横浜線「八王子みなみ野」駅から徒歩約7分に位置し、中低層の共同住宅、店舗等の建ち並ぶ住宅地域に立地しています。「八王子みなみ野」駅周辺は、独立行政法人都市再生機構の開発する「八王子みなみ野シティ」が広がっており、戸建住宅、共同住宅、商業施設が整然と配置され、計画的な街づくりが進められています。街づくりの進行に伴って、商業施設及び中低層の共同住宅、戸建分譲住宅等の供給が進行しており、単身社会人向けの広めのワンルームマンションの供給も増えてきています。駅周辺の商業施設は充実しており、近隣の居住環境も良好であることから、共同住宅の需要が見込まれる地域です。					

[住居-41] 物件名称：エステイメゾン西中島

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目8番21 (地番) 大阪府大阪市東淀川区東中島二丁目8番10 他6筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	969.02		延床面積 (㎡)	3,947.24
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年4月18日
取得価格 (百万円)	2,250				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	株式会社ベイス	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
<p>大阪市営地下鉄御堂筋線「西中島南方」駅及び阪急電鉄京都線「南方」駅徒歩約9分に位置し、戸建住宅、中高層の共同住宅、駐車場等が混在する地域に立地する単身者向けの賃貸マンションです。交通機関の分岐点としての機能を持つJR・大阪市営地下鉄御堂筋線「新大阪」駅にも接近性が優れ、交通利便性が良好であることから、マンション等の高層共同住宅を主とした住宅地域としての性格が強まっている地域です。幹線道路の背後に位置していますが、幹線道路沿いの高層マンションによって当該道路からの騒音はある程度遮断されており、住環境の点においても優れ、今後とも十分な競争力を維持すると予想されます。</p>					

[住居-42] 物件名称：エステイメゾン板橋区役所前

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都板橋区板橋二丁目46番11号 (地番) 東京都板橋区板橋二丁目46番16				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域、第二種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	731.71		延床面積 (㎡)	4,322.19
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：600% 第二種住居地域：300%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 第二種住居地域：60%		建築時期	平成19年4月22日
取得価格 (百万円)	2,700				
前所有者	株式会社グランメール		前々所有者	株式会社松下産業	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率（商業地域）は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。また、容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ566.49%、95.53%となります。</p>					
地域・物件特性					
<p>都営地下鉄三田線「板橋区役所前」駅徒歩約5分に位置し、共同住宅及び低層店舗兼住宅等が建ち並ぶ商住混在地域に立地しています。最寄駅である「板橋区役所前」駅は「大手町」駅まで直通であり、また、近隣には「板橋区役所」や「板橋郵便局」、多数の商店が建ち並ぶ「板橋宿不動通り商店街」が存し、生活利便性に優れています。立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。</p>					

[住居-43] 物件名称：エステイメゾン武蔵小山

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区荏原三丁目1番7号 (地番) 東京都品川区荏原三丁目193番3				
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）	建物	所有形態	区分所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積（㎡） （注1）	512.62		延床面積（㎡） （注2）	1,616.87
	容積率 （用途地域指定）	300%		構造・階数	RC、7F
	建蔽率 （用途地域指定）	60%		建築時期	平成19年11月5日
取得価格（百万円）	1,012				
前所有者	株式会社フィンチ	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社長谷工ライブネット		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。					
地域・物件特性					
東急目黒線「武蔵小山」駅徒歩約6分に位置し、マンションや店舗付共同住宅、戸建住宅等が混在する商住混在地域に立地している賃貸マンションです。また、駅を中心に商店街が形成されており、住環境は概ね良好です。最寄駅からの接近性も比較的良好で都心への接近性も概ね良好であることから、立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。					

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は127,609分の117,678ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の延床面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、1,148.58㎡です。

[住居-44] 物件名称：エステイメゾン千駄木

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都文京区千駄木三丁目49番1 (地番) 東京都文京区千駄木三丁目238番16				
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）	建物	所有形態	区分所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積（㎡） （注1）	250.44		延床面積（㎡） （注2）	1,239.10
	容積率 （用途地域指定）	500%		構造・階数	RC・S、15F
	建蔽率 （用途地域指定）	80%		建築時期	平成20年1月9日
取得価格（百万円）	757				
前所有者	株式会社フィンチ	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社長谷工ライブネット		
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
東京メトロ千代田線「千駄木」駅、JR山手線・京浜東北線「西日暮里」駅徒歩約6分に位置し、高層共同住宅のほか低層店舗兼住宅が混在する地域に立地する単身者向けの賃貸マンションです。複数駅、複数路線を利用でき、「東京」駅や「大手町」等のビジネス街への接近性が概ね良好であることから、立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。					

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は103,842分の89,730ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の延床面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、867.27㎡です。

[住居-45] 物件名称：エステイメゾン四谷坂町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都新宿区坂町15番 (地番) 東京都新宿区坂町15番1 他1筆				
土地	所有形態	所有権（共有）（注1）		所有形態	区分所有権
	用途地域	第一種住居地域、 第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅、店舗
	面積（㎡）（注1）	905.08		延床面積（㎡） （注2）	3,675.01
	容積率 （用途地域指定）	第一種住居地域： 400%/300% 第一種中高層住居専用地域： 300%		構造・階数	R C、7 F
	建蔽率 （用途地域指定）	第一種住居地域：60% 第一種中高層住居専用地域： 60%		建築時期	平成20年3月29日
取得価格（百万円）	2,300				
前所有者	株式会社アドミラル コーポレーション		前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	三井不動産住宅リース 株式会社	
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の容積率は西側区道（津の守坂通り）より20m以内は400%（第一種住居地域）、20m超は300%（第一種中高層住居専用地域）となっています。また、北側区道より20m以内は300%（第一種住居地域）、20m超は300%（第一種中高層住居専用地域）となっており、その対象面積による加重平均を算出すると367.8%となります。なお、建蔽率は建築基準法第53条第3項の緩和措置によりいずれの地域についても80%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>都営新宿線「曙橋」駅徒歩約3分、東京メトロ丸ノ内線「四谷三丁目」駅徒歩約8分に位置し、中高層の共同住宅、店舗兼共同住宅等が建ち並ぶ商住混在地域に立地する単身者及びDINKS向けの賃貸マンションです。背後は中高層の共同住宅を中心とした住宅地域が広がっており、都心に近い住商混合地域としては繁華性が特別高いわけでもなく、住環境としては概ね良好です。立地条件を重視する社会人等の需要が見込まれます。</p>					

(注1) 敷地権（所有権の共有持分）の割合は329,739分の245,317ですが、面積は敷地全体の面積を記載しています。

(注2) 建物全体の面積を記載しています。本投資法人が保有している専有部分の延床面積は、2,253.07㎡です。

[住居-46] 物件名称：エステイメゾン博多東

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区吉塚七丁目2番80 (地番) 福岡県福岡市博多区吉塚七丁目91番1 他7筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	4,590.91		延床面積 (㎡)	9,465.09
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、9F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成19年11月21日
取得価格 (百万円)	2,250				
前所有者	合同会社 エム・ティー・ファースト		前々所有者	—	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	株式会社三好不動産	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
JR鹿児島本線・篠栗線「吉塚」駅徒歩約10分に位置し、共同住宅、事業所、倉庫、店舗等が混在する地域に立地する間取り1LDKから3LDKのマンションです。「博多」駅等へのアクセスも良好であり、駅周辺には官公庁、病院等の公共施設が多く存しています。					

[住居-47] 物件名称：エステイメゾン上呉服

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区上呉服町13番3 (地番) 福岡県福岡市博多区上呉服町468番 他5筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	593.55		延床面積 (㎡)	2,523.71
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年3月14日
取得価格 (百万円)	900				
前所有者	オフィスネットワーク 株式会社		前々所有者	—	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	株式会社 長谷工ライブネット	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
当該地域は、旧来から戸建住宅が集積する地域であり、「天神」地区及び「博多駅前」地区の商業集積・ビジネスゾーンを至近に臨むため、その都心接近性、交通利便性から近年では共同住宅が頻繁に開発されている地域です。本物件は、福岡市地下鉄箱崎線「呉服町」駅徒歩約5分と交通至便な立地に位置し、戸建住宅、共同住宅が建ち並ぶ地域に存する賃貸マンションで、前面道路による容積制限を受けないため眺望等による高い住居環境が期待できます。					

[住居-48] 物件名称：エステイメゾン三軒茶屋

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目16番9 (地番) 東京都世田谷区三軒茶屋二丁目174番17				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	153.83		延床面積 (㎡)	954.94
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	RC、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年1月22日
取得価格 (百万円)	871				
前所有者	株式会社星和ホームズ		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
東急田園都市線・世田谷線「三軒茶屋」駅徒歩約4分に位置し、店舗・事務所ビル、マンションが存する駅前の住商混在地域に立地しています。最寄駅までの交通接近条件に優れていることから、比較的良好な住環境が形成されています。最寄駅周辺には、多くの飲食店・生活用品店等が存し、居住の利便性に優れた人気の高いエリアです。都心への接近性に優れていることから、都心部へ通勤する単身者又は周辺の大学へ通学する学生等を中心に需要が見込まれます。					

[住居-50] 物件名称：プライムメゾン武蔵野の杜

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都小平市上水本町五丁目15番3号 (地番) 東京都小平市上水本町五丁目1496番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	5,116.62		延床面積 (㎡)	4,412.42
	容積率 (用途地域指定)	80%		構造・階数	RC、3F
	建蔽率 (用途地域指定)	40%		建築時期	平成19年12月19日
取得価格 (百万円)	1,560				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
本物件は、JR中央本線「国分寺」駅徒歩約19分に位置し、主に低層の共同住宅や戸建住宅等が立ち並ぶ閑静な住宅地域（第一種低層住居専用地域）に立地しています。本物件周辺は、公園や学校などの公共施設が充実しており落ち着いた住環境が形成されています。最寄駅である「国分寺」駅からやや距離はあるものの、都心接近性と住環境の両方を重視する都心通勤者やファミリー層を中心とした賃貸需要が見込まれます。					

【住居-51】 物件名称：プライムメゾン東桜

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市東区東桜二丁目10番14号 (地番) 愛知県名古屋市東区東桜二丁目1006番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	846.05		延床面積 (㎡)	3,517.62
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	SRC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成20年2月15日
取得価格 (百万円)	1,140				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
<p>本物件は、名古屋市営地下鉄桜通線「高岳」駅徒歩約3分に位置し、名古屋市内有数の商業集積地である「栄」エリアに隣接しています。本物件の周辺には、「NHK名古屋放送センタービル」や、「オアシス21」といったランドマーク施設が集積しており、都心接近性に恵まれています。都心接近性及び利便性を志向する単身者・DINKS等を中心とした賃貸需要が見込まれます。</p>					

【住居-52】 物件名称：プライムメゾン萱場公園

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市千種区萱場二丁目7番13号 (地番) 愛知県名古屋市千種区萱場二丁目703番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,129.02		延床面積 (㎡)	2,301.42
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年11月7日
取得価格 (百万円)	640				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部		
特記事項					
<p>1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。 2. 本物件の所在地は、平成20年10月31日付で31m高度地区に指定されていますが、建物の高さが31.38mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、名古屋市営地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田」駅徒歩約12分に位置し、最寄駅から名古屋市都心の「栄」駅まで約15分と都心接近性は良好です。本物件周辺には、「イオンモールナゴヤドーム前」があり、本物件の所在する地域の南方エリアは文教施設が集積しています。また、本物件南側対面は公園となっており、南面採光が確保されているなど、本物件は生活利便性・住環境に恵まれていることから、都心外延の住宅ゾーンとしてファミリー層を中心とした賃貸需要が見込まれます。</p>					

[住居-53] 物件名称：エステイメゾン三軒茶屋Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都世田谷区下馬三丁目11番6 (地番) 東京都世田谷区下馬三丁目46番13				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	473.85		延床面積 (㎡)	1,006.89
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	RC、5F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成20年1月28日
取得価格 (百万円)	714				
前所有者	合同会社DAF		前々所有者	三菱商事株式会社	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。 2. 西側接面道路は、都市計画道路（計画決定により拡幅予定）です。					
地域・物件特性					
本物件は、東急田園都市線「三軒茶屋」駅徒歩約16分に位置し、中低層の賃貸マンション、戸建住宅等が建ち並ぶ良好な住環境が形成される住宅地域に立地しています。最寄駅からやや距離はあるものの、バス便も充実していることから、交通利便性は良好であり、また本物件が所在する「三軒茶屋」エリアは、飲食・物販店舗等が集積し、商業繁華性も比較的高いことから、本物件は、特に都心接近性、生活利便性に加え住環境を重視する若年単身者やDINKS層を中心とした賃貸需要が見込まれます。					

[住居-54] 物件名称：エステイメゾン板橋C6

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都板橋区大山東町32番16 (地番) 東京都板橋区大山東町32番2 他10筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域、第二種住居地域		用途	共同住宅、事務所
	面積 (㎡)	773.48		延床面積 (㎡)	5,249.34
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：600% 第二種住居地域：300%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 第二種住居地域：60%		建築時期	平成20年3月12日
取得価格 (百万円)	2,260				
前所有者	東西ミテツア合同会社		前々所有者	オリックス不動産株式会社	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ582.37%、98.23%となります。なお、信託不動産にかかる土地の建蔽率は、本来商業地域については80%、第二種住居地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により、それぞれ100%、70%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、都営地下鉄三田線「板橋区役所前」駅徒歩約3分、東武東上線「大山」駅徒歩約10分に位置し、中高層の店舗付共同住宅等が建ち並ぶ商住混在地域に立地するシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。自転車メンテナンススペースや花粉除去装置に加えて、各階の共用部分に自転車置き場を備えている等、一般の賃貸マンションと差別化が図られています。また、近隣には充実した商店街もみられ、都心主要部へのアクセスも良好であることから、生活利便性及び通勤通学利便性を重視する健康志向の高い単身者やDINKS層を中心とした賃貸需要が見込まれます。					

[住居-55] 物件名称：マスト博多

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目22番25 (地番) 福岡県福岡市博多区博多駅前四丁目299番2 他1筆			
土地	所有形態	一般定期借地権	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	2,457.01	延床面積 (㎡)	11,621.67
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数	SRC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期	平成17年1月15日
取得価格 (百万円)	1,920			
前所有者	積和不動産九州	前々所有者	—	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産九州	
特記事項				
<p>1. 信託不動産の容積率は、本来400%ですが、公開空地进行を適切に維持管理すること等を条件として、建築基準法第59条の2に基づく容積率の緩和を受け、437.65%となっています。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。</p> <p>3. 独立行政法人都市再生機構を土地所有者とし、借地期間を平成14年12月1日から50年間とする一般定期借地権です。</p> <p>4. 定期借地権を譲渡するときは予め土地所有者に対し譲渡契約の詳細を書面にて通知の上、土地所有者の書面による承諾を受けることが必要となります。また、対象建物について所有権の移転及び質権、抵当権その他の担保を目的とする権利を設定しようとするとき、並びに建物を再築し若しくは増改築し又は建物等にその他の工作をしようとするとき等にも土地所有者の書面による承諾が必要となります。</p> <p>5. 定期借地契約締結後30年を経過した日から定期借地期間の満了する日の1年前までの間に、借地権者及び土地所有者は、相互に対象土地の譲渡を申し出ることができ、相手方がこの申出を承諾したときは、土地所有者は、借地権者に対して1年以内に対象土地を譲り渡すものとされています。なお、その譲渡価格その他の譲渡条件については、土地所有者の定めるところによるものとされています。</p>				
地域・物件特性				
<p>本物件は、JR鹿児島本線及び福岡市地下鉄空港線「博多」駅から徒歩約11分に位置し、最寄駅まで徒歩圏内にあることから交通利便性に優れており、また、「博多」駅から福岡市最大の繁華街である「天神」駅までは福岡市地下鉄空港線を利用して約5分と、福岡市の中心部に立地しています。</p>				

[住居-56] 物件名称：エステイメゾン錦糸町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都墨田区錦糸一丁目1番8 (地番) 東京都墨田区錦糸一丁目4番3 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	338.57		延床面積 (㎡)	1,718.10
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	RC、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年9月6日
取得価格 (百万円)	1,050				
前所有者	－ (注)		前々所有者	－ (注)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
本物件は、JR総武本線「錦糸町」駅徒歩約7分、東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅徒歩約8分に位置し、背後は「大横川親水公園」となっています。「錦糸町」エリアは駅周辺の再開発により年々商業施設が充実してきており、都心へのアクセスも良好であることから、都心通勤者等による賃貸需要も根強く、また、平成24年5月には「東京スカイツリー」が開業しており、周辺エリアの利便性等の向上が期待され、今後も賃貸需要が堅調に推移することが見込まれます。					

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、当該取得先は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係・人的関係及び取引関係はありません。

[住居-57] 物件名称：エステイメゾン武蔵小金井

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都小金井市本町二丁目6番5 (地番) 東京都小金井市本町二丁目1912番7 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	520.25		延床面積 (㎡)	2,676.36
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	SRC・RC、 13F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成17年2月2日
取得価格 (百万円)	1,450				
前所有者	ケッペル・プロパティーズ 合同会社		前々所有者	－ (注)	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR中央本線「武蔵小金井」駅徒歩約2分に位置するシングルタイプの賃貸マンションです。最寄駅への接近性に優れ、駅前には「イトーヨーカドー」や「西友」等の大型商業施設が立地しており、高い商業利便性を有しています。また、周辺には大学・各種専門学校等の教育機関が多く、公共・公益的施設も充実しているため、社会人や学生からの需要が見込まれます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係・人的関係及び取引関係はありません。

[住居-58] 物件名称：プライムメゾン御器所

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市長和区阿由知通二丁目17番地2 (地番) 愛知県名古屋市長和区阿由知通二丁目17番2 他5筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,429.67		延床面積 (㎡)	4,691.72
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 第一種住居地域：200%		構造・階数	SRC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成20年10月28日
取得価格 (百万円)	1,640				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産中部	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率と建蔽率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ341.96%及び94.19%となります。なお、信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、近隣商業地域については80%、第一種住居地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物及び角地による緩和により、それぞれ100%、80%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、名古屋市営地下鉄鶴舞線・桜通線「御器所」駅徒歩約4分に位置し、御器所駅を中心にマンションやロードサイド店舗が多い商住混在地域に立地しています。当該物件の所在する昭和区は閑静な住宅地エリアを中心とする区であり、良好な住宅地域となっています。また、最寄駅から「名古屋」駅までは約15分と公共交通の接近性にも恵まれています。更に、当該物件は、床暖房付リビング等分譲マンション水準の仕様となっていることから、快適性・利便性を志向するファミリー層を主たる需要層としています。					

[住居-59] 物件名称：プライムメゾン夕陽ヶ丘

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市天王寺区上汐五丁目4番13 (地番) 大阪府大阪市天王寺区上汐五丁目4番15				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第二種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	547.15		延床面積 (㎡)	2,336.49
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年2月16日
取得価格 (百万円)	810				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西	
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
本物件は、大阪市営地下鉄谷町線「四天王寺前夕陽ヶ丘」駅から徒歩約3分に位置し、周辺には共同住宅、事務所、寺院等が混在する地域に位置する高層賃貸マンションです。また、当該物件の所在する「天王寺区」は、ファミリー向けの住宅地域としての選好性が強く、その利便性の高さから人口・世帯数ともに安定的に増加傾向が続いています。当該物件は、大阪中心部へのアクセスが良好であり、大阪中心部への接近性を重視するファミリー向け賃貸マンションとなっています。					

[住居-60] 物件名称：プライムメゾン北田辺

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市東住吉区北田辺四丁目9番17 (地番) 大阪府大阪市東住吉区北田辺四丁目25番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	640.92		延床面積 (㎡)	2,112.46
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：300% 第一種住居地域：300%		構造・階数	RC、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：80%		建築時期	平成18年6月13日
取得価格 (百万円)	540				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
本物件は、近畿日本鉄道南大阪線「北田辺」駅から徒歩約2分に位置する高層賃貸マンションです。当該物件は最寄駅から近く、最寄駅から「梅田」駅までは約20分と大阪市中心部への接近性に優れています。また、当該物件周辺には生活利便施設が揃っているなど、住環境も比較的良好であることから、当該物件は、大阪市中心部へのアクセスを重視するファミリー向けの賃貸マンションとなっています。					

[住居-61] 物件名称：プライムメゾン百道浜

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市早良区百道浜三丁目9番1 (地番) 福岡県福岡市早良区百道浜三丁目901番81 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	4,069.42		延床面積 (㎡)	8,945.61
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、13F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成8年2月29日
取得価格 (百万円)	1,810				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—(注)		
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産九州		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
本物件は、福岡市地下鉄空港線「西新」駅から徒歩約13分に位置し、福岡市内でも有数の優良住宅地域である「百道浜3丁目」地区に立地しています。周辺には、スーパー、小学校だけでなく、「福岡市総合図書館」をはじめ、「福岡市博物館」、「九州医療センター」や「急患診療センター」などの公共施設も多く見られ、優れた住環境・生活利便性を有しています。また、文教地区として学区選好性も高いことから、当該物件は、ファミリー層を中心とした賃貸マンションとなっています。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係・人的関係及び取引関係はありません。

[住居-62] 物件名称：エステイメゾン秋葉原

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都台東区上野三丁目4番2 (地番) 東京都台東区上野三丁目45番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	458.32		延床面積 (㎡)	2,821.47
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	R C、12F / B 1 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年2月24日
取得価格 (百万円)	1,560				
前所有者	東西セレクト・ツー有限公司	前々所有者	- (注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
特記事項					
<p>1. 信託不動産の容積率の限度は、指定容積率600%のところ、前面道路の幅員 (8.82m) による容積率の制限を受けています。また、特定道路までの距離による前面道路幅員の加算 (建築基準法第52条第9項) により558.60%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ銀座線「末広町」駅徒歩約3分、JR山手線・京浜東北線「御徒町」駅徒歩約5分、JR山手線・中央・総武線・京浜東北線等「秋葉原」駅徒歩約8分に位置するシングルタイプの賃貸マンションです。当該物件の近隣地域は、南方の秋葉原駅周辺が、世界有数の電気街及びサブカルチャーの発信地として著名であり、当該物件北方の御徒町駅周辺には、通称「アメ横」として著名な商店街があります。更に当該物件から「東京」駅へのアクセスは、各路線から10分程度とアクセスにも優れています。</p>					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係・人的関係及び取引関係はありません。

[住居-63] 物件名称：エステイメゾン笹塚

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都渋谷区笹塚一丁目61番17 (地番) 東京都渋谷区笹塚一丁目61番7 他1筆		
土地	所有形態	所有権	建物
	用途地域	商業地域	
	面積 (㎡)	909.33	
	容積率 (用途地域指定)	500%/400%	
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	
	所有形態	所有権	
	用途	共同住宅	
	延床面積 (㎡)	4,263.10	
	構造・階数	RC、10F	
	建築時期	平成16年9月7日	
取得価格 (百万円)	2,830		
前所有者	ケーエージー・エイト・イン ベストメント特定目的会社	前々所有者	ニューシティ・レジデンス 投資法人(注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産
特記事項			
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は、北側国道境界より30mまでの範囲は500%、北側国道境界より30m超の範囲は400%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると、445.18%となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>3. 建築基準法第42条第2項により39.28㎡の私道負担があります。</p>			
地域・物件特性			
<p>本物件は、京王線「笹塚」駅徒歩約5分に位置し、中高層店舗兼共同住宅が多い商住混在地域に立地するシングル・コンパクトタイプの賃貸マンションです。当該物件の最寄駅からターミナル駅である「新宿」駅へのアクセスは約5分、「東京」駅まで約30分程度と都心部及び都内主要地域へのアクセスは良好です。また、最寄駅周辺には商店街が形成され、小売店舗等の商業施設が存するほか、当該物件の近隣には「新宿」、「下北沢」、「明大前」の各駅を中心に多種多様な商業施設が集積する地域があり、生活利便性も良好です。更に、建物については、設計、品等について良好であり、設備面についてもテナントの要求する水準を十分満たすものとなっていることから、当該物件の主な需要層として各種利便性を志向する単身者等が考えられます。</p>			

(注) 前所有者が前々所有者から本物件に設定されていた不動産信託（以下「旧不動産信託」といいます。）に係る信託受益権を取得した後、旧不動産信託は終了しており、本投資法人は、前所有者が新たに設定した不動産信託の受益権を取得しています。前々所有者には、旧不動産信託に係る信託受益権の売主を記載しています。

[住居-64] 物件名称：プライムメゾン銀座イースト

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中央区築地一丁目2番1号 (地番) 東京都中央区築地一丁目226番1 他2筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	969.10		延床面積 (㎡)	8,724.48
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	R C、14F / B 1 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年2月28日
取得価格 (百万円)	5,205				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	- (注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来600%ですが、中央区の築地地区地区計画による容積率緩和 (700.05%) を受け、信託不動産に係る建物は、かかる容積率に準拠して建築されています。その後、平成18年4月1日に地区計画の内容が変更され、容積率の緩和条件が厳しくなったため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。また、信託不動産には地下鉄出入口となるエレベーターが設置されているため、建築基準法に基づき、当該エレベーター部分に関し、容積率の限度を超えることについての許可を得ています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物の緩和により100%となっています。</p> <p>3. 信託不動産に係る土地の一部に、東京地下鉄株式会社を地上権者とし、地下鉄道敷設を目的とする地上権が設定されています。このため、地下鉄道の運行の障害となる建物及び工作物等の設置に制限があり、また、木造以外の建物及び工作物等を築造する場合に、予め設計及び工法等について地上権者の書面による同意を得ることが必要となります。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ有楽町線「新富町」駅に直結（エレベーターにてコンコースに連絡）し、中央区役所に近接する店舗付高層賃貸マンションです。高度商業地である「銀座」地区の南東方に位置しており、高層オフィスビルや店舗付高層マンション等が立ち並ぶ商住混在地域に立地していることから、当該物件は、賃貸マンションとして東京都心部にあって交通利便性は良好であるといえます。</p>					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-65] 物件名称：プライムメゾン高見

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市千種区高見二丁目6番7号 (地番) 愛知県名古屋市千種区高見二丁目604番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第二種中高層住居専用地域、 近隣商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,129.17		延床面積 (㎡)	2,354.34
	容積率 (用途地域指定)	第二種中高層住居専用地域： 200% 近隣商業地域：200%		構造・階数	R C、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	第二種中高層住居専用地域： 60% 近隣商業地域：80%		建築時期	平成20年8月27日
取得価格 (百万円)	905				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—		
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部		
特記事項					
<p>1. 本物件の所在地のうち近隣商業地域については、平成20年10月31日付で絶対高31m高度地区に指定されていますが、当該地域における建物の高さが38.42mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、第二種中高層住居専用地域については60%、近隣商業地域については80%ですが、角地による緩和により、それぞれ70%、90%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると、80.14%となります。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、名古屋市営地下鉄東山線「池下」駅徒歩約3分に位置し、近隣に高級商業施設と分譲マンションが併設する「ナゴヤセントラルガーデン」が開発されるなど商住混在地域に立地しています。当該物件の所在する千種区は、比較的高級住宅の多い良好な住宅地域であり、「星ヶ丘三越」や「イオンタウン千種」があるなど、生活利便性は市内でも特に優れています。また、最寄駅から名古屋中心地の「栄」駅及び「名古屋」駅に直接通じ交通利便性を有しています。また、床暖房付リビング等分譲マンション水準の仕様であることから、当該物件は、快適性・利便性を志向するファミリー層を主たる需要層とした賃貸マンションとなっています。</p>					

[住居-66] 物件名称：プライムメゾン矢田南

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市東区矢田南三丁目11番7号 (地番) 愛知県名古屋市東区矢田南三丁目1103番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,148.53		延床面積 (㎡)	2,430.23
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	R C・S R C、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成19年7月18日
取得価格 (百万円)	715				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—		
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部		
特記事項					
<p>1. 本物件の所在地は、平成20年10月31日付で絶対高31m高度地区に指定されていますが、建物の高さが38.87mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、名古屋市営地下鉄名城線「ナゴヤドーム前矢田」駅から徒歩約8分に位置し、周辺には、「イオンモールナゴヤドーム前」がある等、生活利便性の高いエリアに立地しています。また、最寄駅から名古屋中心地の「栄」駅まで約15分と都心接近性も優れています。近年賃貸マンションに要求される防犯機能を備えており、更に床暖房付リビング、リモコン式チェーンゲート等の生活利便機能を備えていることなどから、当該物件は、快適性・利便性を志向するファミリー層を主たる需要層とした賃貸マンションとなっています。</p>					

〔住居－67〕 物件名称：プライムメゾン照葉

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 福岡県福岡市東区香椎照葉一丁目3番7号 (地番) 福岡県福岡市東区香椎照葉一丁目24番9 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第二種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	4,130.59		延床面積 (㎡)	7,953.60
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	R C、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成17年8月31日
取得価格 (百万円)	1,110				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産九州(注)		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
<p>本物件は、福岡市「アイランドシティ」に立地するファミリータイプの賃貸マンションです。当該物件の最寄駅であるJR鹿児島本線「香椎」駅からは徒歩約25分と距離はあるものの（約2.0km（道路距離））、西鉄バス「アイランドシティ中央公園前」バス停からは徒歩約6分に位置し、当該バス停の利用により、福岡の商業・ビジネスの中心である「天神」・「博多」エリアへのアクセスが容易である等、都心部への接近性は良好です。周辺にはイオンモール香椎浜をはじめ、スーパー及び各種専門店が集積し、建物の設備面においても、テナントの要求する水準を十分満たすものになっており、生活利便性も良好です。</p> <p>《アイランドシティ照葉のまち》</p> <p>本物件が存する「アイランドシティ照葉のまち」は、福岡市が目指すアイランドシティのまちづくりを具現化するためのプロジェクトであり、本投資法人のメインスポンサーである積水ハウスがその大規模複合開発に携わっています。近隣には大規模な公園や緑地も多く設けられるなど、自然環境に配慮した街づくりが進められており、福岡市初の公立の小中連携校が設けられるなど、先進的な教育環境の整備がなされた地域となっています。また、アイランドシティには平成26年11月に「福岡市立子ども病院」が移転・開院しており、また、「福岡市中央卸売市場青果部市場」の移転が決定しています。</p>					

(注) 本物件については、PM会社をマスターリース会社とする、マスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約をPM会社との間で締結しています。

[住居-68] 物件名称：エステイメゾン東白壁

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市東区芳野三丁目9番36号 (地番) 愛知県名古屋市東区芳野三丁目906番2			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域、第一種住居地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,959.76	延床面積 (㎡)	4,232.39
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：500% 第一種住居地域：200%	構造・階数	SRC、15F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 第一種住居地域：60%	建築時期	平成18年2月27日
取得価格 (百万円)	1,350			
前所有者	積和不動産中部	前々所有者	-(注1)	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部(注2)	
特記事項				
<p>1. 本物件の所在地のうち第一種住居地域については、平成20年10月31日付で31m高度地区に指定されていますが、当該地域における建物の高さが43.65mあるため、現在においては既存不適格建築物の状態となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の容積率は、用途地域により異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、213.23%となります。</p> <p>3. 信託不動産に係る土地の建蔽率は、用途地域により異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、61.65%となります。</p>				
地域・物件特性				
<p>本物件は、名古屋鉄道瀬戸線「森下」駅徒歩約5分に位置し、市内でも高級住宅地として名高い「白壁」エリア等に近接しています。また、名古屋市内随一の商業集積エリアである「栄」駅まで約7分と交通利便性を有しています。当該物件は、防犯・生活利便機能を備えており、床暖房付リビング等分譲マンション水準の仕様であることから、主たる需要層としては、快適性及び利便性を志向するファミリー層があげられます。</p>				

(注1) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(注2) 本物件については、PM会社をマスターリース会社とする、マスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約をPM会社との間で締結しています。

[住居-69] 物件名称：エステイメゾン千石

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都文京区千石四丁目6番17 (地番) 東京都文京区千石四丁目218番				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,002.14		延床面積 (㎡)	2,068.21
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	R C、5 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年8月6日
取得価格 (百万円)	1,075				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により160%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。</p> <p>3. 建築基準法第42条第2項により約16㎡の私道負担があります。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、都営三田線「千石」駅徒歩約7分、JR山手線・都営三田線「巣鴨」駅徒歩約9分の距離に位置するシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。最寄駅である「千石」駅から「大手町」駅まで約10分であり、都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好です。また、居住環境としては、古くからの閑静な住宅地域であり、周辺にはスーパーやコンビニ等もあることから居住の快適性のみならず生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心接近性及び生活利便性を志向する単身者やDINKS等が考えられます。</p>					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-70] 物件名称：エステイメゾン代沢

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都世田谷区代沢二丁目39番13 (地番) 東京都世田谷区代沢二丁目38番1 他3筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,901.36		延床面積 (㎡)	2,948.98
	容積率 (用途地域指定)	150%		構造・階数	R C、3 F
	建蔽率 (用途地域指定)	50%		建築時期	平成22年2月18日
取得価格 (百万円)	1,870				
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来50%ですが、角地による緩和により60%となっています。 2. 建築基準法第42条第2項により77.21㎡の私道負担があります。					
地域・物件特性					
本物件は、京王井の頭線「池ノ上」駅徒歩約3分と駅接近性に優れるシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。最寄駅である「池ノ上」駅から「渋谷」駅まで約5分と都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好でありながら、閑静な街並みを形成する住宅地域にあり、また、飲食やファッション等の商業施設や劇場等が集積する「下北沢」エリアにも近接していることから居住の快適性のみならず生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者やDINKS等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-71] 物件名称：エステイメゾン戸越

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区戸越一丁目25番5 (地番) 東京都品川区戸越一丁目916番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	679.82		延床面積 (㎡)	2,545.90
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：300% 第一種住居地域：200%		構造・階数	R C、7 F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第一種住居地域：60%		建築時期	平成21年6月25日
取得価格 (百万円)	1,370				
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	- (注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		
特記事項					
信託不動産に係る土地の容積率及び建蔽率は、それぞれ北側道路境界線より20m以内の範囲（近隣商業地域）は300%・80%、北側道路境界線より20m超の範囲（第一種住居地域）は200%・60%となっており、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ295.63%及び79.12%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、都営地下鉄浅草線「戸越」駅徒歩約9分、東急池上線「戸越銀座」駅徒歩約10分、JR山手線他「大崎」駅徒歩約11分に位置するシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。当該物件周辺には、日本有数の商店街として広く認知され、日用品等を扱う商店が多数出店している「戸越銀座商店街」があり生活利便性は良好です。また、「品川」・「大崎」・「五反田」等の企業が集積しているエリアに隣接しており、都心接近性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、生活利便性及び都心接近性を志向する都心通勤者等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-72] 物件名称：エステイメゾン瓦町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市中央区瓦町三丁目2番10 (地番) 大阪府大阪市中央区瓦町三丁目17番2				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、事務所
	面積 (㎡)	655.89		延床面積 (㎡)	4,580.48
	容積率 (用途地域指定)	600%		構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年10月17日
取得価格 (百万円)	1,640				
前所有者	－(注)		前々所有者	－(注)	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産関西		
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の北側道路は、船場建築線の指定を受けており、北側道路中心線から6m後退した線が建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路境界線とみなされています。当該後退部分の面積(33.29㎡)は、建蔽率及び容積率の計算上の敷地面積には算入されません。なお、船場建築線の指定区域内は、指定容積率が600%の地区を対象に、住宅を含む計画で一定の要件を満たし、大阪市長が認定した場合には、最高800%までの容積率の割増が可能となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、建蔽率80%の防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、大阪市営地下鉄御堂筋線・中央線「本町」駅徒歩約5分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件は、大阪市内における中心的なオフィスエリアである「本町」に所在し、更に、関西有数の繁華街である「梅田」や「心斎橋」、「なんば」等の各エリアへのアクセスも良好であることから、都心接近性及び生活利便性に優れています。また、立地特性を生かし、多様なニーズに対応可能な幅広い間取りの住戸タイプが用意されています。</p>					

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-73] 物件名称：エスティメゾン西天満

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 大阪府大阪市北区西天満五丁目15番3 (地番) 大阪府大阪市北区西天満五丁目51番2 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	519.65		延床面積 (㎡)	4,514.05
	容積率 (用途地域指定)	800%/400%		構造・階数	R C、23F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成19年11月30日
取得価格 (百万円)	1,440				
前所有者	-(注)		前々所有者	-(注)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産関西	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は、西側市道境界より40mまでの範囲は800%、西側市道境界より40m超の範囲は400%となっておりますが、前面道路が特定道路に接続することによる容積率の制限の緩和を受け、その対象面積による加重平均を算出すると655.66%となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっております。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、大阪市営地下鉄堺筋線・谷町線「南森町」駅徒歩約6分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸型の免震タワーマンションです。本物件の各住戸は南東から南西向きに配置されており、十分な日当たり・眺望が確保されていることから居住快適性に優れています。また、本物件は「梅田」エリアに近接し、中心商業地まで徒歩圏に位置するほか、「淀屋橋」・「堂島」といったオフィスエリアにも近接しているなど、幅広い層の需要が見込まれるエリアに立地しています。</p>					

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-74] 物件名称：エステイメゾン白金台

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区上大崎一丁目1番4 (地番) 東京都品川区上大崎一丁目537番5 他4筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,279.67		延床面積 (㎡)	2,797.66
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、7F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成15年9月16日
取得価格 (百万円)	1,900				
前所有者	-(注)		前々所有者	-(注)	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により200%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR山手線、東急目黒線、都営地下鉄三田線、東京メトロ南北線「目黒」駅徒歩約7分の距離に位置するファミリータイプを中心にシングルタイプ等の幅広い住戸タイプを取り揃えた賃貸マンションです。最寄駅である「目黒」駅から「東京」駅まで約18分であり、都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好です。また、居住環境としては、周辺にはスーパー・郵便局等の各種生活利便施設も充実している一方、幹線道路の背後に位置し、閑静な居住環境を有しています。また、本物件の所在する地域の周辺においては、「白金台」や「池田山」等の高級住宅エリアが存しており、当該地域における地利的選好性は比較的強いものと考えられます。					

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-75] 物件名称：エステイメゾン東新宿

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都新宿区新宿六丁目22番5 (地番) 東京都新宿区新宿六丁目322番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第二種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	704.82		延床面積 (㎡)	2,227.87
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	RC、6F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年4月17日
取得価格 (百万円)	1,370				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	株式会社 東急コミュニティー	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来400%ですが、前面道路の幅員規制により366%となっています。 2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により70%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ副都心線・都営地下鉄大江戸線「東新宿」駅徒歩約5分、東京メトロ丸ノ内線及び副都心線・都営地下鉄新宿線「新宿三丁目」駅徒歩約10分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。商業施設やオフィスビルが高度に集積する「新宿」駅まで徒歩圏内であるほか、上記各路線利用により都内主要中心部へのアクセスも良好です。また、本物件の存するエリアは、幹線道路背後で比較的静かな地域ですが、徒歩約5分圏内にスーパーや飲食店舗等が存し、生活利便性も良好です。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、都心接近性・交通利便性、生活利便性等を志向する単身者・DINKS層等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-76]物件名称：エステイメゾン元麻布

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区元麻布三丁目6番6 (地番) 東京都港区元麻布三丁目242番37 他2筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	755.99		延床面積 (㎡)	1,699.44
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	R C、5 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年11月9日
取得価格 (百万円)	1,170				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により213.6%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ南北線・都営地下鉄大江戸線「麻布十番」駅徒歩約10分、東京メトロ日比谷線・都営地下鉄大江戸線「六本木」駅徒歩約11分の距離に位置する概ね90㎡から230㎡の居室で構成される富裕層向けの高級賃貸マンションです。本物件は、築年も浅く、設備グレード・設備面等で、主に富裕層・外国人をターゲットとした付加価値の高いものとなっています。また、本物件の属する「麻布」エリアは、古くから高級住宅地として名声が高く、大使館・大使公邸の主要外交施設が立地する国際色豊かな地域であり、良好な住環境が形成されています。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-77]物件名称：エステイメゾン都立大学

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都目黒区平町二丁目7番17 (地番) 東京都目黒区平町二丁目105番1				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	766.84		延床面積 (㎡)	1,399.75
	容積率 (用途地域指定)	150%		構造・階数	R C、3 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年2月23日
取得価格 (百万円)	729				
前所有者	合同会社AQUA1		前々所有者	-(注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。 2. 建築基準法第42条第2項により17.03㎡の私道負担があります。					
地域・物件特性					
本物件は、東急東横線「都立大学」駅徒歩約10分、東急目黒線・大井町線「大岡山」駅徒歩約13分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。平成25年3月には東京メトロ副都心線と東急東横線の相互直通運転が始まり、交通利便性が更に向上しています。また、最寄駅である「都立大学」駅周辺には、日常生活品を取り扱っているスーパー等が充実しており、生活環境における利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、都心接近性・交通利便性、生活利便性を志向する単身者・DINKS層等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-78]物件名称：エステイメゾン武蔵小山Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区小山三丁目11番4 (地番) 東京都品川区小山三丁目110番7 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	609.81		延床面積 (㎡)	1,436.58
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	R C、5 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成21年5月25日
取得価格 (百万円)	844				
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により215.6%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東急目黒線「武蔵小山」駅徒歩約4分の距離に位置するシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。また、「武蔵小山」駅は急行停車駅であり、同線「目黒」駅経由で、都心各主要エリアへのアクセスも良好であることから、都心接近性にも優れています。更に、居住環境としては、本物件から徒歩約3分の位置に日用品店、飲食店等が建ち並ぶ武蔵小山商店街「パルム」があり、生活利便性にも優れた立地となっています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、各種利便性を志向する単身者等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-79]物件名称：エステイメゾン中野

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中野区中央五丁目48番2 (地番) 東京都中野区中央五丁目97番2				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	687.47		延床面積 (㎡)	2,608.04
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	R C、10F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成21年6月24日
取得価格 (百万円)	1,540				
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、JR中央・総武線及び東京メトロ東西線「中野」駅徒歩約6分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした築浅の店舗付賃貸マンションです。最寄駅である「中野」駅から「新宿」、「東京」等の主要都心部へのアクセスに優れ、交通利便性は良好です。また、本物件の周辺地域には、「中野」駅を中心にスーパーやドラッグストア、コンビニエンスストア等の各種小売店舗が存することから生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心部への接近性や都心生活の利便性を志向する単身者、DINKS、学生等の他、同エリアに事務所・営業所等を構える企業の従業員の社宅としての利用が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-80]物件名称：エステイメゾン新中野

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 東京都中野区本町六丁目10番7 (地番) 東京都中野区本町六丁目19番3 他6筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	747.64	延床面積 (㎡)	1,508.07
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数	R C、4 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期	平成21年10月22日
取得価格 (百万円)	847			
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	- (注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
特記事項				
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。</p> <p>2. 建築基準法第42条第2項により63.01㎡の私道負担があります。</p>				
地域・物件特性				
<p>本物件は、東京メトロ丸ノ内線「新中野」駅徒歩約4分の距離に位置するシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「新中野」駅から「新宿」、「東京」等の都心各主要エリアへのアクセスにも優れていることから、都心接近性に優れています。また、居住環境としては、徒歩約5分圏内の位置に物販・飲食・金融機関等の店舗が建ち並ぶ「鍋屋横丁商店街」があり、生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者、DINKS層等の他、都心立地の企業による法人需要等が考えられます。</p>				

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-81]物件名称：エステイメゾン中野富士見町

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都中野区弥生町五丁目13番1 (地番) 東京都中野区弥生町五丁目31番9		
土地	所有形態	所有権	
	用途地域	第一種低層住居専用地域	
	面積 (㎡)	907.66	
	容積率 (用途地域指定)	150%	
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	
	建物	所有形態	所有権
		用途	共同住宅
		延床面積 (㎡)	1,531.56
		構造・階数	R C、3 F
		建築時期	平成21年2月16日
取得価格 (百万円)	863		
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	- (注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社
特記事項			
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の東側には、建築基準法第42条第2項により約9.9㎡の私道負担があります。</p> <p>3. 信託不動産に係る土地の南東側の一部を道路として中野区に提供しており、本道路部分については中野区で管理を行っています。</p>			
地域・物件特性			
<p>本物件は、東京メトロ丸ノ内線「中野富士見町」駅徒歩約6分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「中野富士見町」駅から「新宿」、「東京」等の主要ビジネスエリアへのアクセスに優れています。更に、付近を走る「中野通り」、「方南通り」等の幹線道路を、JR「中野」駅及びJR「新宿」駅等を起点とする路線バスが運行しており、都心部へのアクセスにも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心接近性を志向する単身者、DINKS層が考えられます。</p>			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-82]物件名称：エステイメゾン哲学堂

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中野区松が丘二丁目12番15 (地番) 東京都中野区松が丘二丁目2255番2				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	第一種住居地域、 第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	686.93		延床面積 (㎡)	1,858.00
	容積率 (用途地域指定)	第一種住居地域：300% 第一種低層住居専用地域： 150%		構造・階数	R C、8 F
	建蔽率 (用途地域指定)	第一種住居地域：60% 第一種低層住居専用地域： 60%		建築時期	平成21年10月21日
取得価格 (百万円)	954				
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロッ PMENT アンド マネージメン ト株式会社		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、298.18%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、西武新宿線「新井薬師前」駅徒歩約9分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「新井薬師前」駅から「新宿」駅まで約10分であるほか、バス便も比較的充実し、JR「中野」駅も利用可能範囲内に存することから、都心部及び都内主要地域へのアクセスは良好です。また、居住環境としては、閑静な住宅地域であり、近くに「哲学堂公園」も見られ都心に近接した地域でありながら、落ち着いた街並みが形成されています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者やDINKS、社宅利用等が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-83]物件名称：エステイメゾン高円寺

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 東京都杉並区高円寺南五丁目25番26 (地番) 東京都杉並区高円寺南五丁目557番7 他2筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,100.15	延床面積 (㎡)	1,977.24
	容積率 (用途地域指定)	150%	構造・階数	R C、3 F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期	平成21年3月10日
取得価格 (百万円)	958			
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	- (注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
特記事項				
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。</p> <p>2. 建築基準法第42条第2項により43.94㎡の私道負担があります。</p> <p>3. 南側道路の一部を道路として杉並区に提供しており、本道路部分については、杉並区が無償で使用する旨の取決めがなされています。</p> <p>4. 西側隣地との境界上に西側隣地所有者と共有のコンクリートブロック塀が存在します。かかるコンクリートブロック塀は、建築基準法施行令第62条の8本文に定める要件を満たしていませんが、鉄骨による補強がなされており、本投資法人は、設計事務所による報告書を踏まえ、同条ただし書に定める構造耐力上の安全性には問題がないと判断しています。</p>				
地域・物件特性				
<p>本物件は、東京メトロ丸ノ内線「東高円寺」駅徒歩約9分、JR中央・総武線及び東京メトロ東西線「中野」駅徒歩約10分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「東高円寺」駅及び「中野」駅は、いずれも「新宿」、「東京」等の主要ビジネスエリアへのアクセスに優れています。また、立地面としては、本物件の存する地域は、第一種低層住居専用地域に囲まれた閑静な住宅地域にありながら、JR「中野」駅が利用可能であることから、生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、都心接近性・生活利便性を志向するシングル、DINKS等が考えられます。</p>				

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-84]物件名称：エステイメゾン押上

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都墨田区業平五丁目11番5 (地番) 東京都墨田区業平五丁目2番3				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域、準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,134.70		延床面積 (㎡)	4,344.84
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：300% 準工業地域：300%		構造・階数	R C、7 F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 準工業地域：60%		建築時期	平成22年4月23日
取得価格 (百万円)	1,950				
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	- (注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、近隣商業地域については80%、準工業地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により、それぞれ100%、70%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると、86.36%となります。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ半蔵門線・東武伊勢崎線・都営浅草線・京成押上線「押上」駅徒歩約3分に位置するシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「押上」駅への駅接近性に加え、上記各路線の利用により「新橋」、「大手町」等の都内主要都市部へのアクセスが可能であり、良好な都心接近性を有しています。また、平成24年には「押上」駅周辺で、電波塔「東京スカイツリー」及び大型商業施設「東京ソラマチ」等で構成される複合施設「東京スカイツリータウン」が開業し、同施設を中心に本物件周辺エリア全体の繁華性及び生活利便性の向上が期待されます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-85]物件名称：エステイメゾン赤羽

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都北区赤羽二丁目39番5 (地番) 東京都北区赤羽二丁目255番				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	1,157.02		延床面積 (㎡)	5,675.18
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	S R C、13 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成21年11月25日
取得価格 (百万円)	2,730				
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	-(注)		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社		
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、東京メトロ南北線「赤羽岩淵」駅徒歩約5分、JR京浜東北線、埼京線他「赤羽」駅徒歩約8分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「赤羽岩淵」駅または「赤羽」駅から「永田町」又は「新宿」、「東京」等の主要都市部へのアクセスは良好です。また、本物件周辺には、「赤羽」駅東口の駅前商業地域から東西に連なるアーケード商店街「L a L a ガーデン 赤羽スズラン通り商店街」を始めとする商業施設が多数立地し、生活利便施設への接近性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者層、D I N K S層が考えられます。					

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-86]物件名称：エステイメゾン王子

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 東京都北区王子二丁目25番8 (地番) 東京都北区王子二丁目25番2			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域	用途	共同住宅
	面積 (㎡)	518.87	延床面積 (㎡)	2,939.76
	容積率 (用途地域指定)	500%	構造・階数	R C、16F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期	平成22年7月6日
取得価格 (百万円)	1,380			
前所有者	合同会社AQUA1	前々所有者	- (注)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	パシフィック・ディベロップメント アンド マネージメント株式会社	
特記事項				
<p>1. 信託不動産の容積率の限度は、指定容積率500%のところ、前面道路の幅員 (7.99m) による容積率の制限を受けていますが、特定道路までの距離による前面道路幅員の加算 (建築基準法第52条第9項) により500%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>				
地域・物件特性				
<p>本物件は、東京メトロ南北線「王子」駅徒歩約5分、JR京浜東北線「王子」駅徒歩約9分に位置するシングルタイプを中心とした築浅の賃貸マンションです。最寄駅である「王子」駅から「東京」駅まで約19分であり、都心部及び都内主要地域へのアクセスも良好です。また、居住環境としては、本物件周辺には、スーパーやコンビニ等の店舗が存し、生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主な需要層としては、各種利便性を志向する単身者やDINKS等が考えられます。</p>				

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-87]物件名称：プライムメゾン早稲田

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都新宿区早稲田鶴巻町544番地11 (地番) 東京都新宿区早稲田鶴巻町544番11				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域、準工業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	358.54		延床面積 (㎡)	1,914.93
	容積率 (用途地域指定)	商業地域：500% 準工業地域：400%		構造・階数	R C、13F / B 1 F
	建蔽率 (用途地域指定)	商業地域：80% 準工業地域：60%		建築時期	平成24年11月8日
取得価格 (百万円)	1,280				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率と建蔽率は、それぞれ西側道路境界より20m以内の範囲（商業地域）は500%・80%、西側道路境界線より20m超の範囲（準工業地域）は400%・60%となっており、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、それぞれ496.60%及び99.32%となります。なお、信託不動産に係る土地の建蔽率は、本来、商業地域については80%、準工業地域については60%ですが、防火地域内の耐火建築物及び角地による緩和により、それぞれ100%と80%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ東西線「早稲田」駅、同有楽町線「江戸川橋」駅、各々から徒歩約8分に位置するシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「早稲田」駅から「大手町」駅まで約10分と都心へのアクセスに優れ、交通利便性・都心接近性は良好です。また、本物件の周辺にはスーパー・郵便局・病院等の各種利便施設等も充実しており生活利便性・快適性にも優れています。そのため、本物件の主たる需要層としては、都心への交通利便性を重視する単身者やDINKS等が考えられます。</p>					

[住居-88]物件名称：プライムメゾン八丁堀

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都中央区八丁堀四丁目11番9 (地番) 東京都中央区八丁堀四丁目3番12				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	302.07		延床面積 (㎡)	1,901.58
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、9 F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成24年11月16日
取得価格 (百万円)	1,160				
前所有者	積水ハウス		前々所有者	-	
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産	
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の容積率の限度は、指定容積率500%のところ、前面道路の幅員による容積率の制限（約480%）を受けていますが、特定道路までの距離による緩和（建築基準法第52条第9項）により約492%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ日比谷線、JR京葉線「八丁堀」駅至近に位置し、最寄り駅から徒歩約1分と、交通利便性が良好であり、コンビニエンスストア・郵便局等の各種利便施設も比較的充実していることから、良好な住環境を有しています。本物件の所在する地域は、高層共同住宅、高層店舗付事務所等が混在する商業地域であり、加えて「東京」駅や「銀座」エリアといった都心中心部への接近性にも優れており、当該地域における地域的選好性は比較的強いといえます。また、建物に関しては、エントランスや内廊下等の内装もグレード感のあるつくりとなっています。本物件はシングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションであり、主な需要層として都心への交通利便性を重視する単身者又はDINKSが挙げられます。</p>					

[住居-89]物件名称：プライムメゾン神保町

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都千代田区神田神保町一丁目50番地9 (地番) 東京都千代田区神田神保町一丁目50番9				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	389.48		延床面積 (㎡)	2,341.30
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成25年3月1日
取得価格 (百万円)	1,640				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の容積率の限度は、指定容積率500%のところ、前面道路の幅員による容積率の制限(480%)を受けていますが、特定道路までの距離による緩和(建築基準法第52条第9項)により、500%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ半蔵門線、都営地下鉄新宿・三田線「神保町」駅から徒歩約4分、JR総武線「水道橋」駅から徒歩約7分と複数駅が利用可能な良好な立地にある、シングル・コンパクトタイプを中心とした賃貸マンションです。中小規模の事務所ビルのほか、高層マンション等が見られる商業地域に建ち、都心中心部にあり主要駅へのアクセスが良好であるため、「丸の内」、「大手町」等へ通勤する社会人を中心にマンション需要も堅調な地域となります。また、大学等の教育関連施設も多い周辺環境から、賃貸マンションの主な需要者は単身者及びDINKSが中心となるものと考えられます。また、飲食店舗等も充実している等、生活利便性も良好な環境となっています。</p>					

[住居-90]物件名称：プライムメゾン御殿山イースト

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都品川区北品川六丁目6番33 (地番) 東京都品川区北品川六丁目342番1				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	2,167.60		延床面積 (㎡)	3,727.89
	容積率 (用途地域指定)	150%		構造・階数	R C、4F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成23年1月18日
取得価格 (百万円)	2,120				
前所有者	積水ハウス	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産		
特記事項					
該当事項はありません。					
地域・物件特性					
<p>本物件は、京浜急行本線「北品川」駅から徒歩約10分、JR各線「品川」駅から徒歩約12分に位置する、高台の閑静な高級住宅地域に所在する、高額所得者向けの賃貸マンションであり、コンシェルジュのサービスに加え、建物スペック・設備等もハイグレードな仕様になっています。本物件の近隣地域周辺は、品川区と港区の区界付近に位置する丘陵地であり、高台には通称「御殿山」及び「島津山」と呼ばれる著名な高級住宅地が形成され、隣接する「高輪」地区には、大使館等が所在し、緑も多い環境となっています。また、南向きの丘陵地に位置するため、日照、通風は良好です。本物件は概ね89㎡～169㎡の住戸から成り、富裕層のファミリーやDINKSを中心に需要があると考えられます。更に、徒歩圏内にあるJR「品川」駅は、新幹線・空港・大型シティホテル等の利用も便利であり、ビジネスパーソンやその家族の人気も高いエリアとなっています。</p>					

[住居-91]物件名称：マストライフ秋葉原

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都千代田区神田佐久間河岸50番地 6 (地番) 東京都千代田区神田佐久間河岸50番 6				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅
	面積 (㎡)	151.48		延床面積 (㎡)	939.79
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	R C、12F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年10月 3日
取得価格 (百万円)	480				
前所有者	積和不動産	前々所有者	-		
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産 (注)		
特記事項					
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は本来500%ですが、千代田区の神田佐久間町地区地区計画における認定申請により容積率の緩和 (580%) を受けています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>					
地域・物件特性					
<p>本物件は、東京メトロ日比谷線「秋葉原」駅から徒歩約3分、JR山手線・総武線・京浜東北線、つくばエクスプレス「秋葉原」駅から徒歩約4分に位置するシングル・コンパクトタイプの賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「秋葉原」駅から「東京」駅や「新宿」駅等の都心ビジネス街への交通接近性は極めて良好であるとともに、住環境については、駅前周辺に金融機関、コンビニエンスストア、物販店舗、飲食店舗等が集積しており生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては、都心に通勤・通学する社会人や学生等が考えられます。</p>					

(注) 本物件については、PM会社をマスターリース会社とする、マスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約をPM会社との間で締結しています。

[住居-92]物件名称：エステイメゾン葵

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 愛知県名古屋市東区葵一丁目14番20号 (地番) 愛知県名古屋市東区葵一丁目1402番 他3筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域/商業地域	用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	906.67	延床面積 (㎡)	5,107.47
	容積率 (用途地域指定)	近隣商業地域：400% 商業地域：600%	構造・階数	R C、14F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 商業地域：80%	建築時期	平成19年10月3日
取得価格 (百万円)	2,160			
前所有者	- (注)		前々所有者	- (注)
信託受託者	株式会社りそな銀行	PM会社	積和不動産中部	
特記事項				
<p>1. 信託不動産に係る土地の容積率は、用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると584.43%となります。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。</p>				
地域・物件特性				
<p>本物件は、名古屋市営地下鉄東山線「新栄町」駅徒歩約3分に位置するファミリータイプを中心にシングル・コンパクトタイプ等の幅広い住戸タイプを取り揃えた店舗付賃貸マンションです。名古屋市内有数の商業集積地である「栄」エリアに近接する等、都心部への接近性に優れています。また、徒歩圏内には、スーパー、コンビニ等の各種利便施設等も充実しており生活利便性にも優れています。本物件は、デザイン性を重視した都心型賃貸マンションとして選好性の高い物件であり、近年賃貸マンションに要求される防犯機能及びグレードを備えていることから、市場競争力は比較的高位であると考えられます。</p>				

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前所有者及び前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-93]物件名称：エステイメゾン薬院

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 福岡県福岡市中央区平尾一丁目13番8号 (地番) 福岡県福岡市中央区平尾一丁目224番4		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	1,342.00	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	400%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	2,008		
前所有者	- (注)	前々所有者	- (注)
信託受託者	三井住友信託銀行株式会社	PM会社	株式会社三好不動産
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
<p>本物件は、西鉄天神大牟田線及び福岡市地下鉄七隈線「薬院」駅徒歩約6分の距離に位置する高層店舗付賃貸マンションです。本物件が存する薬院エリアは、「西鉄福岡（天神）」駅まで1駅約3分の距離にあるほか、「天神」及び「博多」駅の両ターミナルへ自転車で通勤可能である等、都心接近性に優れています。また、平成24年6月に福岡市地下鉄七隈線の延伸が認可されたことにより、今後「薬院」駅から「博多」駅まで乗り換えなしにアクセス可能となり、利便性の更なる向上が見込まれます。本物件の周辺にはスーパーマーケット、各種飲食店舗等も充実していることから居住選好性が高く、主たる需要層としては職住近接を志向する単身者、DINKS等が考えられます。</p>			

(注) 前所有者及び前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前所有者及び前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-94]物件名称：エステイメゾン錦糸町Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都墨田区江東橋三丁目5番19 (地番) 東京都墨田区江東橋三丁目10番1 他1筆		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	商業地域	用途
	面積 (㎡)	1,679.75	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	600%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	80%	建築時期
取得価格 (百万円)	6,720		
前所有者	合同会社AQUA2	前々所有者	-(注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 長谷エライブネット
特記事項			
該当事項はありません。			
地域・物件特性			
<p>本物件は、JR総武線・東京メトロ半蔵門線「錦糸町」駅徒歩約5分の距離に位置するシングル・コンパクトタイプを中心にファミリータイプまで幅広い住戸タイプを取り揃えた総住戸数294戸からなる大規模な店舗付賃貸マンションです。本物件の最寄駅である「錦糸町」駅から「東京」駅までJR総武線快速利用で約8分、「大手町」駅まで東京メトロ半蔵門線利用で約13分と都心への接近性に優れ、本物件周辺には「丸井錦糸町店」等生活利便施設が周辺の徒歩圏に充実している等生活利便性にも優れています。これらのことから、本物件の主たる需要層としては利便性を志向する単身者又は少人数世帯が考えられます。</p>			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-95]物件名称：エステイメゾン大島

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都江東区大島五丁目32番5 (地番) 東京都江東区大島五丁目446番1		
土地	所有形態	所有権	
	用途地域	準工業地域	
	面積 (㎡)	3,003.87	
	容積率 (用途地域指定)	400%/300%	
	建蔽率 (用途地域指定)	60%/60%	
		建物	
		所有形態	所有権
		用途	共同住宅、店舗
		延床面積 (㎡)	11,940.22
		構造・階数	R C、15F
		建築時期	平成19年9月13日
取得価格 (百万円)	7,120		
前所有者	合同会社AQUA2	前々所有者	-(注)
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 長谷エライブネット
特記事項			
<p>1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来60%ですが、角地による緩和により70%となっています。</p> <p>2. 信託不動産に係る土地の容積率は、東側道路境界線から30m以内は400%、30m超は300%となっており、その対象面積による加重平均を算出すると350.78%となります。</p>			
地域・物件特性			
<p>本物件は、都営地下鉄新宿線「大島」駅徒歩約2分の距離に位置するシングルタイプを中心にコンパクトタイプを備えた総住戸数313戸からなる大規模な店舗付賃貸マンションです。本物件の周辺には各種教育施設、各種医療施設、官公庁施設、公園等が立地しており、最寄駅周辺には「ピーコックストア大島店」や「サンロード中の橋商店街」等日常生活に必要な商業施設等も多数営業していることから生活利便性にも優れています。また、都心の「大手町」地区までは電車で20分程度であることから、単身者又は少人数世帯にとって非常に恵まれた環境といえます。</p>			

(注) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

[住居-96]物件名称：プライムメゾン富士見台

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	（住所）愛知県名古屋市千種区富士見台一丁目25番地 （地番）愛知県名古屋市千種区富士見台一丁目25番			
土地	所有形態	所有権	所有形態	所有権
	用途地域	第一種低層住居専用地域	用途	共同住宅
	面積（㎡）	4,882.14	延床面積（㎡）	6,173.03
	容積率 （用途地域指定）	100%	構造・階数	R C、4 F
	建蔽率 （用途地域指定）	40%	建築時期	平成19年4月24日
取得価格（百万円）	1,755			
前所有者	積水ハウス	前々所有者	—	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	積和不動産中部	
特記事項				
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来40%ですが、角地による緩和により50%となっています。				
地域・物件特性				
本物件は、名古屋市営地下鉄名城線「茶屋ヶ坂」駅及び「自由ヶ丘」駅からいずれも徒歩約11分の距離に位置し、主に中低層の共同住宅や一般住宅等が立ち並ぶ閑静な住宅地域（第一種低層住居専用地域）に立地するファミリータイプを中心とした賃貸マンションです。本物件の最寄駅から都心部へのアクセスは比較的良好であるとともに、徒歩圏にショッピングセンターやスーパー等の商業施設や小中学校、公園等の公共施設が存し、生活利便性にも優れています。また、居住環境としては、日照・眺望に恵まれた立地であり、設備面においても温水循環式床暖房等を備えている等、本物件の主たる需要層であるファミリー層の賃貸ニーズを捉えた賃貸マンションとなっています。				

[住居-97]物件名称：エステイメゾン鶴舞

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 愛知県名古屋市中区千代田二丁目20番1号 (地番) 愛知県名古屋市中区千代田二丁目2001番 他2筆				
土地	所有形態	所有権		所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	共同住宅、店舗
	面積 (㎡)	3,470.05		延床面積 (㎡)	21,577.20
	容積率 (用途地域指定)	500%		構造・階数	SRC・S、14F／B2F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成11年11月27日
取得価格 (百万円)	3,760				
前所有者	積和不動産中部		前々所有者	- (注1)	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社		PM会社	積和不動産中部 (注2)	
特記事項					
1. 信託不動産に係る土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による緩和により90%となっています。					
地域・物件特性					
本物件は、名古屋市営地下鉄鶴舞線「鶴舞」駅徒歩約5分、名古屋市営地下鉄名城線・鶴舞線「上前津」駅徒歩約6分、JR中央本線「鶴舞」駅徒歩約7分の距離に位置するファミリータイプを中心に、コンパクトタイプまで幅広い住戸タイプを取り揃えた総住戸数183戸からなる大規模な店舗付賃貸マンションです。前記のとおり3路線3駅が利用可能であり、最寄駅の一つである「上前津」駅から名古屋市内有数の中心部である「栄」駅までは2駅であり都心接近性にも優れています。また、本物件の周辺に小売店舗等の生活利便施設が存し、本物件の1階にはスーパーが入居する等、生活利便性にも優れています。これらのことから、主な需要層としては交通便利性・生活利便性を志向する単身者から家族世帯まで幅広い層が考えられます。					

(注1) 前々所有者に関しては、先方より開示についての承諾を得られていないことから非開示としています。なお、前々所有者は、本投資法人及び資産運用会社との間に特筆すべき資本関係、人的関係及び取引関係はありません。

(注2) 本物件の店舗部分を除く住居部分については、PM会社をマスターリース会社とするマスターリース契約・賃料保証型の賃貸借契約をPM会社との間で締結しています。

[商業-1] 物件名称：浜松プラザ

特定資産（信託受益権（準共有））の概要			
所在地	(住所) 静岡県浜松市東区上西町1020番1 他 (地番) 静岡県浜松市東区上西町字堂光1020番1 他8筆、原島町字中ノ坪550番1 他2筆、宮竹町字中島500番		
土地	所有形態	所有権(注2)	所有形態
	用途地域	工業地域	用途
	面積(m ²) (注3)	73,937.28	延床面積(m ²) (注3)
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格(百万円)(注3)	3,820		
前所有者	有限会社アース・ キャピタル・パートナーズ	前々所有者	株式会社ティーエム プロパティーズ
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社ザイマックス プロパティーズ
賃借人	株式会社赤ちゃん本舗、 ゼビオ株式会社、 大和リース株式会社他	賃貸方式	直接契約
特記事項			
<p>1. 信託不動産の一部(土地17,594.12m²)につき賃借権設定仮登記(権利者:大和リース株式会社)がされています。</p> <p>2. 信託不動産の一部(土地32,997.04m²)につき賃借権設定仮登記(権利者:株式会社イトーヨーカ堂(持分5,670/10,000)、ゼビオ株式会社(持分1,127/10,000)、株式会社赤ちゃん本舗(持分746/10,000)、大和リース株式会社(持分2,457/10,000))がされています。</p> <p>3. 浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分の雨水排水のためにイトーヨーカ堂棟地下貯水槽等を使用していることから、本投資法人及び積水ハウスは、今後、関係法令等に定める雨水排水の必要調整容量を確保する必要がある場合には、そのための費用について協議することに合意しています。</p>			
地域・物件特性			
JR東海道本線「天竜川」駅より約1.5kmに位置し、また「浜松」駅からも約4.0kmの距離に位置しています。			

(注1) 浜松プラザは、複合型商業施設であり、建物については以下のような構成となっています。

棟番号	各建物の名称	所有形態	用途	延床面積 (m ²) (注3)	構造・階数	建築時期
①	赤ちゃん本舗棟	所有権(注2)	店舗	4,409.49	S、1F	平成12年11月9日
②	ゼビオ棟	所有権(注2)	店舗	6,661.32	S、2F	平成12年11月9日
③	ハマプラ・フレスポ棟(注)	-	-	-	-	-
④	管理棟	所有権(注2)	事務所	158.98	S、2F	平成12年11月7日

(注) ハマプラ・フレスポ棟につき本投資法人が保有している不動産信託受益権にかかる信託不動産は土地のみであり、建物は含まれません。

(注2) 本投資法人が保有する信託受益権の準共有持分の割合は49%です。

(注3) 浜松プラザは、前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注6)に記載のとおり、本投資法人は、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分に係る不動産信託受益権の準共有持分49%のみ保有しています。「土地」の面積及び「建物」の延床面積については、浜松プラザイーストのゼビオ棟その他部分全体の面積を記載しています。

[商業-2] 物件名称：b-town神宮前Ⅱ

特定資産（信託受益権）の概要			
所在地	(住所) 東京都渋谷区神宮前五丁目3番13号 (地番) 東京都渋谷区神宮前五丁目3番7		
土地	所有形態	所有権	所有形態
	用途地域	第一種中高層住居専用地域	用途
	面積 (㎡)	283.83	延床面積 (㎡)
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期
取得価格 (百万円)	1,043		
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)	前々所有者	—
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	オリックス・ファシリテーズ株式会社
賃借人	Paul Smith Limited	賃貸方式	直接契約
特記事項			
1. 信託不動産にかかる所有権又は信託受益権を第三者に譲渡しようとするときは、賃借人であるPaul Smith Limitedに優先買取交渉権があります。			
地域・物件特性			
東京メトロ千代田線・銀座線・半蔵門線「表参道」駅徒歩約5分に位置しています。			

(注) 前記「(イ) 信託不動産の価格及び投資比率」の(注7)に記載のとおり、b-town神宮前Ⅱは、平成26年10月3日付で譲渡しています。

[商業-3] 物件名称：りんくう羽倉崎プラザ

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺605 他 (地番) 大阪府泉南郡田尻町嘉祥寺605番1 他16筆、泉佐野市羽倉崎二丁目3638番10 他1筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	—
	用途地域	準工業地域	用途	—
	面積 (㎡)	53,231.66	延床面積 (㎡)	—
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数	—
	建蔽率 (用途地域指定)	60%	建築時期	—
取得価格 (百万円)	4,697			
前所有者	有限会社アース・キャピタル・パートナーズ	前々所有者	株式会社ティーエムプロパティーズ	
信託受託者	三菱UFJ信託銀行株式会社	PM会社	株式会社 東急コミュニティー	
賃借人	コーナン商事株式会社、 株式会社コジマ (注2)、 イオンタウン株式会社	賃貸方式	直接契約	
特記事項				
<p>1. 信託不動産にかかる土地の一部（イオンタウン株式会社賃借部分12,116.51㎡）の所有権又は信託受益権を第三者に譲渡しようとするときは、賃借人であるイオンタウン株式会社に優先買取交渉権があります。</p> <p>2. 信託不動産にかかる土地には賃借人（コーナン商事株式会社、株式会社コジマ及びイオンタウン株式会社）の借地権が設定されています。</p>				
地域・物件特性				
南海本線「羽倉崎」駅徒歩約9分に位置しています。				

(注1) 貸地であり、建物はテナント所有となっています。

(注2) 前記「(二) 賃貸借状況の概要 C. 上位10テナント」の(注8)に記載のとおり、りんくう羽倉崎プラザの建物所有者である株式会社コジマは平成26年7月27日付で当該建物において運営していた店舗を閉店しましたが、本書の日付現在同社との事業用借地権設定契約は変更なく継続しています。また、資産運用会社及び当該物件の信託受託者である三菱UFJ信託銀行株式会社は、当該閉店と併せ、信託受託者と株式会社コジマとの間の事業用借地権設定契約に基づき、同社が本件建物に入居する賃借人を募集することについて承諾しています。

[商業-4] 物件名称：b-town南青山

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都港区南青山三丁目6番7号 (地番) 東京都港区南青山三丁目87番10 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	第二種中高層住居専用地域		用途	店舗、共同住宅
	面積 (㎡)	385.32		延床面積 (㎡)	797.63
	容積率 (用途地域指定)	300%		構造・階数	RC、3F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	60%		建築時期	平成18年2月28日
取得価格 (百万円)	1,530				
前所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社	
賃借人	アール・エー・アセット・マネジメント株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
主なエンドテナントの業態	婦人服アパレル、美容室、飲食店				
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の容積率は本来300%ですが、前面道路の幅員規制により268%となっています。また、建蔽率については本来60%ですが、角地による加算により70%となっています。 2. 建築基準法第42条第2項により70.57㎡の私道負担があります。					
地域・物件特性					
東京メトロ千代田線・銀座線・半蔵門線「表参道」駅より徒歩約6分に位置しています。					

[商業-5] 物件名称：コジマNEW上福岡店

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目10番18号 (地番) 埼玉県ふじみ野市上福岡五丁目1131番1 他12筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	近隣商業地域 第二種中高層住居専用地域		用途	店舗
	面積 (㎡)	4,877.90		延床面積 (㎡)	3,413.40
	容積率 (用途地域指定)	200%		構造・階数	S、2F
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 第二種中高層住居専用地域：60%		建築時期	平成8年10月14日
取得価格 (百万円)	1,300				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	株式会社大築インターナショナル及び個人	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	東京美装興業株式会社	
賃借人	株式会社コジマ		賃貸方式	直接契約	
特記事項					
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、64.68%となります。					
地域・物件特性					
東武東上線「上福岡」駅より徒歩約12分に位置しています。					

[商業-7] 物件名称：b-toss池袋

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 東京都豊島区西池袋一丁目38番3号 (地番) 東京都豊島区西池袋一丁目38番10 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	店舗
	面積 (㎡)	223.38		延床面積 (㎡)	1,474.21
	容積率 (用途地域指定)	800%		構造・階数	RC、9F/B1F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成17年11月12日
取得価格 (百万円)	1,980				
前所有者	有限会社フラックステン・キャピタル・パートナーズ		前々所有者	株式会社エルカクエイ (現 株式会社ジョイント・レジデンシャル不動産)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	株式会社スペーストラスト	
賃借人	株式会社スペーストラスト		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
主なエンドテナント (店舗名)	磯丸水産、STEAK DINING 多喜				
特記事項	1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、商業地域、防火地域内の耐火建築物による緩和により100%となっています。				
地域・物件特性	JR線、東武東上線、西武池袋線、東京メトロ有楽町線・丸ノ内線「池袋」駅徒歩約4分の位置にあります。				

[商業-8] 物件名称：ジョイスクエア湯河原

特定資産（信託受益権）の概要					
所在地	(住所) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央一丁目1617番地54 (地番) 神奈川県足柄下郡湯河原町中央一丁目1617番54 他1筆				
土地	所有形態	所有権	建物	所有形態	所有権
	用途地域	商業地域		用途	店舗
	面積 (㎡)	5,425.13		延床面積 (㎡)	6,326.53
	容積率 (用途地域指定)	400%		構造・階数	S、2F
	建蔽率 (用途地域指定)	80%		建築時期	平成18年9月22日
取得価格 (百万円)	1,810				
前所有者	株式会社ジョイント・コーポレーション		前々所有者	-	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社		PM会社	東京美装興業株式会社	
賃借人	東京美装興業株式会社		賃貸方式	マスターリース契約・パススルー型	
主なエンドテナント	株式会社ノジマ、株式会社CFSコーポレーション				
特記事項	1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は本来80%ですが、角地による加算により90%となっています。				
地域・物件特性	JR東海道本線「湯河原」駅東方約1kmに位置する地上2階建ての店舗です。				

[商業-9] 物件名称：ベルプラザショッピングセンター

特定資産（信託受益権）の概要				
所在地	(住所) 長野県上田市中丸子1647番地7 他 (地番) 長野県上田市中丸子字久保1623番2 他8筆、中丸子字清水田1647番7 他6筆、中丸子字六反田1281番3 他1筆、中丸子字大耽1682番12 他2筆			
土地	所有形態	所有権	所有形態	—
	用途地域	近隣商業地域、準工業地域	用途	—
	面積 (㎡)	23,304.57	延床面積 (㎡)	—
	容積率 (用途地域指定)	200%	構造・階数	—
	建蔽率 (用途地域指定)	近隣商業地域：80% 準工業地域：60%	建築時期	—
取得価格 (百万円) (注2)	1,355			
前所有者	有限会社ベルプラザ、 モールパートナーズ株式会社 (注2)	前々所有者	有限会社 モールコンサルタント (注3)	
信託受託者	みずほ信託銀行株式会社	PM会社	東京美装興業株式会社	
賃借人	東京美装興業株式会社	賃貸方式	マスターリース契約・ パススルー型	
主なエンドテナント (店舗名)	ツルヤ、ドラッグストア マツモトキヨシ、マルコポーロ			
特記事項				
1. 信託不動産にかかる土地の建蔽率は用途地域の違いにより異なりますが、その対象面積による加重平均を算出すると、77.47%となります。但し、近接する看板の敷地を除きます。				
地域・物件特性				
しなの鉄道「大屋」駅から南西側へ約4.3km、国道152号沿いに位置するロードサイドのショッピングセンターです。国道からの系統・連続性、視認性に優れており、近隣は人口集積度が高く、日用品を中心とした底堅い需要が見込める地域となっています。				

(注1) ベルプラザショッピングセンターは、複合型商業施設であり、建物については以下のような構成となっています。

各建物の名称	所有形態	用途	延床面積 (㎡)	構造・階数	建築時期
センター棟	所有権	店舗	3,470.14	S、1F	平成4年11月30日
ショップ棟	所有権	店舗	2,478.40	S、1F	平成4年11月30日
レストラン棟	所有権	店舗	254.72	S、1F	平成18年7月12日
クリスタル広場別棟	所有権	店舗	80.50	S、1F	平成24年6月26日

(注2) センター棟、ショップ棟及び土地については有限会社ベルプラザより信託受益権を、レストラン棟の建物についてはモールパートナーズ株式会社より不動産の所有権をそれぞれ取得しました。レストラン棟については、センター棟、ショップ棟及び土地にかかる信託へ追加信託しています。

(注3) センター棟、ショップ棟及び土地の信託受益権の前々所有者は有限会社モールコンサルタントです。

(ト) 個別信託不動産の収益状況

個別信託不動産の収益状況は、以下のとおりです。

「信託不動産の収益状況」欄に関する説明

- A. 損益情報における金額は、平成26年4月1日以降（期中において取得した資産については、取得した時点以降）平成26年9月末日までの期間にかかる数値を記載しています。なお、物件に直接帰属しない収支については含めていません。
- B. 金額は、千円未満を切り捨てています。従って、記載されている金額を足し合わせても合計値は必ずしも一致しません。
- C. 収支金額は、発生主義にて計上しています。
- D. 「賃貸料収入」欄には、賃料、共益費、駐車場使用料及び地代等の合計額を記載しています。
- E. 「その他賃貸事業収入」欄には、礼金、更新料、水道光熱費収入及び自動販売機収入等、賃貸料収入以外の収入の合計額を記載しています。
- F. 「管理業務費」欄には、賃貸管理報酬、建物管理報酬及び仲介手数料等の合計額を記載しています。
- G. 「修繕費」欄は、年度による差異が大きいこと及び定期的に発生する金額でないこと等から、対象期間における修繕費は本投資法人が保有資産を長期にわたり継続して保有する場合の修繕費と大きく異なる可能性があります。
- H. 「固定資産税等」欄には、信託不動産にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等を記載しています。但し、取得時における前所有者との間で精算された固定資産税、都市計画税及び償却資産税相当額は附属費用の一部として不動産等の取得原価に算入されており、賃貸事業費用としては計上されていません。
- I. 「その他賃貸事業費用」欄には、町内会費、有線放送使用料、消耗品費及びリース料等が含まれています。

(単位：千円)

物件番号	住居－１	住居－３	住居－４	住居－５	住居－６
物件名称	エステイメゾン 銀座	エステイメゾン 麻布永坂	エステイメゾン 恵比寿Ⅱ	エステイメゾン 恵比寿	エステイメゾン 神田
運用期間 (自)	平成26年４月１日	平成26年４月１日	平成26年４月１日	平成26年４月１日	平成26年４月１日
(至)	平成26年９月30日	平成26年９月30日	平成26年９月30日	平成26年９月30日	平成26年９月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	170,686	50,501	54,857	22,833	45,204
賃貸料収入	162,239	48,774	52,391	21,892	42,235
その他賃貸事業収入	8,447	1,726	2,465	941	2,969
(B) 賃貸事業費用 小計	40,733	12,609	13,487	5,919	10,960
管理業務費	17,241	4,084	4,672	2,461	4,179
水道光熱費	1,818	750	670	373	681
保険料	161	52	49	19	42
修繕費	3,990	2,535	2,164	622	1,986
固定資産税等	9,384	2,832	2,605	977	1,970
信託報酬	477	477	477	377	460
その他賃貸事業費用	7,659	1,876	2,848	1,086	1,640
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	129,952	37,891	41,369	16,914	34,243
(D) 減価償却費	30,456	9,359	8,784	3,573	7,488
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	99,496	28,532	32,585	13,340	26,755
(F) 資本的支出	5,093	381	280	-	831
(G) NCF = (C) - (F)	124,859	37,510	41,089	16,914	33,411

(単位：千円)

物件番号	住居－８	住居－10	住居－11	住居－12	住居－13
物件名称	エステイメゾン 北新宿	エステイメゾン 浅草駒形	エステイメゾン 町田	エステイメゾン 川崎	エステイメゾン 今池
運用期間 (自)	平成26年４月１日	平成26年４月１日	平成26年４月１日	平成26年４月１日	平成26年４月１日
(至)	平成26年９月30日	平成26年９月30日	平成26年９月30日	平成26年９月30日	平成26年９月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	42,813	65,364	53,171	79,616	14,990
賃貸料収入	41,341	62,328	51,237	75,484	14,228
その他賃貸事業収入	1,472	3,036	1,934	4,131	762
(B) 賃貸事業費用 小計	14,311	15,543	13,526	16,245	5,810
管理業務費	5,507	7,172	5,065	7,730	2,226
水道光熱費	634	678	1,017	1,409	635
保険料	39	73	79	80	27
修繕費	2,153	1,525	1,035	1,481	312
固定資産税等	2,056	3,673	4,072	3,363	1,092
信託報酬	439	477	460	477	377
その他賃貸事業費用	3,480	1,941	1,794	1,702	1,138
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	28,502	49,821	39,645	63,370	9,180
(D) 減価償却費	6,990	12,271	14,963	16,121	2,179
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	21,511	37,550	24,682	47,249	7,001
(F) 資本的支出	326	-	4,077	919	118
(G) NCF = (C) - (F)	28,176	49,821	35,567	62,450	9,061

(単位：千円)

物件番号	住居-14	住居-15	住居-16	住居-17	住居-18
物件名称	エステイメゾン 新川崎	エステイメゾン 横浜	エステイメゾン 亀戸	エステイメゾン 目黒	エステイメゾン 八千代緑が丘
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	31,998	63,003	52,302	30,573	44,961
賃貸料収入	31,998	63,003	51,571	29,599	42,453
その他賃貸事業収入	-	-	731	974	2,508
(B) 賃貸事業費用 小計	4,103	9,053	11,035	7,048	14,367
管理業務費	-	3,855	4,660	3,153	5,085
水道光熱費	-	690	679	276	1,904
保険料	64	74	56	25	81
修繕費	73	117	931	636	2,360
固定資産税等	3,201	3,270	2,890	1,513	3,477
信託報酬	377	477	477	377	456
その他賃貸事業費用	386	569	1,339	1,064	1,002
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	27,894	53,949	41,267	23,525	30,594
(D) 減価償却費	8,888	16,971	13,789	5,471	10,804
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	19,005	36,978	27,477	18,053	19,789
(F) 資本的支出	5,132	213	-	-	307
(G) NCF = (C) - (F)	22,761	53,735	41,267	23,525	30,286

(単位：千円)

物件番号	住居-19	住居-20	住居-21	住居-22	住居-23
物件名称	エステイメゾン 巣鴨	エステイメゾン 京橋	エステイメゾン 目黒本町	エステイメゾン 白楽	エステイメゾン 南堀江
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	48,832	92,841	34,235	30,037	35,284
賃貸料収入	46,938	86,129	32,266	29,167	34,772
その他賃貸事業収入	1,894	6,711	1,969	869	512
(B) 賃貸事業費用 小計	11,656	20,660	8,998	8,381	8,002
管理業務費	4,860	5,821	3,371	3,544	3,533
水道光熱費	515	2,743	402	535	477
保険料	47	94	34	37	39
修繕費	604	1,812	1,000	584	590
固定資産税等	2,583	4,700	1,748	1,500	1,876
信託報酬	477	477	418	377	477
その他賃貸事業費用	2,565	5,009	2,023	1,801	1,008
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	37,176	72,180	25,237	21,655	27,281
(D) 減価償却費	8,191	31,446	6,629	7,717	7,724
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	28,984	40,734	18,608	13,938	19,557
(F) 資本的支出	-	444	394	-	351
(G) NCF = (C) - (F)	37,176	71,735	24,843	21,655	26,929

(単位：千円)

物件番号	住居-24	住居-25	住居-26	住居-27	住居-28
物件名称	エステイメゾン 五反田	エステイメゾン 大井仙台坂	エステイメゾン 品川シーサイド	エステイメゾン 南麻布	エステイメゾン 城東
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	90,196	80,641	65,551	35,434	33,884
賃貸料収入	85,453	75,801	61,683	33,758	31,978
その他賃貸事業収入	4,743	4,840	3,867	1,676	1,905
(B) 賃貸事業費用 小計	25,111	16,988	19,871	10,829	9,397
管理業務費	6,523	8,288	7,521	4,976	2,698
水道光熱費	1	543	984	311	906
保険料	82	68	61	27	38
修繕費	3,049	1,457	2,674	987	2,050
固定資産税等	5,546	3,629	3,676	1,588	1,722
信託報酬	477	477	477	477	477
その他賃貸事業費用	9,430	2,523	4,476	2,459	1,503
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	65,084	63,653	45,680	24,604	24,486
(D) 減価償却費	17,438	12,756	14,410	6,750	7,074
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	47,646	50,896	31,269	17,854	17,412
(F) 資本的支出	-	117	-	-	122
(G) NCF = (C) - (F)	65,084	63,536	45,680	24,604	24,363

(単位：千円)

物件番号	住居-29	住居-30	住居-31	住居-33	住居-34
物件名称	エステイメゾン 塚本	エステイメゾン 川崎II	エステイメゾン 麻布十番	エステイメゾン 板橋本町	エステイメゾン 大泉学園
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	40,512	63,515	66,237	28,862	26,174
賃貸料収入	38,842	61,520	64,967	28,540	25,822
その他賃貸事業収入	1,670	1,995	1,270	322	352
(B) 賃貸事業費用 小計	10,359	12,653	12,870	6,798	6,789
管理業務費	3,393	5,822	5,929	2,838	2,475
水道光熱費	1,372	673	773	400	469
保険料	47	62	44	31	30
修繕費	1,314	834	894	779	636
固定資産税等	2,119	3,179	2,397	1,538	1,651
信託報酬	477	477	476	477	477
その他賃貸事業費用	1,634	1,602	2,352	732	1,047
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	30,152	50,862	53,367	22,064	19,385
(D) 減価償却費	8,632	12,071	7,514	6,117	5,901
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	21,520	38,790	45,853	15,947	13,483
(F) 資本的支出	-	131	112	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	30,152	50,730	53,255	22,064	19,385

(単位：千円)

物件番号	住居-35	住居-36	住居-37	住居-39	住居-40
物件名称	エステイメゾン 天神東Ⅰ	エステイメゾン 天神東Ⅱ	エステイメゾン 四条西洞院	エステイメゾン 東品川	エステイメゾン 八王子みなみ野
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	15,549	27,915	40,937	71,801	31,116
賃貸料収入	15,299	27,872	39,324	69,775	30,538
その他賃貸事業収入	250	42	1,613	2,025	578
(B) 賃貸事業費用 小計	4,194	8,217	12,270	13,511	7,787
管理業務費	1,218	2,339	3,354	5,667	2,999
水道光熱費	509	506	1,416	396	432
保険料	29	46	75	57	38
修繕費	229	1,326	909	953	998
固定資産税等	1,026	1,873	2,708	3,385	1,823
信託報酬	750	750	750	750	477
その他賃貸事業費用	430	1,375	3,055	2,300	1,017
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	11,355	19,697	28,666	58,289	23,329
(D) 減価償却費	5,194	9,677	12,328	16,485	8,385
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	6,160	10,019	16,337	41,803	14,943
(F) 資本的支出	-	417	588	-	120
(G) NCF = (C) - (F)	11,355	19,280	28,078	58,289	23,208

(単位：千円)

物件番号	住居-41	住居-42	住居-43	住居-44	住居-45
物件名称	エステイメゾン 西中島	エステイメゾン 板橋区役所前	エステイメゾン 武蔵小山	エステイメゾン 千駄木	エステイメゾン 四谷坂町
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	66,311	78,379	30,486	21,890	56,918
賃貸料収入	62,975	75,925	29,697	21,807	55,190
その他賃貸事業収入	3,336	2,453	789	83	1,728
(B) 賃貸事業費用 小計	16,667	17,850	7,027	4,821	12,151
管理業務費	4,682	6,565	1,864	727	3,126
水道光熱費	1,868	768	-	-	32
保険料	77	87	22	24	53
修繕費	3,000	2,608	464	131	1,005
固定資産税等	3,260	3,555	1,632	1,121	2,836
信託報酬	477	477	477	477	477
その他賃貸事業費用	3,301	3,786	2,567	2,337	4,619
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	49,644	60,528	23,458	17,069	44,766
(D) 減価償却費	24,405	17,467	7,673	5,700	15,425
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	25,238	43,060	15,785	11,368	29,341
(F) 資本的支出	-	133	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	49,644	60,395	23,458	17,069	44,766

(単位：千円)

物件番号	住居-46	住居-47	住居-48	住居-50	住居-51
物件名称	エステイメゾン 博多東	エステイメゾン 上呉服	エステイメゾン 三軒茶屋	プライムメゾン 武蔵野の杜	プライムメゾン 東桜
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	82,606	26,144	23,293	63,454	50,317
賃貸料収入	80,329	25,758	21,985	61,320	48,697
その他賃貸事業収入	2,276	386	1,307	2,133	1,619
(B) 賃貸事業費用 小計	21,140	10,273	7,111	12,840	15,587
管理業務費	7,523	3,170	3,194	5,497	6,991
水道光熱費	1,020	598	304	552	621
保険料	124	58	21	77	70
修繕費	4,484	1,193	328	1,418	1,583
固定資産税等	4,874	1,974	969	4,020	3,849
信託報酬	750	750	477	325	325
その他賃貸事業費用	2,362	2,528	1,815	950	2,144
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	61,465	15,871	16,181	50,613	34,730
(D) 減価償却費	21,214	9,737	6,269	9,594	12,302
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	40,251	6,134	9,911	41,019	22,427
(F) 資本的支出	1,817	2,398	488	-	134
(G) NCF = (C) - (F)	59,648	13,473	15,692	50,613	34,595

(単位：千円)

物件番号	住居-52	住居-53	住居-54	住居-55	住居-56
物件名称	プライムメゾン 萱場公園	エステイメゾン 三軒茶屋II	エステイメゾン 板橋C 6	マスト博多	エステイメゾン 錦糸町
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	29,561	23,612	78,318	93,678	35,355
賃貸料収入	29,387	22,609	74,247	93,531	34,608
その他賃貸事業収入	174	1,003	4,070	147	746
(B) 賃貸事業費用 小計	6,656	5,552	19,654	28,701	6,922
管理業務費	2,524	2,264	7,296	3,096	2,826
水道光熱費	289	192	1,028	866	435
保険料	41	21	97	140	29
修繕費	595	478	1,847	3,885	478
固定資産税等	2,228	1,118	4,937	7,667	1,601
信託報酬	325	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	650	1,077	4,047	12,645	1,151
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	22,905	18,060	58,663	64,977	28,433
(D) 減価償却費	5,854	6,237	21,738	27,397	10,950
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	17,051	11,822	36,925	37,579	17,482
(F) 資本的支出	176	-	-	508	1,015
(G) NCF = (C) - (F)	22,729	18,060	58,663	64,468	27,417

(単位：千円)

物件番号	住居-57	住居-58	住居-59	住居-60	住居-61
物件名称	エステイメゾン 武蔵小金井	プライムメゾン 御器所	プライムメゾン 夕陽ヶ丘	プライムメゾン 北田辺	プライムメゾン 百道浜
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	51,378	65,564	27,455	22,408	68,455
賃貸料収入	50,322	63,233	26,199	21,267	68,436
その他賃貸事業収入	1,056	2,331	1,256	1,141	19
(B) 賃貸事業費用 小計	12,592	14,136	10,152	8,602	18,918
管理業務費	5,051	5,199	3,147	2,730	3,366
水道光熱費	1,037	685	302	732	1,188
保険料	44	90	42	35	140
修繕費	1,280	1,432	2,372	1,666	3,726
固定資産税等	2,568	4,962	2,034	1,744	6,883
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	2,209	1,365	1,852	1,293	3,214
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	38,785	51,428	17,302	13,805	49,537
(D) 減価償却費	11,372	18,314	9,029	6,415	12,255
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	27,413	33,113	8,272	7,390	37,281
(F) 資本的支出	481	843	1,092	398	2,308
(G) NCF = (C) - (F)	38,304	50,584	16,209	13,407	47,229

(単位：千円)

物件番号	住居-62	住居-63	住居-64	住居-65	住居-66
物件名称	エステイメゾン 秋葉原	エステイメゾン 笹塚	プライムメゾン 銀座イースト	プライムメゾン 高見	プライムメゾン 矢田南
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	55,803	87,904	162,173	32,878	27,860
賃貸料収入	52,059	85,069	153,118	31,281	26,844
その他賃貸事業収入	3,744	2,834	9,054	1,597	1,015
(B) 賃貸事業費用 小計	14,035	18,911	45,903	10,229	9,558
管理業務費	6,098	7,532	18,450	4,318	3,151
水道光熱費	676	907	2,111	565	483
保険料	55	68	147	45	40
修繕費	974	2,819	5,369	475	1,414
固定資産税等	2,599	4,373	8,258	2,482	2,258
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	3,230	2,810	11,165	1,941	1,810
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	41,767	68,992	116,270	22,648	18,302
(D) 減価償却費	17,160	15,444	43,454	8,949	7,781
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	24,607	53,547	72,815	13,699	10,520
(F) 資本的支出	132	657	4,910	422	-
(G) NCF = (C) - (F)	41,635	68,334	111,359	22,226	18,302

(単位：千円)

物件番号	住居-67	住居-68	住居-69	住居-70	住居-71
物件名称	プライムメゾン 照葉	エステイメゾン 東白壁	エステイメゾン 千石	エステイメゾン 代沢	エステイメゾン 戸越
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	51,867	47,620	37,367	60,072	47,198
賃貸料収入	51,761	47,545	37,044	57,455	45,520
その他賃貸事業収入	105	75	323	2,617	1,677
(B) 賃貸事業費用 小計	18,631	9,183	7,944	12,780	10,624
管理業務費	4,959	2,337	4,035	6,059	5,133
水道光熱費	1,155	720	407	521	513
保険料	108	70	35	50	44
修繕費	5,566	1,364	350	994	726
固定資産税等	6,024	3,667	2,108	3,189	2,694
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	417	624	607	1,564	1,112
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	33,235	38,436	29,423	47,292	36,573
(D) 減価償却費	14,532	16,028	6,558	9,869	10,158
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	18,703	22,408	22,864	37,422	26,415
(F) 資本的支出	1,422	545	369	422	-
(G) NCF = (C) - (F)	31,813	37,891	29,053	46,869	36,573

(単位：千円)

物件番号	住居-72	住居-73	住居-74	住居-75	住居-76
物件名称	エステイメゾン 瓦町	エステイメゾン 西天満	エステイメゾン 白金台	エステイメゾン 東新宿	エステイメゾン 元麻布
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	57,666	54,696	58,900	45,284	39,087
賃貸料収入	55,622	50,264	58,102	44,285	39,087
その他賃貸事業収入	2,043	4,432	798	999	-
(B) 賃貸事業費用 小計	19,459	16,661	20,119	10,702	9,915
管理業務費	6,622	4,903	6,509	4,855	4,029
水道光熱費	781	1,734	807	444	457
保険料	89	71	56	44	39
修繕費	3,747	2,625	3,380	1,563	1,322
固定資産税等	3,686	3,748	3,143	2,060	2,262
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	4,131	3,178	5,823	1,333	1,403
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	38,206	38,035	38,781	34,581	29,171
(D) 減価償却費	18,822	15,973	10,525	12,275	7,068
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	19,383	22,061	28,255	22,306	22,103
(F) 資本的支出	2,892	-	874	-	207
(G) NCF = (C) - (F)	35,314	38,035	37,906	34,581	28,964

(単位：千円)

物件番号	住居-77	住居-78	住居-79	住居-80	住居-81
物件名称	エステイメゾン 都立大学	エステイメゾン 武蔵小山Ⅱ	エステイメゾン 中野	エステイメゾン 新中野	エステイメゾン 中野富士見町
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	22,206	28,668	49,092	28,899	29,271
賃貸料収入	21,987	27,983	47,654	28,295	28,580
その他賃貸事業収入	219	685	1,438	604	691
(B) 賃貸事業費用 小計	5,536	6,298	11,800	5,941	7,756
管理業務費	2,192	3,078	6,077	3,002	3,389
水道光熱費	458	297	613	293	411
保険料	23	27	45	28	28
修繕費	550	199	820	369	508
固定資産税等	1,198	1,613	2,256	1,368	1,649
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	712	681	1,586	478	1,368
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	16,669	22,370	37,291	22,957	21,514
(D) 減価償却費	4,528	6,696	12,162	6,662	6,181
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	12,141	15,673	25,128	16,294	15,332
(F) 資本的支出	238	-	422	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	16,430	22,370	36,869	22,957	21,514

(単位：千円)

物件番号	住居-82	住居-83	住居-84	住居-85	住居-86
物件名称	エステイメゾン 哲学堂	エステイメゾン 高円寺	エステイメゾン 押上	エステイメゾン 赤羽	エステイメゾン 王子
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	34,189	31,175	68,764	94,831	46,301
賃貸料収入	32,958	30,377	65,447	91,906	45,064
その他賃貸事業収入	1,231	798	3,317	2,925	1,237
(B) 賃貸事業費用 小計	8,689	7,213	15,624	15,568	9,907
管理業務費	3,756	3,399	7,770	7,557	4,539
水道光熱費	580	464	857	1,168	642
保険料	35	33	77	97	51
修繕費	701	636	1,196	704	613
固定資産税等	1,523	1,457	3,312	4,594	2,498
信託報酬	400	400	400	400	400
その他賃貸事業費用	1,692	823	2,010	1,045	1,162
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	25,499	23,961	53,139	79,262	36,393
(D) 減価償却費	8,576	6,305	17,412	28,896	14,286
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	16,923	17,655	35,727	50,366	22,107
(F) 資本的支出	422	181	145	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	25,077	23,780	52,993	79,262	36,393

(単位：千円)

物件番号	住居-87	住居-88	住居-89	住居-90	住居-91
物件名称	プライムメゾン 早稲田	プライムメゾン 八丁堀	プライムメゾン 神保町	プライムメゾン 御殿山イースト	マストライフ秋葉原
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	42,659	37,268	49,685	72,904	15,157
賃貸料収入	42,230	36,297	48,944	71,294	15,153
その他賃貸事業収入	429	971	741	1,610	3
(B) 賃貸事業費用 小計	9,661	8,648	9,251	25,782	2,231
管理業務費	4,883	3,757	4,446	12,580	1,168
水道光熱費	401	413	588	1,046	267
保険料	37	30	40	85	15
修繕費	32	144	99	774	51
固定資産税等	2,288	1,730	2,486	5,616	-
信託報酬	400	400	400	400	300
その他賃貸事業費用	1,617	2,171	1,188	5,278	428
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	32,998	28,620	40,434	47,122	12,925
(D) 減価償却費	11,144	11,082	12,960	10,612	3,761
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	21,853	17,538	27,474	36,509	9,163
(F) 資本的支出	-	-	-	1,089	249
(G) NCF = (C) - (F)	32,998	28,620	40,434	46,032	12,676

(単位：千円)

物件番号	住居-92	住居-93	住居-94	住居-95	住居-96
物件名称	エスティメゾン 葵	エスティメゾン 薬院	エスティメゾン 錦糸町II	エスティメゾン 大島	プライムメゾン 富士見台
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年5月1日	平成26年5月1日	平成26年5月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	72,884	73,895	170,388	192,158	56,797
賃貸料収入	72,550	68,270	167,579	187,205	56,723
その他賃貸事業収入	333	5,624	2,809	4,952	73
(B) 賃貸事業費用 小計	17,898	15,301	20,114	27,846	11,069
管理業務費	9,120	5,400	9,677	14,800	6,316
水道光熱費	758	1,944	2,255	4,203	557
保険料	80	87	160	181	104
修繕費	2,482	3,867	1,979	2,724	1,149
固定資産税等	-	-	-	-	-
信託報酬	400	408	333	333	250
その他賃貸事業費用	5,056	3,593	5,706	5,603	2,691
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	54,985	58,593	150,274	164,311	45,727
(D) 減価償却費	24,639	20,217	54,144	53,552	13,554
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	30,346	38,375	96,129	110,759	32,173
(F) 資本的支出	752	733	621	562	-
(G) NCF = (C) - (F)	54,232	57,860	149,653	163,749	45,727

(単位：千円)

物件番号	住居-97	商業-1	商業-2	商業-3	商業-4
物件名称	エステイメゾン 鶴舞	浜松プラザ	b-town神宮前Ⅱ	りんくう羽倉崎 プラザ	b-town南青山
運用期間 (自)	平成26年5月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報					
(A) 賃貸事業収入 小計	129,266	109,895	24,104	182,480	33,533
賃貸料収入	129,244	109,895	23,814	182,480	31,211
その他賃貸事業収入	21	-	290	-	2,321
(B) 賃貸事業費用 小計	17,794	22,785	3,725	13,627	7,583
管理業務費	11,728	11,068	879	600	2,038
水道光熱費	3,245	518	-	-	2,241
保険料	222	484	8	84	15
修繕費	2,345	117	200	-	21
固定資産税等	-	9,000	1,902	10,910	2,516
信託報酬	250	857	375	1,500	475
その他賃貸事業費用	2	737	360	532	273
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	111,472	87,109	20,378	168,852	25,950
(D) 減価償却費	33,263	10,893	2,354	-	3,565
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	78,208	76,216	18,024	168,852	22,384
(F) 資本的支出	1,799	-	-	-	-
(G) NCF = (C) - (F)	109,672	87,109	20,378	168,852	25,950

(単位：千円)

物件番号	商業-5	商業-7	商業-8	商業-9
物件名称	コジマNEW 上福岡店	b-toss池袋	ジョイスクエア 湯河原	ベルプラザショッピ ングセンター
運用期間 (自)	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日	平成26年4月1日
(至)	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日	平成26年9月30日
損益情報				
(A) 賃貸事業収入 小計	48,000	60,770	86,685	55,219
賃貸料収入	48,000	45,763	66,620	49,460
その他賃貸事業収入	-	15,006	20,065	5,759
(B) 賃貸事業費用 小計	6,272	21,398	33,949	16,400
管理業務費	600	4,907	9,265	4,501
水道光熱費	-	12,926	16,995	5,587
保険料	38	23	59	42
修繕費	-	126	945	227
固定資産税等	4,831	2,665	5,193	4,777
信託報酬	440	475	475	475
その他賃貸事業費用	362	273	1,015	789
(C) 賃貸事業収支 = (A) - (B)	41,727	39,371	52,736	38,819
(D) 減価償却費	3,254	4,033	10,290	3,180
(E) 賃貸事業損益 = (C) - (D)	38,472	35,338	42,446	35,638
(F) 資本的支出	-	15,706	507	256
(G) NCF = (C) - (F)	41,727	23,665	52,228	38,562

(3) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】

本投資法人の下記計算期間末日における総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額は以下のとおりです。なお、総資産額、純資産総額及び1口当たりの純資産額について、期中では正確に把握できないため、各月末における推移は記載していません。

年月日	総資産額 (百万円)	純資産総額 (百万円)	1口当たり純資産額 (円)
平成24年3月31日 (第13期)	112,800 (111,636)	51,687 (50,523)	449,183 (439,066)
平成24年9月30日 (第14期)	114,174 (112,983)	51,714 (50,523)	449,417 (439,066)
平成25年3月31日 (第15期)	133,843 (132,410)	59,188 (57,755)	431,813 (421,354)
平成25年9月30日 (第16期)	148,871 (147,189)	69,976 (68,294)	87,686 (注2) (85,579)
平成26年3月31日 (第17期)	156,878 (155,112)	70,059 (68,294)	87,791 (注2) (85,579)
平成26年9月30日 (第18期)	176,892 (174,942)	81,010 (79,060)	88,512 (注2) (86,381)

(注1) () 内の数値は、分配落ち後の金額です。

(注2) 平成26年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行っています。1口当たり純資産額については、第16期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

本投資証券は、東京証券取引所に上場されており、同取引所における近時の市場相場（取引値）は以下のとおりです。

事業年度別 最高・最低投資口 価格	期	第13期	第14期	第15期	第16期	第17期 (権利落前)	第17期 (権利落後)	第18期
	決算年月	平成24年 3月	平成24年 9月	平成25年 3月	平成25年 9月	平成26年 3月		平成26年 9月
	最 高	354,000円	365,000円	560,000円	553,000円	542,000円	111,000円	113,100円
	最 低	259,200円	299,000円	340,500円	420,500円	471,000円	102,500円	94,800円

(注) 平成26年4月1日を効力発生日とする投資口1口につき5口の割合での投資口分割に伴い、平成26年3月27日より権利落後の投資口価格にて取引されています。

月別最高・最低 投資口価格及び 売買高	月 別	平成25年 10月	平成25年 11月	平成25年 12月	平成26年 1月	平成26年 2月	平成26年 3月 (権利落前)	平成26年 3月 (権利落後)
	最 高	506,000円	500,000円	516,000円	540,000円	542,000円	540,000円	111,000円
	最 低	471,000円	475,000円	475,000円	500,000円	502,000円	523,000円	102,500円
	売 買 高	7,304口	6,053口	7,215口	6,166口	7,387口	6,310口	6,370口

月別最高・最低 投資口価格及び 売買高	月 別	平成26年 4月	平成26年 5月	平成26年 6月	平成26年 7月	平成26年 8月	平成26年 9月
	最 高	106,300円	100,300円	102,700円	107,000円	109,400円	113,100円
	最 低	94,800円	95,700円	97,600円	100,600円	104,200円	106,500円
	売 買 高	155,858口	54,310口	45,512口	52,124口	38,202口	61,621口

②【分配の推移】

本投資法人の分配総額、1口当たりの分配の額は以下のとおりです。

計算期間		分配総額	1口当たりの 分配金
第13期	自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日	1,164百万円	10,117円
第14期	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	1,191百万円	10,351円
第15期	自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日	1,433百万円	10,459円
第16期	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	1,681百万円	10,537円
第17期	自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日	1,765百万円	11,062円
第18期	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	1,950百万円	(注) 2,131円

(注) 平成26年4月1日を効力発生日として、投資口1口につき5口の割合による投資口分割を行っています。

③【自己資本利益率（収益率）の推移】

本投資法人の自己資本利益率は以下のとおりです。

計算期間		自己資本利益率（注）	年換算値
第13期	自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日	2.3%	4.5%
第14期	自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	2.3%	4.6%
第15期	自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日	2.6%	5.2%
第16期	自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	2.6%	5.2%
第17期	自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日	2.5%	5.1%
第18期	自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	2.6%	5.2%

(注) 自己資本利益率＝当期純利益／平均純資産額 平均純資産額＝（期首純資産額＋期末純資産額）÷2

第二部【投資法人の詳細情報】

第1【投資法人の追加情報】

1【投資法人の沿革】

平成17年4月19日	設立企画人 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ（現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）による投信法第69条に基づく設立にかかる届出
平成17年4月20日	投信法第166条に基づく設立の登記、本投資法人の成立
平成17年4月22日	投信法第188条に基づく登録の申請
平成17年5月19日	投信法第187条に基づく内閣総理大臣による登録の実施（登録番号 関東財務局長 第33号）
平成17年7月28日	東京証券取引所に上場
平成20年8月25日	投資口が保管振替機構において取り扱われることへの社債等の振替に関する法律（注）第13条第1項に基づく同意
平成22年6月30日	ジョイント・リート投資法人から積水ハウス・S I 投資法人へ商号変更
平成26年6月11日	積水ハウス・S I 投資法人から積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人へ商号変更

（注）決済合理化法の施行により「社債等の振替に関する法律」がその題名を「社債、株式等の振替に関する法律」に改められた後の同法をいいます。

2【役員状況】

（本書の日付現在）

役職名	氏名	主要略歴	所有投資口数
執行役員	南 修	昭和58年4月 積水ハウス株式会社入社 都市開発事業部 平成3年8月 同社 東京都市開発事業部 平成11年4月 同社 開発事業部 平成18年4月 同社 開発企画部長 平成22年2月 同社 東日本開発企画部長 平成22年5月 同社 東日本開発事業部長 平成24年5月 同社 開発事業部 部長 平成24年6月 日本郵政株式会社 出向 不動産企画部 部付部長 平成26年3月 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社出向 顧問 平成26年3月 同社 代表取締役社長就任（現任） 平成26年4月 同社 転籍 平成26年6月 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人 執行役員 就任（現任）	0

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴		所有 投資口数
監督役員	高松 薫	昭和53年4月 昭和63年9月 平成4年11月 平成14年8月 平成17年4月 平成25年6月 平成25年11月	弁護士登録／第二東京弁護士会 日欧産業協力センター 講師(現任) 岡本・鈴木・高松法律事務所(現 隼あすか法律事務所) 設立 パートナー弁護士(現任) 産業能率大学 講師(現任) ジョイント・リート投資法人(現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 監督役員就任(現任) 株式会社Resort & Medical Investment(現 株式会社リゾート&メディカル) 監査役就任(現任) 株式会社レスポートサック ジャパン 取締役就任(現任)	0
監督役員	小谷野 幹雄	昭和60年4月 平成6年9月 平成11年4月 平成12年6月 平成12年7月 平成15年4月 平成15年6月 平成17年4月 平成17年6月 平成17年10月 平成18年6月 平成20年6月 平成23年9月 平成24年2月 平成25年5月 平成25年11月 平成26年1月	大和証券株式会社入社 小谷野公認会計士事務所 開業 所長就任(現任) 有限会社小谷野事務所(現 株式会社財経総合研究所) 設立 代表取締役就任(現任) ゼビオ株式会社 非常勤監査役就任(現任) 有限会社スリープ 取締役社長(現 株式会社パートナーズ 代表取締役) 就任(現任) 公益財団法人船井情報科学振興財団 監事就任(現任) 日本システムウェア株式会社 非常勤監査役就任 ジョイント・リート投資法人(現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 監督役員就任(現任) 株式会社小谷野事務所(現 株式会社NBY・パートナーズ) 代表取締役就任(現任) 株式会社ナノオプトニクス研究所(現 株式会社ナノオプトニクス・エナジー) 非常勤取締役就任(現任) 株式会社ヴィクトリア 非常勤監査役就任(現任) 日本システムウェア株式会社 非常勤取締役就任(現任) 一般財団法人UNITED SPORTS FOUNDATION 監事就任(現任) 東工株式会社 取締役就任(現任) 公益財団法人高齢者眼疾患研究財団 監事就任(現任) 株式会社レスポートサック ジャパン 取締役就任(現任) 株式会社小谷野事務所設立 代表取締役就任(現任)	0

(注) 執行役員が法令に定める定員を欠くことになる場合に備え、本投資主総会において、本投資法人の資産運用会社の取締役副社長である佐藤信義が補欠執行役員として選任されています。

3 【その他】

(1) 役員の変更

執行役員及び監督役員は、法令に別段の定めがある場合を除き、投資主総会の決議によって選任されます（投信法第96条、規約第17条第1項）。

執行役員及び監督役員の任期は、就任後2年です（規約第17条第2項）。但し、投資主総会の決議によって、法令に定める限度において、その期間を延長又は短縮することを妨げません。また、補欠又は増員のために選任された執行役員又は監督役員の任期は、前任者又は在任者の残存期間と同一とします（規約第17条第2項但書）。また、補欠の執行役員又は監督役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議がなされた投資主総会（当該投資主総会において執行役員又は監督役員が選任されなかった場合には、執行役員又は監督役員が選任された直近の投資主総会）において選任された執行役員又は監督役員の任期が終了する時までとします（規約第17条第3項）。但し、投資主総会の決議によってその期間を短縮することを妨げません（規約第17条第3項但書）。

執行役員及び監督役員の解任には、投資主総会の決議が必要とされ、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもってこれを行う必要があります（投信法第104条、第106条）。執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があるにもかかわらず投資主総会において執行役員又は監督役員の解任が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます（投信法第104条第3項、会社法第854条第1項第2号）。

(2) 規約の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

① 規約等の重要事項の変更

本投資法人は、平成26年4月1日付で投資口の分割の割合に応じて発行可能投資口総数を変更し、また、本投資主総会において住居物件を中心とする総合型リートから住居特化型リートとしての転換を図るべく、商業施設を投資対象から除外し、投資対象を主たる用途が住居である不動産関連資産へ変更等、規約の一部を変更しました。なお、規約の変更手続については、後記「第3 管理及び運営 1 資産管理等の概要（5）その他 ③ 規約の変更に関する手続」をご参照下さい。

② 事業譲渡又は事業譲受

該当事項はありません。

③ 出資の状況その他の重要事項

出資の状況については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況（5）投資法人の出資総額」をご参照下さい。

本書の日付現在、その他の重要事項はありません。

(3) 訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、訴訟事件その他本投資法人に重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(4) 格付

① 株式会社格付投資情報センター（以下「R&I」といいます。）は、平成26年5月7日付で、本投資法人に関する発行体格付が「A+（安定的）」である旨公表しています。本書の日付現在、R&Iによる本投資法人に関する発行体格付及び格付の方向性に変更はありません。

R&Iの発行体格付は、発行体が負う金融債務についての総合的な債務履行能力に対する評価であり、原則として全ての発行体に付与されるものです。

② 株式会社日本格付研究所（以下「JCR」といいます。）は、平成26年2月18日付で、本投資法人に関する長期発行体格付が「AA-（安定的）」、平成25年2月22日付で、同月28日に発行した第1回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第2回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）について、長期個別債務格付が「AA-」、平成26年2月18日付で、同月28日に発行した第3回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）及び第4回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）について、長期個別債務格付が「AA-」、平成26年8月8日付で、同月29日に発行した第5回無担保投資法人債（特定投資法人債間限定同順位特約付）について長期個別債務格付が「AA-」である旨公表しています。本書の日付現在、JCRによる本投資法人に関する長期発行体格付及びその格付の方向性並びに長期個別債務格付に変更はありません。

第2【手続等】

1【申込（販売）手続等】

該当事項はありません。

2【買戻し手続等】

本投資法人は、クローズド・エンド型であり、投資主の請求による投資口の払戻しを行いません（規約第5条第1項）。従って、該当事項はありません。

なお、本投資法人は投資主との合意により本投資法人の投資口を有償で取得することができるものとされています（規約第5条第2項）。

本書の日付現在、本投資証券は東京証券取引所に上場されており、本投資証券を東京証券取引所を通じて売買することができます。また、東京証券取引所外で本投資証券を譲渡することもできます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

① 1口当たりの純資産額の算出

本投資法人が発行する投資口の1口当たりの純資産額は、後記「(4) 計算期間」記載の決算期毎に、以下の算式にて算出します。

$$1口当たりの純資産額 = (\text{総資産の資産評価額} - \text{負債総額}) \div \text{発行済投資口総数}$$

② 資産評価の方法

本投資法人の資産評価の方法及び基準は、投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。以下「投資法人の計算に関する規則」といいます。）、投資信託協会制定の不動産投資信託及び不動産投資法人に関する規則、同協会が定めるその他の諸規則及び一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従い、以下のとおり運用資産の種類毎に定めます(規約第32条第1項)。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権（規約第28条第1項第1号に定めるもの）

取得価額から減価償却累計額を控除した価額をもって評価します。なお、減価償却額の算定方法は、建物部分及び設備等部分については定額法により算定します。但し、設備等については、正当な事由により定額法による算定が適当ではなくなった場合で、かつ投資者保護上問題ないと合理的に判断できる場合に限り、他の算定方法に変更することができるものとします。

(ロ) 不動産、不動産の賃借権又は地上権を信託する信託の受益権（規約第28条第1項第1号及び第2号①に定めるもの）

信託財産が(イ)に掲げる資産の場合は(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(ハ) 信託財産を主として不動産、不動産の賃借権又は地上権に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第1項第2号②に定めるもの）

信託財産の構成資産が(イ)に掲げる資産の場合は、(イ)に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託の受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(ニ) 不動産に関する匿名組合出資持分（規約第28条第1項第2号③に定めるもの）

匿名組合出資持分の構成資産が(イ)ないし(ハ)に掲げる資産の場合は、それぞれに定める方法に従った評価を行い、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分の持分相当額を算定した価額とします。

(ホ) 信託財産を主として不動産に関する匿名組合出資持分に対する投資として運用することを目的とする金銭の信託の受益権（規約第28条第1項第2号④に定めるもの）

信託財産である匿名組合出資持分について(ニ)に従った評価を行った上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該信託受益権の持分相当額を算定した価額とします。

(ヘ) 有価証券（規約第28条第1項第3号、第2項第1号②又は③に定めるもの）

当該有価証券の市場価格がある場合には、市場価格に基づく価額（金融商品取引所における取引価格、証券業協会等が公表する価格又はこれらに準じて随時売買換金等を行うことができる取引システムで成立する取引価格をいいます。以下同じです。）とします。市場価格がない場合には、合理的な方法により算定された価額とします。また、付すべき市場価格又は合理的に算定された価額は、評価の精度を高める場合を除き、毎期同様な方法により入手するものとします。市場価格及び合理的に算定された価格のいずれも入手できない場合には、取得原価で評価することができるものとします。

(ト) 金銭債権（規約第28条第2項第1号⑤に定めるもの）

取得価額から、貸倒引当金を控除した価格とします。但し、債権を債権金額より低い価額又は高い価額で取得した場合において、取得金額と債権金額との差額の性格が金利の調整と認められるときは、償却原価法に基づいて算定された価額から貸倒引当金を控除した価格とします。

(チ) 金銭の信託の受益権（規約第28条第2項第1号⑥に定めるもの）

信託財産の構成資産が（ヘ）又は（ト）の場合は、それぞれに定める方法に従って評価し、それらの合計額をもって評価します。

(リ) デリバティブ取引にかかる権利（規約第28条第2項第2号に定めるもの）

A. 金融商品取引所に上場しているデリバティブ取引により生じる債権及び債務

基準日における当該金融商品取引所の最終価格（終値、終値がなければ気配値（公表された売り気配の最安値又は買い気配の最高値、それらがともに公表されている場合にはそれらの仲値））に基づき算出した価額により評価します。なお、基準日において最終価格がない場合には、基準日前直近における最終価格に基づき算出した価額により評価します。

B. 金融商品取引所の相場がない非上場デリバティブ取引により生じる債権及び債務

市場価格に準ずるものとして合理的な方法により算定された価額。なお、時価評価にあたっては、最善の見積り額を使用するものとしますが、公正な評価額を算定することが極めて困難と認められる場合には、取得価額により評価します。

C. 一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行によりヘッジ取引と認められるものについてはヘッジ会計が適用できるものとします。

(ヌ) その他

上記に定めがない場合は、投資信託協会の評価規則に準じて付されるべき評価額又は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行により付されるべき評価額をもって評価します。

③ 資産運用報告等に価格を記載する目的で、上記②と異なる方法で評価する場合には、下記のように評価するものとします（規約第32条第2項）。

(イ) 不動産、不動産の賃借権及び地上権

原則として、不動産鑑定士による鑑定評価に基づく評価額又は不動産鑑定士による調査価額

(ロ) 不動産、地上権又は不動産の賃借権を信託する信託の受益権及び不動産に関する匿名組合出資持分

信託財産又は匿名組合の構成資産が上記(イ)に掲げる資産の場合は上記(イ)に従った評価を、金融資産の場合は一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行に従った評価をした上で、これらの合計額から負債の額を控除して当該匿名組合出資持分相当額又は信託受益権の持分相当額を算定した価額

④ 資産評価の基準日は、本投資法人の各決算期としますが、規約第28条第1項第3号及び第2項に定める資産であって、市場価格に基づく価額で評価できる資産については、毎月末とします（規約第32条第3項）。

⑤ 公表方法及び投資者による照会方法

1口当たりの純資産額については、計算書類の注記表に記載されることになっています（投資法人の計算に関する規則第58条、第68条）。貸借対照表を含む計算書類等は、営業期間毎に作成され（投信法第129条）、役員会により承認された場合には遅滞なく投資主に対してその旨が通知され、承認済みの計算書類等が会計監査報告とともに投資主に提供されます（投信法第131条）。

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【存続期間】

規約に存続期間の定めはありません。

(4) 【計算期間】

本投資法人の営業期間は、毎年4月1日から9月末日まで及び10月1日から翌年3月末日までとし、各営業期間の末日をそれぞれ決算期とします（規約第33条）。

(5) 【その他】

① 増減資に関する制限

(イ) 投資口の追加発行

本投資法人の発行可能投資口総口数は、10,000,000口とします（規約第6条第1項）。本投資法人は、かかる発行可能投資口総口数の範囲内において、役員会の承認を得た上で、その発行する投資口を引き受ける者の募集をすることができます。募集投資口（当該募集に応じて当該投資口の引受けの申込みをした者に対して割り当てる投資口をいいます。）1口と引換えに払い込む金銭の額は、執行役員が定め、本投資法人の保有する資産の内容に照らし公正な金額として役員会の承認を受けた金額とします（規約第6条第3項）。

(ロ) 国内における募集

本投資法人の投資口の発行価額の総額のうち、国内において募集される投資口の発行価額の占める割合は、100分の50を超えるものとします（規約第6条第2項）。

(ハ) 最低純資産額の変更

本投資法人は、5,000万円を純資産額の最低限度として常時保持します（規約第8条）。なお、投信法第67条第4項により、5,000万円を下回る額を最低純資産額とする規約変更はできません。

② 解散事由

本投資法人における解散事由は以下のとおりです（投信法第143条）。

- (イ) 規約で定めた存続期間の満了又は解散の事由の発生（なお、規約において存続期間又は解散の事由の定めはありません。）
- (ロ) 投資主総会の決議
- (ハ) 合併（合併により本投資法人が消滅する場合に限りです。）
- (ニ) 破産手続開始の決定
- (ホ) 解散を命ずる裁判
- (ヘ) 投資法第216条に基づく投信法第187条の登録の取消し

③ 規約の変更に関する手続

規約を変更するには、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって、規約の変更に関する議案が可決される必要があります（投信法第140条、第93条の2第2項第3号）。但し、書面による議決権行使及び議決権の代理行使が認められていること、及び投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときに議案に賛成するものとみなされる場合があることにつき、後記「3 投資主・投資法人債権者の権利 (1) 投資主の権利 ① 投資主総会における議決権」をご参照下さい。

投資主総会において規約の変更が決議された場合には、東京証券取引所の有価証券上場規程に従ってその旨が開示される他、かかる規約の変更が、運用に関する基本方針、運用体制、投資制限又は金銭の分配方針等に関する重要な変更該当する場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。また、変更後の規約は金融商品取引法に基づいて本投資法人が提出する有価証券報告書の添付書類として開示されます。

本投資法人の登録申請書記載事項が変更された場合には、関東財務局長に対し変更内容の届出が行われます（投信法第191条）。

④ 関係法人との契約の更改等に関する手続

本投資法人と各関係法人との間で締結されている契約における当該契約の期間、更新、解約、変更等に関する規定の概要は、以下のとおりです。

(イ) 資産運用会社（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）との間の資産運用委託契約

A. 契約期間

資産運用委託契約は、本投資法人が投資法人として投信法第189条に基づき登録がなされた日に効力を生ずるものとし、その有効期間は効力発生の日から1年間とします。但し、期間満了の3ヶ月前までに双方いづれからも書面による別段の申出がないときは、さらに従前と同一条件にて自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 本投資法人又は資産運用会社は、相手方に対し、3ヶ月前までに書面をもって解約の予告をし、本投資法人は投資主総会の承認を得た上で、資産運用会社は本投資法人の同意を得た上で、当該契約を解約することができます。

(ii) 上記(i)の記載にかかわらず、本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合には、役員会の決議により当該契約を解約することができるものとします。

a. 資産運用会社が職務上の義務に反し、又は職務を怠ったとき

b. 上記a.に掲げる場合の他、資産の運用にかかる業務を引き続き委託することに堪えない重大な事由があるとき

(iii) 本投資法人は、資産運用会社が次に定める事由の一つにでも該当する場合、当該契約を解約しなければなりません。この場合、資産運用会社は当該契約の解約に同意するものとします。

a. 金融商品取引業者（金融商品取引法に定める投資運用業を行うものであり、かつ宅地建物取引業法第3条第1項の免許及び第50条の2第1項の認可を受けている者に限ります。）でなくなったとき

b. 投信法第200条各号のいずれかに該当することとなったとき

c. 解散したとき

C. 契約の内容の変更に関する事項

資産運用委託契約は、本投資法人及び資産運用会社の書面による合意により変更することができます。

D. 解約又は契約の変更の開示方法

資産運用委託契約の解約が決定し、又は解約され、資産運用会社の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また資産運用委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ロ) 一般事務受託者（機関の運営に関する事務）（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）との間の機関運営事務委託契約

A. 契約期間

機関運営事務委託契約の有効期間は平成21年10月1日から1年間とします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者いずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって当該契約を終了させる旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に当該満了予定日の翌日よりさらに1年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる当該契約終了の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により当該契約の解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該違反が当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

C. 契約の内容の変更に関する事項

機関運営事務委託契約は、当事者が協議し合意の上、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに、規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

機関運営事務委託契約の解約が決定し、又は解約され、一般事務受託者（機関の運営に関する事務）の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、機関運営事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ハ) 一般事務受託者（会計等に関する事務）（みずほ信託銀行株式会社）との間の一般事務委託契約

A. 契約期間

一般事務委託契約の有効期間は、平成27年9月30日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

B. 契約期間中の解約に関する事項

(i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。

(ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

C. 契約の内容の変更に関する事項

一般事務委託契約は、当事者が協議し合意の上、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに、規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

一般事務委託契約の解約が決定し、又は解約され、一般事務受託者（会計等に関する事務）の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、一般事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ニ) 投資主名簿等管理人（みずほ信託銀行株式会社）との間の事務委託契約

A. 契約期間

事務委託契約（投資口事務受託契約）の有効期間は、平成21年1月1日より1年間とし、当事者のいずれかからも書面による契約解除の通知がない限り、さらに1年延長するものとし、その後も同様とします。なお、契約解除の通知があったときは、当該通知が相手方に到達した日から3ヶ月経過後最初に開催される本投資法人の投資主総会終結のときに、当該契約は終了します。

B. 契約期間中の解約に関する事項

- (i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。
- (ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を催告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。
- (iii) 当事者のいずれか一方が、手形交換所の取引停止処分、支払停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始若しくは会社更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

C. 契約の内容の変更に関する事項

事務委託契約の内容については、本投資法人及び投資主名簿等管理人が互いに協議し合意の上、変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

事務委託契約の解約が決定し、又は解約され、投資主名簿等管理人の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、事務委託契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(ホ) 特別口座管理機関（みずほ信託銀行株式会社）との間の特別口座の管理に関する契約

A. 契約の発効及び終了

特別口座管理契約は、平成21年1月5日から効力を生じ、次の各号に掲げる事由が生じた場合、各号の定める時に終了します。

- (i) 特別口座の加入者が存在しなくなった場合。特別口座管理機関は、速やかにすべての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了した時に終了します。但し、当事者の合意により、継続することができます。
- (ii) 振替法に定めるところにより、本投資法人の発行するすべての振替投資口が振替機関によって取り扱われなくなった場合。特別口座管理機関は速やかにすべての特別口座の廃止手続を行い、その手続が完了した時に終了します。
- (iii) 当事者のいずれか一方が特別口座管理契約に違反し、かつその違反が引き続き特別口座管理契約の履行に重大なる支障を及ぼすと認められたときに、他方が文書による解約の通知をした場合。当該通知において指定された日に終了します。指定がない場合は、当該通知到達の日から30日経過した日に終了します。
- (iv) 当事者の間に事務委託契約（投資口事務受託契約）が締結されており、当該契約について契約の終了事由又は特別口座管理機関が解約権を行使しうる事由が発生したときに、特別口座管理機関が特別口座管理契約の解約を本投資法人に文書で通知した場合。この場合、上記(iii)の後段を準用します。但し、当該契約の終了事由が、本投資法人の手形交換所の取引停止処分、支払の停止又は破産手続開始、再生手続開始、特別清算開始、更生手続開始の申立等により信用状態が著しく不安定になり、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められる場合は、直ちに特別口座管理契約を解約することができます。

また、当事者はそれぞれ、現在、自法人並びに自法人の取締役、執行役及び監査役又は執行役員及び監督役員（以下「役員」といいます。）が以下の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたって、以下の各号のいずれにも該当しないことを確約し、当事者のいずれか一方が以下の各号のいずれかに該当（その役員が該当する場合を含みます。）し、又は当該表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明しその状態が30日の間に治癒されなかった場合に、他方の当事者から文書による解約の通知を受けた場合には、当該通知において指定された日に特別口座管理契約は終了するものとします。

- (i) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定される暴力団、暴力団員、指定暴力団又は指定暴力団連合
- (ii) 平成16年10月15日付警察庁次長通達「組織犯罪対策要綱」第7-1(1)アに規定される暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- (iii) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律に基づき処分を受けた団体に属している者
- (iv) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律に規定される犯罪収益等隠匿又は犯罪収益等收受を行い、又は行っている疑いのある者
- (v) 貸金業法(昭和58年法律第32号、その後の改正を含みます。)に規定される取立て制限者
- (vi) 風営法に規定される風俗営業、又は性風俗関連特殊営業を行う者
- (vii) その他上記(i)ないし(vi)に準ずる者
- (viii) 上記(i)ないし(vii)に掲げる者が経営に関与している法人若しくは団体、又は前各号に掲げる者の維持若しくは運営に協力若しくは関与している者

B. 契約の内容の変更に関する事項

特別口座管理契約について、法令の変更又は監督官庁並びに振替機関の指示、その他契約の変更が必要な事由が生じた場合は、本投資法人及び特別口座管理機関が協議のうえ速やかに変更するものとします。

C. 契約の変更の開示方法

特別口座管理契約が解約が決定し、又は解約され、特別口座管理機関の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、特別口座管理契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(へ) 資産保管会社（みずほ信託銀行株式会社）との間の資産保管業務委託契約

A. 契約期間

資産保管業務委託契約の有効期間は、平成27年9月30日までとします。但し、かかる有効期間の満了予定日の3ヶ月前までに、当事者のいずれか一方からその相手方に対して、有効期間の満了予定日をもって契約を解除する旨の書面による通知がなされなかったときは、当該契約の有効期間は自動的に期間満了の日の翌日よりさらに3年間延長されるものとし、以後も同様とします。なお、かかる契約解除の通知があったときは、現行の有効期間の満了をもって当該契約は終了します。

B. 契約期間中の解約に関する事項

- (i) 当事者が、書面により契約解除に合意した場合。この場合、当該契約は当事者が合意して指定した日に終了します。
- (ii) 当事者のいずれか一方が当該契約に違反し、当該契約の履行に重大な支障を及ぼすと認められるときに、相手方が書面にてその違反を通告してから30日以内に違反した当事者が同違反を是正しない場合。この場合、相手方は同30日の期間経過後に当該契約を解除することができます。

(iii) 当事者のいずれか一方に、解散原因の発生又は破産手続開始、特別清算開始、会社更生手続開始若しくは民事再生手続開始の申立その他これらに類似する倒産手続開始の申立があったとき。又は、当事者いずれか一方が、支払停止、手形交換所における取引停止処分、又は、差押え、仮差押え、仮処分、強制執行若しくは滞納処分を受けたとき。これらの場合、その相手方は当該契約を直ちに解除することができます。

(iv) 当事者のいずれか一方について、当該契約に定める業務の遂行に著しく支障があると合理的に判断される場合。なお、この場合、その相手方は書面にてその判断を通知することにより当該契約を直ちに解除することができます。

C. 契約の内容の変更に関する事項

当事者は、互いに協議し合意の上、契約の各条項の定めを変更することができます。変更にあたっては関係法令を遵守するとともに規約との整合性に配慮するものとし、書面をもって行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

資産保管業務委託契約の解約が決定し、又は解約され、資産保管会社の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

また、関東財務局長に資産保管会社の変更が届け出られます（投信法第191条）。

(ト) 投資法人債に関する一般事務受託者（株式会社三菱東京UFJ銀行）との間の財務代理契約

A. 契約期間

契約期間の定めはありません。

B. 契約の内容の変更に関する事項

財務代理契約に定められた事項につき変更の必要が生じたときは、その都度これに関する協定をするものとします。

C. 契約の変更の開示方法

財務代理契約の概要が変更された場合には、関東財務局長に変更内容が届け出られます（投信法第191条）。

(チ) 特定関係法人（積水ハウス株式会社）との間の優先交渉権等に関する契約

A. 契約期間

優先交渉権等に関する契約の有効期間は、平成22年3月8日から1年間とします。当該契約は1年間の期間の満了日において更に1年間、同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

本投資法人と資産運用会社との平成17年4月21日付資産運用委託契約書（その後の変更を含みます。）が解除され若しくは終了した場合には、かかる資産運用委託契約書の解除若しくは終了と同時に終了します。

C. 契約の内容の変更に関する事項

当該契約の当事者のいずれかが重大な支障ないし特段の事由が存在すると判断する場合には、他の当事者に対し、当該契約の有効期限の満了日の3ヶ月前までに当該事由の内容を記載した書面を送付し、当事者間において当該契約の条件見直しのための誠実な協議を行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

優先交渉権等に関する契約の解約が決定し、又は解約され、特定関係法人の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

(リ) 特定関係法人（積和不動産株式会社）との間の優先交渉権等に関する契約

A. 契約期間

優先交渉権等に関する契約の有効期間は、平成24年1月11日から1年間とします。当該契約は1年間の期間の満了日において更に1年間、同一条件にて更新されるものとし、以後も同様とします。

B. 契約期間中の解約に関する事項

本投資法人と資産運用会社との平成17年4月21日付資産運用委託契約書（その後の変更を含みます。）が解除され若しくは終了した場合には、かかる資産運用委託契約書の解除若しくは終了と同時に終了します。

C. 契約の内容の変更に関する事項

当該契約の当事者のいずれかが重大な支障ないし特段の事由が存在すると判断する場合には、他の当事者に対し、当該契約の有効期限の満了日の3ヶ月前までに当該事由の内容を記載した書面を送付し、当事者間において当該契約の条件見直しのための誠実な協議を行うものとします。

D. 契約の変更の開示方法

優先交渉権等に関する契約の解約が決定し、又は解約され、特定関係法人の異動が決定した、又は異動があった場合には、原則として、金融商品取引法に基づいて本投資法人が遅滞なく提出する臨時報告書により開示されます。

(ヌ) 特定関係法人（積和不動産株式会社）との間のプロパティ・マネジメントに関する契約

積和不動産とのプロパティ・マネジメント契約は、物件毎の各契約に定める条件に従います。賃貸借契約の期間、更新等については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況（2）投資資産 ③ その他投資資産の主要なもの（二）賃貸借状況の概要 B. 主要なテナントの概要」をご参照下さい。

⑤ 会計監査人：新日本有限責任監査法人

本投資法人は、新日本有限責任監査法人を会計監査人とします。

会計監査人は、投資主総会の決議をもって選任します（規約第23条）。会計監査人の任期は、就任後1年経過後に最初に迎える決算期後に開催される最初の投資主総会の終結の時までとします。会計監査人は、上記の投資主総会において別段の決議がなされなかったときは、その投資主総会において再任されたものとみなします（規約第24条）。

⑥ 公告の方法

本投資法人の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行います（規約第4条）。

2 【利害関係人との取引制限】

(1) 法令に基づく制限

① 利害関係人等との取引

資産運用会社が登録投資法人の委託を受けて当該登録投資法人の資産の運用を行う場合において、当該登録投資法人と当該資産運用会社の利害関係人等との間で(i)有価証券の取得若しくは譲渡、(ii)有価証券の貸借、(iii)不動産の取得若しくは譲渡又は(iv)不動産の貸借が行われることとなるときは、当該資産運用会社は、当該登録投資法人の資産に及ぼす影響が軽微なものとして投信法施行規則で定める取引を除き、予め、当該登録投資法人の同意を得なければならないものとされており、執行役員は、かかる同意を与えるためには、役員会の承認を受けなければならないものとされています(投信法第201条の2)。

また、資産運用会社の行う取引については金融商品取引法の定めにより一定の制限が課せられています。かかる制限の中でも資産運用会社の利害関係人との取引に関する主な制限として以下のものが含まれます。

- (イ) 資産運用会社が自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第1号)。但し、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのないものとして業府令第128条で定めるものを除きます。
- (ロ) 資産運用会社が特定の金融商品、金融指標又はオプションに関し、取引に基づく価格、指数、数値又は対価の額の変動を利用して自己又は本投資法人以外の第三者の利益を図る目的をもって、正当な根拠を有しない取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第3号)。
- (ハ) 資産運用会社が自己の監査役、役員に類する役職にある者又は使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(業府令第128条各号に掲げる行為を除きます。)(業府令第130条第1項第1号)。
- (ニ) 自己又は第三者の利益を図るため、本投資法人の利益を害することとなる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第2号)。
- (ホ) 第三者(資産運用会社の親法人等及び子法人等を含みます。)の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額又は市場の状況に照らして不必要と認められる取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第3号並びに金融商品取引法第44条の3第1項第3号)。
- (ヘ) 他人から不当な取引の制限その他の拘束を受けて運用財産の運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第4号)。
- (ト) 有価証券の売買その他の取引等について、不当に取引高を増加させ、又は作弄的な値付けをすることを目的とした取引を行うことを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第5号)。
- (チ) 以下に掲げる者が有価証券の引受け等を行っている場合において、当該者に対する当該有価証券の取得又は買付けの申込みの額が当該者が予定していた額に達しないと見込まれる状況のもとで、当該者の要請を受けて、当該有価証券を取得し、又は買い付けることを内容とした運用を行うこと(金融商品取引法第42条の2第7号及び業府令第130条第1項第9号)。
 - A. 資産運用会社の関係外国法人等
 - B. 直近2事業年度において業府令に定める行為を行った運用財産にかかる有価証券の合計額が当該2事業年度において発行された運用財産にかかる有価証券の額の100分の50を超える者

② 利益相反のおそれがある場合の書面の交付

資産運用会社は、資産の運用を行う投資法人と自己又はその取締役若しくは執行役、資産の運用を行う他の投資法人、利害関係人等その他の投信法施行令で定める者との間における特定資産(投信法に定める指定資産及び投信法施行規則で定めるものを除きます。以下、本②において同じ意味で用います。)の売買その他の投信法施行令で定める取引が行われたときは、投信法施行規則で定めるところにより、当該取引にかかる事項を記載した書面を当該投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者に対して交付しなければなりません(投信法第203条第2項)。但し、資産運用会社は、かかる書面の交付に代えて、投信法施行令で定めるところにより、資産の運用を行う投資法人、資産の運用を行う他の投資法人(当該特定資産と同種の資産を投資の対象とするものに限ります。)その他投信法施行令で定める者の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電子情報処理組織を使用する方法その他

の情報通信の技術を利用する方法であって投信法施行規則に定めるものにより提供することができます（投信法第203条第4項、第5条第2項）。

③ 資産の運用の制限

登録されている投資法人は、①当該投資法人の執行役員又は監督役員、②資産運用会社、③当該投資法人の執行役員又は監督役員の親族（配偶者並びに二親等以内の血族及び姻族に限ります。）、④資産運用会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員を含みます。）、監査役若しくは執行役若しくはこれらに類する役職にある者又は使用人との間で以下に掲げる行為（投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として投信法施行令で定める行為を除きます。）を行ってはなりません（投信法第195条、第193条、投信法施行令第116条ないし第118条）。

（イ）有価証券の取得又は譲渡

（ロ）有価証券の貸借

（ハ）不動産の取得又は譲渡

（ニ）不動産の貸借

（ホ）宅地の造成又は建物の建築を自ら行うことにかかる取引以外の特定資産にかかる取引

なお、投信法施行令第117条において、投資主の保護に欠けるおそれが少ないと認められる行為として①

資産運用会社に宅地又は建物の売買又は貸借の代理又は媒介を行わせること、②資産運用会社に不動産の管理を委託すること等が認められています。

(2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）

① 一般原則

資産運用会社は、利害関係者（①投信法にて定義される利害関係人等、②資産運用会社の株主、③上記①若しくは②が投資一任契約を締結している特別目的会社等又は④上記①及び②の出資の合計が過半となる特別目的会社等をいいます。）との取引に関しては、法令上の問題点がないのみならず、資産運用会社が本投資法人の資産の運用にかかる業務の受託者として当該取引においてその責務を果たすよう、資産運用会社の内規である利害関係者取引規程に下記②以下のような定めをおいています。

② 手続

資産運用会社は、利害関係者との取引等に関する投資方針の策定若しくは改定を行おうとする場合又は利害関係者との間で下記③記載の取引を行おうとする場合には、投資委員会、コンプライアンス委員会及び取締役会における審議及び決定又は決議に加えて、本投資法人の役員会の承認を得るものとします。

③ 基準

利害関係者との以下の取引に関しては、それぞれの以下の基準に基づいて行うものとします。但し、かかる取引が実行された後に遅滞なく、資産運用会社は本投資法人に当該取引の内容等を報告するものとします。

（イ）利害関係者からの特定資産の取得

A. 不動産、不動産の賃借権及び地上権並びに不動産、土地の賃借権及び地上権を信託した信託受益権（以下「不動産等資産」といいます。）の取得の場合

不動産等資産1物件あたりの取得価格（不動産等資産そのものの取得金額とし、不動産鑑定評価額の対象となっていない税金及び取得費用等他、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、取得に際して採用した不動産鑑定士の不動産鑑定評価額等以下の金額とします。

B. その他の特定資産の取得の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により取得するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により取得するものとします。

(ロ) 利害関係者への特定資産の譲渡

A. 不動産等資産の譲渡の場合

不動産等資産1物件あたりの譲渡価格（不動産等資産そのものの譲渡価格とし、税金及び譲渡費用等の他、信託勘定内の積立金、信託収益、固定資産税等の期間按分の精算額を含まないものとします。）は、譲渡に際して採用した不動産鑑定士の不動産鑑定評価額以上の金額とします。

B. その他の特定資産の譲渡の場合

市場における時価を把握できる場合、時価により譲渡するものとします。それ以外の場合、公正な第三者によって提示された適正な価格により譲渡するものとします。

(ハ) 不動産等資産の取得、譲渡又は賃貸に係る利害関係者への媒介手数料の支払

A. 不動産等資産の取得に係る媒介の場合

支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）とします。

B. 不動産等資産の譲渡に係る媒介の場合

支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）とします。

C. 不動産等資産の賃貸に係る媒介の場合

支払うべき媒介手数料の金額は、宅地建物取引業法に規定する報酬の範囲内（信託受益権の場合にはその目的となっている宅地又は建物を基準とします。）とします。

(ニ) 利害関係者への不動産等資産の管理の委託

A. 利害関係者へ不動産等資産の管理等を委託する場合には、別途資産運用会社が策定する「プロパティ・マネジメント会社選定・管理基準」又は「建物管理会社選定・管理基準」に規定される諸条件を具備することを条件とします。

B. 本投資法人が不動産等資産を取得したときに、当該不動産等資産に利害関係者である管理業務等受託会社が存在する場合で、かつ、当該会社が、上記A.の「プロパティ・マネジメント会社選定・管理基準」又は「建物管理会社選定・管理基準」を満たす場合は、原則として当該会社に対して引き続き管理業務等を継続して委託するものとします。

C. 資産運用会社は、原則年1回、上記A.の基準に従い利害関係者の管理業務等の遂行状況について、利害関係を有しない独立した外部の評価機関による評価等を行い委託先としての適正性を検証します。その結果が一定水準に達しない場合には、当該利害関係者に対して、業務内容の変更及び改善の指示を行うこととし、相応の改善期間が経過した後も改善の傾向が見られない場合には、資産運用会社の判断で当該委託先の変更を行うこととします。

(ホ) 利害関係者との不動産等資産の賃貸借

本投資法人と利害関係者との間の賃貸借契約の内容は、市場実勢及び対象の不動産等資産の標準的な賃貸条件を勘案して、適正と判断される条件によります。

(ヘ) 利害関係者への不動産等資産に係る契約金額500万円以上の工事等の発注（但し、時間を要することで不動産等資産の損害及び被害が甚大になってしまうと判断される場合は除きます。）

利害関係者以外の第三者の見積価格・役務提供の内容等と比較検討した上で、役務提供の内容等に鑑み、見積価格が第三者の水準と著しく乖離していない場合に限り、利害関係者に対し同工事等を発注することができるものとします。

(3) 取得済資産及び取得予定資産にかかる資産運用会社の利害関係について

本投資法人は、取得済資産及び取得予定資産について、資産運用会社の利害関係人等である売主より取得する場合、その取得にかかる契約を締結するにあたり、前記「(2) 本投資法人の資産運用にかかる自主ルール（利益相反対策ルール）」に記載の自主ルールに従い、以下の審議及び決定又は決議を経ていきます。

- ① リスク管理・コンプライアンス室による事前審査及び承認
- ② 投資委員会による審議及び決定
- ③ コンプライアンス委員会による審議及び決定
- ④ 資産運用会社取締役会による審議及び決議
- ⑤ 本投資法人の役員会による審議及び承認

(4) 利害関係人等との取引状況

① 取引状況

区 分	売買金額等	
	買付額等（百万円）	売付額等（百万円）
総 額	19,355	—
	うち利害関係人等からの買付額 5,515 (28.5%)	うち利害関係人等への売付額 —
利害関係人等との取引の内訳		
積水ハウス株式会社	1,755 (9.1%)	—
積和不動産中部株式会社	3,760 (19.4%)	—
合 計	5,515 (28.5%)	—

② 支払手数料等の金額

区 分	支払手数料等 総額 (A) (千円)	利害関係人等との取引の内訳		総額に対する割合 (B/A) (%)
		支払先	支払額 (B) (千円)	
管理委託料	366,691	積和不動産株式会社	158,466	43.2
		積和不動産中部株式会社	42,751	11.7
		積和不動産関西株式会社	25,145	6.9
		積和不動産九州株式会社	11,291	3.1
仲介手数料	117,680	積和不動産株式会社	62,892	53.4
		積和不動産中部株式会社	8,936	7.6
		積和不動産関西株式会社	6,567	5.6
		積和不動産九州株式会社	131	0.1

(注) 利害関係人等とは、本投資法人の資産運用会社の利害関係人等をいい、当期に取引実績又は支払手数料等の支払実績のある積水ハウス、積和不動産、積和不動産中部、積和不動産関西及び積和不動産九州について、上記のとおり記載しています。

3【投資主・投資法人債権者の権利】

(1) 投資主の権利

① 投資主総会における議決権

投信法又は規約により定められる一定の事項は、投資主により構成される投資主総会で決議されます（投信法第77条第2項第3号）。投資主はその有する投資口1口につき1個の議決権を有します（投信法第94条第1項、会社法第308条第1項本文）。投資主総会においては、規約に別段の定めがある場合を除き発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した当該投資主の議決権の過半数をもって決議されますが（投信法第93条の2第1項）、規約の変更その他一定の重要事項に関しては、発行済投資口の過半数の投資口を有する投資主が出席し、出席した投資主の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって決議されなければなりません（投信法第93条の2第2項）。

投資主総会において権利を行使すべき投資主は、役員会の決議を経て定め、法令に従い予め公告する基準日現在の最終の投資主名簿に記載又は記録されている投資主とします（投信法第77条の3第2項、規約第15条第2項）。なお、本投資法人が投資主総会を平成28年6月10日及び同日以後遅滞なく招集し、以後、隔年毎の6月10日及び同日以後遅滞なく招集する場合には、平成28年3月末日及び以後隔年ごとの3月末日における最終の投資主名簿に記載又は記録された投資主をもって、かかる投資主総会において権利を行使することができる投資主とする旨の規約の変更がなされましたが、かかる変更は、改正投信法の施行日に効力を生じるものとされており

ます。投資主は、投資主総会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第90条の2第2項、第92条第1項、規約第12条第1項）。また、投資主は、本投資法人の承諾を得て、電磁的方法により議決権を行使することができます（投信法第92条の2）。さらに、投資主は、代理人により議決権を行使することができます。但し、投資主が代理人をもって議決権を行使しようとするときは、その代理人は本投資法人の議決権を有する投資主1名に限られます（規約第11条第2項）。また、投資主又はその代理人は、投資主総会毎に代理権を証明する書面を本投資法人に提出しなければなりません（投信法第94条第1項、会社法第310条第1項、規約第11条第3項）。これらの方法にかかわらず、投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除きます。）について賛成するものとみなされます（投信法第93条第1項、規約第14条第1項）。

② その他の共益権

(イ) 代表訴訟提起権（投信法第204条第3項、第116条、第119条、会社法第847条（第2項を除きます。））

6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、本投資法人に対して書面をもって、資産運用会社、一般事務受託者、執行役員又は監督役員の責任を追及する訴えの提起を請求することができます。本投資法人が請求の日から60日以内に訴えを提起しないときは、本投資法人のために自ら訴えを提起することができます。

(ロ) 投資主総会決議取消権等（投信法第94条第2項、会社法第830条、第831条）

投資主は、投資主総会につき、①招集の手續又は決議の方法が法令若しくは規約に違反し又は著しく不正なとき、②決議の内容が規約に違反するとき、又は③決議につき特別の利害関係を有する者が議決権を行使したことによって著しく不当な決議がなされたときには、当該決議の日から3ヶ月以内に、訴えをもって投資主総会の決議の取消しを請求することができます。また、投資主総会の決議が存在しない場合又は決議の内容が法令に違反する場合には、それぞれ投資主総会の決議の不存在又は無効を確認する訴えを提起することができます。

(ハ) 執行役員等の違法行為差止請求権（投信法第109条第5項、第153条の3第2項、会社法第360条第1項）

執行役員が本投資法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは規約に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によって本投資法人に回復することができない損害が発生するおそれがあるときには、6ヶ月前から引き続き投資口を有する投資主は、執行役員に対してその行為をやめることを請求することができます。本投資法人が清算手続に入った場合には清算執行人に対しても同様です。

(ニ) 新投資口発行の差止請求権（投信法第84条第1項、会社法第210条）

投資主は、新投資口の発行が法令若しくは規約に違反する場合又は著しく不正な方法により行われる場合において、投資主が不利益を受けるおそれがあるときは、本投資法人に対し、新投資口の発行をやめることを請求することができます。

(ホ) 新投資口発行無効訴権 (投信法第84条第2項、会社法第828条第1項第2号、第2項第2号)

投資主は、新投資口発行について重大な法令・規約違反があった場合には、新投資口の発行の効力が生じた日から6ヶ月以内に本投資法人に対して新投資口発行無効の訴えを提起することができます。

(ヘ) 合併無効訴権 (投信法第150条、会社法第828条第1項第7号、第8号、第2項第7号、第8号)

投資主は、合併手続に重大な瑕疵があった場合等には、本投資法人に対して合併の効力が生じた日から6ヶ月以内に合併無効の訴えを提起することができます。

(ト) 投資主提案権 (投信法第94条第1項、会社法第303条第2項)

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、投資主総会の日の8週間前までに一定の事項を投資主総会の目的とすることを請求することができます。

(チ) 投資主総会招集権 (投信法第90条第3項、会社法第297条第1項、第4項)

発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、執行役員に対し、会議の目的である事項及び招集の理由を示して、投資主総会の招集を請求することができ、遅滞なく投資主総会招集の手続がなされない場合又は請求があった日から8週間以内の日を投資主総会の日とする投資主総会招集の通知が発せられない場合には、監督官庁の許可を得て自ら招集することができます。

(リ) 検査役選任請求権 (投信法第110条、第94条第1項、会社法第306条第1項)

発行済投資口の100分の1以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、投資主総会にかかる招集の手続及び決議の方法を調査させるため、投資主総会に先立って検査役の選任を監督官庁に請求することができます。また、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人の業務及び財産の状況を調査させるため検査役の選任を監督官庁に申し立てることができます。

(ヌ) 執行役員等解任請求権 (投信法第104条第1項、第3項、会社法第854条第1項第2号)

執行役員及び監督役員は投資主総会の決議により解任することができますが、執行役員又は監督役員の職務の執行に関して不正の行為又は法令若しくは規約に違反する重大な事実があったにもかかわらず、投資主総会において当該執行役員又は監督役員を解任する旨の議案が否決された場合には、発行済投資口の100分の3以上の口数の投資口を6ヶ月前から引き続き有する投資主は、当該投資主総会の日から30日以内に訴えをもって当該執行役員又は監督役員の解任を請求することができます。

(ル) 解散請求権 (投信法第143条の3)

発行済投資口の10分の1以上の口数の投資口を有する投資主は、本投資法人が業務の執行において著しく困難な状況に至り、本投資法人に回復することができない損害が生じ、又は生じるおそれがあるときや、本投資法人の財産の管理又は処分が著しく失当で本投資法人の存立を危うくするときには、訴えをもって本投資法人の解散を請求することができます。

③ 分配請求権 (投信法第77条第2項第1号、第137条第1項)

投資主は、投信法及び規約に定められた金銭の分配方針に従って作成された金銭の分配に係る計算書に従い、保有投資口数に応じて金銭の分配を受ける権利を有します。

なお、本振替投資口については、本投資法人が誤って本投資法人に対抗できないものとされた振替投資口について行った金銭の分配についても、本投資法人は当該分配に係る金額の返還を求められません。この場合、本投資法人は、当該分配に係る金額の限度において、投資主の振替機関等に対する損害賠償請求権を取得します(振替法第228条、第149条)。

④ 残余財産分配請求権 (投信法第77条第2項第2号、第158条)

本投資法人が解散し、清算される場合、投資主は、保有投資口数に応じて残余財産の分配を受ける権利を有します。

⑤ 払戻請求権 (規約第5条第1項)

投資主は、投資口の払戻請求権を有しません。

⑥ 投資口の処分権（投信法第78条第1項、第3項、振替法第226条第1項、第228条、第140条）

投資主は、投資口を自由に譲渡できます。なお、投信法上、投資口を譲渡するには投資証券を交付しなければならないこととされていますが、投資口の「電子化」により、振替口座簿の記録・記載により投資口の権利の帰属が定められることとなっています。

⑦ 投資証券交付請求権及び不所持請求権（投信法第85条第1項、第3項、会社法第217条）

投信法上、投資主は投資口を発行した日以後遅滞なく、当該投資口にかかる投資証券の交付を受けることができ、また、投資主は、投資証券の不所持を申出ることとされていますが、投資口の「電子化」により、振替投資口については保管振替機構が振替法第3条第1項の指定を取り消された場合若しくは当該指定が効力を失った場合であって当該振替機構の振替業を承継する者が存しないとき、又は投資口が保管振替機構によって取り扱われなくなったときに限られます。

⑧ 帳簿等閲覧請求権（投信法第128条の3）

投資主は、本投資法人の営業時間内はいつでも、請求の理由を明らかにして、会計帳簿又はこれに関連する資料の閲覧又は謄写を請求することができます。

⑨ 少数投資主権の行使手続（振替法第228条、第154条）

振替投資口に係る少数投資主権等の行使に際しては、投資主名簿の記載又は記録ではなく、振替口座簿の記載又は記録により判定されることとなります。従って、少数投資主権を行使しようとする投資主は、保管振替機構が個別投資主通知（保管振替機構が、本投資法人に対して行う、投資主の氏名又は名称、保有投資口数等の通知をいいます。以下同じです。）を行うよう、投資主の口座を開設している口座管理機関に対して申し出ることができます。投資主は、かかる個別投資主通知が本投資法人に対して行われた後4週間が経過する日までに限り、少数投資主権を行使することができます。

(2) 投資法人債権者の権利

投資法人債権者が投信法等により有する主な権利の内容は、次のとおりです。

① 元利金支払請求権

投資法人債権者は、投資法人債の要項に従い、元利金の支払いを受けることができます。

② 投資法人債の譲渡

投資法人債券を発行する旨の定めのある投資法人債の移転は、譲渡人及び譲受人間の意思表示及び投資法人債券を交付することにより行われます（投信法第139条の7、会社法第687条）。このうち、取得者が、記名式の投資法人債の譲渡を第三者に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要であり、投資法人に対抗するためには、取得者の氏名又は名称及び住所を投資法人債原簿に記載又は記録することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第2項）。これに対し、取得者が、無記名式の投資法人債の譲渡を第三者及び投資法人に対抗するためには、投資法人債券を交付することが必要です（投信法第139条の7、会社法第688条第3項）。

投資法人債につき、本投資法人が振替法に基づく一般債振替制度において、保管振替機構が取り扱うことに同意し、振替法の適用を受けることを決定した振替投資法人債については、新規発行及び権利の移転は全て振替法に従い、振替口座簿への記録・記載によって行われることとなります。

③ 投資法人債権者集会における議決権

(イ) 投資法人債権者集会は、投信法に規定のある場合のほか、投資法人債権者の利害に関する事項について、決議を行うことができます（投信法第139条の10第2項、会社法第716条）。

投資法人債権者集会において、投資法人債権者は、その有する投資法人債の金額の合計額に応じて議決権を行使することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第723条第1項）。投資法人債権者は、投資法人債権者集会に出席する代わりに書面によって議決権を行使することも可能です（投信法第139条の10第2項、会社法第726条）。

投資法人債権者集会における決議は、裁判所の認可によってその効力を生じます（投信法第139条の10第2項、会社法第734条）。

(ロ) 投資法人債権者集会の決議方法は、以下のとおりです（投信法第139条の10第2項、会社法第724条）。

A. 法令及び投資法人債の要項に別段の定めがある場合のほか、原則として、決議に出席した議決権者の議決権の総額の2分の1を超える議決権を有する者の同意をもって行われます（普通決議）。

B. 投資法人債権者集会の決議は、一定の重要な事項については、議決権者の議決権の総額の5分の1以上を有する議決権者が出席し、かつ、出席した議決権者の議決権の総額の3分の2以上の議決権を有する者の同意をもって行われます（特別決議）。

(ハ) 投資法人債総額（償還済みの額を除きます。）の10分の1以上に当たる投資法人債を保有する投資法人債権者は、本投資法人又は投資法人債管理者に対して、会議の目的たる事項及び招集の理由を示して、投資法人債権者集会の招集を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第1項）。

かかる請求がなされた後、遅滞なく投資法人債権者集会の招集手続がなされない場合等には、かかる請求を行った投資法人債権者は、裁判所の許可を得て投資法人債権者集会の招集をすることができます（投信法第139条の10第2項、会社法第718条第3項）。

(ニ) 投資法人債権者は、本投資法人の営業時間内に、投資法人債権者集会の議事録の閲覧又は謄写を請求することができます（投信法第139条の10第2項、会社法第731条第3項）。

④ 投資法人債管理者

本投資法人は、投資法人債を募集する場合には、投資法人債管理者を定め、投資法人債権者のために、弁済の受領、債権の保全その他の投資法人債の管理を行うことを委託しなければなりません。但し、各投資法人債の金額が1億円以上である場合については、この限りではありません（投信法第139条の8）。

第4【関係法人の状況】

1【資産運用会社の概況】

(1)【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社

(英文ではSekisui House SI Asset Management, Ltd. と表示します。)

② 資本金の額

2億円(本書の日付現在)

③ 事業の内容

金融商品取引法第28条第4項に規定する投資運用業を行います。

(イ) 会社の沿革

年月日	事項
平成16年7月28日	会社設立
平成16年10月23日	宅地建物取引業者免許取得 (免許番号 東京都知事(1)第83732号)
平成17年1月27日	宅地建物取引業法上の取引一任代理等の認可取得 (認可番号 国土交通大臣認可第31号)
平成17年4月18日	投信法上の投資法人資産運用業の認可取得 (認可番号 内閣総理大臣第41号)
平成19年9月30日	金融商品取引法上の金融商品取引業者登録 (関東財務局長(金商)第337号)
平成22年3月8日	株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズから積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社へ商号変更

(ロ) 株式の総数及び資本金の額の増減

A. 発行可能株式総数(本書の日付現在)

16,000株

B. 発行済株式の総数(本書の日付現在)

4,000株

C. 最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

(ハ) 経理の概況

資産運用会社の経理の概況は以下のとおりです。

A. 最近の事業年度における主な資産と負債の概況

	平成26年3月31日
総資産(千円)	754,483
総負債(千円)	162,163
純資産(千円)	592,319

B. 最近の事業年度における損益の概況

	第10期 自 平成25年 4月 1日 至 平成26年 3月 31日
営業収益（千円）	820,978
経常利益（千円）	406,513
当期純利益（千円）	248,549

(二) その他

A. 役員の変更

資産運用会社の取締役及び監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成により選任されます。取締役の選任については、累積投票によりません。取締役の任期は、就任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までで、監査役の任期は、就任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までです。但し、補欠又は増員として選任された取締役の任期は、前任者又は現任者の残任期間と同一とし、補欠として選任された監査役の任期は、前任者の残任期間とします。資産運用会社において取締役及び監査役の変更があった場合には、その日から2週間以内に、その旨を監督官庁に届け出ます（金融商品取引法第31条第1項、第29条の2第1項第3号）。また、資産運用会社の取締役又は執行役が他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役に就任し又はこれらを退任した場合には、遅滞なく、その旨を監督官庁に届け出ます（金融商品取引法第31条の4第1項。他の会社の取締役、会計参与（会計参与が法人であるときは、その職務を行うべき社員）、監査役又は執行役が資産運用会社の取締役又は執行役を兼ねることとなった場合も同様です。）。

B. 訴訟事件その他資産運用会社に重要な影響を及ぼすことが予想される事実

本書の日付現在、資産運用会社に関して、訴訟事件その他重要な影響を及ぼすことが予想される事実はありません。

(ホ) 関係業務の概要

本投資法人が、資産運用会社に委託する業務の内容は以下のとおりです。

A. 資産運用会社としての業務

- (i) 本投資法人の資産の運用にかかる業務
- (ii) 本投資法人が行う資金調達にかかる業務
- (iii) 本投資法人の資産の状況についての本投資法人への報告業務
- (iv) 本投資法人の資産にかかる運営計画の策定業務
- (v) その他本投資法人が随時委託する上記(i)ないし(iv)に付随し又は関連する業務

B. 一般事務受託者（機関の運営に関する事務）としての業務

- (i) 本投資法人の機関の運営に関する事務（投信法第117条第4号に規定する事務のうち、本投資法人が投資主名簿等管理人との間で締結した事務委託契約書（投資口事務受託契約書）において投資主名簿等管理人に委託された事務以外のもの。）。
- (ii) その他上記(i)に準ずる業務又は付随する業務で、機関運営事務細則に定めるもの。

(2) 【運用体制】

資産運用会社の運用体制については、前記「第一部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 1 投資法人の概況 (4) 投資法人の機構 ③ 投資法人の運用体制」をご参照下さい。

(3) 【大株主の状況】

(本書の日付現在)

名称	住所	所有株式数 (株)	比率 (%) (注)
積水ハウス株式会社	大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号	3,000	75.0
株式会社 スプリング・インベストメント	東京都千代田区紀尾井町4番3号	1,000	25.0
合計		4,000	100.0

(注) 比率は、発行済株式総数に対する所有株式数の比率を表しています。

(4) 【役員の状況】

(本書の日付現在)

役職名・ 常勤非常勤の別	氏名	主要略歴		所有 株式数
代表取締役社長	南 修	前記「第1 投資法人の追加情報 2 役員の状況」をご参照ください。		0
取締役副社長	佐藤 信義	平成6年4月 平成10年3月 平成14年3月 平成17年3月 平成19年4月 平成21年4月 平成21年4月 平成22年3月 平成26年3月	オリックス株式会社入社 不動産鑑定部 同社 大阪営業第二部 同社 プロジェクトファイナンス部 同社 ストラクチャードファイナンス部 ラサールインベストメントマネジメント株式会社 (現 ラサール不動産投資顧問株式会社) 入社 投資 営業部 アソシエイトディレクター 株式会社ジョイント・コーポレーション入社 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ (現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社) 出向 IR・財務部 担当部長 同社 IR・財務部長 同社 転籍 IR・財務部長 同社 取締役副社長就任 (現任)	0
専務取締役 (IR・財務部・ 不動産投資部・ 管理部担当)	坂本 光司	平成3年4月 平成11年1月 平成11年4月 平成15年4月 平成16年4月 平成17年4月 平成17年12月 平成18年6月 平成20年1月 平成22年6月 平成24年5月 平成26年3月	株式会社大京入社 株式会社ジョイント・コーポレーション入社 株式会社ジョイント・ランド (現 株式会社ジョイン ト・レジデンシャル不動産) 転籍 営業部課長 同社 業務部業務企画課長 同社 業務部次長 同社 経営企画室長代理 同社 経営企画室長 同社 取締役就任 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ (現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社) 代表取締役社長就任 積水ハウス・S I 投資法人 (現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 執行役員就任 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 専 務取締役就任 (現任) 積水ハウス・S I 投資法人 (現 積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人) 執行役員就任	0

役職名・ 常勤非常勤の別	氏名	主要略歴		所有 株式数
取締役 (不動産運用部 担当)	桂 正樹	昭和62年4月 平成16年4月 平成18年2月 平成18年11月 平成22年3月	大阪建物株式会社(現 ダイビル株式会社)入社 同社 業務開発課長 株式会社ニューシティコーポレーション入社 ファンドマネジメント部門 アセットマネージャー バブコック・アンド・ブラウン株式会社(現 株式会 社スプリング・インベストメント)入社 アキュジション部門 ヴァイスプレジデント 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 取締役就任(現任)	0
取締役 (非常勤)	稲澤 良樹	昭和62年4月 昭和64年1月 平成18年4月 平成21年4月 平成22年3月 平成22年5月 平成23年2月	積水ハウス株式会社入社 経理部 同社 財務部 同社 経理財務部(財務グループ) 同社 経理財務部(財務グループ)部長 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 取締役就任(現任) 積水ハウス株式会社 経理財務部次長 同社 経理財務部部長(現職)	0
監査役 (非常勤)	河村 直樹	平成8年4月 平成14年8月 平成22年4月 平成26年3月	積水ハウス株式会社入社 総務部 同社 法務部 同社 法務部 課長(現職) 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社 監査役就任(現任)	0

なお、資産運用会社の取締役及び監査役以外の重要な役職者は、以下のとおりです。

(本書の日付現在)

役職名	氏名	主要略歴	所有株式数
コンプライアンス・オフィサー兼 リスク管理・コンプライアンス室長	角森 吉洋	昭和62年4月 株式会社青木建設（現 青木あすなる建設株式会社）入社 管理本部経理部 平成2年12月 同社 香港支店事務部 平成8年3月 同社 東京支店事務部 平成13年7月 同社 東京支店事務部課長 平成15年5月 同社 管理本部経営企画部課長 平成16年10月 同社 営業本部営業統括部課長 平成17年4月 同社 営業推進本部企画営業部課長 平成19年3月 株式会社ジョイント・キャピタル・パートナーズ（現 積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）入社 管理部次長 平成20年7月 同社 リスク管理・コンプライアンス室次長 平成21年6月 同社 リスク管理・コンプライアンス室副部長 平成23年6月 同社 リスク管理・コンプライアンス室シニアマネージャー 平成24年5月 同社 コンプライアンス・オフィサー兼リスク管理・コンプライアンス室長（現職）	0

(5) 【事業の内容及び営業の概況】

資産運用会社は、金融商品取引法に定める金融商品取引業者として、投資運用業及び機関の運営にかかる一般事務受託者としての業務を行っています。

本書の日付現在、資産運用会社が資産の運用及び機関の運営にかかる一般事務受託者としての業務を行う投資法人は、本投資法人のみです。

2 【その他の関係法人の概況】

A. 一般事務受託者(会計等に関する事務)、資産保管会社、投資主名簿等管理人兼特別口座管理機関

(1) 【名称、資本金の額及び事業の内容】

① 名称

みずほ信託銀行株式会社
東京都中央区八重洲一丁目2番1号

② 資本金の額

247,369百万円(平成26年3月31日現在)

③ 事業の内容

銀行法(昭和56年法律第59号、その後の改正を含みます。)(以下「銀行法」といいます。)に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(昭和18年法律第43号、その後の改正を含みます。)(以下「兼営法」といいます。)に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 【関係業務の概要】

一般事務受託者としての業務(機関の運営に関する事務を除きます。)、資産保管会社としての業務、投資主名簿等管理人としての業務及び特別口座管理機関としての業務

(3) 【資本関係】

平成26年9月30日現在、みずほ信託銀行株式会社は、本投資法人の投資口のうち15,204口(発行済投資口総数の1.66%(比率は、小数第三位を切捨てにより表示))を所有しています。

B. 投資法人債に係る一般事務受託者

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

株式会社三菱東京UFJ銀行
東京都千代田区丸の内二丁目7番1号

② 資本金の額

1,711,958百万円(平成26年3月31日現在)

③ 事業の内容

銀行法に基づき銀行業を営むとともに、兼営法に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

投資法人債に係る一般事務受託者としての業務

(3) 資本関係

平成26年9月30日現在、該当事項はありません。

C. 特定関係法人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

積水ハウス株式会社
大阪府大阪市北区大淀中一丁目1番88号

② 資本金の額

195,009百万円(平成26年10月31日現在)

③ 事業の内容

工業化住宅の設計、施工及び請負並びに不動産の売買、仲介、賃貸借、管理及びそれらに関連する事業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

メインスポンサーとしての業務及びパイプラインサポート会社としての業務

(3) 資本関係

平成26年9月30日現在、積水ハウス株式会社は、本投資法人の投資口のうち39,000口（発行済投資口総数の4.26%（比率は、小数第三位を切捨てにより表示））を所有しています。

D. 特定関係法人

(1) 名称、資本金の額及び事業の内容

① 名称

積和不動産株式会社

東京都渋谷区代々木二丁目1番1号

② 資本金の額

1,758百万円（平成26年10月31日現在）

③ 事業の内容

不動産の売買、交換及び貸借の仲介及び代理、管理等の事業を営んでいます。

(2) 関係業務の概要

パイプラインサポート会社としての業務、プロパティ・マネジメント会社としての業務、マスターリース会社としての業務

(3) 資本関係

平成26年9月30日現在、該当事項はありません。

第5【投資法人の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

本投資法人の財務諸表は「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、その後の改正を含みます。以下「財務諸表等規則」といいます。）及び同規則第2条の規定により、「投資法人の計算に関する規則」（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）に基づいて作成しています。

なお、財務諸表に記載している金額は原則、千円単位で表示し、単位未満を切り捨てています。

2. 監査証明について

本投資法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第18期計算期間（平成26年4月1日から平成26年9月30日まで）の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けています。

3. 連結財務諸表について

本投資法人は子会社がありませんので、連結財務諸表は作成していません。

1 【財務諸表】

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前期 (平成26年3月31日)	当期 (平成26年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	3,442,531	3,595,652
信託現金及び信託預金	4,174,220	4,769,531
営業未収入金	159,587	145,036
前払費用	116,460	137,101
繰延税金資産	83	99
未収消費税等	13,486	69,086
その他	337	912
貸倒引当金	△870	△1,681
流動資産合計	7,905,837	8,715,737
固定資産		
有形固定資産		
信託建物	71,913,979	82,643,364
減価償却累計額	△9,013,788	△10,188,991
信託建物（純額）	62,900,190	72,454,373
信託構築物	551,871	594,179
減価償却累計額	△122,933	△141,133
信託構築物（純額）	428,937	453,045
信託機械及び装置	961,624	1,292,569
減価償却累計額	△270,751	△321,942
信託機械及び装置（純額）	690,872	970,626
信託工具、器具及び備品	86,395	102,935
減価償却累計額	△38,322	△44,439
信託工具、器具及び備品（純額）	48,072	58,496
信託土地	84,024,725	93,263,002
有形固定資産合計	148,092,799	167,199,543
無形固定資産		
信託借地権	156,073	154,055
その他	1,793	1,164
無形固定資産合計	157,867	155,220
投資その他の資産		
差入敷金保証金	235,682	235,682
長期前払費用	299,924	341,576
その他	115,450	120,354
投資その他の資産合計	651,056	697,613
固定資産合計	148,901,723	168,052,377
繰延資産		
投資法人債発行費	70,665	89,884
投資口交付費	—	34,991
繰延資産合計	70,665	124,876
資産合計	156,878,226	176,892,990

(単位：千円)

	前期 (平成26年3月31日)	当期 (平成26年9月30日)
負債の部		
流動負債		
営業未払金	305,654	289,892
短期借入金	3,300,000	8,700,000
1年内返済予定の長期借入金	16,159,000	6,650,000
未払金	416,881	446,304
未払費用	69,827	64,192
未払法人税等	2,005	2,079
前受金	258,338	303,927
その他	29,553	12,782
流動負債合計	20,541,260	16,469,179
固定負債		
投資法人債	11,500,000	14,500,000
長期借入金	52,809,500	62,609,500
信託預り敷金及び保証金	1,967,645	2,303,807
固定負債合計	66,277,145	79,413,307
負債合計	86,818,405	95,882,486
純資産の部		
投資主資本		
出資総額	68,294,216	79,059,711
剰余金		
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	1,765,604	1,950,792
剰余金合計	1,765,604	1,950,792
投資主資本合計	70,059,821	81,010,504
純資産合計	※1 70,059,821	※1 81,010,504
負債純資産合計	156,878,226	176,892,990

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)	当期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業収益		
貸貸事業収入	※1 4,917,718	※1 5,591,570
不動産等売却益	※2 35,189	—
営業収益合計	4,952,907	5,591,570
営業費用		
貸貸事業費用	※1 2,233,689	※1 2,560,551
資産運用報酬	326,184	360,826
資産保管手数料	13,167	13,752
一般事務委託手数料	30,636	31,116
役員報酬	3,600	3,600
貸倒引当金繰入額	870	1,387
その他営業費用	102,244	156,425
営業費用合計	2,710,393	3,127,659
営業利益	2,242,513	2,463,911
営業外収益		
受取利息	665	770
未払分配金戻入	139	220
還付加算金	80	12
受取補償金	5,674	—
その他	38	160
営業外収益合計	6,598	1,163
営業外費用		
支払利息	389,965	390,802
投資法人債利息	25,964	45,969
投資法人債発行費償却	3,837	6,491
融資関連費用	61,631	62,645
投資口交付費償却	—	6,113
その他	45	93
営業外費用合計	481,443	512,115
経常利益	1,767,668	1,952,959
税引前当期純利益	1,767,668	1,952,959
法人税、住民税及び事業税	2,140	2,236
法人税等調整額	12	△15
法人税等合計	2,153	2,220
当期純利益	1,765,515	1,950,739
前期繰越利益	88	53
当期末処分利益又は当期末処理損失(△)	1,765,604	1,950,792

(3) 【投資主資本等変動計算書】

前期(自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)

(単位：千円)

	投資主資本				純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本合計	
		当期末処分利益 又は当期末処理 損失 (△)	剰余金合計		
当期首残高	68,294,216	1,681,846	1,681,846	69,976,063	69,976,063
当期変動額					
剰余金の配当		△1,681,757	△1,681,757	△1,681,757	△1,681,757
当期純利益		1,765,515	1,765,515	1,765,515	1,765,515
当期変動額合計	—	83,757	83,757	83,757	83,757
当期末残高	68,294,216	1,765,604	1,765,604	70,059,821	70,059,821

当期(自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)

(単位：千円)

	投資主資本				純資産合計
	出資総額	剰余金		投資主資本合計	
		当期末処分利益 又は当期末処理 損失 (△)	剰余金合計		
当期首残高	68,294,216	1,765,604	1,765,604	70,059,821	70,059,821
当期変動額					
新投資口の発行	10,765,494			10,765,494	10,765,494
剰余金の配当		△1,765,550	△1,765,550	△1,765,550	△1,765,550
当期純利益		1,950,739	1,950,739	1,950,739	1,950,739
当期変動額合計	10,765,494	185,188	185,188	10,950,682	10,950,682
当期末残高	79,059,711	1,950,792	1,950,792	81,010,504	81,010,504

(4) 【金銭の分配に係る計算書】

区分	前期 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)	当期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
I 当期末処分利益	1,765,604,403円	1,950,792,909円
II 分配金の額 (投資口1口当たり分配金の額)	1,765,550,510円 (11,062円)	1,950,376,440円 (2,131円)
III 次期繰越利益	53,893円	416,469円
分配金の額の算出方法	<p>本投資法人の規約第34条第1項第2号に定める租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配する旨を基本方針とし、規約第34条第1項第4号に定める利益を超えた金銭の分配を行う場合、個人投資主が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要であることを踏まえ、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額である1,765,550,510円を利益分配金として分配しています。</p>	<p>本投資法人の規約第34条第1項第2号に定める租税特別措置法第67条の15に規定される本投資法人の配当可能利益の額の100分の90に相当する金額を超えて分配する旨を基本方針とし、規約第34条第1項第4号に定める利益を超えた金銭の分配を行う場合、個人投資主が利益を超える分配額に対してその都度譲渡損益の算定を行うことが必要であることを踏まえ、投資口1口当たりの分配金が1円未満となる端数部分を除く当期末処分利益の全額である1,950,376,440円を利益分配金として分配しています。</p>

(5) 【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前期 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)	当期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益	1,767,668	1,952,959
減価償却費	1,074,178	1,253,358
投資法人債発行費償却	3,837	6,491
投資口交付費償却	—	6,113
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△469	811
受取利息	△665	△770
支払利息	415,929	436,771
営業未収入金の増減額 (△は増加)	△75,870	14,550
前払費用の増減額 (△は増加)	16,378	△17,820
未収消費税等の増減額 (△は増加)	24,025	△55,600
営業未払金の増減額 (△は減少)	21,709	△9,730
未払金の増減額 (△は減少)	28,259	46,905
前受金の増減額 (△は減少)	△74,706	45,588
信託有形固定資産の売却による減少額	541,099	—
長期前払費用の増減額 (△は増加)	△77,749	△44,472
その他	33,757	△17,565
小計	3,697,381	3,617,591
利息の受取額	665	770
利息の支払額	△426,084	△442,406
法人税等の支払額	△1,237	△2,161
営業活動によるキャッシュ・フロー	3,270,725	3,173,793
投資活動によるキャッシュ・フロー		
信託有形固定資産の取得による支出	△11,270,645	△20,382,717
信託預り敷金及び保証金の受入による収入	182,627	505,853
信託預り敷金及び保証金の返還による支出	△118,079	△169,690
投資その他の資産の増減額 (△は増加)	△5,493	△4,904
投資活動によるキャッシュ・フロー	△11,211,591	△20,051,459
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	3,300,000	8,700,000
短期借入金の返済による支出	△4,900,000	△3,300,000
長期借入れによる収入	14,030,000	9,800,000
長期借入金の返済による支出	△10,137,000	△9,509,000
投資法人債の発行による収入	5,458,785	2,976,428
投資口の発行による収入	—	10,724,389
分配金の支払額	△1,680,732	△1,765,719
財務活動によるキャッシュ・フロー	6,071,052	17,626,098
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△1,869,813	748,432
現金及び現金同等物の期首残高	9,486,565	7,616,751
現金及び現金同等物の期末残高	※1 7,616,751	※1 8,365,184

(6) 【注記表】

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法	<p>① 有形固定資産 定額法を採用しています。 なお、主たる有形固定資産の耐用年数は以下のとおりです。</p> <table border="0"> <tr> <td>信託建物</td> <td>3～60年</td> </tr> <tr> <td>信託構築物</td> <td>3～20年</td> </tr> <tr> <td>信託機械及び装置</td> <td>3～15年</td> </tr> <tr> <td>信託工具、器具及び備品</td> <td>2～15年</td> </tr> </table> <p>② 無形固定資産 定額法を採用しています。また、信託借地権については、残存期間に基づく定額法を採用しています。</p>	信託建物	3～60年	信託構築物	3～20年	信託機械及び装置	3～15年	信託工具、器具及び備品	2～15年
信託建物	3～60年								
信託構築物	3～20年								
信託機械及び装置	3～15年								
信託工具、器具及び備品	2～15年								
2. 繰延資産の処理方法	<p>① 投資法人債発行費 償還期間にわたり定額法により償却しています。</p> <p>② 投資口交付費 定額法（3年）により償却しています。</p>								
3. 引当金の計上基準	<p>貸倒引当金 債権の貸倒損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権について、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。</p>								
4. 収益及び費用の計上基準	<p>固定資産税等の処理方法 保有する不動産等にかかる固定資産税、都市計画税及び償却資産税等については、賦課決定された税額のうち当該会計期間に対応する額を賃貸事業費用として費用処理する方法を採用しています。 なお、不動産又は不動産を信託財産とする信託受益権の取得に伴い、本投資法人が負担すべき初年度の固定資産税等相当額については、費用に計上せず当該不動産等の取得原価に算入しています。不動産等の取得原価に算入した固定資産税等相当額は、前期23,828千円、当期55,017千円です。</p>								
5. ヘッジ会計の方法	<p>① ヘッジ会計の方法 金利スワップ取引について特例処理を採用しています。</p> <p>② ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段：金利スワップ取引 ヘッジ対象：借入金金利</p> <p>③ ヘッジ方針 リスク管理基本方針に基づき投資法人規約に規定するリスクをヘッジする目的でデリバティブ取引を行っています。</p> <p>④ ヘッジの有効性の評価の方法 金利スワップは特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価は省略しています。</p>								
6. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	<p>キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許現金及び信託現金、随時引き出し可能な預金及び信託預金並びに容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっています。</p>								
7. その他財務諸表の作成のための基本となる重要な事項	<p>① 不動産等を信託財産とする信託受益権に関する会計処理方法 保有する不動産等を信託財産とする信託受益権につきましては、信託財産内の全ての資産及び負債勘定並びに信託財産に生じた全ての収益及び費用勘定について、貸借対照表及び損益計算書の該当勘定科目に計上しています。 なお、該当勘定科目に計上した信託財産のうち重要性がある下記の科目については、貸借対照表において区分掲記することとしています。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 信託現金及び信託預金 (2) 信託建物、信託構築物、信託機械及び装置、信託工具、器具及び備品、信託土地 (3) 信託借地権 (4) 信託預り敷金及び保証金 <p>② 消費税等の処理方法 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっています。なお、資産の取得に係る控除対象外消費税等は、各資産の取得原価に算入しています。</p>								

〔貸借対照表に関する注記〕

※ 1. 投資信託及び投資法人に関する法律第67条第4項に定める最低純資産額
(単位：千円)

前 期 (平成26年 3月31日)	当 期 (平成26年 9月30日)
50,000	50,000

〔損益計算書に関する注記〕

※ 1. 不動産賃貸事業損益の内訳

(単位：千円)

	前 期 (自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日)	当 期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)
A. 不動産賃貸事業収益		
賃貸事業収入		
賃貸料収入	4,730,488	5,386,820
その他賃貸事業収入	187,229	204,749
不動産賃貸事業収益合計	4,917,718	5,591,570
B. 不動産賃貸事業費用		
賃貸事業費用		
管理業務費	455,559	496,630
水道光熱費	92,975	111,148
保険料	5,833	6,448
修繕費	134,577	135,879
固定資産税等	225,664	288,457
信託報酬	46,046	45,038
その他賃貸事業費用	199,475	224,210
減価償却費	1,073,556	1,252,737
不動産賃貸事業費用合計	2,233,689	2,560,551
C. 不動産賃貸事業損益 (A-B)	2,684,028	3,031,018

※ 2. 不動産等売却益の内訳

前期 (自 平成25年10月 1日 至 平成26年 3月31日)

(単位：千円)

エスティメゾン千駄ヶ谷		
不動産等売却収入		600,000
不動産等売却原価	541,099	
その他売却費用	23,711	564,810
不動産等売却益		35,189

当期 (自 平成26年 4月 1日 至 平成26年 9月30日)

該当事項はありません。

〔投資主資本等変動計算書に関する注記〕

	前 期 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 3 月31 日)	当 期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30 日)
発行可能投資口総口数及び 発行済投資口数		
発行可能投資口総口数	2,000,000口	10,000,000口
発行済投資口数	159,605口	915,240口

〔キャッシュ・フロー計算書に関する注記〕

※1. 現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

(単位：千円)

	前 期 (自 平成25年10月 1 日 至 平成26年 3 月31 日)	当 期 (自 平成26年 4 月 1 日 至 平成26年 9 月30 日)
現金及び預金	3,442,531	3,595,652
信託現金及び信託預金	4,174,220	4,769,531
現金及び現金同等物	7,616,751	8,365,184

〔リース取引に関する注記〕

オペレーティング・リース取引（借主側）

未経過リース料

(単位：千円)

	前 期 (平成26年 3 月31 日)	当 期 (平成26年 9 月30 日)
1 年内	23,760	23,820
1 年超	894,960	885,310
合計	918,720	909,130

オペレーティング・リース取引（貸主側）

未経過リース料

(単位：千円)

	前 期 (平成26年 3 月31 日)	当 期 (平成26年 9 月30 日)
1 年内	1,033,454	1,205,298
1 年超	1,733,173	2,610,294
合計	2,766,627	3,815,592

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

本投資法人は、資金調達計画・余資の運用計画に照らして、必要な資金（投資口の追加発行、借入れ及び投資法人債の発行）を調達しています。余資の運用については安全性及び流動性を重要視し、有利息の普通預金又は短期運用の定期預金とすることにより、市場リスクを極力回避しています。デリバティブは、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針です。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業未収入金については、顧客の信用リスクに晒されています。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、テナント信用力を勘案したテナント選定及び賃料支払状況等の管理体制の整備を行っています。

賃借物件における差入敷金保証金については、取引先企業の信用リスクに晒されています。本投資法人は、かかるリスクを低減するために、定期的に取り先企業の財務状況等を把握しています。

借入れ及び投資法人債の発行の可能性及び条件並びにその後の金利負担は、金利情勢その他の要因による影響を受けるため、本投資法人の希望する時期及び条件で借入れ及び投資法人債の発行を行うことができるという保証はなく、また、変動金利により調達した場合には、その後の金利変動により利払額が増加する可能性があります。また、金融機関の融資姿勢によっては、新たな借入れができなくなることや、金利、担保提供、財務制限条項等の点でより不利な条件での借入れを余儀なくされる可能性があります。

本投資法人では、上記借入れ及び投資法人債に係る市場リスク（金利等変動リスク）に対し、資産運用会社において、デリバティブ取引の取扱及びリスク管理規程を定め、当該規定に沿ってリスク低減を図ることとしています。

また、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理につきましては、資産運用会社の各部門からの報告に基づき担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しています。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれています。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件を採用することにより、当該価額が変動することがあります。また、後記「2. 金融商品の時価等に関する事項」におけるデリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含まれていません。

前期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,442,531	3,442,531	—
(2) 信託現金及び信託預金	4,174,220	4,174,220	—
(3) 営業未収入金	159,587	159,587	—
貸倒引当金	△870	△870	—
	158,717	158,717	—
資産計	7,775,469	7,775,469	—
(4) 営業未払金	305,654	305,654	—
(5) 短期借入金	3,300,000	3,300,000	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	16,159,000	16,218,576	59,576
(7) 投資法人債	11,500,000	11,253,422	△246,577
(8) 長期借入金	52,809,500	52,798,649	△10,850
負債計	84,074,154	83,876,302	△197,852
(9) デリバティブ取引	—	—	—

当期（平成26年9月30日）

（単位：千円）

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	3,595,652	3,595,652	—
(2) 信託現金及び信託預金	4,769,531	4,769,531	—
(3) 営業未収入金	145,036	145,036	—
貸倒引当金	△1,681	△1,681	—
	143,354	143,354	—
資産計	8,508,538	8,508,538	—
(4) 営業未払金	289,892	289,892	—
(5) 短期借入金	8,700,000	8,700,000	—
(6) 1年内返済予定の長期借入金	6,650,000	6,654,571	4,571
(7) 投資法人債	14,500,000	14,141,843	△358,156
(8) 長期借入金	62,609,500	62,576,856	△32,643
負債計	92,749,392	92,363,163	△386,229
(9) デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 信託現金及び信託預金、(3) 営業未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。
なお、営業未収入金については、信用リスクを個別に把握することが困難なため、貸倒引当金を信用リスクとみなし、時価を算定しています。

(4) 営業未払金、(5) 短期借入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっています。

(6) 1年内返済予定の長期借入金、(8) 長期借入金

変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映することから、時価は帳簿価額にほぼ等しいと考えられるため、当該帳簿価額によっています（但し、金利スワップの特例処理の対象とされた変動金利による長期借入金（後記「デリバティブ取引に関する注記」参照）は、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。）。固定金利によるものの現在価値の算定は、同様の借入れを行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。

(7) 投資法人債

本投資法人の投資法人債は店頭において相対での取引となっているため、市場価格での時価表示は困難となっています。現在価値の算定は、同様の資金調達を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割引いて算定する方法によっています。

(9) デリバティブ取引

後記「デリバティブ取引に関する注記」をご参照下さい。

(注2) 金銭債権の決済予定額

前期（平成26年3月31日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 現金及び預金	3,442,531	—	—	—	—	—
(2) 信託現金及び 信託預金	4,174,220	—	—	—	—	—
(3) 営業未収入金	159,587	—	—	—	—	—
資産計	7,776,339	—	—	—	—	—

当期（平成26年9月30日）

（単位：千円）

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 現金及び預金	3,595,652	—	—	—	—	—
(2) 信託現金及び 信託預金	4,769,531	—	—	—	—	—
(3) 営業未収入金	145,036	—	—	—	—	—
資産計	8,510,220	—	—	—	—	—

(注3) 投資法人債及び借入金の返済予定額

前期 (平成26年3月31日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 短期借入金	3,300,000	—	—	—	—	—
(2) 投資法人債	—	—	—	4,000,000	2,500,000	5,000,000
(3) 長期借入金	16,159,000	2,850,000	9,500,000	4,805,000	10,882,000	24,772,500
負債計	19,459,000	2,850,000	9,500,000	8,805,000	13,382,000	29,772,500

当期 (平成26年9月30日)

(単位: 千円)

	1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内	5年超
(1) 短期借入金	8,700,000	—	—	—	—	—
(2) 投資法人債	—	—	—	4,000,000	2,500,000	8,000,000
(3) 長期借入金	6,650,000	2,850,000	12,205,000	4,600,000	8,382,000	34,572,500
負債計	15,350,000	2,850,000	12,205,000	8,600,000	10,882,000	42,572,500

(注4) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位: 千円)

区分	前期 (平成26年3月31日)	当期 (平成26年9月30日)
(1) 差入敷金保証金	235,682	235,682
(2) 信託預り敷金及び保証金	1,967,645	2,303,807

(1) 差入敷金保証金

差入敷金保証金に関しては市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

(2) 信託預り敷金及び保証金

入居テナントから預託されている信託預り敷金及び保証金は、市場価格がなく、かつ、実質的な預託期間を算定することは困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積もることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としていません。

〔有価証券に関する注記〕

前期（平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当期（平成26年9月30日）

該当事項はありません。

〔デリバティブ取引に関する注記〕

① ヘッジ会計が適用されていないもの

前期（平成26年3月31日）

該当するものではありません。

当期（平成26年9月30日）

該当するものではありません。

② ヘッジ会計が適用されているもの

前期（平成26年3月31日）

ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（注1）		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	54,109,500	47,459,500	（注2）	—

（注1）金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

（注2）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）（8）長期借入金」をご参照下さい。）。

当期（平成26年9月30日）

ヘッジ会計の方法毎の決算日における契約額又は契約において定められた元本相当額等は次のとおりです。

（単位：千円）

ヘッジ会計の方法	デリバティブ取引の種類等	主なヘッジ対象	契約額等（注1）		時価	当該時価の算定方法
				うち1年超		
金利スワップの特例処理	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	長期借入金	63,909,500	57,259,500	（注2）	—

（注1）金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

（注2）金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しています（前記「金融商品に関する注記 2. 金融商品の時価等に関する事項（注1）（8）長期借入金」をご参照下さい。）。

〔退職給付に関する注記〕

前期（平成26年3月31日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

当期（平成26年9月30日）

退職給付制度がありませんので、該当事項はありません。

〔税効果会計に関する注記〕

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前期 (平成26年3月31日)	当期 (平成26年9月30日)
繰延税金資産		
信託借地権償却額	2,987千円	3,675千円
未払事業税損金不算入額	83千円	99千円
繰延税金資産小計	3,071千円	3,775千円
評価性引当額	△2,987千円	△3,675千円
繰延税金資産合計	83千円	99千円
繰延税金資産の純額	83千円	99千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前期 (平成26年3月31日)	当期 (平成26年9月30日)
法定実効税率 (調整)	36.59%	34.16%
支払分配金の損金算入額	△36.55%	△34.11%
その他	0.08%	0.06%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	0.12%	0.11%

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

平成26年3月31日に公布された「地方法人税法」（平成26年法律第11号）および「地方税法等の一部を改正する法律」（平成26年法律第4号）により、平成26年10月1日以後に開始する事業年度から「地方法人税」が創設され、地方税の一部が国税化されたことに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成27年3月期（第19期）以降において解消が見込まれる一時差異について、34.15%に変更されます。なお、この変更による、当期末の繰延税金資産及び繰延税金負債の金額に与える影響は軽微です。

〔持分法損益等に関する注記〕

前期（自平成25年10月1日 至平成26年3月31日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

当期（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

本投資法人には関連会社が存在しないため、該当事項はありません。

〔資産除去債務に関する注記〕

前期（自平成25年10月1日 至平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当期（自平成26年4月1日 至平成26年9月30日）

該当事項はありません。

〔関連当事者との取引に関する注記〕

1. 親会社及び法人主要投資主等

前期（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

2. 関連会社等

前期（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

3. 兄弟会社等

前期（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

該当事項はありません。

当期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

該当事項はありません。

4. 役員及び個人主要投資主等

前期（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

種類	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	井上 順一	本投資法人執行役員兼 積水ハウス・S I アセ ットマネジメント株式 会社代表取締役	-	積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 資産運用報酬の支払 (注1)	391,048 (注2)	未払金	359,361
				積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 機関運営事務報酬の支払 (注3)	1,400	未払金	1,470
				浜松プラザ他損害賠償金収 入 (注4)	5,674	-	-

(注1) 井上順一が第三者（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっています。

(注2) 個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬60,064千円及びその他売却費用に計上した物件売却に係る運用報酬4,800千円が含まれています。

(注3) 井上順一が第三者（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、報酬額は、機関運営事務委託契約に基づいています。

(注4) 井上順一が第三者（積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社）の代表者として行った取引であり、本投資法人の保有資産である浜松プラザ他6物件に係る固定資産税及び都市計画税の過払い分相当額を資産運用委託契約に基づき請求したものです。

(注5) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注6) 井上順一は平成26年3月20日付で執行役員を辞任し、同日付で坂本光司が執行役員に就任しました。取引金額には、坂本光司の在任期間を含む当期の取引金額を記載しています。なお、井上順一は平成26年3月20日付で積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社の代表取締役を辞任し、同日付で南修が代表取締役に就任しました。

当期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

種類	氏名	事業の内容又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
役員及び その近親者	南 修	本投資法人執行役員兼 積水ハウス・S I アセ ットマネジメント株式 会社代表取締役	-	積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 資産運用報酬の支払 (注1)	493,606 (注2)	未払金	389,692
				積水ハウス・S I アセット マネジメント株式会社への 機関運営事務報酬の支払 (注3)	6,100	未払金	1,512

(注1) 南修が第三者(積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社)の代表者として行った取引であり、報酬額は、本投資法人の規約で定められた条件によっています。

(注2) 個々の不動産等の帳簿価額に算入した物件取得に係る運用報酬132,780千円が含まれています。

(注3) 南修が第三者(積水ハウス・S I アセットマネジメント株式会社)の代表者として行った取引であり、報酬額は、機関運営事務委託契約に基づいています。

(注4) 上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれています。

(注5) 執行役員坂本光司の任期は平成26年6月11日をもって満了となり、本投資主総会において執行役員に南修が選任され、平成26年6月12日付で就任しました。取引金額には、坂本光司の在任期間を含む当期の取引金額を記載しています。

〔セグメント情報等に関する注記〕

(セグメント情報)

本投資法人は、不動産賃貸事業の単一セグメントであるため、記載を省略しています。

(関連情報)

前期（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高は、すべて損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

当期（自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日）

1. 製品及びサービス毎の情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

2. 地域毎の情報

(1) 売上高

本邦の外部顧客への売上高が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しています。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しています。

3. 主要な顧客毎の情報

単一の外部顧客への売上高は、すべて損益計算書の営業収益の10%未満であるため、記載を省略しています。

[1口当たり情報に関する注記]

項目	期別 前期 (自平成25年10月1日 至平成26年3月31日)	当期 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
1口当たり純資産額	87,791円	88,512円
1口当たり当期純利益	2,212円	2,163円

(注1) 潜在投資口調整後1口当たり当期純利益については、潜在投資口がないため記載していません。

(注2) 平成26年4月1日を効力発生日として投資口1口につき5口の割合による投資口の分割を行っています。1口当たり純資産額及び1口当たり当期純利益については、平成26年3月期期首に当該投資口の分割が行われたと仮定して算定しています。

(注3) 1口当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりです。

項目	期別 前期 (自平成25年10月1日 至平成26年3月31日)	当期 (自平成26年4月1日 至平成26年9月30日)
当期純利益(千円)	1,765,515	1,950,739
普通投資主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通投資口に係る当期純利益(千円)	1,765,515	1,950,739
期中平均投資口数(口)	798,025	901,478

〔賃貸等不動産に関する注記〕

本投資法人の保有する資産にかかる信託受益権の信託財産である不動産は、賃貸住宅、賃貸商業施設等です。前期における当該賃貸等不動産に関する不動産賃貸事業損益は2,684,028千円です。当期における当該賃貸等不動産に関する不動産賃貸事業損益は3,031,018千円です。

また、当該賃貸等不動産の貸借対照表計上額、期中増減額及び時価は、次のとおりです。

(単位：千円)

	前 期 (自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日)	当 期 (自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日)
貸借対照表計上額		
期首残高	138,507,635	148,249,019
期中増減額	9,741,383	19,104,717
期末残高	148,249,019	167,353,736
期末時価	149,737,600	173,301,700

(注1) 貸借対照表計上額は、減価償却後の帳簿価額を記載しています。

(注2) 期中増減額のうち、前期の主な増加額は、新規7物件取得(11,269,443千円)によるものであり、主な減少額は、エステイメン千駄ヶ谷の売却(541,099千円)及び減価償却費(1,073,556千円)によるものです。当期の主な増加額は、新規4物件取得(20,288,623千円)によるものであり、主な減少額は、減価償却費(1,252,737千円)によるものです。

(注3) 期末時価は、投資法人規約に基づき、それぞれ平成26年3月31日、平成26年9月30日を価格時点とする不動産鑑定士による鑑定評価額又は調査価額を記載しています。

〔重要な後発事象に関する注記〕

1. 新投資口の発行

平成26年10月3日及び同年10月15日開催の役員会において、特定資産の取得資金及び取得に付随する諸費用の一部等に充当することを目的として、以下のとおり新投資口の発行を決議し、公募による新投資口については平成26年10月22日、第三者割当による新投資口については、同年11月18日にそれぞれ払込が完了しました。

この結果、出資総額は88,925,149,945円、発行済投資口数の総数は1,018,110口となっています。

〔公募による投資口の発行〕 (一般募集)

発行投資口数	: 97,970口
発行価格	: 1口当たり99,157円
発行価格の総額	: 9,714,411,290円
払込金額(発行価額)	: 1口当たり95,902円
払込金額(発行価額)の総額	: 9,395,518,940円
払込期日	: 平成26年10月22日
分配金起算日	: 平成26年10月1日

〔第三者割当による投資口の発行〕

発行投資口数	: 4,900口
払込金額(発行価額)	: 1口当たり95,902円
払込金額(発行価額)の総額	: 469,919,800円
払込期日	: 平成26年11月18日
分配金起算日	: 平成26年10月1日
割当先	: みずほ証券株式会社

(7) 【附属明細表】

① 有価証券明細表

該当事項はありません。

不動産信託受益権は、不動産等明細表のうち、総括表に含めて記載しています。

② デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

(単位：千円)

区 分	種 類	契約額等 (注1)		時 価 (注2)
			うち1年超	
市場取引以外の取引	金利スワップ取引 変動受取・固定支払	63,909,500	57,259,500	—
合 計		63,909,500	57,259,500	

(注1) 金利スワップ取引の契約額等は、想定元本に基づいて表示しています。

(注2) 当該取引は、金融商品に関する会計基準上の特例処理の要件を満たしているため、時価の記載は省略しています。

③ 不動産等明細表のうち総括表

資産の種類	当期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	減価償却累計額		差 引 当期末残高 (百万円)	摘要
					又は償却 累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)		
有形 固定 資産	信託建物	71,913	10,729	—	82,643	10,188	1,175	72,454 (注)
	信託構築物	551	42	—	594	141	18	453 (注)
	信託機械及び装置	961	330	—	1,292	321	51	970 (注)
	信託工具、 器具及び備品	86	16	—	102	44	6	58 (注)
	信託土地	84,024	9,238	—	93,263	—	—	93,263 (注)
	合 計	157,538	20,357	—	177,896	10,696	1,250	167,199
無形 固定 資産	信託借地権	164	—	—	164	10	2	154
	その他	6	—	—	6	5	0	1
	合 計	171	—	—	171	16	2	155

(注) 当期増加額は、主にエスティメゾン錦糸町Ⅱ、エスティメゾン大島、プライムメゾン富士見台及びエスティメゾン鶴舞を取得したことによるものです。

④ その他特定資産の明細表

該当事項はありません。

不動産信託受益権は、不動産等明細表のうち、総括表に含めて記載しています。

⑤ 投資法人債明細表

銘柄	発行年月日	当期首残高 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	利率 (%)	償還期限	使途	担保
第1回無担保 投資法人債	平成25年2月28日	4,000	—	4,000	0.630	平成30年2月28日	(注1)	無担保
第2回無担保 投資法人債	平成25年2月28日	2,000	—	2,000	1.000	平成32年2月28日	(注1)	無担保
第3回無担保 投資法人債	平成26年2月28日	2,500	—	2,500	0.374	平成31年2月28日	(注2)	無担保
第4回無担保 投資法人債	平成26年2月28日	3,000	—	3,000	1.069	平成36年2月28日	(注2)	無担保
第5回無担保 投資法人債	平成26年8月29日	—	—	3,000	0.871	平成36年8月30日	(注2)	無担保
合計		11,500	—	14,500				

(注1) 資金使途は、借入金の返済及び不動産信託受益権の取得資金等です。

(注2) 資金使途は、借入金の返済資金等です。

(注3) 特定投資法人債間限定同順位特約が付されています。

(注4) 貸借対照表日後5年以内における1年ごとの償還予定額は以下のとおりです。 (単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
—	—	—	4,000	2,500

⑥ 借入金明細表

区分	借入先	当期首 残高 (百万円)	当期 増加額 (百万円)	当期 減少額 (百万円)	当期末 残高 (百万円)	平均 利率 (注1)	返 済 期 限	返 済 方 法	使 途	摘 要
短期 借 入 金	株式会社みずほ銀行	1,100	—	1,100	—	0.34636%	平成26年8月29日	期限 一括	(注3)	無担保 無保証
	株式会社三井住友銀行	1,100	—	1,100	—					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,100	—	1,100	—					
	株式会社みずほ銀行	—	4,350	—	4,350	0.34636%	平成27年2月27日			
	株式会社三井住友銀行	—	4,350	—	4,350					
	小計	3,300	8,700	3,300	8,700					
長期 借 入 金	株式会社みずほ銀行	4,954	—	4,954	—	1.43000%	平成26年8月31日	期限 一括	(注4)	無担 保・ 無保 証
	株式会社三井住友銀行	3,954	—	3,954	—					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	600	—	600	—					
	株式会社日本政策投資銀行	2,000	—	—	2,000	1.57000%	平成28年2月29日			
	株式会社みずほ銀行	425	—	—	425					
	株式会社三井住友銀行	425	—	—	425					
	農林中央金庫	1,500	—	—	1,500	1.15900%	平成27年2月27日 (注2)			
	株式会社みずほ銀行	500	—	—	500					
	株式会社三井住友銀行	500	—	—	500					
	株式会社りそな銀行	950	—	—	950					

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返 済	返済	使途	摘要	
		残高	増加額	減少額	残高						利率
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)					
長期借入金	株式会社池田泉州銀行	500	—	—	500	0.99850%	平成27年2月27日 (注2)	期限一括	(注3)	無担保・無保証	
	株式会社静岡銀行	500	—	—	500						
	株式会社七十七銀行	500	—	—	500						
	信金中央金庫	500	—	—	500						
	株式会社広島銀行	500	—	—	500						
	株式会社みずほ銀行	700	—	—	700						
	株式会社あおぞら銀行	100	—	—	100	1.18975%	平成29年2月28日				(注5)
	信金中央金庫	100	—	—	100						
	株式会社みずほ銀行	200	—	—	200						
	みずほ信託銀行株式会社	200	—	—	200						
	株式会社三井住友銀行	200	—	—	200						
	三井住友信託銀行株式会社	100	—	—	100						
	株式会社三菱東京UFJ銀行	100	—	—	100						
	三菱UFJ信託銀行株式会社	300	—	—	300						
	株式会社りそな銀行	200	—	—	200	1.19475%	平成29年2月28日		(注5)		
	株式会社日本政策投資銀行	1,200	—	—	1,200						
	株式会社福岡銀行	500	—	—	500						
	株式会社みずほ銀行	400	—	—	400						
	株式会社三井住友銀行	1,100	—	—	1,100						
	株式会社三菱東京UFJ銀行	1,300	—	—	1,300						
	株式会社山口銀行	500	—	—	500	1.15475%	平成31年2月28日		(注4)		
	株式会社日本政策投資銀行	941	—	—	941						
	株式会社みずほ銀行	1,470	—	—	1,470						
	株式会社三井住友銀行	1,470	—	—	1,470						
	農林中央金庫	2,352	—	—	2,352	0.95750%	平成29年8月31日		(注4)		
	株式会社みずほ銀行	176	—	—	176						
	株式会社三井住友銀行	176	—	—	176	0.89900%	平成31年2月28日		(注3)		
	株式会社みずほ銀行	750	—	—	750						
みずほ信託銀行株式会社	2,250	—	—	2,250							
株式会社三井住友銀行	750	—	—	750							
株式会社三菱東京UFJ銀行	750	—	—	750	1.02225%	平成32年2月28日	(注4)				
株式会社みずほ銀行	400	—	—	400							
みずほ信託銀行株式会社	500	—	—	500							
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,700	—	—	1,700							
三菱UFJ信託銀行株式会社	2,142	—	—	2,142							
株式会社りそな銀行	500	—	—	500							

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返	返	使	摘
		残高	増加額	減少額	残高					
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)	限	方法		
長期借入金	株式会社七十七銀行	500	-	-	500	0.75600%	平成30年2月28日	期限一括	(注4)	無担保・無保証
	株式会社広島銀行	500	-	-	500					
	株式会社みずほ銀行	100	-	-	100					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	500	-	-	500					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	-	-	500					
	株式会社あおぞら銀行	200	-	-	200	0.65475%	平成29年2月28日			
	信金中央金庫	200	-	-	200					
	株式会社みずほ銀行	300	-	-	300					
	みずほ信託銀行株式会社	400	-	-	400					
	株式会社三井住友銀行	300	-	-	300					
	三井住友信託銀行株式会社	200	-	-	200					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	700	-	-	700					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	-	-	500	1.17200%	平成32年8月31日			
	株式会社りそな銀行	200	-	-	200					
	株式会社あおぞら銀行	1,000	-	-	1,000					
	株式会社みずほ銀行	500	-	-	500					
	みずほ信託銀行株式会社	200	-	-	200					
	三井住友信託銀行株式会社	2,500	-	-	2,500					
	株式会社三菱東京UFJ銀行	600	-	-	600					
	三菱UFJ信託銀行株式会社	200	-	-	200	0.61060%	平成30年8月31日			
	株式会社りそな銀行	500	-	-	500					
	株式会社あおぞら銀行	500	-	-	500					
	株式会社みずほ銀行	200	-	-	200					
	みずほ信託銀行株式会社	200	-	-	200					
	株式会社三井住友銀行	1,100	-	-	1,100					
	三井住友信託銀行株式会社	500	-	-	500				1.17350%	
	株式会社みずほ銀行	300	-	-	300					
	株式会社三井住友銀行	300	-	-	300					
三井住友信託銀行株式会社	400	-	-	400						
株式会社三菱東京UFJ銀行	800	-	-	800	1.11000%	平成34年2月28日				
株式会社みずほ銀行	400	-	-	400						
みずほ信託銀行株式会社	980	-	-	980						
株式会社三井住友銀行	500	-	-	500						
三井住友信託銀行株式会社	1,500	-	-	1,500						
三菱UFJ信託銀行株式会社	500	-	-	500						
株式会社りそな銀行	800	-	-	800						

区分	借入先	当期首	当期	当期	当期末	平均	返済	返済	使途	摘要		
		残高	増加額	減少額	残高	利率						
		(百万円)	(百万円)	(百万円)	(百万円)	(注1)	期	方法				
長期借入金	株式会社池田泉州銀行	500	—	—	500	0.95225%	平成33年2月26日	期限一括	(注4)	無担保・無保証		
	株式会社みずほ銀行	400	—	—	400							
	みずほ信託銀行株式会社	500	—	—	500							
	株式会社三井住友銀行	500	—	—	500							
	三井住友信託銀行株式会社	500	—	—	500							
	三菱UFJ信託銀行株式会社	500	—	—	500							
	株式会社山口銀行	500	—	—	500							
	株式会社りそな銀行	500	—	—	500							
	株式会社みずほ銀行	405	—	—	405	0.79614%	平成32年2月28日					
	株式会社三井住友銀行	1,145	—	—	1,145	0.97300%	平成33年2月26日		(注3)			
	株式会社静岡銀行	500	—	—	500							
	信金中央金庫	500	—	—	500							
	株式会社福岡銀行	500	—	—	500							
	株式会社みずほ銀行	300	—	—	300							
	株式会社三井住友銀行	300	—	—	300							
	株式会社みずほ銀行	—	2,500	—	2,500						0.96475%	平成34年8月31日
	株式会社三井住友銀行	—	2,000	—	2,000							
	株式会社三菱東京UFJ銀行	—	900	—	900							
	株式会社みずほ銀行	—	2,450	—	2,450	0.83600%	平成33年8月31日					
株式会社三井住友銀行	—	1,950	—	1,950								
小計	68,968	9,800	9,509	69,259								
合計	72,268	18,500	12,809	77,959								

(注1) 平均利率は、期中加重平均利率を記載しています。利率は、小数第六位を四捨五入しています。なお、金利変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行った借入金については、金利スワップの効果を勘案した利率を記載しています。

(注2) 当期末において、貸借対照表上、1年内返済予定の長期借入金として流動負債に計上しています。

(注3) 資金使途は、不動産信託受益権の取得等です。

(注4) 資金使途は、既存借入金の返済です。

(注5) 資金使途は、平成19年3月に発行した第2回無担保投資法人債（投資法人債間限定同順位特約付及び適格機関投資家限定）の償還です。

(注6) 長期借入金の貸借対照表日後5年以内における1年毎の返済予定額の総額は以下のとおりです。

(単位：百万円)

1年以内	1年超2年以内	2年超3年以内	3年超4年以内	4年超5年以内
6,650	2,850	12,205	4,600	8,382

2 【投資法人の現況】

【純資産額計算書】

(平成26年9月末日現在)

I 資産総額	176,892,990千円
II 負債総額	95,882,486千円
III 純資産総額 (I - II)	81,010,504千円
IV 発行済数量	915,240口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	88,512円

第6【販売及び買戻しの実績】

計算期間	発行日	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第13期計算期間 自 平成23年10月1日 至 平成24年3月31日	該当なし			115,070口 (0口)
第14期計算期間 自 平成24年4月1日 至 平成24年9月30日	該当なし			115,070口 (0口)
第15期計算期間 自 平成24年10月1日 至 平成25年3月31日	平成24年10月1日	20,460口 (0口)	0口 (0口)	135,530口 (0口)
	平成24年10月26日	1,540口 (0口)	0口 (0口)	137,070口 (0口)
第16期計算期間 自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日	平成25年4月22日	21,430口 (0口)	0口 (0口)	158,500口 (0口)
	平成25年5月23日	1,105口 (0口)	0口 (0口)	159,605口 (0口)
第17期計算期間 自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日	該当なし			159,605口 (0口)
第18期計算期間 自 平成26年4月1日 至 平成26年9月30日	平成26年4月1日	638,420口 (0口)	0口 (0口)	798,025口 (0口)
	平成26年4月21日	111,600口 (0口)	0口 (0口)	909,625口 (0口)
	平成26年5月22日	5,615口 (0口)	0口 (0口)	915,240口 (0口)

(注1) ()内の数は、本邦外における販売口数、買戻し口数及び発行済口数です。

(注2) 本投資法人による投資口の買戻しの実績はありません。

(注3) 平成26年4月1日を効力発生日として投資口1口につき5口の割合で投資口の分割を行っています。

(注4) 第18期計算期間末以降、平成26年10月22日付で公募増資により97,970口、平成26年11月18日付で第三者割当増資により4,900口が発行され、発行済口数は1,018,110口となっています。

第7【参考情報】

第18期計算期間の開始日から、本有価証券報告書提出日までの間に以下の書類を提出しました。

1. 臨時報告書
臨時報告書を平成26年4月3日に関東財務局長に提出しました。
2. 訂正発行登録書
訂正発行登録書を平成26年4月3日に関東財務局長に提出しました。
3. 有価証券届出書
有価証券届出書2通（それぞれ添付書類を含みます。）を平成26年4月3日に関東財務局長に提出しました。
4. 有価証券届出書の訂正届出書
上記3. の各有価証券届出書の訂正届出書（それぞれ添付書類を含みます。）を平成26年4月14日に関東財務局長に提出しました。
5. 有価証券届出書の訂正届出書
上記3. の有価証券届出書のうち、その他の者に対する割当分につき、訂正届出書（添付書類を含みます。）を平成26年5月14日に関東財務局長に提出しました。
6. 有価証券報告書の訂正報告書
第16期（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）有価証券報告書の訂正報告書を平成26年6月3日に関東財務局長に提出しました。
7. 訂正発行登録書
訂正発行登録書を平成26年6月3日に関東財務局長に提出しました。
8. 有価証券報告書
第17期（自 平成25年10月1日 至 平成26年3月31日）有価証券報告書（添付書類を含みます。）を平成26年6月26日に関東財務局長に提出しました。
9. 訂正発行登録書
訂正発行登録書を平成26年6月26日に関東財務局長に提出しました。
10. 発行登録追補書類
発行登録追補書類（添付書類を含みます。）を平成26年8月8日に関東財務局長に提出しました。
11. 有価証券報告書の訂正報告書
上記8. の有価証券報告書の訂正報告書を平成26年8月19日に関東財務局長に提出しました。
12. 訂正発行登録書
訂正発行登録書を平成26年8月19日に関東財務局長に提出しました。
13. 有価証券届出書
有価証券届出書2通（それぞれ添付書類を含みます。）を平成26年10月3日に関東財務局長に提出しました。
14. 有価証券届出書の訂正届出書
上記13. の各有価証券届出書の訂正届出書（それぞれ添付書類を含みます。）を平成26年10月15日に関東財務局長に提出しました。
15. 有価証券届出書の訂正届出書
上記13. の有価証券届出書のうち、その他の者に対する割当分につき、訂正届出書（添付書類を含みます。）を平成26年11月17日に関東財務局長に提出しました。

独立監査人の監査報告書

平成26年12月24日

積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人
役員会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 竹之内 和徳 印
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 仲下 寛司 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「投資法人の経理状況」に掲げられている積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人の平成26年4月1日から平成26年9月30日までの第18期計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、投資主資本等変動計算書、金銭の分配に係る計算書、キャッシュ・フロー計算書、注記表及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、積水ハウス・S I レジデンシャル投資法人の平成26年9月30日現在の財産の状態並びに同日をもって終了する計算期間の損益及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

投資法人と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれていません。